

博士學位論文

SWIFT（TSU-BPO取引）の失敗が示唆するもの
—FinTech時代の貿易代金決済電子化への教訓と遺産

花 木 正 孝

博士學位論文

SWIFT（TSU-BPO 取引）の失敗が示唆するもの
—FinTech 時代の貿易代金決済電子化への教訓と遺産

令和4年2月25日

花 木 正 孝

目次

	頁
序章 はじめに	1
第1節 本研究の目的－貿易取引電子化の必要性	1
Ⅰ. 貿易代金決済方法	1
Ⅱ. 貿易取引電子化の流れ	2
第2節 本研究の意義－TSU-BPO 失敗の研究	2
Ⅰ. TSU-BPO 取引への期待	2
Ⅱ. TSU-BPO 取引の失敗	3
Ⅲ. TSU-BPO 失敗を研究する意義	4
第3節 本論文の構成－研究の流れ	4
Ⅰ. 貿易代金決済の現状および課題	5
Ⅱ. 貿易電子化の経緯および TSU-BPO 取引の概要	6
Ⅲ. TSU-BPO 取引事例等に見る貿易代金決済電子化効果	6
Ⅳ. TSU-BPO 取引失敗と将来への示唆	7
第1章 貿易代金決済	11
第1節 貿易代金決済の概観	11
Ⅰ. 外国為替の基本構造	11
Ⅱ. 貿易代金決済方法	16
第2節 貿易代金決済方法の多様化	25
Ⅰ. 輸出代金回収リスクヘッジ手法の多様化	25
Ⅱ. 信用状取引の現状と課題	31
第2章 ICC 規則	34
第1節 信用状統一規則	34
Ⅰ. ICC 規則の概要	34
Ⅱ. ICC 信用状統一規則	35
第2節 その他の ICC 統一規則	47
Ⅰ. ICC 請求払保証に関する統一規則	47
Ⅱ. フォーフエイティングに関する統一規則	52

第3章 貿易金融	59
第1節 貿易金融・与信管理の構造	59
I. 貿易金融の与信管理	59
II. 貿易金融実務	61
第2節 与信管理に関する新たな政策	76
I. 金融仲介機能のベンチマーク	76
第4章 TSU-BPO 取引の概要	85
第1節 TSU-BPO 取引の開発経緯	85
I. 貿易取引電子化の取組状況	85
II. SWIFT の挑戦	88
III. TSU-BPO 取引の構造	89
第2節 ICC バンク・ペイメント・オブリゲーション統一規則	94
I. ICC による統一規則制定	94
II. URBPO750 の特徴	95
第3節 TSU-BPO 取引が貿易金融に与える影響	98
I. 貿易当事者の期待	98
第5章 貿易代金決済電子化の応用	103
第1節 フォーフエイティングとの融合	103
I. TSU-BPO 取引とフォーフエイティングとの融合事例	103
II. 両者の融合による新しい貿易金融	105
第2節 請求払保証との融合	108
I. TSU-BPO 取引と請求払保証の融合効果	108
II. 請求払保証取引の現状と課題	108
III. TSU-BPO 取引のインフラを活用した電子請求払保証取引	110
第3節 国内取引への応用	117
I. 国内商取引への利用事例	117
II. NACCS との連携	118

第6章 貿易代金決済電子化の推進体制	122
第1節 与信上の課題	122
Ⅰ. 中小企業への拡大の必要性	122
Ⅱ. 海上運送状活用による中小企業宛貿易金融推進	128
第2節 地域金融での活用	135
Ⅰ. 地域金融機関関与の必要性	135
Ⅱ. 外為事務委託の概要	136
Ⅲ. TSU-BPO 取引の委託スキーム	142
Ⅳ. TSU-BPO 取引委託の意義	148
第3節 貿易金融共通インフラ設立提言	150
Ⅰ. 貿易金融共通インフラの必要性	150
Ⅱ. 外為事務処理体制の現状	150
Ⅲ. 地域金融機関の経営課題	159
Ⅳ. 受託専門銀行設立提言	163
第7章 ポスト TSU-BPO 時代の電子化	166
第1節 FinTech の勃興	166
Ⅰ. FinTech の概念	166
Ⅱ. FinTech を巡るトピックス	170
Ⅲ. わが国における FinTech 推進状況	173
Ⅳ. 外国為替業務への影響	176
第2節 BC (DLT) 技術の発展	182
Ⅰ. BC (DLT) の現状	182
Ⅱ. BC (DLT) 技術を活用した試行	185
Ⅲ. BC (DLT) の限界	190
Ⅳ. アトミック・スワップ	191
Ⅴ. 貿易金融への応用・可能性	195
第3節 TSU-BPO 取引失敗とその原因	203
Ⅰ. TSU-BPO 取引の終焉	203
Ⅱ. TSU-BPO 取引の普及阻害要因	204

終章 将来への示唆	209
第1節 本研究が与える示唆	209
I. FinTech時代の貿易代金決済への示唆	209
II. TSU-BPO取引の遺産活用	213
第2節 おわりにー今後の研究課題	216
脚注・文献	217
謝辞	

序章 はじめに

第1節 本研究の目的—貿易取引電子化の必要性

I. 貿易代金決済方法

現在の貿易代金決済には、5つの代表的決済方法がある。5つとは、①前払送金 (Advance Payment)、②後払送金 (Open Account)、③D/P (支払時書類渡し条件—Documents against payments) 取引、④D/A (引受時書類渡し条件—Documents against acceptance) 取引、⑤信用状 (Letter of Credit—L/C) 取引である。①、②は、送金取引のバリエーションであり、③、④は、荷為替手形取引のバリエーションである。ここで、輸出者、輸入者それぞれの立場から優劣を比較してみたい。

輸出者の立場で考えると、最も有利な決済方法は前払送金である。輸出契約の決済条件として、これを採用できればということはないが、取り扱う輸出商品に相応の競争力が無ければ、輸出者に一方的に有利な決済条件で契約交渉を行うのは困難が伴う。輸入者と取引開始から日が浅い等、輸入者の信用リスクを回避する必要がある場合等、信用状取引を採用することとなる。

反面、最も不利な決済方法は後払送金である。輸入者優位の契約交渉では、往々にして、荷物受領を代金決済より先行するよう要求され、更に信用状の発行すら認められないことがある。後払送金の場合、信用リスクの他に、契約後の不当な値引き等のトラブルに直面する恐れがあり、極力避けるべき決済条件である。このような場合、契約獲得の為に、安易に後払送金を採用せず、D/A 取引での契約とし、輸入者の要求を満たしつつ、不当値引き等のトラブル防止を図る。

輸入者の立場で考えると、決済方法の優劣は、輸出者の場合と真逆となる。輸入契約の決済条件として、後払送金を採用できればということはないが、相応の購買力が無ければ、輸入者に一方的に有利な決済条件で契約交渉を行うのは困難が伴う。

反面、最も不利な決済方法は前払送金である。輸出者優位の契約交渉では、往々にして確実な代金回収 (輸入者の信用リスク回避) を、強く要求される。このような場合、安易に前払送金を採用せず、輸出者の要求を満たしつつ、輸出者が契約条件 (信用状条件) 通りの船積を行うようにする為に、信用状取引での輸入契約とする。

このように輸出者、輸入者間の力関係により、信用状取引や荷為替手形取引が採用さ

れるが、これらは船荷証券（Bill of Lading—B/L）を中心とした書類取引を前提に行われる。一方で、1970年代以降のコンテナ輸送の普及に伴い、物流の大幅スピードアップが実現したが、これに対応する為に、貿易取引全体のスピードアップを図る必要性が指摘されるようになった。これに対して1980年代から、貿易取引のスピードアップ化を図る為、B/Lを始めとした書類取引を基礎とした運送・通関手続きや外国為替取引を電子化（ペーパーレス化）する試み（貿易取引電子化）が各国で検討されてきた。

II. 貿易取引電子化の流れ

貿易電子化は主に、①外国為替取引の電子化、②通関手続きの電子化、③B/Lを始めとする貿易書類の電子化、の3つを対象とするものだった。前二者は、①銀行によるエレクトリックバンキング（Electric Banking—EB）の実用化、②わが国の「輸出入・港湾関連情報処理システム（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System—NACCS）」等に代表される通関システムの実用化により、概ね実現した。

しかし、B/Lを始めとする貿易書類の電子化は結果として実用化段階には進まなかった。この停滞の理由は、下記の3点であると考えられる。①輸出者、輸入者、船会社、銀行、電子B/Lの登録機関等の関係当事者の多さゆえ、広範囲をカバーするシステム整備に大きなコストがかかった。②国境を超えるB/Lを電子化する際の法的位置づけの難しさを克服できなかった。③電子B/L登録機関の中立性を維持するのが困難であり、また、監督官庁をどこにするのか当事者全員の合意を得られなかった。

貿易書類の電子化は、現在に至るまで停滞しており、これが貿易取引全体の電子化、つまりスピードアップ化のボトルネックとなっている。

第2節 本研究の意義—TSU-BPO 失敗の研究

I. TSU-BPO 取引への期待

2002年、国際銀行間金融通信協会（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication—SWIFT）は、次世代の貿易書類電子化及び、そのデータ照合システム（Transaction Matching Application—TMA）を開発する方針を決定した。その後2007年に単純なTMAである、貿易データ照合システム（Trade Services Utility—TSU）を

開始、翌 2008 年には、輸入側銀行の輸出者に対する支払保証である、バンク・ペイメント・オブリゲーション（Bank Payment Obligation—BPO）を追加した TSU-BPO 取引を開始した。

SWIFT は TSU-BPO 取引の位置付けとして、単純に信用状取引の代替決済方法ではなく、送金取引とも異なる新たな貿易代金決済方法として位置付け、信用状取引のみならず、送金取引をも、その代替対象としていた。

また売主、買主に対しては、既存の決済方法である、信用状取引がローリスク・ハイコスト・ロースピード、送金取引がハイリスク・ローコスト・ハイスピードであるのに対して、TSU-BPO 取引は、ローリスク・ローコスト・ハイスピードという、既存の決済方法に対して優位性を持っていると宣伝した。

また銀行業界は、TSU-BPO 取引を、①事務処理コストの低減や迅速化という送金取引のメリット、②顧客の貿易取引情報を把握することによる輸出入金融の与信リスク低減及び、高い収益率という信用状取引のメリット、の 2 つを同時に達成するスキームと期待を寄せた。

2007 年のイトーヨーカ堂と三菱 UFJ 銀行の行った TSU 取引は、初の本格的取引事例であった。当初 SWIFT の意図通り TSU-BPO 取引は、送金取引を代替するケースや、単に信用状取引の代替に留まらず、フォーフェイティングと融合させる新しいスキームや、中小企業向け TSU-BPO 取引や、国内取引への TSU-BPO 取引採用等、各国で様々な試みが実施された。

更に 2013 年には、国際商業会議所（International Chamber of Commerce—ICC）により『バンク・ペイメント・オブリゲーション統一規則（Uniform Rules for Bank Payment Obligation Version 1.0, ICC Publication No. 750—URBPO750）』が発効し、これを契機に本格的に普及していくものと期待された。

II. TSU-BPO 取引の失敗

筆者は TSU-BPO 取引について、大企業から中小企業に至るまで普遍的な決済方法となる為の要件として、対象取引及び顧客セグメントの拡大が重要であると指摘していた。

しかし、TSU-BPO 取引の利用企業は大企業中心に留まり、SWIFT や ICC が意図する、既存の決済方法を代替するまで普及しているとは言い難い状況であった。結果的に、2018 年 12 月時点で TSU-BPO 取引を活用する銀行グループは 21 行、企業グループの数

も 60 社余りと採用実績は伸び悩んだ。

2019 年 4 月、SWIFT が 2020 年末で TSU のサービス提供を終了するとの報道があった¹⁾。同年 11 月に、米国の essDOCS 社によるサービス継承が公表され²⁾、SWIFT の TSU 推進は一旦頓挫した。essDOCS 社は、従来から TSU-BPO 取引に追加する形で、電子 B/L (eBL) サービスを提供していたが、SWIFT の運営していた TSU 用 TMA を事実上引き継ぐ形で、新たな TMA である CargoDocs Match (Cmatch) のサービス開始を発表した。三菱 UFJ 銀行を始めとする TSU-BPO 取引の主要利用金融機関は、これに参加をする旨表明し、SWIFT のサービス提供停止による混乱は、ひとまず回避されることとなった。

一方、TSU-BPO 取引利用企業は、Cmatch または新たな貿易代金決済電子化スキームを採用するか、その実用化が間に合わない場合、信用状取引や送金取引といった、既存の貿易代金決済方法に戻す必要に迫られる。早くから TSU-BPO 取引を採用してきたイトーヨーカ堂等の大企業にとっては、取引銀行からの与信も容易に受けることが可能であると予想され、大きな影響は回避できると思われるが、送金取引に戻した場合、BPO が発行されなくなる為、特に中小輸出者については、輸出金融が受けられなくなる懸念がある。性急なサービス提供停止は、中長期的には SWIFT や ICC に対する貿易当事者からの信頼低下という悪影響を招く恐れがあると指摘したい。

Ⅲ. TSU-BPO 失敗を研究する意義

本研究は 10 年余にわたる TSU-BPO 取引の推進状況と失敗を研究することにより、今後の新しい貿易代金決済電子化を普及させる為に、必要な要件を示すことを目的とする。

まず、TSU-BPO 取引の実績から、貿易代金決済電子化が実現した場合の、様々な効用を指摘したい。

また、TSU-BPO 取引失敗から、①TSU-BPO 取引普及を阻んだ要因を指摘し、②この失敗が FinTech を活用した次世代の貿易代金決済電子化スキームに与える示唆、③SWIFT、ICC が実現した URBPO750 等、TSU-BPO 取引の遺産といえる国際規則の内容を、どのように継承していくべきか、の 3 点について検討するものである。

第 3 節 本論文の構成—研究の流れ

本論文は、以下の 4 つから構成される。

- 第1章～第3章 貿易代金決済の現状および課題
 - 第4章 貿易電子化の経緯および TSU-BPO 取引の概要
 - 第5章～第6章 TSU-BPO 取引事例に見る貿易代金決済電子化効果
 - 第7章～終章 TSU-BPO 取引の失敗と将来への示唆
- それぞれの内容については、以下の通りである。

I. 貿易代金決済の現状および課題

まず初めに、現在の貿易代金決済の構造及び、これに関連する主要な ICC 規則について解説したい。次に、貿易代金決済に付随して発生する銀行の与信取引（貿易金融）の構造と、銀行が貿易金融の実施可否を判断する際の管理手法（与信管理）について解説する。最後に、これらに対して、技術革新、国際情勢、顧客ニーズ、政策当局の要請等により惹起された新しい動きについて紹介する。

1. 貿易代金決済（第1章）

第1章では、貿易代金決済及び、国際規則に関して、現状と課題を述べる。第1節では、貿易代金決済の概観について説明する。第2節では、貿易代金決済における新しい動きについて、主に輸出者の代金回収リスクヘッジ手法の多様化について説明する。

2. ICC 規則（第2章）

第2章では、貿易代金決済に関連する ICC 制定の国際規則に関して、現状と課題を述べる。第1節では、貿易代金決済の一つ信用状取引について、その生成から ICC 規則の制定までの歴史的経緯を振り返り、ICC 規則の意義を解説したい。ついで、ICC 信用状統一規則、国際標準銀行実務等、主要な信用状関連 ICC 規則について概要を説明する。第2節では、その他の主要 ICC 規則、具体的には請求払保証に関する統一規則、フォーフェイスティンクに関する統一規則について説明する。

3. 貿易金融（第3章）

第3章では、貿易金融・与信管理の構造に関して、現状と課題を述べる。第1節では、銀行与信管理の考え方及び、貿易金融実務について説明する。第2節では、我が国の金

融庁が唱える新たな政策―「事業性評価に基づく融資」、「担保・保証に依存しない融資」の推進について説明する。

Ⅱ. 貿易電子化の経緯および TSU-BPO 取引の概要

次に、SWIFT の企画した TSU-BPO 取引の開発経緯について紹介したい。そして、初の貿易代金決済電子化に関する ICC 規則である URBP0750 について、その特徴を説明する。

1. TSU-BPO 取引の概要（第 4 章）

第 4 章では、TSU-BPO 取引の概要を説明する。第 1 節では、過去の貿易電子化の取組状況と、それに続く TSU-BPO 取引の開発経緯について説明したい。第 2 節では、URBP0750 について、既存の ICC 規則との類似点、相違点を指摘したい。第 3 節では、TSU-BPO 取引が貿易金融に与える影響について、SWIFT、ICC、輸出入者、銀行の立場で説明したい。

Ⅲ. TSU-BPO 取引事例等に見る貿易代金決済電子化効果

3 つ目は TSU-BPO 取引事例等を参考に、TSU-BPO 取引を核として、複数の貿易金融、輸出代金回収リスクヘッジスキームとの融合事例を通して、貿易代金決済電子化の効果を紹介したい。また、貿易代金決済電子化を推進する為の与信管理面、営業推進面で提言を行いたい。

1. 貿易代金決済電子化の応用（第 5 章）

第 5 章では、貿易代金決済電子化の応用事例を紹介する。第 1 節では、フォーフェイティングと TSU-BPO 取引との融合事例を取り上げ、両者が非常に親和性の高いことを説明したい。第 2 節では、同様に TSU-BPO 取引と親和性の高いと考える、請求払保証との融合を提言したい。第 3 節では、国内取引への応用事例を取り上げると共に、NACCS と連携した関税ユーザンスを提言し、これが「事業性評価に基づく融資」、「担保・保証に依存しない融資」を資することを説明したい。

2. 貿易代金決済電子化の推進体制（第6章）

第6章では、貿易代金決済電子化の推進体制について提言したい。TSU-BPO取引は、信用状取引等既存の貿易金融に比べ、与信管理面で難点がある。TSU-BPO取引を代表とする貿易代金決済電子化を推進する為には、その顧客セグメントを、中小企業まで拡大する必要がある。第1節では、与信管理上の弱点を補強する為に、海上運送状の活用を提言したい。第2節では、中小企業宛の与信取引を得意とする地域金融と、大手金融機関間の外為事務委託を参考に、貿易代金決済電子化推進策を提言したい。第3節では、更にこれを進めて貿易金融共通インフラ設立を提言したい。

IV. TSU-BPO 取引失敗と将来への示唆

最後に、TSU-BPO取引失敗の原因と、これから導かれる将来への示唆を説明したい。

1. ポスト TSU-BPO 時代の電子化（第7章）

第7章では、ポスト TSU-BPO 時代の貿易代金決済電子化について説明したい。第1節では、現在の金融業界にとって大きなトピックスである FinTech の勃興について紹介し、これが貿易代金決済電子化に与える影響について指摘したい。第2節では、FinTech の根幹をなすブロックチェーン技術（Blockchain-BC）と呼ばれる、分散台帳技術（Distributed Ledger Technology-DLT）技術の発展について紹介し、これを活用した貿易代金決済電子化スキームの提言を行いたい。第3節では、FinTech の進展を含む TSU-BPO 取引失敗の原因について、その普及阻害要因を検討したい。

2. 将来への示唆（終章）

終章では、TSU-BPO 取引失敗の原因から、今後の貿易代金決済電子化スキームに必要なとされる要件を検討する。第1節では、本研究が与える示唆として、9つの要件を指摘したい。第2節では、今後の研究課題を説明したい。

各章における紹介、説明内容については、以下の論文内容に加除修正したものを中心に行っている。

- 第1章 花木正孝（2017年）「貿易取引の技術的發展に伴う信用状統一規則規定の変遷」、『商経学叢』第63巻3号、227-231頁
- 第2章 前掲著、206-220頁及び、
花木正孝（2012年）「URDG758改訂と今後の銀行保証業務に与える影響」、『日本貿易学会リサーチペーパー』創刊号（査読付き論文）、33-48頁及び、
花木正孝（2015年）「TSU-BPOとフォーフェイティングの融合による新しい貿易金融」、『日本貿易学会リサーチペーパー』第4号（査読付き論文）、41-47頁
- 第3章 花木正孝（2016年）「中小企業宛貿易金融取引における海上運送状活用の提言」、『港湾経済研究』第54号（査読付き論文）、137-139頁及び、
花木正孝（2017年）「NACCSとの連携強化による貿易金融高度化」、『港湾経済研究』第55号（査読付き論文）、45-51頁
- 第4章 前掲著（2017年）、52-53頁及び、
花木正孝（2014年）「SWIFT-ICCによるTSU-BPOが貿易金融に与える影響」、『日本貿易学会リサーチペーパー』第3号（査読付き論文）、1-16頁
- 第5章 花木正孝（2015年）「TSU-BPOとフォーフェイティングの融合による新しい貿易金融」、『日本貿易学会リサーチペーパー』第4号（査読付き論文）、47-51頁及び、
花木正孝（2016年）「請求払保証取引へのTSU-BPO（URBPO）活用提言」、『国際商取引学会年報』第18号（査読付き論文）、71-78頁及び、
花木正孝（2016年）「TSU-BPO取引の現状と今後～貿易金融電子化の可能性」、『商経学叢』第63巻2号、106-107頁及び、
花木正孝（2017年）「NACCSとの連携強化による貿易金融高度化」、『港湾経済研究』第55号（査読付き論文）、53-57頁

- 第6章 花木正孝（2016年）「海上運送状の活用による中小企業宛 TSU-BPO 利用促進の提言」、『日本貿易学会誌』第53号（査読付き論文）、31-42頁及び、
花木正孝（2018年）「TSU-BPO 取引活用による地域金融機関の貿易金融高度化」、『国際商取引学会年報』第20号（査読付き論文）、84-97頁及び、
花木正孝（2020年）「貿易金融に関する共通インフラ設立の提案－業務委託による貿易金融サービス対象セグメントの拡大」、『日本貿易学会誌』第57号（査読付き論文）、19-33頁
- 第7章 花木正孝（2017年）「「フィンテック」の発展が外国為替業務に与える影響」、『日本貿易学会誌』第54号（査読付き論文）、43-55頁及び、
花木正孝（2019年）「Blockchain 技術の発展が貿易金融に与える影響－Atomic Swap 技術による貿易金融再編」、『日本貿易学会誌』第56号（査読付き論文）、22-38頁及び、
花木正孝（2020年）「TSU-BPO の失敗が示唆するもの－FinTech 時代の貿易金融への教訓と遺産」、『国際商取引学会年報』第22号（査読付き論文）、145-153頁
- 終章 前掲著、153-158頁

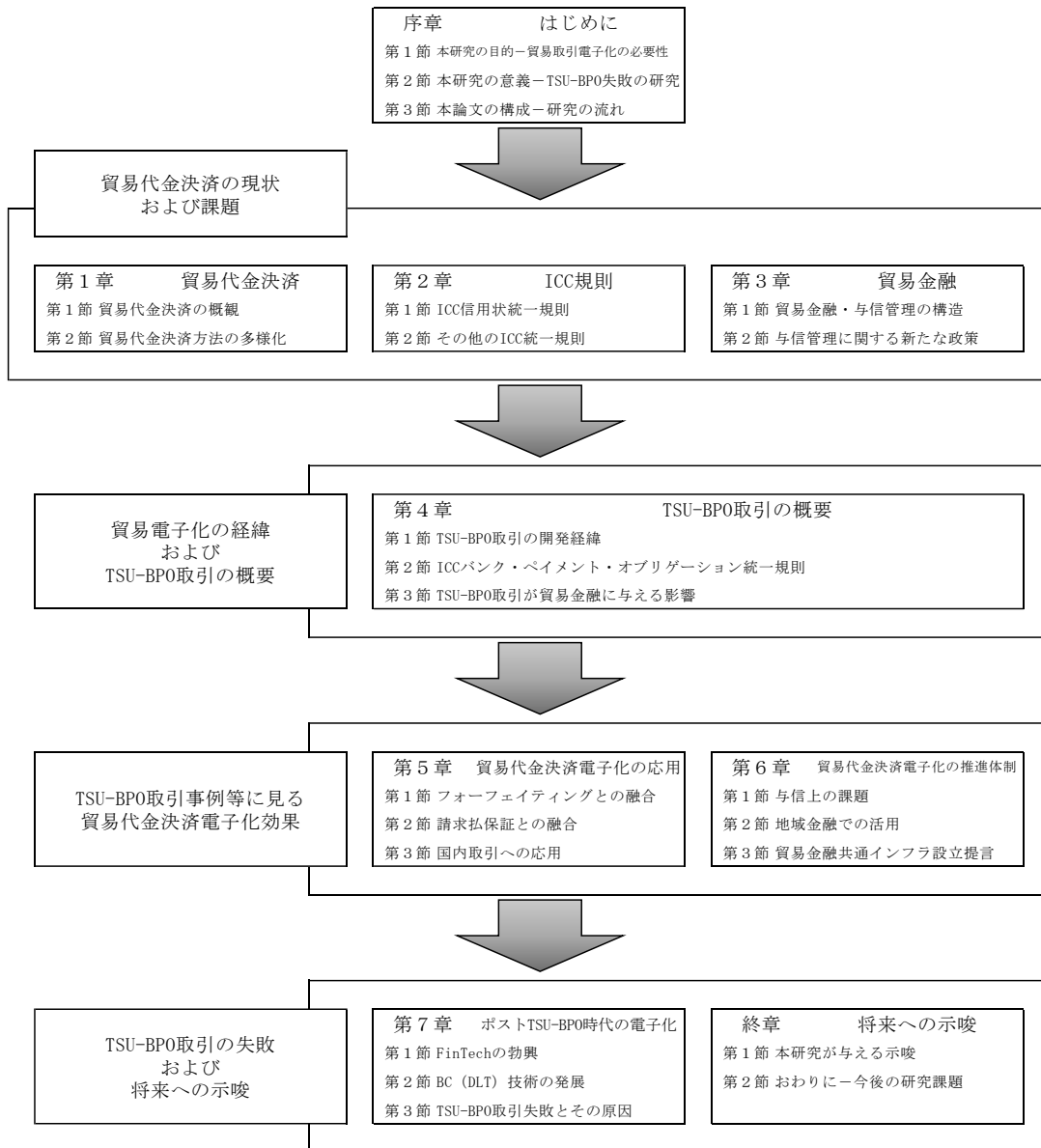
尚、貿易代金決済、貿易金融に関する実務的解説については、以下の書籍の内容を加除修正して引用している。

石原伸志、小林二三夫、花木正孝、吉永恵一（2019年）

『改訂 新貿易取引－基礎から最新情報まで－』

「第3章 外国為替」（執筆担当：花木正孝）、経済法令研究会、引用部分は、第1章（65-80頁、127-132頁）、第2章（111-126頁）、第4章（175-177頁）である。

図表 本論文の構成



出典：筆者作成

第1章 貿易代金決済

本章では、貿易代金決済及び、国際規則に関して、現状と課題を述べる。第1節では、貿易代金決済の概観について説明する。第2節では、貿易代金決済における新しい動きについて、主に輸出者の代金回収リスクヘッジ手法の多様化について説明する。

第1節 貿易代金決済の概観

I. 外国為替の基本構造

1. 外国為替の基本

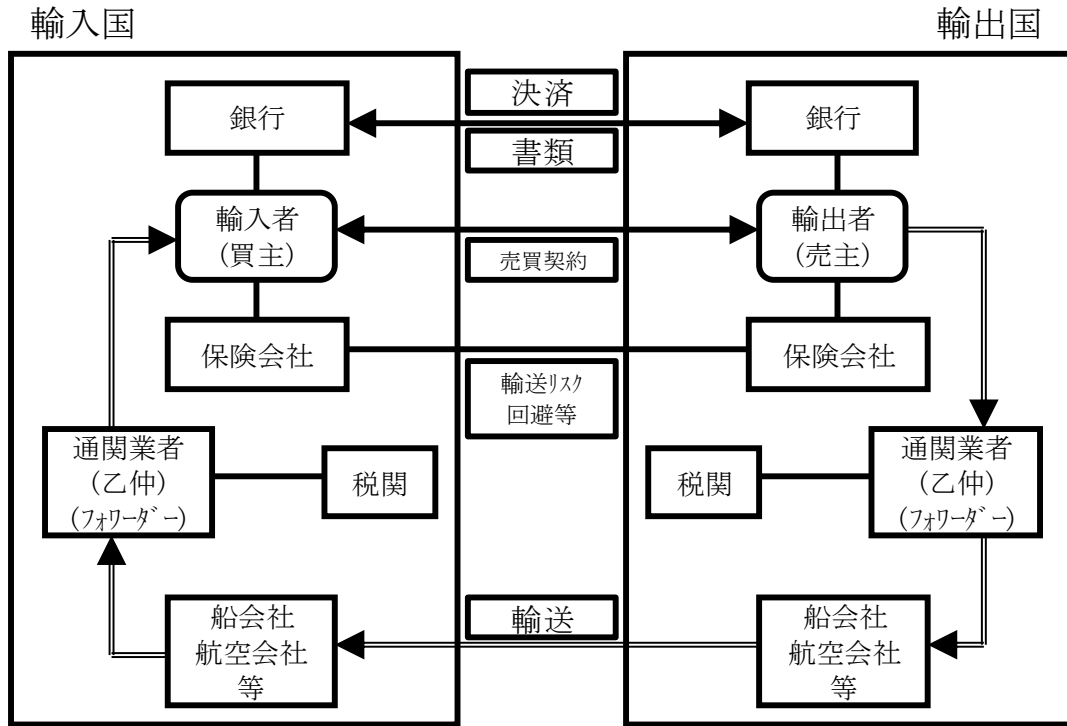
(1)外国為替の当事者

貿易取引の、4つの重要な柱である、①マーケティングや売買契約等の国際商取引、②外国為替、③貨物海上保険、④輸出入通関、輸配送、船積みの内、外国為替は、貿易取引の最終コーナーというべき、貿易代金決済を担当する（図表1-1参照）。このことから、貿易取引を成功裏の内に終える為には、外国為替の仕組みを、きちんと理解し、これを使いこなすことが必要となる。

外国為替は、内国為替と並ぶ為替取引の両輪である。為替取引とは、遠隔地の債権者（売主）と債務者（買主）の間で行う代金の支払いに際して、①現金の移動によらず、②銀行を介して資金を移動させる取引のことをいい、第三者（銀行）が、債権者・債務者に「替って為す（かわってなす）」から、為替（かわせ）という言葉が生まれたともいわれる。為替取引では、決済システム上で、資金移動の指図（支払指図）が送信され、これに基づき金融機関間の資金決済が、資金決済機関にて行われる。

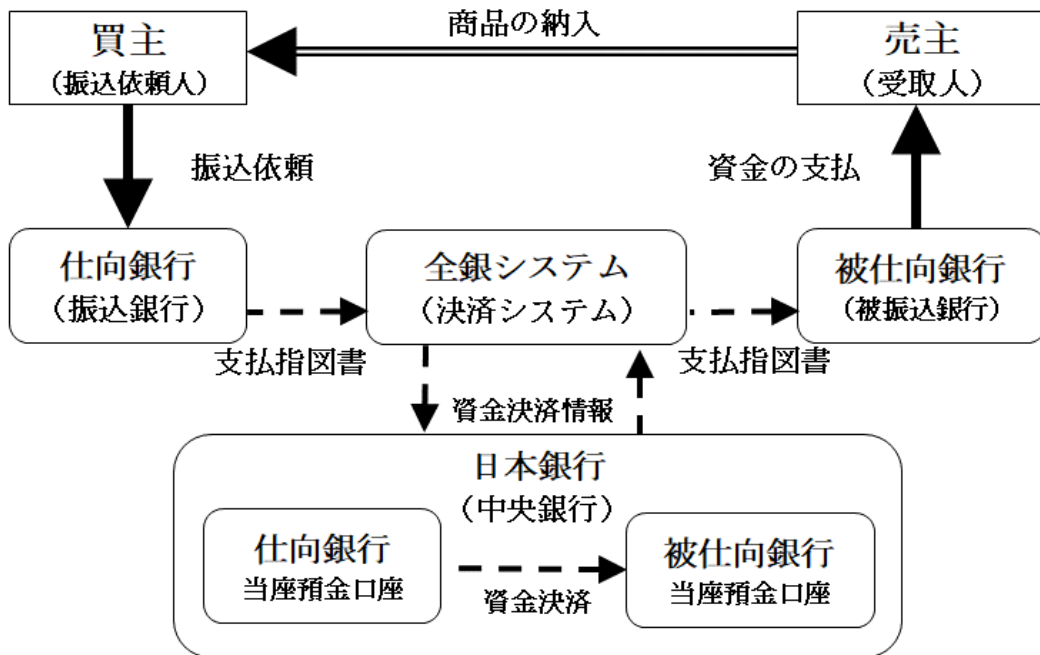
内国為替では、同一国内での資金移動取引となる為、支払指図、資金決済共に、国内の法制度に基づいて一元的に行われ、わが国の場合、振込を例にとれば、決済システムを全銀ネット、資金決済機関は中央銀行である日本銀行が担当する。全銀ネットは、わが国金融機関の専用ネットワークであり、これらを通じて、通信内容の真正性が担保されている。また、日本銀行において、全ての金融機関の当座預金口座が預け入れられ、これを通じて資金決済の確実性が担保されている（図表1-2参照）。

図表 1 - 1 貿易取引の当事者



出典：筆者作成

図表 1 - 2 為替取引の基本構造 (国内振込のケース)



出典：筆者作成

(2) コルレス契約

一方、外国為替では、国境を跨ぐ取引ということもあり、内国為替に備わる、共通の決済システムや資金決済機関が存在しない。この為、外国為替取引を行う金融機関は、個別にコルレス契約を締結する。典型的なコルレス契約の内容は、①通信内容の真正性を担保する為の通信暗証（テストキー）及び、署名鑑の交換、②通貨毎の資金決済方法に関する取り決め、③コルレス預金口座開設等である。必要に応じて、金融機関相互の貸出契約等も締結されることもある。このようにコルレス契約によって、外国為替取引を行う金融機関同士で通信内容の真正性と、資金決済の確実性を担保することで、円滑な外国為替取引を行うことが可能となる。

(3) SWIFT

コルレス契約に基づき銀行等の間でやり取りされる通信は、SWIFTを通じて行われる。SWIFTは、1973年にベルギーのブラッセルで設立された非営利法人で、1980年代から本格的なサービスを提供している。SWIFTの設立目的は、それまで通信の主流であったテレックスに関する問題点の克服、①契約さえすれば誰でも参加できるテレックスの性格上横行した、なりすまし等を排除することで、通信内容の真正性を担保することや、②通信内容の標準化がなされていないテレックスに対して、標準化を実現することで、銀行業務を効率化することであった。2021年12月末現在、SWIFTに加盟する金融機関等のユーザー総数は11,642であり、2021年の総メッセージ件数は、105億件を超えており、金融メッセージ通信のデファクトスタンダードとなっている¹⁻¹⁾。(図表1-3参照)

図表1-3 SWIFTユーザー数(2021年12月31日)

ライブ稼働(国)	200
ライブ稼働(メンバー)	2,421
ライブ稼働(サブメンバー)	3,087
ライブ稼働(パーティシパント)	6,134
ライブユーザー合計	11,642

出典：SWIFT資料を基に筆者作成¹⁻¹⁾

中島(2009)¹⁻²⁾によれば、SWIFTは金融機関や金融システムそのものではないが、金融機関、金融システムを支える通信インフラとして、必要不可欠な存在となっている。

更に、金融のグローバル化と IT 化の進捗に連れて、金融機関や金融市場は益々 SWIFT への依存を強めている。

現在、SWIFT は業務別の電文雛形 (Message Type-MT) を定め、業務の効率化を図ると共に、取引関係管理ツール (Relationship Management Application-RMA) により、銀行間で許可した取引のみ通信するので、通信内容の真正性を担保している。SWIFT で取り交わされる代表的な電文は、以下のように電文の資料目的に応じて、MT から始まる 3 桁の数字で表される (図表 1-4 参照)。

図表 1-4 SWIFT 電文雛形

メッセージの種類	メッセージタイプ	内 容
顧客送金・小切手取引	1 × ×	送金関係 支払指図 (MT103)
金融機関付替え	2 × ×	銀行間資金付替え カバー支払指図 (MT202COV)
取立	4 × ×	荷為替手形の支払、 引受等の通知
荷為替信用状・保証	7 × ×	信用状開設 (MT700) 条件変更 (MT707)
キャッシュマネジメント・顧客状況	9 × ×	口座の残高、入出金、 ステートメント等の情報

出典：筆者作成

また、SWIFT では、参加金融機関等に対して、銀行識別コード (Bank Identifier Code-BIC) を与えている。BIC は、8 桁若しくは 11 桁の、英数字からなる固有の識別符号 (図表 1-5 参照) であり、貿易取引における取引銀行情報として重要な情報となる。

図表 1-5 BIC の構成 (三菱 UFJ 銀行の事例)

	↓ ①	↓ ②	↓ ③	↓ ④	↓ ⑤
	B O T K	J P	J T	(A)	X X X
(桁)	1 2 3 4	5 6	7 8	9	10 11 12
1~4桁	①BANKコード			(銀行)	
5、6桁	②COUNTRYコード			(国)	
7、8桁	③LOCATIONコード			(地域)	
9桁	④TERMINALコード			(端末)	
10~11桁	⑤BRANCHコード			(支店)	

一般にBICは、9桁目のTERMINALコードを除いた8桁 (BRANCHコードがあれば11桁) を指す。

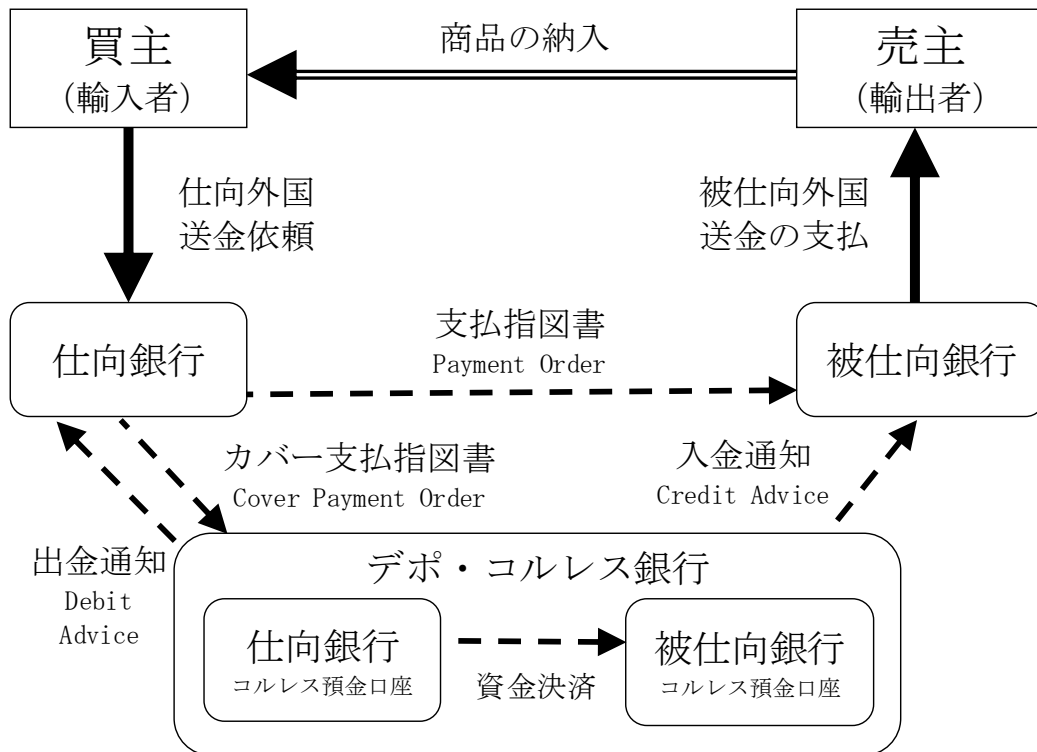
出典：筆者作成

(4) コルレス銀行間の資金決済

それでは、伝統的な外国送金取引を例にコルレス銀行間の取引事例を説明する（図表 1－6 参照）。輸入者から外国送金を依頼された輸入者の取引銀行（仕向銀行）は、輸出者の取引銀行（被仕向銀行）に対し、SWIFT を通して支払指図（MT103）を発信する。一方、仕向銀行は自行のコルレス預金口座を預け入れているコルレス銀行に対し、被仕向銀行への資金支払を、カバー支払指図（MT202）により依頼する。

いずれの電文も、コルレス契約及び、RMA により真正性が担保されている為、銀行は安心して支払等の手続きを行うことができる。被仕向銀行のコルレス預金口座に資金を振替えたコルレス銀行は、SWIFT を通して、被仕向銀行に入金通知、仕向銀行に出金通知を発信する。入金通知を受領し、資金決済の完了を確認できた被仕向銀行は、輸出者に対して支払いを実行する。このように 1 件毎に真正性及び資金決済の確認を取りながら外国為替取引は行われる。

図表 1－6 外国送金の流れ



出典：筆者作成

II. 貿易代金決済方法

序章でも述べた通り、貿易代金決済方法は、大きく①送金取引、②荷為替手形取引、③信用状取引、の3つに分類される。送金取引は、①前払送金、②後払送金、の2つに、荷為替手形取引は、①D/P取引、②D/A取引、の2つに、更に細分される。

1. 送金取引

送金取引は、貿易代金決済を外国送金によって行うものである。外国送金は SWIFT を利用した電信送金がその大半を占めているが、稀に仕向銀行が、海外のデポ・コルレス銀行を、支払銀行として振り出す、送金小切手 (Demand Draft—DD) を利用するケースもある。この場合、送金依頼人は、DD を受取人に対して直接送付するが、途中で紛失するリスクがある。これを受け取った、受取人は DD を取引銀行から、仕向銀行のデポ・コルレス銀行に取立手続きを行う必要があり、この手続きに時間とコストがかかる為、DD は手続き時間に十分余裕のある場合に利用すべきであるとされる。加えて、最近、DD を含む外貨小切手には、偽造・変造の恐れがある為、これを取扱う銀行も減少している。貿易代金決済には、スピーディー且つコストの安い電信送金の方が適している。

送金取引を、貿易代金決済方法として分類すれば、荷物引渡に先駆けて決済を行うものを前払送金、荷物引渡後に決済を行うものを後払送金という。前払送金の場合、輸入者 (送金依頼人) は、輸出者 (受取人) から荷物または、それに代わる B/L を受け取る前に、輸入代金を支払う形になる。この為、輸入者は代金を支払ったにも拘らず、荷物を受け取ることができないリスクがある。一方、輸出者にとっては、代金を受け取り損ねることのない、安全な決済条件となる。

後払送金の場合、輸出者は輸入者に荷物または、それに代わる B/L を引き渡すこととなる。この為、輸出者は荷物を引渡したにも拘らず、代金を受け取ることができないリスクがある。一方、輸入者にとっては、荷物を受け取り損ねることのない、安全な決済条件となる。

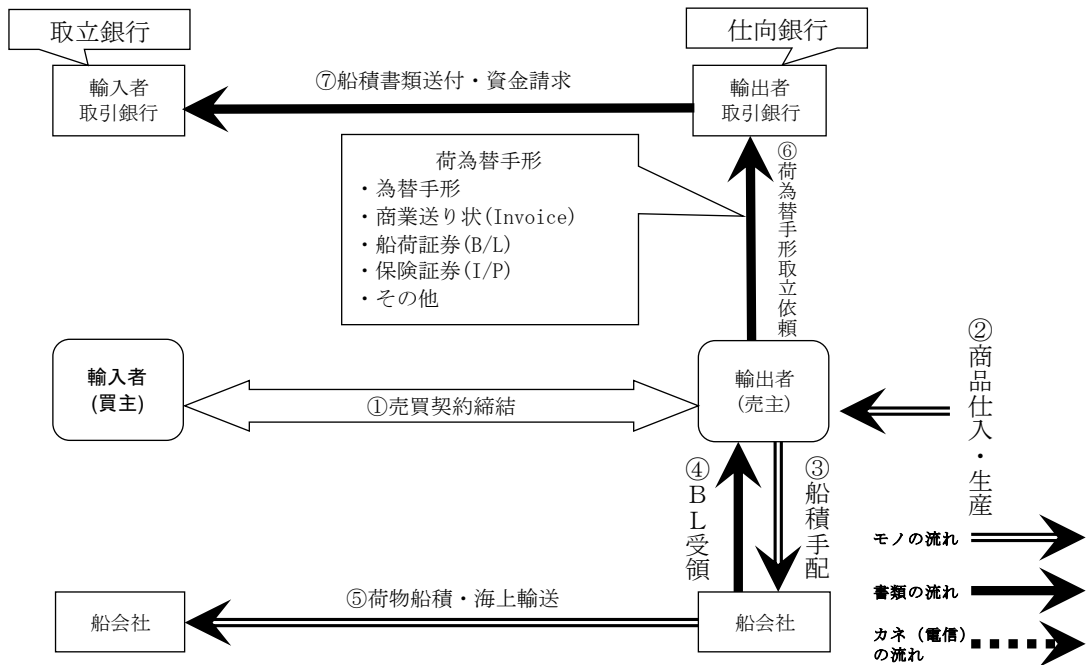
このように、送金取引は輸出者、輸入者のどちらかに、一方的で有利または、不利な、決済方法であるといえる。ところで、このようなリスクが発生する原因は何だろうか。仮に、このリスクを回避する為に、前払送金と、後払送金を組合せたとしても、輸入者のリスク (前払部分)、輸出者のリスク (後払部分) は無くならない。

この原因は、荷物（モノ）の動きと、代金（カネ）の動きがバラバラであることである。この問題を解決する為に、モノの動きと、カネの動きを何らかの形で、紐付きにする発想が生まれ、これを実現したのが、荷為替手形取引である。

2. 荷為替手形取引

荷為替手形とは、B/L等の運送書類を中心とした船積書類を添付した為替手形（Bill of Exchange）のことを指す。輸出者は輸入者等を支払人とする為替手形を振出し、これに船積書類を添付し、荷為替手形として取引銀行に持ち込む。輸出者の取引銀行（仕向銀行）は、荷為替手形に取立指図書（Bill of Lading）を添付して、輸入者の取引銀行など（取立銀行）に送付し、その手形の取立を依頼する（図表1-7参照）。

図表1-7 荷為替手形取引の流れ①（荷為替手形取立）

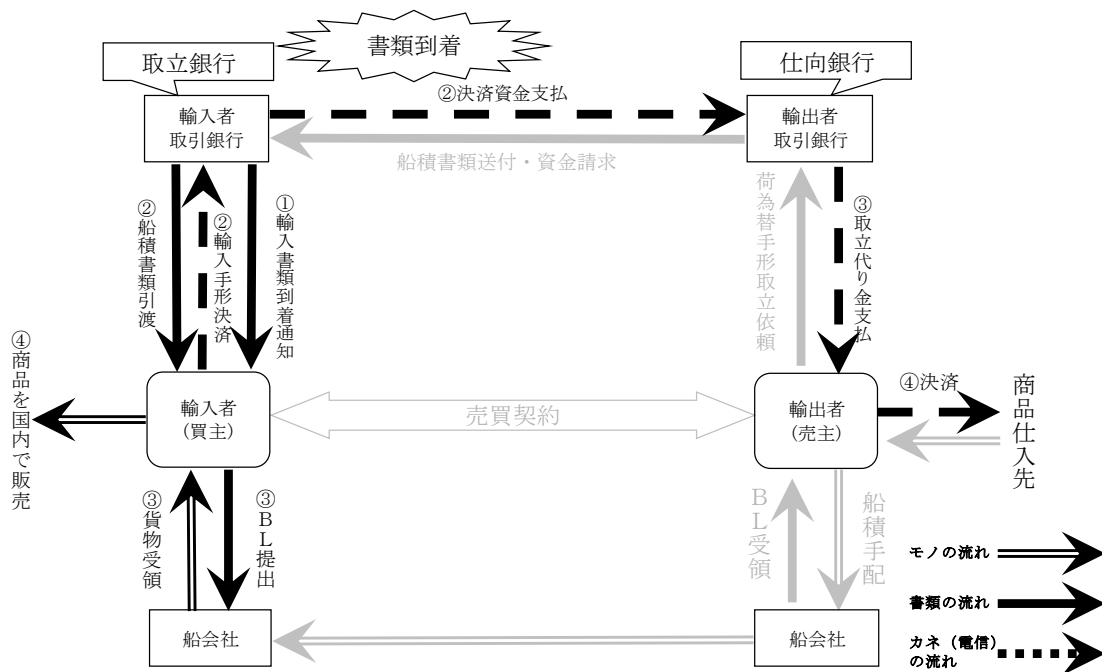


出典：筆者作成

取立銀行は、輸入者の支払または引受と引き換えに輸入者へ船積書類を引渡す。この際、①手形代金の支払手形代金の支払と引き換えに輸入者へ船積書類を引渡す条件（図表1-8参照）を、支払時書類渡し条件（D/P取引）、②期限付手形の引受（期日に手形代金を支払うことを約束すること）と引き換えに輸入者へ船積書類を引渡す条件（図表

1-9参照)を、引受時書類渡し条件(D/A取引)という。輸入者は、代金の支払または手形の引受をしない限り、貨物を船会社から受取ることができない。このように、荷為替手形を利用することによって、荷物(モノ)の動きと、代金(カネ)の動きを繋げることが可能となる。特にD/P取引は、代金決済と船積書類の引渡を同時に行うので、B/Lを利用する場合、貿易取引の当事者双方にとって、安心感のある決済方法といえる。

図表1-8 荷為替手形取引の流れ②(D/P取引)

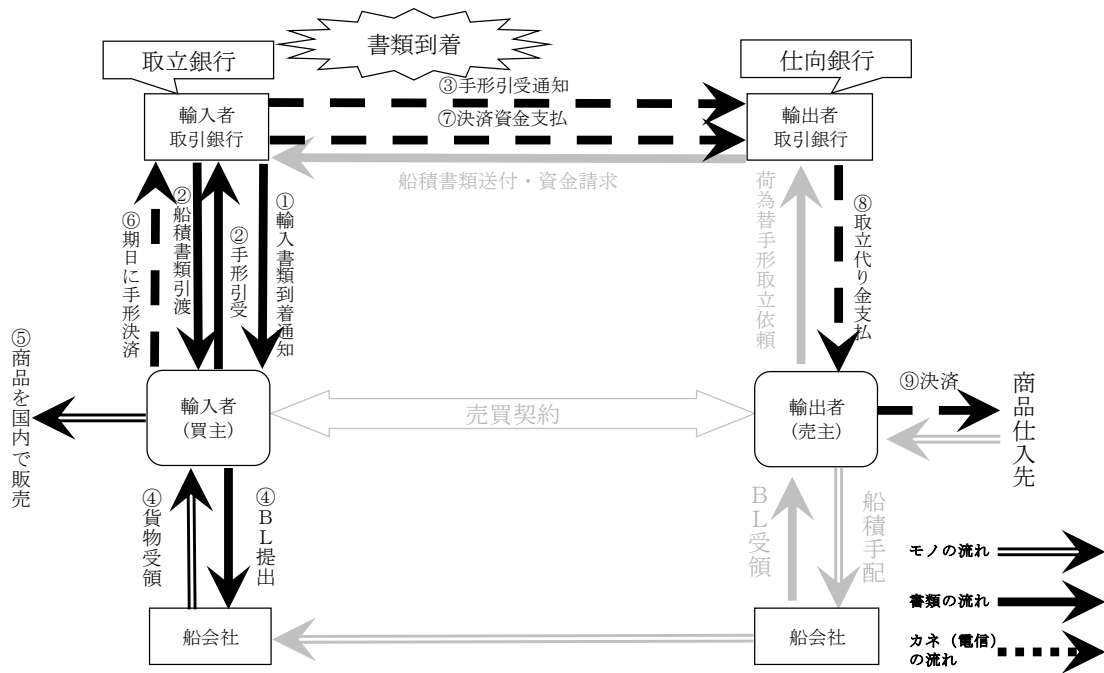


出典：筆者作成

D/A取引の場合、輸入者からの支払いは手形期日まで猶予されることとなる。輸出者の立場で考えれば、為替手形の手形期日に輸入者が確実に決済を行うかどうか保証が無い為、D/P取引に比べて、代金回収に懸念が残る。これは、後払送金と同様の懸念事項である。しかし、D/A取引では、為替手形を引き受けさせることにより、輸入者による不当な値引要求等に抑止効果が期待でき、後払送金に比べると、輸出者にとって有利な決済条件といえる。

この様に、荷為替手形は、荷物(モノ)の動きと、代金(カネ)の動きを繋げることにより、貿易取引の当事者のリスクを減らす一定の効果がある。しかし、輸出者の立場で考えれば、輸入者の信用リスク(倒産等による不払いリスク)等は回避できな。D/A取引は勿論のこと、D/P取引でも輸入者の決済前の倒産時には、荷物の積み戻しや、新たな販売先を見つける等で、多大な損失が発生する可能性がある。

図表 1-9 荷為替手形取引の流れ③ (D/A 取引)



出典：筆者作成

この輸入者の信用リスク等を回避する為に、銀行等、信用力のある第三者が輸入者の支払いを確約する決済方法である信用状取引が編み出された。

3. 信用状取引

(1)信用状取引の概要

信用状 (L/C) とは、輸入者 (発行依頼人) の依頼に基づき、輸入者の取引銀行 (信用状発行銀行) が発行する信用状条件通りの船積書類が、呈示されることを前提条件とした発行銀行の支払 (又は引受) 確約である。信用状条件通りの書類が到着した場合、たとえ信用状発行を依頼した輸入者が倒産して支払い不能に陥ったとしても発行銀行はこの支払確約に基づき支払を実行する義務に迫られることとなる。

輸出者 (売手) と輸入者 (買手) は、通常遠距離の二国間に跨る為、お互いに相手の信用状態を的確につかむことが出来ない。輸入者に代わって発行銀行が、荷物代金の支払を輸出者に確約することで、輸出者の代金回収リスクを削減するのが、信用状発行の意義といえる。信用状の主な関係当事者は、図表 1-10 に挙げる通りである。

図表 1 - 1 0 信用状の主な関係当事者

①発行依頼人	Applicant、Accountee 信用状発行を依頼する人（通常輸入者）
②発行銀行	Issuing Bank、Opening Bank 信用状を発行する銀行（輸入者の取引銀行） 信用状に基づく支払確約義務を負う
③受益者	Beneficiary 信用状の保証宛先（通常輸出者）
④通知銀行	Advising Bank 信用状を受益者に通知する銀行
⑤買取銀行	Negotiating Bank 荷為替手形を買取る銀行（輸出者の取引銀行）
⑥補償銀行	Reimbursing Bank、Paying Bank 発行銀行と買取銀行間の資金受渡を行う銀行
⑦確認銀行	Confirming Bank 発行銀行に加えて信用状に支払確約する銀行

出典：筆者作成

(2)信用状取引の流れ

①信用状発行

信用状取引は、まず輸出者と輸入者間の売買契約締結に当たり、決済条件として信用状取引を選択するところから始まる。輸入者（発行依頼人）は取引銀行（発行銀行）に信用状の発行を依頼する。

発行銀行は、発行依頼人の申込内容について銀行内部で検討（稟議）を行い、信用状発行の可否を判断する。発行銀行が発行可能と判断（稟議の承認）した場合、発行依頼人は、信用状発行依頼書（信用状開設申込書）を発行銀行に提出し、これに基づき発行銀行は、通常 SWIFT を利用して信用状を発行する。

信用状は、発行銀行のコルレス銀行である通知銀行に送信され、通知銀行は、輸出者（受益者）に受信した信用状を通知する。（図表 1 - 1 1 参照）

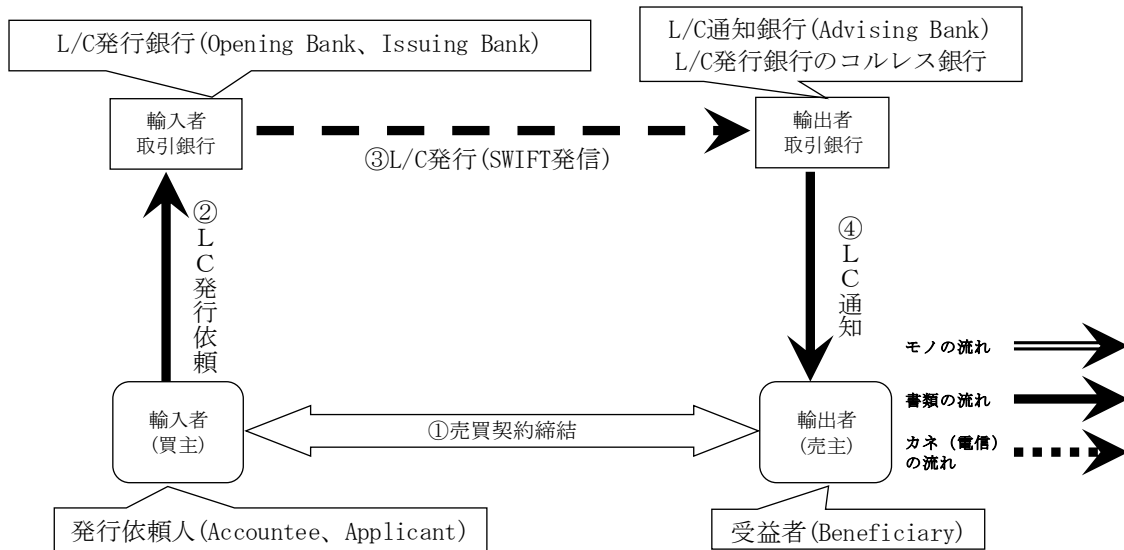
②輸出手形買取

信用状を受領した輸出者は、契約内容と比較し、問題なければ商品の仕入・生産を行い、これを船積手配する。船積後、輸出者（買取依頼人）は荷為替手形を振り出し、これを取引銀行（買取銀行）へ呈示し、買取を依頼する。

買取銀行は、買取依頼人の申し出内容について稟議を行い、輸出手形買取（輸出金融）の可否を判断する。稟議が承認された場合、買取銀行は、信用状条件と荷為替手形の内容を点検し、問題が無ければ買取を実行する。買取代り金を受領した輸出者は、仕入先への支払いに充当する。また、買取銀行は買取を行った荷為替手形を発行銀行に送付し、

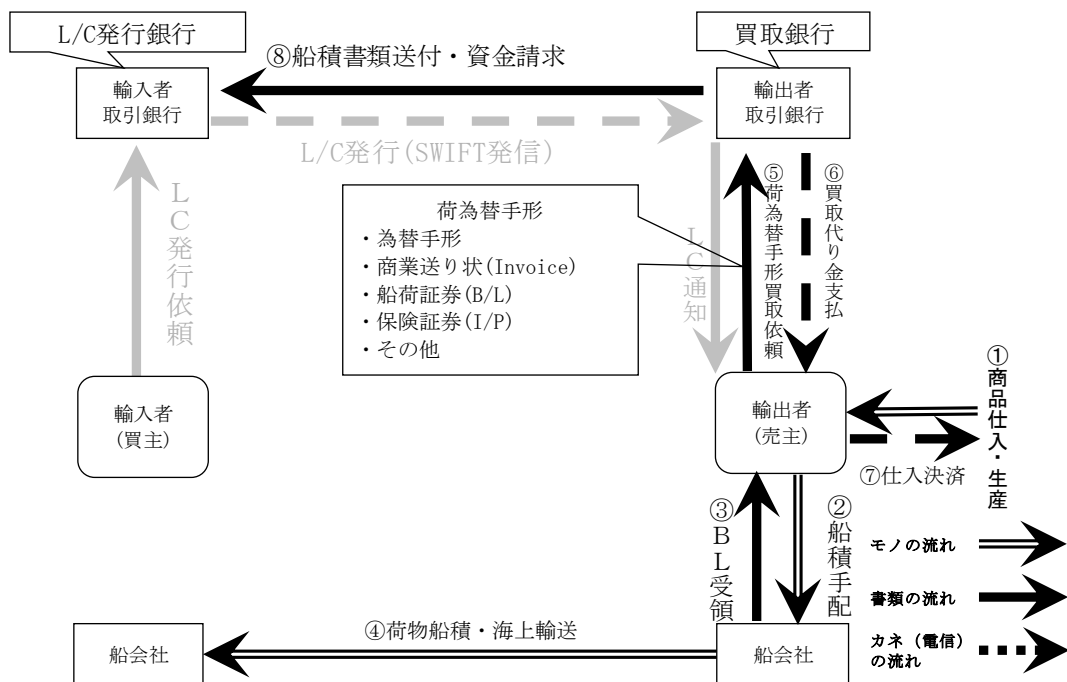
資金請求を行う。(図表1-12参照)

図表1-11 信用状取引の流れ① (信用状発行)



出典：筆者作成

図表1-12 信用状取引の流れ② (輸出手形買取)

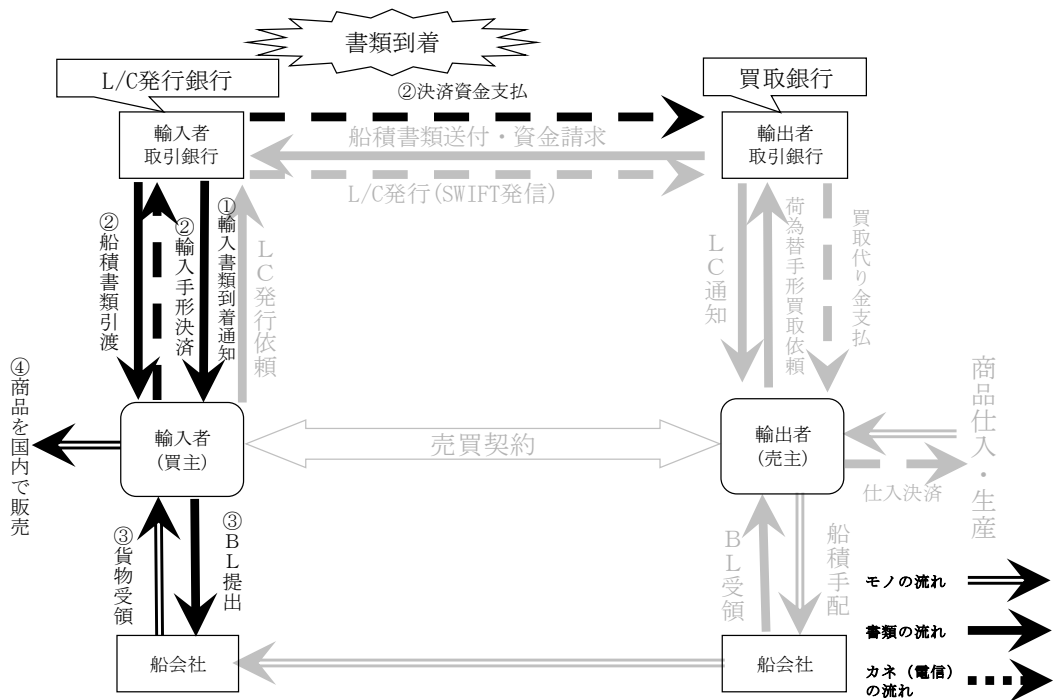


出典：筆者作成

③一覽払輸入決済

荷為替手形（船積書類）を受領した発行銀行は、荷為替手形の内容を点検し、信用状条件と完全に一致していることを確認した上で、書類到着通知（Arrival Notice）に商業送り状1通を添付して輸入者に通知する。荷為替手形の内容に、信用状条件との不一致がある場合には、その内容を書類到着通知上に表示する。（図表1-13参照）

図表1-13 信用状取引の流れ③（一覽払輸入決済）



出典：筆者作成

荷為替手形が一覽払 (At sight) で振り出されている場合、輸入者は輸入決済を行い、発行銀行は決済と引き換えに輸入者へ船積書類を引き渡す。

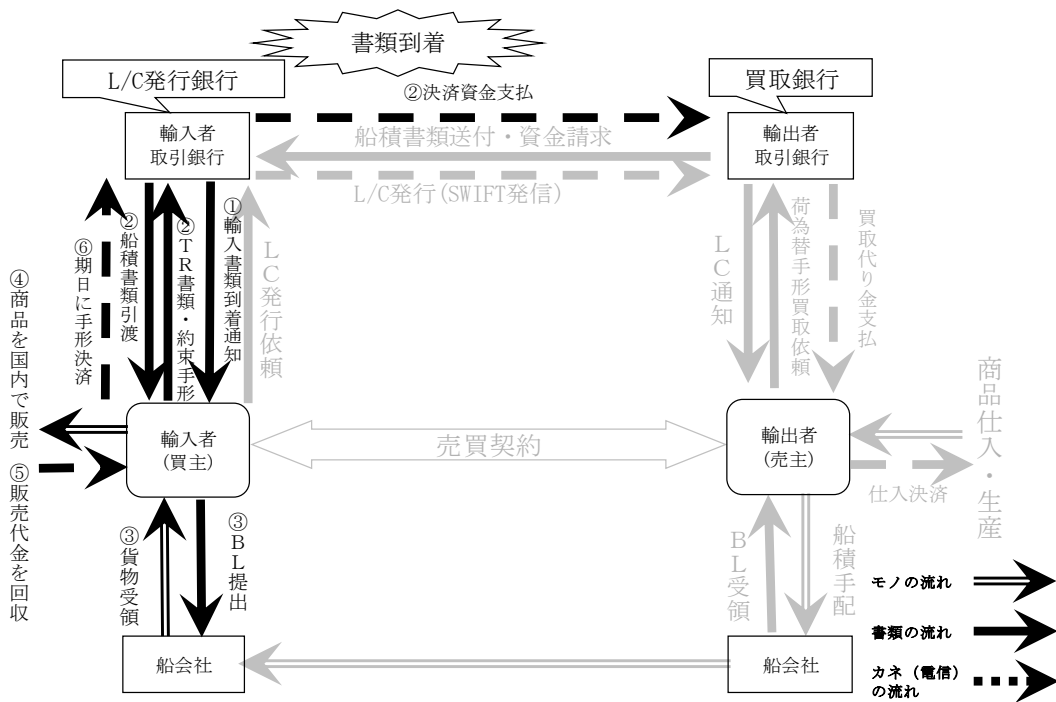
④輸入ユーザンス決済

荷為替手形が期限付 (Usance) で振り出されている場合、輸入者は引受を行い、発行銀行は引受と引き換えに輸入者へ船積書類を引き渡す。この場合、為替手形の期日に、輸入者は輸入決済を行うこととなる。

輸入者は、輸入仕入れ後に、荷物を国内の販売先に売却する。通常、輸入決済は、販

売先から回収した代金を充当するが、代金回収のタイミングが、輸入決済時期の後になる場合、資金需要が発生する。これに対応する為に、発行銀行が行うのが、輸入ユーザンス取引（輸入金融）である。書類到着案内を受領した輸入者は、発行銀行を受取人とした約束手形（Promissory Note）を振り出し、これと併せて輸入担保荷物貸渡（Trust Receipt-T/R）書類の提出を行う。これらを受領した発行銀行は、直ちに買取銀行に対する決済資金の支払いを行う一方で、輸入者の輸入決済は、約束手形の期日まで猶予（Usance）する。（図表 1-14 参照）

図表 1-14 信用状取引の流れ④（輸入ユーザンス）



出典：筆者作成

4. 決済方法の優劣

5つの貿易代金決済方法、①前払送金、②後払送金、③D/P取引、④D/A取引、⑤信用状取引、について、輸出者、輸入者それぞれの立場から優劣を比較すれば、図表 1-15 のようになる。

(1) 輸出者にとっての優劣

輸出者の立場で考えると、最も有利な決済方法は前払送金である。輸出契約の決済条件として、これを採用できればということはないが、取り扱う輸出商品に相応の競争力が無ければ、輸出者に一方的に有利な決済条件で契約交渉を行うのは困難が伴う。輸入者と取引開始から日が浅い等、輸入者の信用リスクを回避する必要がある場合等、信用状取引を採用することとなる。

反面、最も不利な決済方法は後払送金である。輸入者優位の契約交渉では、往々にして、荷物受領を代金決済より先行するよう要求され、更に信用状の発行すら認められないことがある。後払送金の場合、信用リスクの他に、契約後の不当な値引き等のトラブルに直面する恐れがあり、極力避けるべき決済条件である。このような場合、契約獲得の為に、安易に後払送金を採用せず、D/A取引での契約とし、輸入者の要求を満たしつつ、不当値引き等のトラブル防止を図るべきである。

(2)輸入者にとっての優劣

輸入者の立場で考えると、決済方法の優劣は、輸出者の場合と真逆となる。輸入契約の決済条件として、後払送金を採用できればということはないが、相応の購買力が無ければ、輸入者に一方的に有利な決済条件で契約交渉を行うのは困難が伴う。

反面、最も不利な決済方法は前払送金である。輸出者優位の契約交渉では、往々にして確実な代金回収（輸入者の信用リスク回避）を、強く要求される。このような場合、安易に前払送金を採用せず、輸出者の要求を満たしつつ、輸出者が契約条件（信用状条件）通りの船積を行うようにする為に、信用状取引での輸入契約とするべきである。

図表 1－15 貿易代金決済方法の優劣

輸出者に有利な貿易代金決済方法		輸入者に有利な貿易代金決済方法	
順位	決済条件	順位	決済条件
1	送金取引（前払送金）	1	送金取引（後払送金）
2	信用状取引	2	荷為替手形取引（D/A取引）
3	荷為替手形取引（D/P取引）	3	荷為替手形取引（D/P取引）
4	荷為替手形取引（D/A取引）	4	信用状取引
5	送金取引（後払送金）	5	送金取引（前払送金）

出典：筆者作成

第2節 貿易代金決済方法の多様化

本節では、貿易金融取引に関する最近の新しい動きを紹介したい。具体的には、輸出代金回収リスクヘッジ手法の多様化である。次に、これらの動きが信用状取引に与える影響を指摘したい。

I. 輸出代金回収リスクヘッジ手法の多様化

1. 輸出代金回収リスク

(1)輸出代金回収リスクの原因

輸出取引において、商品を送付する前に、前払送金で商品代金を、全額回収できれば、輸出者のリスクは全くない。しかし、実際の貿易取引では、後払送金を始め、輸出者にとり、都合の良い契約条件にはならない。輸出者が負う代表的なリスクとして、①販売代金の回収リスク及び、②為替変動のリスクの二つが発生する。

販売代金の回収リスクとは、売買契約を締結し、商品を船積後（輸出後）に支払われるべき販売代金の回収が、何らかの理由により、回収が遅延したり、回収そのものが不能となる危険性のことである。販売代金回収リスク発生の原因として、①輸入者等の信用リスク、②信用状発行銀行自体の信用リスク、③信用状発行銀行所在国におけるントリー・リスクの3つが挙げられる。

また、為替変動のリスクとは、外貨建てで売買契約を締結した後等に、為替相場の変動により、当初想定していた円建て代金の回収ができなくなることである。

(2)輸入者等の信用リスク

輸出者にとって、輸入者が売買契約通り商品代金の支払いを実行するか否かは、重大な問題である。また、直接売買契約の相手となる輸入者のみならず、商品の買主との間に輸入代理店が介在するケースや、輸入国側の規制により、商品の買主が輸入ライセンスを取れずライセンスを保有する商社が介在するケースもある為、仲介者（輸入代理店、商社）の信用リスクを考慮する必要もある。このような、輸入者等の信用リスクを回避（ヘッジ）する方法として、一般的に輸出者は、輸入者に信用状発行を要求するが、仮に信用状発行がなされたとしても、全てのリスクが回避される訳ではない。

(3)信用状発行銀行の信用リスク

わが国においても過去の金融危機に際して、大手銀行が破綻したように、信用状発行銀行が、仮に輸入国において、著名な大手銀行でも、100%安全とは限らない。ましてや、国際的には無名の中小銀行であれば、更にリスクは増加する。この為、輸出者は信用状発行銀行の信用リスクを考慮する必要がある。しかし輸入者および信用状発行銀行自体の信用リスクを回避できたとしても、全てのリスクが回避できる訳ではない。

(4)信用状発行銀行所在国のカントリー・リスク

信用状発行銀行所在国で発生する政治的、社会的、経済的情勢の変化によって、輸入者や信用状発行銀行の支払能力・意志にかかわらず、支払が不可能になることがある。このようなリスクを、カントリー・リスクといい、具体的には、外貨規制 (Currency Inconvertibility)、政治的混乱 (Political Violence)、収用 (Expropriation) の3つが挙げられる。

外貨規制とは、通貨当局等の規制当局によって、為替管理、資本規制等の規制発出、変更によって、外貨交換停止や、外国送金の禁止が発令されることである。政治的混乱とは、戦争、他国の武力行使、革命、暴動、等の事変が発生によって、外貨交換や、外国送金が実行できなくなることである。収用とは、当該国政府当局により、外国企業の国有化や、外国企業等の資産を没収、接收が行われることである。

(5)輸出代金回収リスクヘッジ策選択のポイント

このように輸出者は、輸出代金回収リスクを考慮し輸出契約を進めるが、全てのリスクから逃れるのは不可能である。従って、輸出者はリスクの程度と、その原因別の危険度を判断し、リスクヘッジ策を選択することとなる。その代表的なリスクヘッジ策は、①信用状確認、②フォーフェイティング、③貿易保険、④国際ファクタリングである。次にこれらの代表的な輸出代金回収リスクヘッジ策の特徴について解説したい。

2. 代表的な輸出代金回収リスクヘッジ策

(1)信用状確認 (L/C Confirmation)

①信用状確認の概要

確認信用状 (Confirmed L/C) とは、輸出者 (受益者) に、発行銀行の信用力のみで

は、代金回収に不安が残る場合や、発行銀行が発行した信用状の信用力を、更に高めたい場合等に、有力な他の銀行に確認（支払確約）を求める信用状である。確認銀行は、発行銀行と独立して信用状に基づく支払いに責任を負うこととなる。

②信用状確認の種類

信用状確認には、大きく、オープンコンファメーション及び、サイレントコンファメーションの2種類に分類できる。オープンコンファメーションとは、発行銀行が、信用状上の Confirm 欄（SWIFT MT700 Field49）に CONFIRM 等と明記し、通知銀行に対して依頼する確認のことである。これは、UCP600 第8条（確認銀行の約束）に規定されており、アドコン（Add Confirmation の略称）ともいう。

他方、輸出者の要望に応じて、輸入者が発行銀行にオープンコンファメーションを依頼できれば、問題ないが、発展途上国の国営銀行等、確認信用状の発行を認めないケースが多い。この場合、信用状上の Confirm 欄（SWIFT MT700 Field49）に WITHOUT 等と記載され、輸出者の不安は残ったままとなる。これに対応する為、発行銀行の確認依頼を得ず、買取銀行が、輸出者からの直接の依頼のみで確認を行うものである。これを、発行銀行に知らせずに確認するとの意味で、サイレントコンファメーションという。輸出者と買取銀行間で、個別に契約を締結する為、UCP600 に基づかない確認となる。

サイレントコンファメーションは、発行銀行や、輸入者に知らせず確認を行う個別契約である為、金額や期間など確認付与方法について輸出者のニーズにフレキシブルに対応できるという利点がある。

(2)フォーフェイティング (forfaiting)

①フォーフェイティングの概要

フォーフェイティング取引とは、一般的に、輸出者が振出した、信用状付きの期限付輸出荷為替手形の内、信用状発行銀行または、その指定する引受銀行による引受済手形を対象とする輸出金融手法の一つで、買取銀行（または、フォーフェイター）は、買取依頼人に対して有する手形の遡及権（買取銀行の買戻し請求権、輸出者の買戻義務）の行使を放棄する、訴求権のない (Without Recourse) 取引である。この為、手形期日に、発行銀行等の破綻（信用リスク）や、輸入国側のカントリー・リスク発生による、不払い事故が発生した場合でも、輸出者には手形代金の買戻債務を負担する義務はない。

通常、フォーフェイティング取引は、信用状に基づき振り出される、期限（ユーザンス）付輸出荷為替手形で、輸出者が振出し、発行銀行等によって引受済みのものを対象

とする。

②フォーフェイティング取引のメリット

輸出者にとってフォーフェイティングを取組むメリットは、以下の3点である。まず、Without Recourse 取引であるので、不払い事故が発生しても、輸出者の買戻債務は免除される点である。2つ目は、信用リスクに加えて、カントリー・リスクのリスクヘッジも可能であるので、フォーフェイティングの対象となりうるのであれば、発展途上国向け等の高リスクの輸出案件にも利用可能であり、販路拡大に資する点である。3つ目は、Without Recourse 取引である為、売掛債権等のオフバランス化が可能であり、債権管理・回収コストの削減が可能となる点である。

(3)貿易保険

①日本貿易保険の役割

日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance—NEXI) は、1950年に輸出振興政策に基づき、通商産業省 (現経済産業省) 貿易保険局として設立され、2001年4月の独立行政法人化の後、2015年改正貿易保険法 (International Trade and Investment Insurance Act Trade Insurance and Investment Act) に基づき、2017年に設立された政府全額出資の株式会社である。対外取引において生ずる通常の保険によって救済できない危険に対する保険事業を行うことを目的とする。NEXI は、政府と一体となって、貿易保険の業務を行っている。

②貿易保険の意義

貿易保険とは、輸入地における非常危険及び、信用危険の発生により、契約当事者である本邦企業が被る損失をてん補 (カバー) するものである。通常、補填率は95%となる。非常危険とは、契約当事者の責任とはいえない不可抗力的なリスク (カントリー・リスク) を指す。また、信用危険とは、海外の契約相手方の責任に帰すリスク (信用リスク) を指す。

③代表的な貿易保険の種類

ア. 輸出手形保険

買取銀行 (被保険者) が荷為替手形を買い取って、5営業日以内に日本貿易保険へ通知することによって保険関係が成立する保険である。輸出貨物代金の決済のために振出された荷為替手形の不払いリスクをカバーするもので、荷為替手形を買取った銀行が被保険者となる。付保した手形が満期に不払となった場合、保険金は買取銀行が直接受領

し、手形振出人（輸出者）は銀行から保険金相当額の手形買戻しを請求されない為、輸出者の貨物代金回収リスクをカバーする形となる。具体的には輸入地におけるカントリー・リスク（非常危険）及び、信用リスク（信用危険）によって銀行等が被る損害を補填するものである。信用状取引、D/P 取引、D/A 取引とも付保対象となる¹⁻³⁾。

イ. 貿易一般保険

貿易一般保険とは最も一般的な保険であり、対象となる契約は、輸出契約、仲介貿易契約、役務（技術提供）契約である。船積前・船積後のカントリー・リスク（非常危険）及び、信用リスク（信用危険）をカバーする。更に、契約毎に付保する、貿易一般保険（個別）¹⁻⁴⁾及び、海外の複数取引先との、反復・継続的な海外取引を行う本邦企業に対して包括的に付保する貿易一般保険包括保険（企業総合）¹⁻⁵⁾に細分される。輸出手形保険と基本的な機能は同様であるが、輸出者自身が被保険者となる点が異なる。

(4)国際ファクタリング

①国際ファクタリングの意義

世界最大のファクタリング組織である、FCI（Factors Chain International）のメンバー会社（輸入ファクター）と連携することにより、信用状のない、送金取引や、D/P 取引、D/A 取引における、輸出代金回収リスクを保証する取引である。

②国際ファクタリングのメリット・留意点

輸出者にとってのメリットは、輸入者の信用リスクをヘッジできることである。また、輸出代金の全額が保証される。送金取引も対象となる為、荷為替手形の作成が不要となり、輸出業務の合理化が可能となる。輸入者にとってのメリットは、送金取引も対象となる為、信用状発行が不要となり、輸入業務の合理化が可能となる点である。

一方、国際ファクタリングは、輸入者の信用リスク以外の、カントリー・リスク、商品瑕疵等による支払拒否（コマーシャルクレーム）は、保証の対象外になるので留意が必要である。なぜなら、倒産等に先駆けて、輸入者は、ごく軽微な商品瑕疵による支払拒否を意図的に行う傾向があり、輸入者の倒産後にこれを理由に輸入ファクターが保証を拒絶するリスクが残る為である。

(5)輸出者の選択

輸出者は、貿易代金決済方法の選択に加えて、輸入者等の信用リスク及び輸入相手国のカントリー・リスクを考慮し、更に必要に応じ輸出代金回収リスクヘッジ手法の特徴

(図表 1-16 参照) を比較検討し、貿易代金決済方法及び輸出代金回収リスクヘッジ方法を選択する。典型的な事例は、図表 1-17 のようになる。

図表 1-16 輸出代金回収リスクヘッジ手法比較

		輸出代金回収リスクヘッジ手法				通常の貿易代金決済方法				
		信用状確認	フオーブエイティン	貿易保険	国際ファクタリング	送金(前払)	信用状取引	D/P	D/A	送金(後払)
対応リスク	輸入者の信用リスク	○	○	○	○	なし	○	○	×	×
	信用状発行銀行の信用リスク	○	○	○	○	なし	×	×	×	×
	カントリー・リスク	○	○	○	×	なし	×	×	×	×
対象取引	信用状取引	○	○	○	×	×	○	×	×	×
	D/P・D/A取引	×	△	○	○	×	×	○	○	×
	送金取引	×	×	×	○	○	×	×	×	○
取引内容	保証割合	100%	100%	95%	100%	なし	100%	なし	なし	なし
	取引金額	制限なし	大口取引	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
	取引期間	制限なし	長期取引	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
	輸出金融の取組み	○	○	○	○	×	○	○	○	×
	輸入金融の取組み	○	×	×	×	○	○	○	×	×
その他	その他のメリット	発行銀行に加えて確認銀行の支払保証がついている	買戻義務を免れる	公的な保険制度である	信用状発行、荷為替手形作成など不要	手続きが簡単で費用も少ない	第三者である銀行の支払保証がついている	モノとカネの動きを紐付き(支払と引替に荷物引渡)にできる	モノとカネの動きを紐付き(引受と引替に荷物引渡)にできる	手続きが簡単で費用も少ない
	その他の留意点	ディスクレパンシー発生時に保証がなくなる	ディスクレパンシー発生時に発行銀行の引受がなくなると実行できない	輸出金額全額の保証ではない	商品クレームによる不払いは免責	なし	ディスクレパンシー発生時に保証がなくなる	売買契約キャンセル時の荷物引取が行われない	輸出代金回収リスクに対するヘッジが全くない	輸出代金回収リスクに対するヘッジが全くない

出典：筆者作成

図表 1-17 輸出者の選択 (商社の事例)

		カントリーリスク				
		小		大		
		1	2	3	4	
信用リスク ⇕	小	1	送金(後払)	D/A	信用状	送金(前払)
	⇕	2	D/A	D/P	信用状	送金(前払)
		3	D/P	信用状	確認信用状	送金(前払)
		大	4	信用状	信用状	確認信用状

出典：筆者作成

Ⅱ．信用状取引の現状と課題

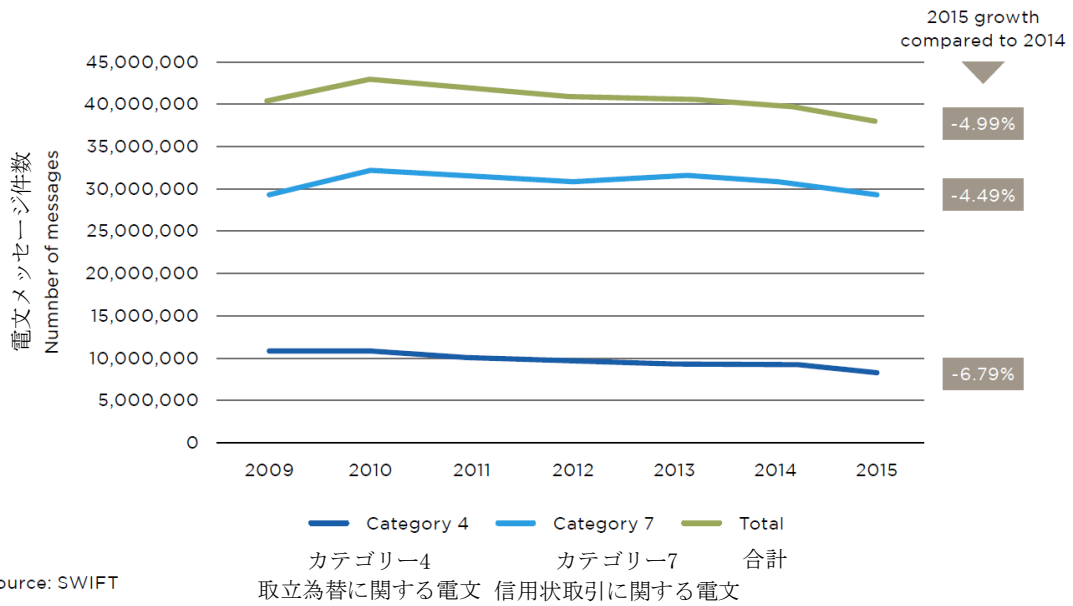
1．貿易決済方法の多様化がもたらす影響

それでは、貿易代金決済における新しい動きが、信用状取引に与える影響を指摘したい。ICCの2016年貿易金融に関する年次報告書¹⁻⁶⁾によれば、SWIFTのMT700で取り扱われる信用状発行件数は、図表1-18～20の通り、2011-2015年間ではアジア・太平洋地域で一定の増加が認められるものの、他地域では寧ろ漸減しており、2009-2015年間では全体として、その利用件数は横ばいである。これは、日々物流技術が高度化していく中で、輸出入者に、要求される取引スピード、コストの削減を達成するには、決済方法もそれに準じる必要があり、送金取引に対して明らかに劣後する、信用状取引を含む荷為替手形の取引スピード、コストがその原因の一つである。

その一方で、送金取引への過度な依存は、特に輸出者にとって輸出代金回収リスクの増大を意味する。このことから、フォーフェイティング取引や国際ファクタリング取引がリスク回避手法として活用されている。また、送金取引を取る場合に、輸入者の信用リスク回避の手段として、スタンドバイ信用状、請求払保証の同時活用も一定数行われている。

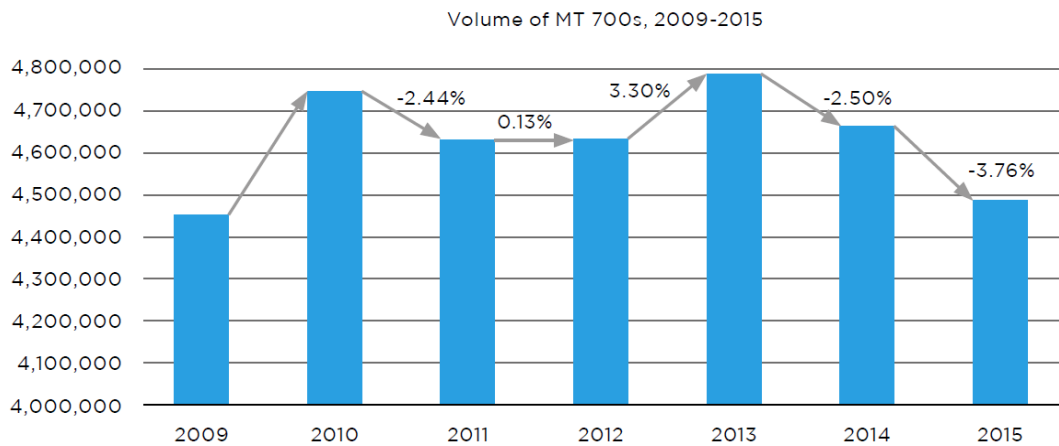
このような中で、信用状取引が引き続き主要な決済方法の地位を維持する為には、スタンドバイ信用状や請求払保証の信用補完を受けた送金取引や、フォーフェイティング取引等の決済方法としての長所、短所を貿易当事者に広く周知し、当事者に的確に決済方法を選択せしめる必要があるだろう。

図表 1 - 1 8 SWIFT 電文メッセージ件数推移 (カテゴリ4、7)



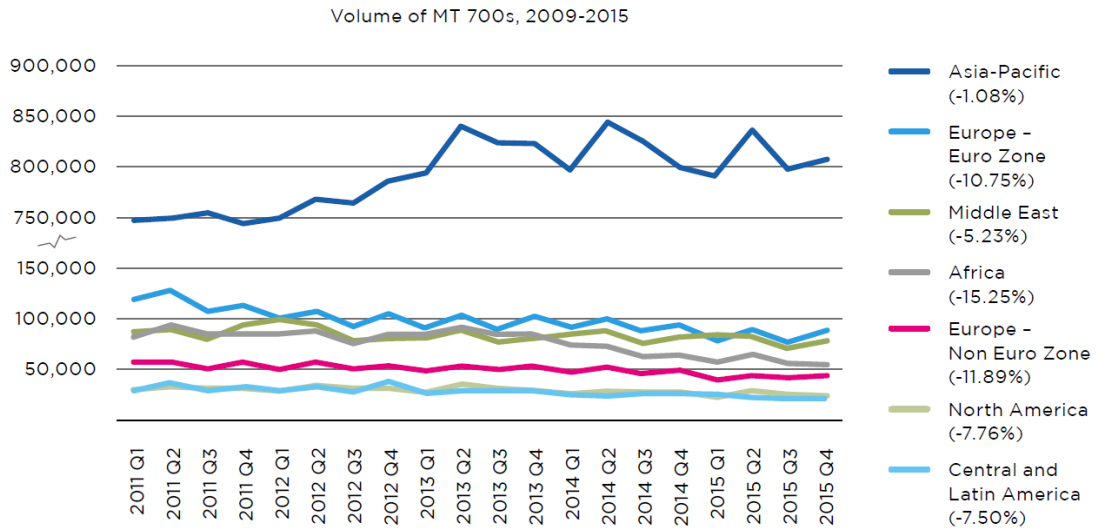
出典：2016年 ICC 貿易金融に関する年次報告書¹⁻⁶⁾ (Figure27)

図表 1 - 1 9 信用状発行電文 (MT700) 件数推移



出典：2016年 ICC 貿易金融に関する年次報告書¹⁻⁶⁾ (Figure28)

図表 1 - 2 0 信用状発行電文 (MT700) 地域別件数推移



Source: SWIFT

出典：2016年 ICC 貿易金融に関する年次報告書¹⁻⁶⁾ (Figure29)

第2章 ICC 規則

本章では、貿易代金決済に関連する ICC 制定の国際規則に関して、現状と課題を述べる。第1節では、貿易代金決済の一つ信用状取引について、その生成から ICC 規則の制定までの歴史的経緯を振り返り、ICC 規則の意義を解説したい。ついで、ICC 信用状統一規則、国際標準銀行実務等、主要な信用状関連 ICC 規則について概要を説明する。第2節では、その他の主要 ICC 規則、具体的には請求払保証に関する統一規則、フォーフエイティングに関する統一規則について説明する。

第1節 ICC 信用状統一規則

I. ICC 規則の概要

本節では、貿易金融取引の中で重要な位置を占める信用状取引に関する国際規則について、国際商業会議所（International Chamber of Commerce—ICC）が制定する ICC 規則に関して説明したい。ICC は、第1次世界大戦直後の1920年、国際商取引の促進を目的にパリに設立された民間団体であり、一貫して貿易取引に纏わる規則の制定活動を通じて国際商取引促進に資する活動を行ってきた。現在世界130カ国に国内委員会、約7,400社の会員を有する。その中に設けられた専門委員会の内、銀行技術実務委員会（ICC Commission on Banking Technique and Practice）が、貿易金融に関する統一規則制定を行っている。

まず12世紀に遡る信用状取引の生成過程や、現在に至る発展過程を振り返り、信用状取引の存在意義について纏めたい。次に1933年に初の『荷為替信用状に関する統一規則および慣例（The Uniform Customs and Practice for Documentary Credits—UCP）』

（UCP82）を発効させて以来、現在まで UCP の規定に大きな影響を与えた2つの技術的發展、①通信技術の技術的飛躍である SWIFT 及び、②物流面での技術的飛躍である、コンテナ物流の本格化を端緒とする、サプライチェーン・マネジメント（Supply Chain Management—SCM）の高度化について整理したい。

II. ICC 信用状統一規則

1. 信用状取引の成立と発展

信用状取引の成立や、代表的な決済方法へ発展していく過程については、多くの先行研究があり、これらを踏まえて信用状取引の存在意義について振り返りたい。

(1)信用状取引の成立－旧式信用状（荷為替以前の商業信用状）

伊澤（1946）²⁻¹⁾、八木（1992）²⁻²⁾によれば、単純な支払保証としての信用状の萌芽は、12世紀のイタリアにある。初期の信用状においては、その利用目的は商取引の代金決済に限らず、広く遠隔地に出向いた際の資金調達を円滑に行う為のものであった。同時に遠隔地に出向いた際に現地で現地通貨を受領する為に、予め母国の両替商に対して母国通貨で支払いを行った証明である両替証書が、その後公正証書化され、更に支払委託機能を備えることで、最終的に約束手形、為替手形として生成されていくのに対して、公正証書ではない単なる書簡（開封書状）として発行された初期の信用状は、外交官や、出征兵士の相手国内での資金供与を目的に利用された。17世紀になって、漸く貿易代金決済に利用される商業信用状の事例が現れる。但し、当時の商業信用状は、輸入者が輸出国の両替商または大商人等に対して、輸出者または、輸入者の輸出国代理人への輸入商品集荷資金の貸出（輸出前貸）を依頼し、その支払いを保証する内容であった。

(2)信用状取引の発展－新式信用状（荷為替信用状）

伊澤（1946）、小峰（1966²⁻³⁾、1977²⁻⁴⁾）、八木（1977²⁻⁵⁾、1992）は、12世紀以降に利用された信用状を旧式信用状と総称し、19世紀以降に利用される荷為替手形呈示を要求する荷為替信用状を新式信用状と分類した。（図表2－1参照）

宮田（1989²⁻⁶⁾、1990²⁻⁷⁾）、八木（2001²⁻⁸⁾、2004²⁻⁹⁾、2007²⁻¹⁰⁾）によれば、19世紀の英米間で盛んだった、綿花貿易（米国の輸出）及び機械製品貿易（英国の輸出）を担う新式信用状は、19世紀初頭の商業銀行－Merchant Bankの発展と共に生成された。18世紀以降ロンドンの商業銀行による手形引受を中心に発展した貿易金融であるが、19世紀初頭の英国発の金融恐慌によって、多くの商業銀行が破たんするに至った。この為、ブラウン商会グループ（現 Brown Brothers Harriman）を代表とする商業銀行側の与信管理手法として、荷為替手形の呈示を条件とする信用状が開発された。荷為替手形を必

須とし、輸入者及び信用状発行人間で、船積書類及び貨物を譲渡担保として取り扱うことにより、相対的に信用の低い、輸入者に対しても信用状の発行による支払保証、輸出者への船積後金融（荷為替手形の買取）、輸入担保荷物貸渡（Trust Receipt—T/R）といった現代に通じる輸出入金融の基本形が成立、発展した。

図表 2－1 新旧信用状の比較

	旧式信用状		新式信用状
	12世紀以降の初期信用状	17世紀以降の初期商業信用状	19世紀以降の商業信用状（荷為替信用状）
発行目的	遠隔地での資金供与	輸出商品の集荷資金供与	輸出者に対する船積後金融（荷為替手形買取） 輸入者に対する金融（T/R、輸入クーザンス）
発行依頼人	国王、教会関係者、商人	輸入商人	輸入者
発行者		信用力の高い大商人、後に商業銀行	輸入国の商業銀行
受益者	国王、教会の使者、出征兵士、商人	輸入商人の現地代理人または輸出者	輸出者
信用供与者	相手国内の大商人	輸出国の大商人	輸出国の商業銀行
要求書類	資金供与の記録	為替手形	輸出者が振り出す荷為替手形 〔 為替手形に海上船荷証券、送り状、 保険証券等の船積書類を添付したもの 〕

出典：八木（1992）より筆者作成

この船積書類及び貨物を譲渡担保として取り扱う考え方は、現在の貿易金融に際して締結される銀行と輸出入者間の契約関係にも引き継がれている。輸出手形買取を行う際、輸出者とその取引金融機関間で、「外国向為替手形取引約定書」が締結され、その第3条（担保）に、「付帯荷物および付属書類は、外国向荷為替手形の買取によって負担する手形上、手形外の債務ならびにこれに付随する利息、割引料、損害金、手数料および諸費用の支払の担保として貴行に譲渡する。」とある²⁻¹¹⁾。また、信用状の発行を行う際、輸入者とその取引金融機関間で、「信用状取引約定書」が締結され、その第3条（担保）に、「付帯荷物および付属書類は、信用状取引によって私が負担する債務ならびにこの取引に付随する利息、割引料、損害金、手数料、保証料および諸費用の支払の担保として、貴行に譲渡する。」とある²⁻¹²⁾。

伊澤（1946）によれば、19世紀末からは、米国での信用状取引を担う銀行設立又は、外国為替業務進出の機運が高まり、1893年のThe Bank of New York（現The Bank of New York Mellon Corporation）設立を契機に、1903年にThe Bankers Trust Company（現Deutsche Bank AG）、1905年にThe Chase National Bank（現JPMorgan Chase & Co.）等、相次いで、信用状取引へ参入していった。これが、UCPの源流の一つとなる1920年の『米国信用状規約（Provisions adopted by the New York bankers' commercial

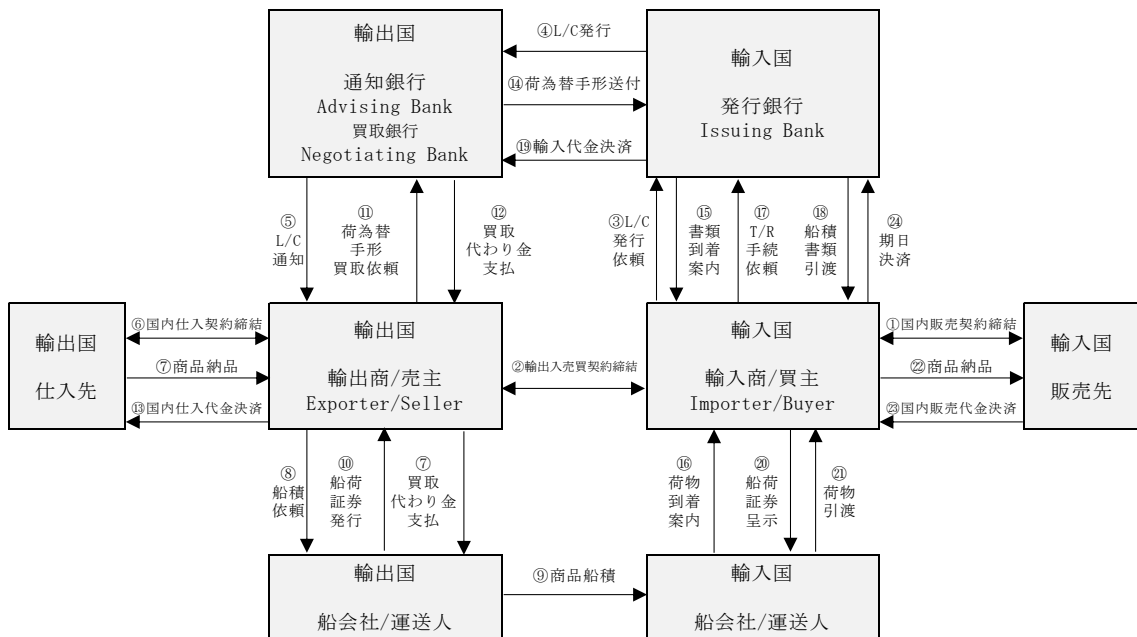
credit conference)』発効の下地となった。

(3) 荷為替信用状取引の意義

荷為替信用状取引の成立と発展は、貿易金融にどのような影響を与えたのであろうか。朝岡（1985）²⁻¹³ は、荷為替信用状の効果を 19 世紀以降発展した、船積書類による荷物の象徴的引渡と、荷為替手形による代金支払が有する弱点を補強する方策として有効であったと指摘した。遠隔地取引ゆえに、荷物引渡と代金決済の同時履行が不可能な、貿易取引において、B/L を含む船積書類を添付することで、資金決済と荷物引渡を紐付きにし、遠隔地取引での荷物引渡の確実性を高める荷為替手形は、輸出入者にそれぞれ一定の取引の安全と合理化をもたらすものであった。但し、荷為替手形取引にも限界があり、特に貿易金融の面で顕著であった。輸出者は、早期の代金回収と仕入決済を行う為に、荷為替手形の買取を取引銀行に依頼するが、買取銀行の与信判断上、輸入者の信用リスクは図りづらい為、取引条件は輸出者にとって厳しいものとなった。

これに対して、輸入者の信用を補強する信用状は、輸出者の輸出金融取引円滑化に資するものであった。また、輸入者にとっても、輸入ユーザンスや T/R を利用した、輸入商品の国内販売代金回収までの輸入金融取引が付帯する信用状取引は、輸入金融取引円滑化に加え、荷物引渡の円滑化に資する取引であった。（図表 2 - 2 参照）

図表 2 - 2 信用状取引



出典：筆者作成

2. 信用状取引に関する国際規則-UCP の推移

ここで、UCP82 の発効以来、UCP600 に至る歴史的経緯と共に、UCP の規定改訂に大きな影響を与えた 2 つの技術的發展、①コンテナ物流による物流技術の發展及び、②SWIFT による通信技術の高度化について整理したい。

(1)ICC による UCP 制定

伊澤 (1946)、朝岡 (1985) によれば、ICC 設立前に既に英国を中心に信用状取引の商慣習が確立していた。また、信用状取引の發展と共に、1920 年の『米国信用状規約』を皮切りに 1923 年ドイツ、1924 年フランス、等 10 ヶ国以上が独自の信用状取引に関する規則を制定した。しかし、第一次世界大戦後に貿易取引の中心が、英国から米国に移り、それと共に金融市場の中心もロンドンからニューヨークに移転した。これに伴い、信用状取引の利用は拡大したが、ロンドンのような十分な商慣習の蓄積がない米国では、取引上の混乱が発生し、多くの信用状取引に関する紛争が生じた。これを受けて、信用状取引に関する国際規則制定の機運が高まり ICC は、国際規則の起草開始し、幾つかの草案を経て、1933 年 ICC ウイーン会議において、初の『荷為替信用状に関する統一規則および慣例 (The Uniform Customs and Practice for Documentary Credits, ICC Publication No.82-UCP82)』採択という形で結実した。

(2)UCP 改訂の歴史

UCP82 以降の UCP 改訂及び関連規則の制定経緯は図表 2-3 の通りである。1951 年に行われた UCP151 は、第 2 次大戦後の初の改訂であった。この段階で米国が UCP を採択したことは、戦後の米国主導の貿易取引においては重要な意味を持った。しかし、この段階では、信用状取引に関する慣例に準拠する英国、英連邦諸国からなる英国経済圏及び、共産主義諸国の採択はなく、UCP が真の意味で世界標準となる為には、1962 年の UCP222 発効により、英国経済圏の参加を待つ必要があった。1974 年の UCP290 は、物流面での技術的飛躍であるコンテナ輸送等新しい運送形態への対応の為、複合運送書類の定義を新設したものであった。(UCP82~290 の条文については図表 2-4 参照)

鈴木 (2001)²⁻¹⁴⁾によれば、第二次大戦中の米軍物資輸送の為に活用された海上コンテナは、1950 年代後半に、米国のトラック輸送会社であった、Sea Land 社による、民間初の海上コンテナ輸送に進んだ。コンテナ物流の展開はその後四段階を経て現在に至

る。第1段階（1967-1975年）では、米国を中心に発展したコンテナ輸送が、欧州、日本を含む主要定期航路へ拡大した。第2段階（1976-1980年）では、先進国間中心であったコンテナ物流が、アジアの中心国を中心に発展途上国にも拡大した。第3段階（1980-1990年代前半）では、国際複合輸送が定着し、コンテナ船及びコンテナターミナルの大型化が進んだ。そして現在に至る第4段階（1990年代前半以降）では、アジア市場の拡大と、アジア系船社の躍進、国際的なアライアンスの再編成、更なるコンテナ船の大型化が進んでいる。

コンテナ物流の本格化がUCPに与えた影響について、朝岡（1985）は、1983年UCP400改訂時に、通信・輸送技術の著しい進歩に伴って、コンテナ輸送や国際複合運送が大量貨物の高速輸送を実現したことから、貿易実務ひいては信用状取引実務に影響を及ぼしたことを指摘している。

1983年のUCP400では、SWIFT等通信技術の技術的飛躍に対応したものであった。1993年のUCP500では、これら二つの技術的飛躍によって実現した、貿易取引全体のスピードアップ化に対応する為に、信用状取引そのものの迅速化を狙い、書類点検の日数等（書類提示日の翌日から最長7銀行営業日）の制定、国際的な標準銀行実務（international standard banking practice—isbp）の定義を新設した。（UCP400以降の条文については図表2-5参照）

UCP500制定以降、更に信用状取引の円滑化を進める為に補足する規則が相次いで制定された。1996年には、UCP500第19条（銀行間の補償の取決め）を補完する目的で『ICC 荷為替信用状に基づく銀行間補償に関する統一規則（ICC Uniform Rules for Bank-to-Bank Reimbursements under Documentary Credits—URR525）』が発効した。これは、信用状発行銀行の買取銀行に対する補償授權書（Reimbursements Authorization—R/A）に関する規定である。

また、1999年には、UCP500第20条（書類発行者についての曖昧な表示）b項を補完する目的で、ICCから書類の原本の決定を扱った裁定、The Determination of an “Original” Document in the Context of UCP500 sub-Article 20(b)-ICC Banking Commission Policy statement, document 470/871(Rev)が公表された。

2002年には、将来の貿易取引電子化への備えとして、Supplement to the Uniform Customs and Practice for Commercial Documentary Credits for Electronic Presentation Version 1.0(eUCP1.0)がUCP500を補完する目的で発効し、2019年にはた。

図表 2 - 3 UCP・ISBP 関連略年表

年	出版物名	備考
1920年		国際商業会議所 (International Chamber of Commerce-ICC) 設立 米国にて、初の信用状取引規則「米国信用状規約」が採択
1923年		ドイツ、翌年フランス、等以後、10ヶ国以上が独自の信用状取引規則を採択
1933年	UCP82	初の信用状統一規則「商業信用状に関する統一規則及び慣例」 “Uniform Customs and Practice for Commercial Documentary Credit”採択
1951年	UCP151	第2次大戦後の初の改訂、米国の本格的参加
1962年	UCP222	英国経済圏の参加：信用状統一規則の世界規模化。
1974年	UCP290	コンテナ輸送等、複合運送書類の定義新設
1983年	UCP400	SWIFT等通信技術向上に対応
1993年	UCP500	書類点検日数等の制定、国際的な標準銀行実務 (isbp) の定義新設
1996年	URR525	「ICC荷為替信用状に基づく銀行間補償に関する統一規則」 “ICC Uniform Rules for Bank-to-Bank Reimbursements under Documentary Credits”採択
2002年	eUCP第1.0版	UCP500を補完する、電子呈示に関する追補
2003年	ISBP645	国際的な標準銀行実務 (isbp) の具現化
2007年	UCP600	「ICC荷為替信用状に関する統一規則および慣例」 “ICC Uniform Customs and Practice for Documentary Credits 2007 REVISION, ICC Publication No.600” 信用状統一規則 (UCP) 最新版
	ISBP681	「荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務」 “International Standard Banking Practice for the examination of documents under documentary credit, ICC Publication No.681 2007 REVISION for UCP600”
	eUCP第1.1版	「電子呈示に関する<UCP600>への追補第1.1版」 “Supplement for Electronic Presentation Version 1.1”
2008年	URR725	「ICC荷為替信用状に基づく銀行間補償に関する統一規則」 “ICC Uniform Rules for Bank-to-Bank Reimbursements under Documentary Credits, ICC Publication No.725” 銀行間補償に関する統一規則 (URR) 最新版
2013年	ISBP745	「荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務」 “International Standard Banking Practice for the examination of documents under documentary credit, for the Examination of Documents under UCP600”, ICC Publication No.745” 国際標準銀行実務 (ISBP) 最新版
2019年	eUCP第2.0版	「電子呈示に関する<UCP600>への追補第2.0版」 “UCP600 Supplement for Electronic Presentation Version 2.0-eUCP2.0”
	eURC第1.0版	「電子呈示に関する<URC522>への追補第1.0版」 “URC522 Supplement for Electronic Presentation Version 1.0-eURC1.0” 1995年採択の信用状なし荷為替手形 (D/P、D/A) 等に適用される「取立統一規則」URC525を補完する、 電子呈示に関する追補

出典：筆者作成

図表 2 - 4 UCP 条文対比 (UCP82~290)

UCP82 (1933年)	UCP151 (1951年)	UCP222 (1962年)	UCP290 (1974年)
総則と定義	総則と定義	総則と定義	総則と定義
総則と定義	総則と定義	総則と定義	総則と定義
A. 信用状の性質	A. 信用状の本質	A. 信用状の形式と通知	A. 信用状の形式と通知
第1条 信用状と契約 第2条 取消可能と取消不能の信用状 第3条 取消可能と取消不能信用状の表示 第4条 取消可能信用状 第5条 取消不能信用状 第6条 取消不能信用状の通知 第7条 確認信用状 第8条 確認信用状の通知 第9条 商業信用状	第1条 信用状と契約 第2条 取消可能と取消不能の信用状 第3条 取消可能と取消不能信用状の表示 第4条 取消可能信用状 第5条 取消不能信用状 第6条 取消不能信用状の通知 第7条 類似信用状の条件変更 第8条 不完全または不明確な指図	第1条 取消可能と取消不能の信用状 第2条 取消可能信用状 第3条 取消不能信用状 第4条 アレトランスミッションによる信用状および事務通知信用状 第5条 類似信用状の条件変更 第6条 不完全または不明確な指図	第1条 取消可能と取消不能の信用状 第2条 取消可能信用状 第3条 取消不能信用状 第4条 アレトランスミッションによる信用状および事務通知信用状 第5条 類似信用状の条件変更 第6条 不完全または不明確な指図
B. 責任	B. 責任	B. 義務と責任	B. 義務と責任
第10条 書類点検の基準 第11条 書類の有効性についての免責 第12条 メッセージの伝達についての免責 第13条 不可抗力 第14条 被指図人の行為についての免責	第9条 書類点検の基準 第10条 書類と物品、ディスクレのある書類と通告 第11条 書類の有効性についての免責 第12条 メッセージの伝達についての免責 第13条 不可抗力 第14条 被指図人の行為についての免責	第7条 書類点検の基準 第8条 書類と物品、ディスクレのある書類と通告 第9条 書類の有効性についての免責 第10条 メッセージの伝達についての免責 第11条 不可抗力 第12条 被指図人の行為についての免責 第13条 銀行間の補償の取決め	第7条 書類点検の基準 第8条 書類と物品、ディスクレのある書類と通告 第9条 書類の有効性についての免責 第10条 メッセージの伝達についての免責 第11条 不可抗力 第12条 被指図人の行為についての免責 第13条 銀行間の補償の取決め
C. 証券	C. 書類	C. 書類	C. 書類
第15条 運送書類 第16条 運送書類の発行日 第17条 運賃の未払/前払の運送書類 第18条 無故障運送書類 第19条 海上船荷証券 第20条 拒絶される運送書類 第21条 "On Deck" 第22条 汽船積 第23条 "On Board Notaion" 第24条 荷送人の裏書 第25条 その他の積出書類等 第26条 積出書類上の重量証明 第27条 その他の積出書類等に対する受益者の副書 第28条 保険書類 第29条 保険金額 第30条 保険担保の種別 第31条 オール・リスクスの保険担保 第32条 商業送り状 第33条 商業送り状の明細 第34条 その他の書類	第15条 運送書類 第16条 運送書類の発行日 第17条 運賃の未払/前払の運送書類 第18条 無故障運送書類 第19条 海上船荷証券 第20条 拒絶される運送書類 第21条 "On Deck" 第22条 汽船積 第23条 "On Board Notaion" 第24条 荷送人の裏書 第25条 その他の積出書類等 第26条 積出書類上の重量証明 第27条 その他の積出書類等に対する受益者の副書 第28条 保険書類 第29条 保険金額 第30条 保険担保の種別 第31条 オール・リスクスの保険担保 第32条 商業送り状 第33条 商業送り状の明細 第34条 その他の書類	第14条 運送書類の発行日 第15条 運賃の未払/前払の運送書類 第16条 無故障運送書類 第17条 拒絶される運送書類 第18条 海上船荷証券 第19条 積換 第20条 "On Deck" 第21条 荷送人の裏書 第22条 その他の積出書類等 第23条 積出書類上の重量証明 第24条 保険書類 第25条 保険書類の発行日 第26条 保険金額 第27条 保険担保の種別 第28条 オール・リスクスの保険担保 第29条 免責歩合、控除免責歩合の保険条件 第30条 商業送り状 第31条 その他の書類	第14条 書類発行者についての曖昧な表示 第15条 運送書類の発行日 第16条 運賃の未払/前払の運送書類 第17条 "Shipper's Load and Count" 第18条 無故障運送書類 第19条 拒絶される運送書類 第20条 海上船荷証券 第21条 積換 第22条 "On Deck" 第23条 複合運送書類 第24条 その他の積出書類等 第25条 積出書類上の重量証明 第26条 保険書類 第27条 保険書類の発行日 第28条 保険金額 第29条 保険担保の種別 第30条 オール・リスクスの保険担保 第31条 免責歩合、控除免責歩合の保険条件 第32条 商業送り状 第33条 その他の書類
D. 文言の解釈	D. 用語の解釈	D. 雑則	D. 雑則
第35条 信用状金額、数量および単価の許容幅 第36条 分割使用/分割積出 第37条 所定期間毎の使用/積出 第38条 有効期限 第39条 有効期限の日付に関する解釈 第40条 有効期限の延長 第41条 取消可能信用状の有効期限 第42条 船積期限の日付に関する解釈 第43条 呈示期限 第44条 呈示の時間 第45条 船積期限の延長 第46条 日付に関する一般的表現 第47条 日付に関する解釈 第48条 確認、通知の日付に関する解釈	第35条 信用状金額、数量および単価の許容幅 第36条 分割使用/分割積出 第37条 所定期間毎の使用/積出 第38条 有効期限 第39条 有効期限の日付に関する解釈 第40条 有効期限の延長 第41条 取消可能信用状の有効期限 第42条 船積期限の日付に関する解釈 第43条 呈示期限 第44条 呈示の時間 第45条 船積期限の延長 第46条 日付に関する一般的表現 第47条 日付に関する解釈 第48条 確認、通知の日付に関する解釈	第32条 信用状金額、数量および単価の許容幅 第33条 分割使用/分割積出 第34条 所定期間毎の使用/積出 第35条 有効期限 第36条 有効期限の日付に関する解釈 第37条 有効期限の延長 第38条 取消可能信用状の有効期限 第39条 船積期限の延長 第40条 船積期限の日付に関する解釈 第41条 呈示期限 第42条 呈示の時間 第43条 日付に関する一般的表現 第44条 日付に関する解釈 第45条 確認、通知の日付に関する解釈	第34条 信用状金額、数量および単価の許容幅 第35条 分割使用/分割積出 第36条 所定期間毎の使用/積出 第37条 有効期限 第38条 有効期限の日付に関する解釈 第39条 有効期限または最終呈示日の延長 第40条 積出、積込または発送 第41条 最終呈示日 第42条 呈示の時間 第43条 日付に関する一般的表現 第44条 日付に関する解釈 第45条 確認、通知の日付に関する解釈
E. 譲渡可能信用状	E. 譲渡可能信用状	E. 譲渡可能信用状	E. 譲渡可能信用状
第49条 譲渡可能信用状	第49条 譲渡可能信用状	第46条 譲渡可能信用状	第46条 譲渡可能信用状 第47条 代わり金の譲渡

出典：筆者作成

図表 2 - 5 UCP 条文対比 (UCP400~600)

UCP400 (1983年)	UCP500 (1993年)	UCP600 (2007年)
A. 総則と定義	A. 総則と定義	総則と定義
第1条 UCPの適用 第2条 信用状の意味 第3条 信用状と契約 第4条 書類と物品・役務・行為 第5条 信用状の発行・条件変更の指図 第6条 銀行間、依頼人・発行銀行間の契約関係の援用禁止	第1条 UCPの適用 第2条 信用状の意味 第3条 信用状と契約 第4条 書類と物品・役務・行為 第5条 信用状の発行・条件変更の指図	第1条 UCPの適用 第2条 定義 第3条 解釈 第4条 信用状と契約 第5条 書類と物品、サービスまたは履行
B. 信用状の形式と通知	B. 信用状の形式と通知	信用状の通知、義務と責任
第7条 取消可能と取消不能の信用状 第8条 通知銀行の義務 第9条 信用状の取消 第10条 発行銀行および確認銀行の義務 第11条 信用状の形態 第12条 テレトランスミッションによる信用状および事前通知信用状 第13条 類似信用状の条件変更 第14条 不完全または不明確な指図	第6条 取消可能と取消不能の信用状 第7条 通知銀行の義務 第8条 信用状の取消 第9条 発行銀行および確認銀行の義務 第10条 信用状の形態 第11条 テレトランスミッションによる信用状および事前通知信用状 第12条 不完全または不明確な指図	第6条 利用可能性、有効期限および呈示地 第7条 発行銀行の約束 第8条 確認銀行の約束 第9条 信用状および条件変更の通知 第10条 条件変更 第11条 テレトランスミッションによる信用状・条件変更 第12条 指定 第13条 銀行間補償の取決め
C. 義務と責任	C. 義務と責任	書類点検
第15条 書類点検の基準 第16条 ディスクレのある書類と通告 第17条 書類の有効性についての免責 第18条 メッセージの伝達についての免責 第19条 不可抗力 第20条 被指図人の行為についての免責 第21条 銀行間の補償の取決め	第13条 書類点検の基準 第14条 ディスクレのある書類と通告 第15条 書類の有効性についての免責 第16条 メッセージの伝達についての免責 第17条 不可抗力 第18条 被指図人の行為についての免責 第19条 銀行間の補償の取決め	第14条 書類点検の標準 第15条 充足した呈示 第16条 ディスクレパンシーのある書類、権利放棄および通告 第17条 書類の原本およびコピー 第18条 商業送り状 第19条 少なくとも2つの異なる運送形態を対象とする運送書類 第20条 船荷証券 第21条 流通性のない海上運送状 第22条 備船契約船荷証券 第23条 航空運送書類 第24条 道路、鉄道または内陸水路の運送状 第25条 クーリエ受領書、郵便受領書または郵送証明書 第26条 "On Deck"、"Shipper's Load and Count"等 第27条 無故障運送書類 第28条 保険書類および担保範囲
D. 書類	D. 書類	雑則
第22条 書類発行者についての曖昧な表示 第23条 指定のない書類の発行者または記載内容 第24条 書類の発行日と信用状の日付 第25条 海上船荷証券、郵便小包受領書もしくは郵送証明書以外の運送書類 第26条 海上船荷証券 第27条 積込済みの運送書類を要求していない場合 第28条 "On Deck" 第29条 積換 第30条 郵便小包受領書または郵送証明書 第31条 運賃の未払／前払の運送書類 第32条 "Shipper's Load and Count" 第33条 荷送人が受益者以外の運送書類 第34条 無故障運送書類 第35条 保険書類 第36条 保険書類の発行日 第37条 保険金額 第38条 保険担保の種別 第39条 オール・リスクスの保険担保 第40条 免責歩合、控除免責歩合の保険条件 第41条 商業送り状 第42条 その他の書類	第20条 書類発行者についての曖昧な表示 第21条 指定のない書類の発行者または記載内容 第22条 書類の発行日と信用状の日付 第23条 海上船荷証券 第24条 流通性のない海上運送状 第25条 用船契約船荷証券 第26条 複合運送書類 第27条 航空運送書類 第28条 道路、鉄道または内陸水路の運送書類 第29条 クーリエ業者および郵送小包の受領書 第30条 フレイト・フォワード発行の運送書類 第31条 "On Deck"、"Shipper's Load and Count"、荷送人の名称 第32条 無故障運送書類 第33条 運賃の未払／前払の運送書類 第34条 保険書類 第35条 保険担保の種別 第36条 オール・リスクスの保険担保 第37条 商業送り状 第38条 その他の書類	第29条 有効期限または最終呈示日の延長 第30条 信用状金額、数量および単価の許容範囲 第31条 一部使用または一部船積 第32条 所定期間ごとの分割使用または分割船積 第33条 呈示の時間 第34条 書類の有効性に関する銀行の責任排除 第35条 伝送および翻訳に関する銀行の責任排除 第36条 不可抗力 第37条 指図された当事者の行為に関する銀行の責任排除
E. 雑則	E. 雑則	譲渡可能信用状
第43条 信用状金額、数量および単価の許容幅 第44条 分割使用／分割積出 第45条 所定期間毎の使用／積出 第46条 有効期限または最終呈示日の延長 第47条 運送書類の発行日 第48条 有効期限と書類の呈示場所 第49条 呈示の時間 第50条 船積（積出）のための日付に関する一般的表現 第51条 日付用語 第52条 日付に関する一般的表現 第53条 日付に関する解釈	第39条 信用状金額、数量および単価の許容幅 第40条 有効期限または最終呈示日の延長 第41条 信用状金額、数量および単価の許容範囲 第42条 有効期限と書類の呈示場所 第43条 有効期限についての制限 第44条 有効期限の延長 第45条 呈示の時間 第46条 船積（積出）のための日付に関する一般的表現 第47条 船積（積出）期間のための日付用語	第38条 譲渡可能信用状 第39条 代わり金の譲渡
F. 譲渡可能信用状	F. 譲渡可能信用状	代わり金の譲渡
第54条 譲渡可能信用状	第48条 譲渡可能信用状	第39条 代わり金の譲渡
G. 代わり金の譲渡	G. 代わり金の譲渡	
第55条 代わり金の譲渡	第49条 代わり金の譲渡	
		eUCP1.1 (2007年)
		第e1条 eUCPの適用範囲 第e2条 eUCPのUCPに対する関係 第e3条 定義 第e4条 フォーマット 第e5条 呈示 第e6条 点検 第e7条 拒絶の通知 第e8条 オリジナルとコピー 第e9条 発行日 第e10条 運送 第e11条 呈示後の電子記録の損傷 第e12条 eUCPに基づく電子記録呈示にかかわる追加免責

出典：筆者作成

(3)国際標準銀行実務の制定

飯田 (2003)²⁻¹⁵⁾によれば、1993年改訂のUCP500第13条a項で、国際的な標準銀行実務 (international standard banking practice—isbp) という用語が導入され、信用状条件通りであるか否かの判断は、信用状条件、UCP、isbpの3つによって決定されると規定された。このisbpを明文化する目的で、2002年にICCの公式文書として出版されることが議決された『荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務 (International Standard Banking Practice, ICC Publication No. 645—ISBP645)』は、書類点検に関する全般的な解釈及び、荷為替手形を構成する為替手形や送り状を始めとする9種類の主要書類に関わる解釈を合計200段で纏めたものであった。ICCは、ISBP645は信用状取引実務を行う上で必要不可欠な、UCP500の補足物と位置付け、UCP500を修正するものではなく、UCP500が日常業務の中でどのように適用されるべきかを明確化するものであると述べている。また、ICCは、ISBP645はUCP500とは勿論、その銀行委員会によりそれまでに発表された、公式見解 (Opinion) および決定 (Decision) とも平仄を合わせているとのスタンスであり、ISBP645の発行により、信用状取引において頻発する条件不一致が顕著に減少するであろうとの期待も表明していた。

(4)UCP600、ISBP改訂

2007年のUCP600改訂は、貿易取引全体のスピードアップ化に対応する為に、信用状取引そのものの迅速化を図った、UCP500の流れを更に進めた改訂であった。書類点検の日数は、書類提示日の翌日から最長5銀行営業日にまで短縮された。また、定義や解釈について、他のICC制定の諸規則、スタンバイ信用状 (Standby Credit—SBLC) に関する『国際スタンバイ規則 (International Standby Practices, ICC Publication No. 590—ISP98)』との平仄を合わせる改訂となった。またUCP600以降に改訂された、請求払保証 (Demand Guarantee—DG) に関する『請求払保証に関する統一規則 (Uniform Rules for Demand Guarantees, ICC Publication No. 758—URDG758)』や、TSU-BPO取引向けに制定された、『ICC バンク・ペイメント・オブリゲーション統一規則 (Uniform Rules for Bank Payment Obligation Version 1.0, ICC Publication No. 750—URBP0750)』もUCP600と用語の定義や解釈等の平仄を合わせた規則となった。

一方ISBP645以降、ISBPの改訂は2度行われた。最初の改訂は、UCP600改訂時であり、ISBP645の出版後わずか4年しか経過していないにも関わらず、同時並行で改訂作業を行い、UCP600発効と同時にISBP681を出版した。ISBP681では、ISBP645の200段

中、内容的に重要で UCP に規定とすべきと考えられた 16 段を UCP600 に包摂する一方、新設は「書類のコピーには、署名する必要がない。」という 1 段のみに留まり 185 段構成となった。内容面でも、文章中の字句や表現を UCP600 に平仄を合わせる改訂が中心であり、改訂前の内容をほぼ踏襲するものであった²⁻¹⁶⁾。銀行も、ISBP681 の発行に際しては、特段新しい対応もしなかった。2 度目の、そして初の本格的改訂となった 2013 年の ISBP745 では、その対象書類を流通性のない海上運送状を始めとする 5 種類追加し、計 14 種類まで拡大した結果、ISBP745 全体では、合計 297 段にまで拡大した。(改訂の概略は、図表 2-6~7 参照)

図表 2-6 ISBP745 改訂内容 (i 段～F25 段)

改訂ISBP (ISBP745)				旧ISBP		
段数	大項目	改訂内容	段番号	段数	段番号	大項目 (項目名はISBP681のもの)
				681	645	
7	事前検討事項			5	5	事前検討事項
	i - ii 本出版物 (ISBP) の対象範囲	新設 i - ii	【明確化】ISBP745は、UCP600の条文がどのように解釈・適用されるかに対して焦点を当てたUCP600の補足物(参考書)としての位置付け			
	iii - viii 信用状と条件変更の依頼、および信用状と条件変更の発行			1-5	1-5	信用状の発行依頼および発行
41	一般原則			6-7	6-7	一般原則
	A1-2 省略語	新設 A2b	【明確化】コマンドで区切られた複数の条件は、いずれか一つ、またはそれらの組み合わせにより充足されるものと見なす	8, 37	8, 39	省略語
	A3-5 証明、証明書、宣誓書および陳述書	新設 A4	【明確化】各種証明書等に求められる充足要件	20	21	証明書および宣誓書、署名
	A6 UCP第19-25条に規定する運送書類の写し	新設 A6b-c	【明確化】運送書類のコピーは、その日付と表示期間の関係を信用状条件として明記する必要がある	9-12	9-12	UCP600の運送文が適用されない書類
	A7-9 訂正および変更	変更 A7a, ii	【明確化】訂正・証明等を受けた受益者発行書類の訂正は、基証・証明等を行った当事者が、その名称を含む証明をする	13-18	13-19	訂正および変更
	A10 書類、通知書等を送付するためのクーリエ受取証、無故障受取証または郵送証明書	新設 A10	【明確化】信用状条件として、書類等を送付する際の確認書類の点検要領	19	20	UCP600の運送文が適用されない書類
	A11-16 日付	新設 A15	【明確化】UCP600第3条の補強、表示期間に関する“from”, “after”についても、その日付を除外する	21	22-24	UCP600に定義されていない表現
	A17 書類および記載欄、空欄、スペース完記の必要性	新設 A17	【明確化】書類上の記載欄、空欄等を完記する必要はない	22	25	書類の発行人
	A18 UCPの運送文が適用されない書類	変更 A18	【明確化】UCP600上に規定されていない運送書類、およびその記載欄の記載は信用状条件として明記する必要はない	23	26	言語
	A19 UCPに定義されていない表現	新設 A18a-b, d, F-g	【明確化】UCP600上に規定されていない表現の用語、信用状条件として使用すべきでない表現について明確化し、“third party documents not acceptable”は無視される “table documents acceptable”は表示期間に限り承認される等	24	27	数値計算
	A20 書類の発行人	新設 A21b, c, d, e, f, g	【明確化】言語に関する条件がない場合、書類上の言語で発行可能である	25	28	ミス・スペルینگまたはミスタイプ
	A21 言語			26-27	29-30	複数頁および添付書類または追加条項
	A22 数値計算	変更 A22	【厳格化】書類上の数値に関して、その合計のみの点検で可とする対象を、従来の物品の金額から、数量、重量、梱包数等に拡大	28-33	31-35	原本およびコピー
	A23 ミス・スペルینگまたはミスタイプ			34-36	36-38	原印
	A24-25 複数頁および添付書類または追加条項			37-40	39-42	署名
	A26 ノドキュメンタリー・コンディションとデータの食い違い	新設 A26	【明確化】書類相互間のノドキュメンタリー・コンディションは食い違ってはならない	41-42	43-44	書類の標題および複合書類
	A27-31 原本およびコピー	変更 A27, 31b, A28a-c, 31a	後記 改訂内容(詳細)参照			
	A32-34 荷印	新設 A32, 34b	【明確化】所印の各項目の記載順序や、追加情報の有無は書類相互間の不一致とはみなされない			
	A35-38 署名	新設 A35a-d, 36a, 38	【厳格化】署名は、手書きである必要はないが、発行者が必要(元の)署名は、本人(社)の署名とみなす			
	A39-41 書類の標題および複合書類	新設 A41	【明確化】複数の機能を持つ要求書類は、一つにとりまとめて発行しても、それぞれ機能別に発行してもよい			
18	為替手形および満期日の計算			43-44	45-46	為替手形および満期日の計算
	B1 基本的要件	新設 B1a-b	【明確化】為替手形は、信用状記載の名義銀行にて発行し、為替手形の記載欄には、ISBP681に規定の事項を記載する	45-47	47-49	満期日
	B2-3 手形期間	新設 B2e i	【明確化】種別条件の船荷証券が複数の積込の付記がある場合、最新の日付が振出日となる	48	50	銀行営業日、決済猶予期間、送金の遅延
	B4-6 満期日	新設 B5b iii	【明確化】発行銀行以外の支払銀行が支払拒絶した場合の手形期間の計算根拠: 発行銀行の引受け日から起算	54-55	54-55	為替手形の振出方法
	B7 銀行営業日、決済猶予期間、送金の遅延			50-51	52-53	金額
	B8-12 振出および署名方法	新設 B8b, 10-11	【明確化】受益者の名称変更時に、変更内容を明示すれば、新名称での振出しは認められる	49	51	裏書
	B13-14 金額			55-56	57-58	訂正および変更
	B15 裏書			54	56	信用状発行依頼人宛の為替手形
	B16-17 訂正および変更					
	B18 信用状発行依頼人宛の為替手形					
15	送り状			57	59	送り状
	C1 送り状の標題		【明確化】送り状は、受益者が発行する。受益者の名称変更時に、変更内容を明示すれば、新名称での発行は認められる	60-61	60-61	廃止
	C2 送り状の発行人	新設 C2		58-66	62-70	物品・サービスまたは履行の記述、および送り状に係るその他の一般的諸問題
	C3-14 物品・サービスまたは履行の記述、および送り状に係るその他の一般的諸問題	新設 C5	【明確化】送り状記載の物品、サービス、履行の記載は、信用状に規定の品名、数量、種類と一致しなければならない	67	71-72	物品・サービスまたは履行の記述、および送り状に係るその他の一般的諸問題
	C15 所定期間ごとの分割積積	新設 C15b i - ii	【明確化】積込の船荷証券を併用していない場合、船荷証券はすべて、1つの積積としてよい			
31	少なくとも2つの異なる運送形態を対象とする運送書類			68-69	120-121	UCP600第19条の適用
	D1-2 UCP600第19条の適用	新設 D1c	【明確化】明確に複数の運送手段を利用している場合、複合運送書類とみなす	71-72	123-124	複合運送書類の署名
	D3-5 複合運送書類の発行、運送人、運送人の特定、署名	新設 D4, 5b	【明確化】フィアードア発行の複合運送書類不可という条件は意味はなく、発行者の署名は、本人(社)の署名のみとする	73-75	125-127	積積の付記、受取地、積込地、積込地および陸揚港
	D6-11 積込地の付記、船積日、受取地、積込地、積込地および陸揚港	新設 D7, 9	【明確化】積込地から積込地を指示する複合運送書類には積込地の付記が必要。信用状に複合運送書類上に指示する複数の名称が国名と共に明記されている場合、書類上に国名の記載は不要である	70	122	原本全通
	D12-14 到達地、陸揚港および目的空港	新設 D13	【明確化】荷受人を“To order of 指図人”とする場合、直接その指図人が荷受できるように記載してはならない	76-78	128-130	荷受人、指図人、荷送人と裏書、着荷通知先
	D15 複合運送書類の原本			79-81	131-133	積積と一部船積
	D16-20 荷受人、指図人、荷送人と裏書、着荷通知先	新設 D17b, 18b, d, 19		82-83	134-136	無故障複合運送書類
	D21-23 積積と一部船積および複数の船荷証券に規定された積込の表示期間の制限	新設 D23c	【明確化】複数の複合運送書類が表示された場合、その最も早い日付が基準となる	84	137	物品の記述
	D24-25 無故障複合運送書類			85-86	138-139	訂正および変更
	D26 物品の記述			87-89	140-142	運送料と追加費用
	D27 到達地でのデリバリー・エージェントの名前と住所	新設 D27	【明確化】デリバリー・エージェントの住所は、陸揚港およびその所在国にある必要はない	90	143	複数の複合運送書類の対象となる物品
	D28-29 訂正および変更					
	D30-31 運送料と追加費用	新設 D30	【明確化】運賃表示は、信用状条件と全く同じである必要はないが、食い違っていないといけない			
	D32 複数の複合運送書類による物品の引渡					
28	船荷証券			91-92	73-74	UCP600第20条の適用
	E1-2 UCP600第20条の適用	新設 E1b	【明確化】船荷証券には、備船契約を含んではならない	94-95	76-77	船荷証券の署名
	E3-5 船荷証券の発行、運送人、運送人の特定、署名	新設 E4, 5b	【明確化】フィアードア発行の船荷証券不可という条件は意味はなく、発行者の署名は、本人(社)の署名のみとする	96-97	78-79	積込地の付記
	E6-7 積込地の付記、船積日、pre-carriage、受取地および船積港	新設 E6b-f, h	【明確化】積込地の付記が必要なケース、不要なケースをケースごとに分けて信用状に船荷証券上に指示する複数の名称が国名と共に明記されている場合、書類上に国名の記載は不要である	98-100	80-83	船積港および陸揚港
	E8-10 陸揚港	新設 E9	【明確化】荷受人等の情報は信用状と食い違っていないが、信用状にある、住所等詳細な情報まで記載される必要はない	93	75	原本全通
	E11 船荷証券の原本			101-103	84-86	荷受人、指図人、荷送人と裏書、着荷通知先
	E12-16 荷受人、指図人、荷送人と裏書、着荷通知先	新設 E14b, e, 15, 16		104-105	87-89	積積と一部船積
	E17-19 積積と一部船積および複数の船荷証券に規定された積込の表示期間の制限	新設 E19c	【明確化】複数の船荷証券が表示された場合、その最も早い日付が基準となる	106-107	90-92	無故障船荷証券
	E20-21 無故障船荷証券	新設 E21a	【明確化】“clean”という用語が船荷証券上に記載される必要はない	108	93	物品の記述
	E22 物品の記述			109-110	94-95	訂正および変更
	E23 到達地でのデリバリー・エージェントの名前と住所	新設 E23	【明確化】デリバリー・エージェントの住所は、陸揚港およびその所在国にある必要はない	111-113	96-98	運送料と追加費用
	E24-25 訂正および変更					
	E26-27 運送料と追加費用	新設 E26	【明確化】運賃表示は、信用状条件と全く同じである必要はないが、食い違っていないといけない			
	E28 複数の船荷証券による物品の引渡					
25	流通性のない海上運送状<新設>			114	99	複数の船荷証券の対象となる物品
	F1 UCP600第21条の適用	新設 F1	E1段(UCP600第20条の適用)と同主旨の段として新設			
	F2-4 流通性のない海上運送状の発行、運送人、運送人の特定、署名	新設 F2-4	E3-5段(船荷証券の発行、運送人、運送人の特定、署名)と同主旨の段として新設			
	F5-6 積込地の付記、船積日、pre-carriage、受取地および船積港	新設 F5-6	E6-7段(積込地の付記、船積日、pre-carriage、受取地および船積港)と同主旨の段として新設			
	F7-9 陸揚港	新設 F7-9	E8-10段(陸揚港)と同主旨の段として新設			
	F10 流通性のない海上運送状の原本	新設 F10	E11段(船荷証券の原本)と同主旨の段として新設			
	F11-14 荷受人、指図人、荷送人と裏書、着荷通知先	新設 F11-14	E13-16段(荷受人、指図人、荷送人と裏書、着荷通知先)と同主旨の段として新設			
	F15-17 積積と一部船積および複数の船荷証券に規定された積込の表示期間の制限	新設 F15-17	E17-19段(積積と一部船積および複数の船荷証券が表示された積込の表示期間の制限)と同主旨の段として新設			
	F18-19 無故障の流通性のない海上運送状	新設 F18-19	E20-21段(無故障船荷証券)と同主旨の段として新設			
	F20 物品の記述	新設 F20	E22段(物品の記述)と同主旨の段として新設			
	F21 到達地でのデリバリー・エージェントの名前と住所	新設 F21	E23段(到達地でのデリバリー・エージェントの名前と住所)と同主旨の段として新設			
	F22-23 訂正および変更	新設 F22-23	E24-25段(訂正および変更)と同主旨の段として新設			
	F24-25 運送料と追加費用	新設 F24-25	E26-27段(運送料と追加費用)と同主旨の段として新設			

出典：筆者作成

図表 2-7 ISBP745 改訂内容 (G1 段~Q11 段)

段数	改訂ISBP (ISBP745)			旧ISBP			
	大項目 内容	改訂内容	段数 681	段番号 681	大項目 (項目名はISBP681のもの)		
27	備船契約船荷証券			備船契約船荷証券			
	G1-3 UCP600第22条の適用	新設 G2b, 3	115-116	100-101	UCP600第22条の適用		
	G4 備船契約船荷証券の発行、運送人、運送人の特定、署名	新設 G2b, 3	118	103	備船契約船荷証券の署名		
	G5-6 積込済の付記、船積目、piece-count、受取地および船積港	新設 G5b-f, h	119-120	104-105	積込済の付記		
	G7-9 陸揚港	新設 G8	121	106	船積港および陸揚港		
	G10 備船契約船荷証券の原本	新設 G10b, e, f, g, h	117	102	原本全通		
	G11-15 荷受人、指図人、荷送人と裏書、着荷通知先	新設 G17c	122-124	107-109	荷受人、指図人、荷送人と裏書、着荷通知先		
	G16-17 積荷の一部船積および複数の備船契約船荷証券が示された場合の船積の判断	新設 G21	125	110	一部船積		
	G18-19 無故障備船船荷証券	新設 G21	126-127	111-113	無故障備船船荷証券		
	G20-21 物品の記述	新設 G21	128	114	物品の記述		
	G22-23 訂正および変更	新設 G24	129-130	115-116	訂正および変更		
	G24-25 運送料と追加費用	新設 G26	131-133	117-119	運送料と追加費用		
	G26 複数の備船契約船荷証券による物品の引渡	新設 G27	114	99	複数の船荷証券の対象となる物品		
G27 備船契約	新設 G27						
27	航空運送書類			航空運送書類			
	H1-2 UCP600第23条の適用	新設 H4, 5b	134-135	144-145	UCP600第23条の適用		
	H3-6 航空運送書類の発行、運送人、運送人の特定、署名	新設 H9	137-138	147-148	航空運送書類の署名		
	H7-8 積荷の一部船積および複数の航空運送書類が示された場合の船積の判断	新設 H15-16	139-140	149-151	積荷の一部船積および複数の航空運送書類が示された場合の船積の判断		
	H9-11 出発空港および到着空港	新設 H19c	141-142	152-153	出発空港および到着空港		
	H12 航空運送書類の原本	新設 H19c	136	146	航空運送書類の原本		
	H13-16 荷受人、指図人および着荷通知先	新設 H19c	143-144	154-155	荷受人、指図人および着荷通知先		
	H17-19 積荷の一部船積および複数の航空運送書類が示された場合の船積の判断	新設 H19c	145-147	156-159	積荷の一部船積		
	H20-21 無故障航空運送書類	新設 H19c	148-149	160-162	無故障航空運送書類		
	H22 物品の記述	新設 H19c	150	163	物品の記述		
	H23-24 訂正および変更	新設 H19c	151-152	164-165	訂正および変更		
	H25-27 運送料と追加費用	新設 H19c	153-156	166-169	運送料と追加費用		
	20	道路、鉄道または内陸水路の運送書類			道路、鉄道または内陸水路の運送書類		
J1 UCP600第24条の適用		新設 J2a-b	157	170	UCP600第24条の適用		
J2-4 荷受人および、荷積、積荷目録内陸水路の運送書類の発行、運送人、運送人の特定、署名		新設 J5-6	159-161	172-174	荷送人および、道路、鉄道または内陸水路の運送書類の署名		
J5-6 船積地および目的地		新設 J12, 14, 13	158	171	道路、鉄道または内陸水路の運送書類が示された場合、書類上に国名の記載は不要		
J7 積荷の一部船積および複数の道路、鉄道または内陸水路の運送書類が示された場合の船積の判断		新設 J15-16	162-163	175-176	積荷の一部船積および複数の道路、鉄道または内陸水路の運送書類が示された場合、その最も早い日付が基準となる		
J8-11 荷受人、指図人および着荷通知先		新設 J15-16	164	177	一部船積		
J12-14 積荷の一部船積および複数の道路、鉄道または内陸水路の運送書類が示された場合の船積の判断		新設 J15-16	165	178	物品の記述		
J15-16 無故障道路、鉄道または内陸水路の運送書類		新設 J20a-b	166-167	179-180	訂正および変更		
J17 物品の記述		新設 J20a-b	168-169	181-182	運送料と追加費用		
J18-19 訂正および変更		新設 J20a-b					
J20 運送料と追加費用		新設 J20a-b					
23		保険書類および担保範囲			保険書類および担保範囲		
		K1 UCP600第28条の適用	新設 K2b, 4c, 7a-b	170	183	UCP600第28条の適用	
	K2-8 保険書類の発行人、署名および原本	新設 K10c, 11	171-172	184-185	保険書類の発行人		
	K9-11 日付	新設 K13	175	189-190	日付		
	K12-16 担保割合と金額	新設 K13	174, 176-178, 187-188, 191-193	186-189	担保されるべき危険 担保割合と金額		
	K17-18 担保されるべき危険	新設 K22	173	186	担保されるべき危険		
	K19-21 被保険者および裏書	新設 K23	179-180	194-195	被保険者および裏書		
	K22 保険書類の保険約款	新設 K23					
	K23 保険料	新設 K23					
	8	原産地証明書			原産地証明書		
		L1-2 基本的要件および満たすべき機能	新設 L1	181	196	基本的要件	
		L3 原産地証明書の発行人	新設 L3c	182	197	原産地証明書の発行人	
		L4-8 原産地証明書の内容	新設 L7-8	183-185	198-200	原産地証明書の内容	
6		梱包明細書<新設>			梱包明細書<新設>		
	M1 基本的要件および満たすべき機能	新設 M1					
	M2-3 梱包明細書の発行人	新設 M2-3					
	M4-6 梱包明細書の内容	新設 M4-6					
	6	重量証明書<新設>			重量証明書<新設>		
		N1 基本的要件および満たすべき機能	新設 N1				
N2-3 重量証明書の発行人		新設 N2-3					
N4-6 重量証明書の内容		新設 N4-6					
4	受益者発行の証明書<新設>			受益者発行の証明書<新設>			
	P1 基本的要件および満たすべき機能	新設 P1					
	P2 受益者発行の証明書の署名	新設 P2					
	P3-4 受益者発行の証明書の内容	新設 P3-4					
11	分析、検査、衛生管理、防疫、数量、品質評価およびその他の証明書<新設>			分析、検査、衛生管理、防疫、数量、品質評価およびその他の証明書<新設>			
	Q1-2 基本的要件および満たすべき機能	新設 Q1-2					
	Q3-5 証明書の発行人	新設 Q3-5					
	Q6-11 証明書の内容	新設 Q6-11					
297			185	200			
段数 推移	ISBP645	200					
	ISBP681	185	新設1段、削除16段				
改訂ISBP (ISBP745)		297	新設147段(一部内容追加した段も含む)、変更8段他、内容集約、分散等技術的な見直しが行われた				
改訂内容(詳細)							
段番号	内容	段番号					
A27-31	原本およびコピー	A27	【厳格化】ICCの指針書470/871(Rev)「UCP500の第20条b項の文脈における書類の「原本」の判断」を参照すべき(旧33段)を継承し、原本である旨の要件を満たす書類は、コピーである旨の表示がない場合以外、原本とみなす				
		A29b	【明確化】航空運送書類、道路、鉄道または内陸水路の運送書類以外の書類は、原本通数で信用状条件に記載されている場合、全通表示を行うべき				
		A29c	【明確化】全通より少ない原本の表示を要求された場合に、全通表示することは可能				
		A31a	【明確化】信用状条件、または書類上の条件に、書類の原本に署名が求められる場合、署名が必要				
		A31b	【厳格化】コピーには、署名する必要がない(旧32段)に加えて、日付も必要ない				

出典：筆者作成

第2節 その他の ICC 統一規則

I. ICC 請求払保証に関する統一規則

本節では、信用状取引と並ぶ支払保証手段である請求払保証 (Demand Guarantee—DG) 及び、請求払保証に関する ICC 規則である、『請求払保証に関する統一規則 (Uniform Rules for Demand Guarantees—URDG)』について説明する。URDG 成立の経緯を振り返り、その間に論ぜられた諸問題について整理しておきたい。次に、最新版の URDG758 の内容に関して、これら諸問題への対応も含め、その特徴を俯瞰する。なお、URDG758 では、Letter of Guarantee—L/G に対して、「保証書」という訳語を使用しているが、本節では一般的に使い慣れた用語である「保証状」を使用することとする。

1. URDG 成立の経緯

現在のわが国銀行保証業務において発行される保証状は、その殆ど全てが原因となる契約と独立した支払確約である無因性の保証状の一種、請求払保証となっている。1987年、ICC は請求払保証に関する統一規則の起草作業を開始した。これに対して、わが国の産業界から、請求払保証に対する危惧の表明が相次いだ。その背景としてわが国民法が、保証債務に関して無因性と対極の考え方、つまり付従性および補充性を認めているという特色があった²⁻¹⁷⁾。起草作業期間中、日本サイドから ICC に対して、保証債務は原因となる契約に従属するという付従性を具備するように申し入れを行ったが、認められず、1992年『請求払保証に関する統一規則—Uniform Rules for Demand Guarantees (ICC Publication No.458)』いわゆる URDG458 が発効するに至った²⁻¹⁸⁾。このような URDG458 発効の経緯から、わが国で発行される保証状の内、URDG458 に準拠すると明示された請求払保証は、現在に至るまで海外宛に発行される保証状総数の 5%弱と、ごく少数となっている²⁻¹⁹⁾。

2. URDG に対するわが国銀行の対応

URDG458 発効の経緯から、わが国の銀行は当初より URDG458 に対する積極的な利用勧

奨を行うことはなかった。そして、わが国の輸出者から URDG 準拠の請求払保証の発行依頼があれば、個別に対応するというスタンスをとった。その結果、多くの銀行が現在も、輸出者と保証委託契約を締結する際には、伝統的な国内向けの保証状、つまり付従性及び補充性をもつ保証状を発行する際と同様に、保証依頼人より、『銀行取引約定書』および『支払承諾約定書』の差し入れを求め、保証状の発行手続を行っている。1994年全国銀行協会連合会は、『支払承諾約定書』とは別に、URDG458 準拠の請求払保証に適合する『請求払無因性保証取引約定書試案』作成し公表した。これは、荷為替信用状取引において利用される『信用状取引約定書』の基本的な構成、信用状発行銀行と海外の指定銀行または受益者間に補償債務、そして信用状発行銀行とわが国輸入者間に償還債務の規定を設け、補償債務の履行と同時に償還債務が自動的に発生するという契約概念を、請求払保証取引に移植したものであり、保証人—保証状の発行銀行と受益者間に補償債務、保証人とわが国輸出者間に償還債務の規定を『信用状取引約定書』同様に設けている。これにより、請求払保証は商業信用状と同様に、民法上の付従性及び補充性をもつ伝統的な国内保証状とは異なる無因性の保証状であることを明言するかたちをとっている。しかし、この約定書試案は現在に至るも、多くの銀行で未採用である²⁻²⁰⁾。

3. URDG758 改訂とそのポイント

2010年、ICCはURDG458発効後18年目にして初めての改訂をすることとなりURDG758が発行した。改訂に当たり、ICCは、既に貿易取引において十分浸透しているUCP600の用語や考え方を採り入れ、請求払保証を取り扱う関係者にとって、より明確で理解しやすい形の条文構成とした²⁻²¹⁾。主にUCP600が与えた影響と、重要な改訂条項を簡潔に纏めれば以下の通りであろう。

(1)UCP600との平仄を合わせる改訂

①定義と解釈の新設（第2条、第3条）

26の用語が定義された。この内、主要な用語であるadvising party（通知人—UCP600という通知銀行）、complying presentation（充足した呈示）等、UCP600と平仄を合わせたものが多く含まれる。

②独立抽象性、書類取引の二大原則（第5条、第6条）

UCP600第4条、第5条の規定に倣い、独立抽象性、つまり無因性及び、書類取引の原

則を明確化した。また後述のノン・ドキュメンタリー・コンディション規定（第 7 条）の新設で、書類以外の条件を原則無視することおよび、その例外を明確化することによって書類取引の原則をより強化する内容となった。

③通知人の義務の明確化（第 10 条）

通知人（UCP でいう通知銀行）の役割を明確化する規定を新設し、UCP600 第 9 条同様、通知人の二つの義務、真正性の確認義務及び、正確な通知義務を課した。また、同様に第二通知人（UCP600 でいう第二通知銀行）も規定した。

④条件変更ルールの明確化（第 11 条）

UCP600 第 10 条の規定に倣い、保証状の条件変更に関する規定を新設した。これによって、例えば「受益者が条件変更の接受後 5 日以内に拒絶の通報をしない場合には条件変更は効力を生じる」といった自動成立条件付の条件変更は無視されることとなり、UCP600 同様、受益者保護に資する規定となった。

⑤5Days ルールの導入（第 20 条）

UCP600 第 14 条の規定に倣い、呈示された請求の点検期間を到着の翌 5 銀行営業日以内（いわゆる 5Days ルール）と定め、荷為替信用状取引と同様に、保証人に対して請求内容の迅速な点検を促す規定を新設した。

(2)その他の改訂ポイント

①URDG の適用規定（第 1 条）

UCP600 第 1 条の規定に倣い、URDG758 準拠であることを明示することにより関係当事者が拘束される旨規定された。また、明示的な修正または除外規定も盛り込まれた。

②ノン・ドキュメンタリー・コンディションの新設（第 7 条）

保証人自身の記録や明確な指標などから保証状の条件が充足されているかどうか決定できない条件を保証状上に記載しないことと、仮に記載されていたとしてもそれを無視することを規定した。これは、書類取引の原則を補強する規定という位置付けである。

③保証状金額の変動規定の新設（第 13 条）

保証状金額の変動に関する規定を新設し、金額の増減およびその発生時点を保証人が把握できるように規定された。

④呈示に関する規定の明確化（第 14 条）

保証人に対する書類または電子データによる呈示つまり補償履行請求を認めた。UCP600 の規定と異なり、呈示に際して「書類が後日完成される」ことを明示することを条件に不完全な呈示も容認されることが明文化された。

⑤支払通貨規定の新設（第 21 条）

保証状に記載された通貨での支払が不能になった際の規定が新設された。本規定は UCP600 にもなく、これにより外国における通貨規制、あるいはユーロ等通貨統合といった状況に柔軟に対応できることとなった。

⑥Extend or Pay 規定の明確化（第 23 条）

従来から、保証期限の延長か補償履行の二者択一を迫るといいうわゆる” Extend or Pay” 条件付の呈示が慣習として確立されていたが、今回の改訂でその手続に関する規定が明確された。” Extend or Pay” 条件付の呈示がなされた場合、保証人は呈示の翌 30 暦日を超えない範囲で支払を停止し、指図人または裏保証人が支払いまたは延長のどちらに応じるか確認することができるようになった。また、同様に裏保証人においても、上記支払停止期間から 4 暦日を差し引いた期間、指図人または別の裏保証人が支払いまたは延長のどちらに応じるか確認することができるようになった。

⑦保証減額、終了規定の新設（第 25 条）

特に期限の明記のない保証状に関して発行日から 3 年の期間経過後に終了する旨明確化された。保証状実務でいつまでたっても保証状の回収または解除が進まないという、問題となる事案に対応した規定である。

⑧不可抗力規定の明確化－30Days ルールの新設（第 26 条）

不可抗力、例えば戦争、テロ行為といった政治上の混乱、またはデフォルト、通貨規制等の経済上の混乱により、保証人が支払を含めその業務を停止せざるをえなかった場合の規定を新設した。この種の規定のない UCP600 では、不可抗力による信用状発行銀行の業務中断期間に信用状の期日が経過した場合、信用状の受益者は、その支払確約を受ける権利を喪失するなど、そのリスクを全面的に負担することとなる。一方、URDG758 においては、30 暦日ではあるが保証期間が延長されるという規定（いわゆる 30Days ルール）が明確化されることとなった。

⑨準拠法および裁判管轄（第 34 条、第 35 条）

UCP600 に存在しない規定であり、保証状上に特に明示されていない場合、保証人または裏保証人の所在地の法令、裁判管轄となることが規定された。もっとも後述する取引事例にあるように保証状上にこれに異なる条件が記載された場合、保証状の条件が URDG758 の規定に優先することとなる点は、留意しなければならない。

図表 2 - 8 URDG758・UCP600 条文対比

URDG758	UCP600
第1条 URDGの適用	第1条 UCPの適用
第2条 定義	第2条 定義
第3条 解釈	第3条 解釈
第4条 発行および有効性	第4条 信用状と契約☆
第5条 保証および裏保証の独立性	第5条 書類と物品、サービスまたは履行
第6条 書類と、物品、サービスまたは履行	第6条 利用可能性、有効期限および呈示地
第7条 ノンドキュメンタリーコンディション	第7条 発行銀行の約束
第8条 指図と保証書の内容	第8条 確認銀行の約束
第9条 採り上げられない発行依頼	第9条 信用状および条件変更の通知
第10条 保証書または条件変更の通知	第10条 条件変更
第11条 条件変更	第11条 テレトランスミッションによる信用状・条件変更
第12条 保証書に基づく保証人の責任の範囲	第12条 指定
第13条 保証書金額の変動	第13条 銀行間補償の取決め
第14条 呈示	第14条 書類点検の標準
第15条 請求の要件	第15条 充足した呈示
第16条 請求についての通報	第16条 ディスクレパンシーのある書類、権利放棄および通告
第17条 一部請求と2つ以上の請求	第17条 書類の原本およびコピー
第18条 個々の請求の独立性	第18条 商業送り状
第19条 点検	第19条 少なくとも2つの異なった運送形態を対象とする運送書類
第20条 請求を点検する為の時間	第20条 船荷証券
第21条 支払通貨	第21条 流通性のない海上運送状
第22条 充足した請求のコピーの伝送	第22条 備船契約船荷証券
第23条 Extend or Pay	第23条 航空運送書類
第24条 充足しない請求、権利放棄および通告	第24条 道路、鉄道または内陸水路の運送状
第25条 減額と終了	第25条 クーリエ受領書、郵便受領書または郵送証明書
第26条 不可抗力	第26条 "On Deck"、"Shipper's Load and Count"等
第27条 書類の有効性に関する責任排除	第27条 無故障運送書類
第28条 伝送および翻訳に関する責任排除	第28条 保険書類および担保範囲
第29条 別の当事者の行為に関する責任排除	第29条 有効期限または最終呈示日の延長
第30条 免責の制限	第30条 信用状金額、数量および単価の許容範囲
第31条 外国の法律および慣習による損失の補償	第31条 一部使用または一部船積
第32条 手数料の支払義務	第32条 所定期間ごとの分割使用または分割船積
第33条 保証書の譲渡と代わり金の譲渡	第33条 呈示の時間
第34条 準拠法	第34条 書類の有効性に関する銀行の責任排除
第35条 裁判管轄	第35条 伝送および翻訳に関する銀行の責任排除
	第36条 不可抗力
	第37条 指図された当事者の行為に関する銀行の責任排除
	第38条 譲渡可能信用状
	第39条 代わり金の譲渡

出典：筆者作成

4. URDG758 改訂効果

2010年の改訂により、銀行にとっても慣れ親しんでいるUCP600と整合性のあるURDG758が登場したことにより、これに準拠する請求払保証発行依頼の増加が見込まれる。また、保証状の利用目的も、伝統的な入札保証、前受金返還保証、契約履行保証ばかりではなく、銀行融資や、売掛債権への担保といった様々な目的に拡大する可能性が

ある。このような中、無因性の保証状である請求払保証取引への正確な理解と、約定書も含めたわが国銀行側の準備も必要になってくる。また、請求払保証を含む保証状自体の中身についても、例えば、準拠法等のリスクに関して十分な議論がなされるべきであろう。これらを踏まえて、わが国銀行も請求払保証の活用に向けて、わが国輸出者をはじめとする関係当事者に積極的な啓蒙活動を行っていくべきかと考える。

II. フォーフエイティングに関する統一規則

1. フォーフエイティングを巡る国際規則制定

2012年11月14日メキシコシティにて国際貿易フォーフエイティング協会(International Trade and Forfaiting Association-ITFA)及び、ICCによる共同事業である、『フォーフエイティングに関する統一規則(ICC Uniform Rules for Forfaiting ICC Publication No. 800, 2012 Edition-URF800)』が公表され、2013年1月1日に発効した。このURF800は、年間3,000億米ドルの取扱高にまで成長した、フォーフエイティング市場に関する規則であり、2009年より起草作業が進められていたものである²⁻²²⁾。

2. フォーフエイティング業務の詳細

(1)フォーフエイティングの特徴

フォーフエイティングは、一般的に、輸出者が振出した、信用状付きの期限付輸出荷為替手形の内、L/C発行銀行または、その指定する引受銀行による引受済手形を対象とする輸出金融手法の一つで、1960年代スイスを中心とした欧州で発展した²⁻²³⁾。通常、わが国において買取依頼人である輸出者は、輸出手形の買取を輸出者取引銀行(買取銀行-Negotiating Bank)に依頼するに際して、「外国向為替手形取引約定書」を差し入れ、その規定に基づき、期日の不払いが発生した際に、買取銀行に対する買戻債務を負担することとなる²⁻²⁴⁾。これに対して、フォーフエイティングに基づく輸出手形買取の場合、輸出者取引銀行(一次フォーフエイター-Primary Forfaitor)は、買取取引依頼人に対して有する手形の遡及権(買取銀行の買戻し請求権=輸出者の買戻債務)の行

使を放棄するという、訴求権のない—Without Recourse 取引である。仮に、手形期日に信用状発行銀行等の破綻（信用リスク）や、輸入国側のカントリー・リスク発生による、不払い事故が発生した場合でも、輸出者には手形代金の買戻債務を負担する義務がない。

(2) フォーフエイティングのメリット

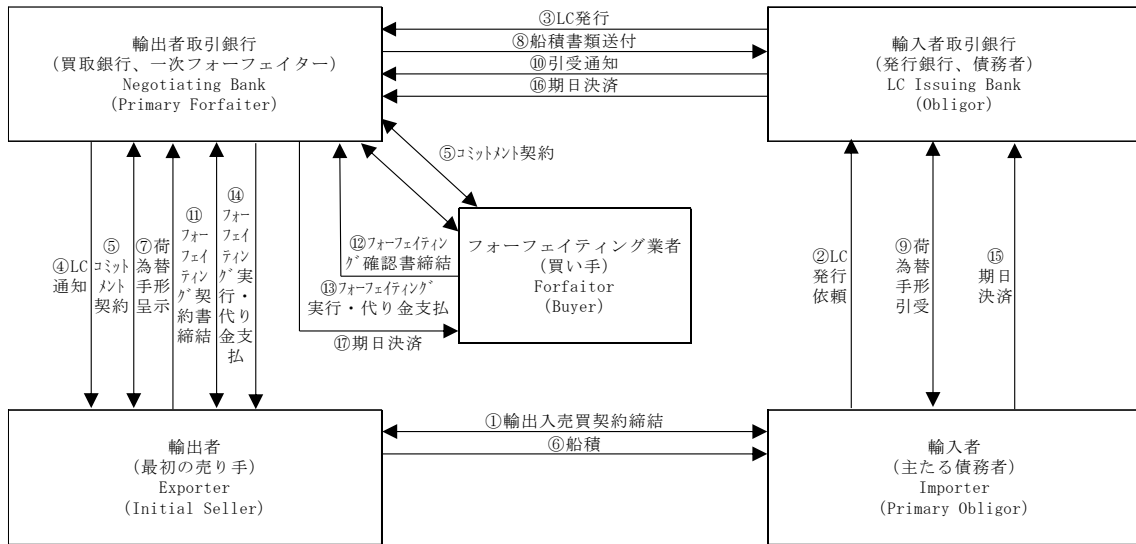
輸出者にとってフォーフエイティングを取組みことによるメリットは、以下の3点である。まず、前述の通り、フォーフエイティングは Without Recourse 取引であるので、輸出手形の不払い事故が発生した場合に、輸出者の買戻債務は免除され、仮に輸入決済遅延が発生した場合も延滞利息は請求されないという点である。2つ目は、輸入者およびL/C発行銀行の信用リスクおよび、所在国のカントリー・リスク双方のリスクヘッジが可能である点であるので、フォーフエイティングの対象となる輸出取引であれば、発展途上国向け等の高リスクの輸出案件にも利用可能であり、販路拡大が可能という点である。3つ目は、Without Recourse 取引であるが故に、バランスシートの売掛債権等をオフバランス化可能となり、債権管理・回収コストの削減が可能であるという点である。

(3) フォーフエイティングの流れ

フォーフエイティングは、通常次の手順に従って行われる（図表2-9参照）²⁻²⁵。まず、代金決済を信用状取引とする売買契約の締結後、発行された信用状が通知銀行により輸出者に通知される。通常、この段階で信用状の内容に基づきフォーフエイティングの条件を確定させ、事後のフォーフエイティング取引実行を確約させるために、輸出者と輸出者取引銀行（一次フォーフエイター—Primary Forfaiter）の間と、必要に応じて一次フォーフエイターと当該輸出債権の転売先であるフォーフエイティング業者（買い手—Buyer）の間で、それぞれコミットメント契約を締結するケースが多い。

船積後、輸出者から一次フォーフエイターへ荷為替手形が呈示され、一次フォーフエイターはこれを買取銀行として点検し、発行銀行に送付する。発行銀行は呈示された荷為替手形を点検し、これが信用状条件通りであれば、一次フォーフエイターに対して引受通知を送付する。一次フォーフエイターは、引受通知を受領し、発行銀行の支払確約が確定した段階で、輸出者から、輸出債権の譲渡依頼書—Assignment letter を受領し、フォーフエイティングを実行、輸出者の口座に買取代金を入金する。多くのケースでは、当該輸出債権を、別の買い手に再譲渡する。最後に手形期日に発行銀行から、資金決済が行われるが、前述の通り輸出者の買戻債務は免除されている。

図表 2-9 フォーフエイティング取引の流れ



出典：ITFA、ICC 資料を基に筆者作成

(4) フォーフエイティングの取引コスト

フォーフエイティングを取り組む際、一般的に、信用状発行銀行の信用リスクおよび、所在国のカントリー・リスクを勘案した、割引料率を算出し、これに基づき買取代金を計算することとなる。フォーフエイティングにより輸出者が受け取る金額は、以下の計算式に基づいて算出される。

$$\text{フォーフエイティング取引金額} = \text{輸出債権額面金額} \times \text{買取適用金利 (割引料率)} \\ \times (\text{手形残存期間} + \text{グレース日数}) \div 360 \text{ (または 365)}。$$

買取適用金利 (割引料率) は、LIBOR 等の基準となる市場金利に、資金の調達コストと銀行所定のリスク料率を加えた銀行マーゲンを加えたものである。銀行マーゲンは、発行銀行の信用リスクおよび、所在国のカントリー・リスクに応じて定められ、グレース日数とは、決済遅延日数をあらかじめ見込むもので、通常は 3~7 日の期間が設定されている。

3. URF800 の制定-ICC、ITFA の動き

(1) ITFA の設立

ITFA は 1999 年、国際フォーフエイティング協会 (International Forfaiting Association-IFA) の名称で、フォーフエイティング取引の促進を目的にチューリッヒ

に設立された比較的歴史の浅い民間団体で、約 140 社の会員 (ITFA's members) を有する。2014 年 9 月に現在の名称に改称しフォーフエイティングのみならず、貿易金融全体の促進を図るとしている。設立以来 ITFA は取引規則の整備を積極的に行い、2004 年に輸出債権を買い取った一次フォーフエイターが、別の買い手に転売する市場である二次マーケット—Secondary Market 向け規則『IFA ガイドライン (IFA Guidelines)』、2008 年には輸出者から一次フォーフエイターに輸出債権を売却する市場である一次マーケット—Primary Market 向け規則『フォーフエイティング—一次マーケットに関する解説 (Introduction to the Primary Forfaiting Market)』を制定した。

(2)ICC による統一規則制定とその意義

2009 年 6 月 24 日パリにて、ITFA および ICC は、フォーフエイティングに関する新たな統一規則の共同起草委員会立上げを発表し、3 年半に渡る起草作業の後、新統一規則 URF800 の内容が公表され、2013 年 1 月に発効した。ICC は 1920 年、国際商取引の促進を目的にパリに設立され、各種貿易関連規則の制定を通じて国際商取引促進に資する活動を行っており、現在世界 130 カ国に国内委員会、約 7,400 社の会員を有する。URF800 制定に ICC が関わる意義であるが、ITFA は貿易取引における国際的なルール作りにおいて、ICC の持つ豊富な実績と、銀行を含む貿易当事者への絶大な影響力を活用することにより、これをフォーフエイティング取引規則の de facto スタンダードとすることを狙ったものと思われる。

(3)URF800 の概要

まず、URF800 は、図表 2-10 のように本文 14 条と、フォーフエイティング取引に使用する契約の雛形を 4 種類から構成され、他の ICC 制定規則に比べてコンパクトな内容といえる。URF800 の特徴であるが、次に挙げる大きな 4 つのポイントが挙げられる。

① 一次、二次双方のマーケットに共通の規定を制定

まず一次、二次双方のマーケットに共通の規定を制定したことが挙げられよう。まず、用語の定義 (第 2 条) と解釈 (第 3 条) に関する規定の共通化である。定義では、「買い手 (buyer)」、「信用補完書類 (credit support documents)」、「フォーフエイティング契約書 (forfaiting agreement)」、「フォーフエイティング確認書 (forfaiting confirmation)」、「最初の売り手 (initial seller)」、「債務者 (obligor)」、「支払請求 (payment claim)」、「一次フォーフエイター (primary forfaiter)」、「一次マーケット

(primary market)」、「主たる債務者 (primary obligor)」、「要求書類 (repurchase terms)」、「充足した書類 (satisfactory documents)」、「二次マーケット (secondary market)」、「二次売買条件 (secondary sale terms)」、「売り手 (seller)」、「留保条件付 (under reserve)」、「原因取引 (underlying transaction)」等、28 語について、解釈では、「a. 単数形と複数形」、「b. 規則の適用」、「c. 人 (person)」、「d. 署名された (signed)」、「e. 以降 (after) 以内 (within)」、「f. 譲渡 (transfer)」の 6 語に関する解釈が規定された。

図表 2-10 URF800 条文構成

URF800		
条 文	第1条	URFの適用
	第2条	定義
	第3条	解釈
	第4条	遡及権なし取引
	第5条	一次マーケットにおけるフォーフェイティング契約書
	第6条	一次マーケットにおける取引条件
	第7条	一次マーケットにおける充足書類
	第8条	二次マーケットにおけるフォーフェイティング確認書
	第9条	二次マーケットにおける取引条件
	第10条	二次マーケットにおける充足書類
	第11条	支払い
	第12条	留保条件付き支払
	第13条	当事者の義務
	第14条	通知
雛 形	別添1	フォーフェイティング包括契約書雛形
	別添2	フォーフェイティング契約書雛形
	別添3	フォーフェイティング契約書SWIFT電文雛形
	別添4	フォーフェイティング確認書雛形

出典：筆者作成

次に、Without recourse 取引の定義 (第 4 条)、支払 (第 11 条)、留保条件付支払 (第 12 条)、通知 (第 15 条) に関する規定の共通化である。買い手は売り手から、遡求義務を免除して、支払請求の買入れを行い、第 13 条あるいは第 4 条 b 項の条件が適用される場合以外、(買入れした) 支払請求に関して不払いが発生しても、買い手は一切不服申し立てを行うことはできないと規定された。支払については、支払期日の営業日中に即時、満額支払うと規定され、併せて留保条件の取扱や通知についても定められた。フォ

フォーフェイスティング手続きに関する通知、書類は、契約書または確認書の契約番号を付して、電子的手段、ファックスまたは書面によって送付されるべきであると規定された。また、通知等の受領要件が、休業日または営業時間外に受領された場合、翌営業日に受領されたと解釈される等の細則も定められた。

②取引の当事者の責任範囲を明確化

2つ目は、取引の当事者の責任範囲を明確化（第13条）したことが挙げられる。フォーフェイスティングは、Without recourse 取引で、輸出債権の売り手には通常買戻し義務などは発生しない（第4条）が、例外的に売り手が責任を負うケースが以下のように規定された。すべての当事者は、契約書または確認書に基づく義務の履行等をする権限を有していない場合、または適切な執行および履行を保証するのに必要な行為を怠った場合（a項i）や、その義務や署名が、法的、有効性、拘束力および実施可能でない場合（a項ii）等に責任を負うとされた。これに加えて、最初の売り手が、一次フォーフェイスターに対して責任を負うケースとして、取引日以前に、支払請求の存在や信用補完書類に基づく権利および義務の存在に悪影響を及ぼす原因取引関連情報を得ていたにもかかわらず、一次フォーフェイスターに対して、開示していなかった場合（b項i）や、（最初の売り手自身が）譲渡した、支払請求、信用補完書類に基づく権利の実質的な所有者ではなかった場合（b項ii）、支払請求等が、一次フォーフェイスターに取消不能、無条件に譲渡されていない場合（b項iii）、原因取引に係る詐欺があった場合（b項v）等が規定された。また、一次フォーフェイスターが、買い手に対して責任を負うケースとして、b項と同様に、原因取引に関する情報の不開示（c項i）、実質的な所有者ではなかった場合（c項ii）、取消不能、無条件に譲渡されていない場合（c項iii）、支払請求を買入れした時、要求書類が原因取引を反映していることを、市場実務慣習に従って適切に確認しなかった場合（c項v）等が規定された。最後に、一次フォーフェイスターでない二次マーケットの売り手が、買い手に対して責任を負うケースも、c項と同様に規定された（d項）。

③一次マーケットの規定

3つ目は、一次マーケットに関する規定整備である。フォーフェイスティング契約書の要件（第5条）、一次マーケットにおける取引条件（第6条）、一次マーケットにおける充足書類（第7条）が規定されている。一次フォーフェイスターは、市場実務慣習に従って、送付された書類が要求書類を構成するかどうか点検し、要求書類でない書類を無視し、これを返却することができるように規定された（第7条b、c項）。

④二次マーケットの規定

最後に二次マーケットの規定の整備である。フォーフェイティング確認書の要件（第8条）、二次マーケットにおける取引条件（第9条）、二次マーケットにおける充足書類（第10条）が、一次マーケットと同様に規定されている。

第3章 貿易金融

本章では、貿易金融・与信管理の構造に関して、現状と課題を述べる。第1節では、銀行与信管理の考え方及び、貿易金融実務について説明する。第2節では、我が国の金融庁が唱える新たな政策－「事業性評価に基づく融資」、「担保・保証に依存しない融資」の推進について説明する。

第1節 貿易金融・与信管理の構造

I. 貿易金融の与信管理

1. 与信管理の概要

(1)与信取引に対する銀行のスタンス

現在の貿易金融は大きく、輸出者が輸出商品の船積後に振出す荷為替手形を、輸出者の取引銀行が買い取る輸出金融と、輸入者の依頼に基づき輸入者の取引銀行が行う、信用状発行および、輸入商品の販売代金回収までファイナンスを行う輸入ユーザンス等からなる輸入金融とに分かれる。通常、貿易金融取引を含む与信取引を行う銀行が、その与信判断上重視するのは、①顧客の信用状態と、②与信取引の見返り、つまり担保物件の有無とその評価額である。信用状態が良好である大企業宛の与信取引では、与信取引の採り上げに際して担保物件の有無は大きな問題にならないが、中小企業宛の与信取引では、その信用力が相対的に見劣りする分、銀行は与信取引の採り上げを検討する際、担保物件の有無とその評価額をより重視する傾向がある。通常、銀行に担保物件として受け入れ可能とされるものには、①各都道府県所在の信用保証協会を始めとする公的機関等が銀行に差し入れる借入保証や、②不動産担保、③有価証券担保、④預金担保と共に、⑤顧客の取り扱う商品等を対象とした動産担保が挙げられる。

(2)貿易金融取引における契約関係

与信取引を実行する際に、まず銀行と顧客間で『銀行取引約定書』が締結される。『銀行取引約定書』は、全ての与信取引を行う際の基本契約であり、最重要規定である、債

務者つまり顧客の債務不履行時の規定（期限の利益喪失）を始め、債務者の提供する担保物件取扱に関する規定等、これを締結することによって、顧客は取引銀行と与信取引の根本規定について合意する形となる³⁻¹⁾。更に与信取引の種類毎に、『銀行取引約定書』に加える形で専用の契約書（約定書）が追加で締結される。

第1節でも説明した通り、貿易金融取引を行う場合、銀行と債務者つまり輸出入者間で、締結される代表的な約定書として、輸出手形買取に締結する『外国向為替手形取引約定書』³⁻²⁾及び、輸入信用状発行時に締結する『信用状取引約定書』³⁻³⁾が挙げられる。この二つの約定書の主要な規定に、担保に関するものがあり、『外国向為替手形取引約定書』の第3条（担保）1項には、「付帯荷物および付属書類は、外国向荷為替手形の買取によって負担する手形上、手形外の債務ならびにこれに付随する利息、割引料、損害金、手数料および諸費用の支払の担保として貴行に譲渡します。」とある。また、『信用状取引約定書』の第3条（担保）1項にも、「付帯荷物および付属書類は、信用状取引によって私が負担する債務ならびにこの取引に付随する利息、割引料、損害金、手数料、保証料および諸費用の支払の担保として、貴行に譲渡します。」と、同様の規定が示され、輸出金融、輸入金融いずれの場合でも、輸出入者が取り扱う荷物と船積書類は、銀行に対する「譲渡担保」と位置づけられる。また、これらの「譲渡担保」に関する条項は、商業手形割引、手形貸付、当座貸越、証書貸付を始めとする融資取引や、保証取引に代表される貿易金融取引以外の国内与信取引に際して締結される追加約定書にはない条項である。このことから銀行は他の与信取引に比べ、貿易金融取引に際して、輸出入者の倒産等、有事にスムーズな担保物件処分の可能性、つまりスムーズに荷物の確保と売却を行えることを、より重視していることが分かる。

(3) 「譲渡担保」の留意点

ところで、銀行は輸出入者が取り扱う荷物を「譲渡担保」として管理する際に、「譲渡担保」に潜む大きな弱点に留意しなければならない。それは、『外国向為替手形取引約定書』及び、『信用状取引約定書』の規定により、銀行は所有権を譲渡された荷物に対して、民法上の寄託物返還請求権が認められるが、その一方で、万一輸入者が善意の第三者に荷物を売却してしまうと、銀行はその善意の第三者に荷物の所有権を主張できなくなるという点である³⁻⁴⁾。これは当該貿易金融取引が、事実上の無担保与信取引となることを意味する為、銀行は与信保全上このような事態を回避する必要に迫られる。そこで、信用状発行銀行は無担保与信化するのを回避し、有事のスムーズな荷物確保を

可能にする為に、信用状発行時に次のような信用状条件を要求する³⁻⁵⁾。

①船荷証券を全通呈示とさせ、且つ荷物を信用状発行銀行が受け取ることができるように、船荷証券の荷受人を、” to order of (信用状発行銀行)” とするか、” to order of shipper” の場合には、船荷証券裏面に白地裏書を行う信用状条件とする。

②航空貨物運送状等、非有価証券且つ記名式の運送書類を要求する場合、荷受人として信用状発行銀行を指名する信用状条件とする。

その一方で、銀行は輸出入者との与信取引方針により、例外的取り扱いを認めるケースもある。これを担保荷物貸渡といい、銀行が「譲渡担保」として所有権を有している荷物を、輸入者が輸入金融取引を弁済する以前に貸渡すことを意味する。担保荷物貸渡の種類には、大きく以下に挙げる3種類があり、大企業宛貿易金融取引では通常認められる³⁻⁶⁾。

①船荷証券の一部または全通を輸入者に直接呈示する信用状条件、船荷証券の荷受人が銀行以外の輸入者等とする信用状条件、航空貨物運送状の荷受人を銀行以外の輸入者等とする信用状条件、元地回収船荷証券を含む運送書類の写しを呈示する信用状条件等、輸入者が輸入金融取引の弁済前に荷物を確保できる信用状条件

②輸入荷物の保証渡し

③輸入ユーザンス

II. 貿易金融実務

1. 輸出金融

(1)輸出手形買取

① 輸出手形買取の意義

輸出手形買取とは、買取銀行が、輸出者が振り出した荷為替手形の交付を受け、対価として輸出者に代り金を支払うことである(図表3-1参照)。輸出手形の買取日からその荷為替手形が決済されるまでの間、買取銀行は、輸出者に対して、外貨または円貨を融資することになる。

②輸出者と買取銀行間の取引関係

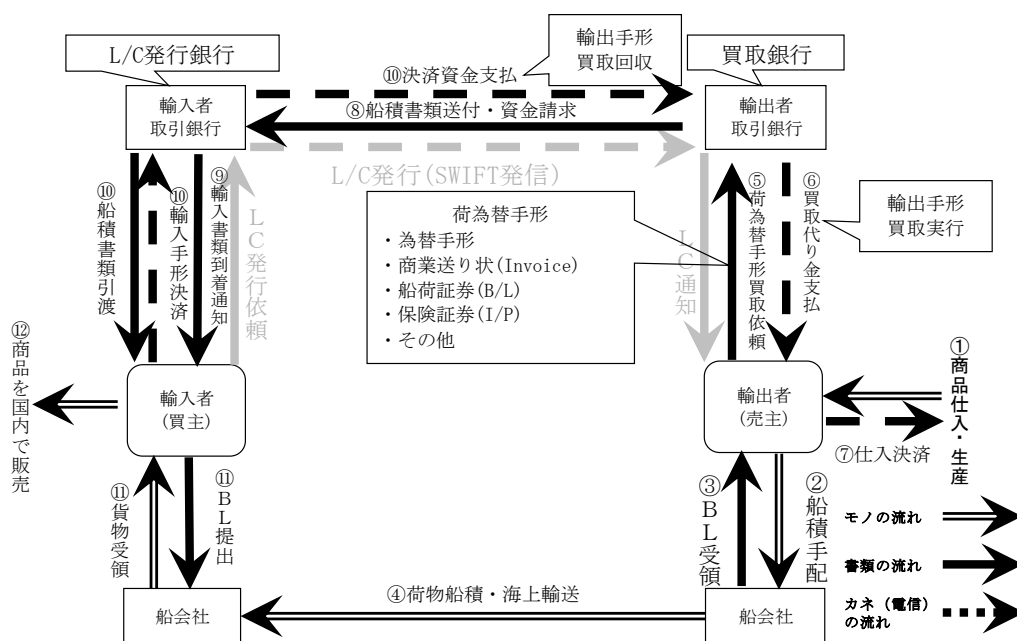
前述の通り、輸出手形買取に当たって、輸出者は買取銀行との間で『銀行取引約定書』及び『外国向為替手形取引約定書』を締結する。『外国向為替手形取引約定書』と

は、昭和 58 年 4 月に全国銀行協会（全銀協）がひな形を制定したものである。その主要な内容は、以下の通りである。

ア．担保（第 3 条）

前述の通り、輸出手形買取時に、関連する付帯荷物および付属書類は、譲渡担保となる。譲渡担保とは、債権担保の目的で物件の所有権を一旦、債務者（買取依頼人）から債権者（買取銀行）に移し、債務弁済後に返還するもので、輸出手形買取期間中、荷物等の所有権は買取銀行にある。

図表 3 - 1 輸出手形買取の与信期間



出典：筆者作成

イ．買戻債務（第 15 条）

買取った輸出手形が、支払義務者から支払拒絶された場合等、輸出者は、買取銀行に対し、輸出手形の買戻債務を負担することとなる。支払拒絶は、信用状取引における信用状条件不一致（ディスクレパンシー）によるものを始め、発行銀行、買取依頼人等の破綻、発行銀行所在国の支払停止等も含まれる。

ウ．信用状統一規則の順守

輸出者は UCP600 等の国際規則を順守し、また、将来制定される統一規則等についても同様に従う旨規定されている。

③与信判断のポイント

ア．輸出取引の概要把握

輸出手形買取の是非を判断する際に、買取銀行は、輸出者自身の信用力の他に、以下の事項を確認することとなる。これらには、国内融資取引と共通する部分と、輸出手形買取に特有な部分がある。

国内融資取引と共通する部分とは、モノとカネの流れを把握する為に、「販売サイド」「仕入サイド」に分けて、それぞれ商品・代金の受渡時期・その方法を明らかにする必要がある。これは国内の運転資金等を検討する際の聴取事項と一緒にある。つまり、輸出取引といっても、たまたま売り先が外国（または決済通貨が外貨）というだけで、国内取引と同じように考えればよいのである。

輸出手形買取に特有な部分とは、外国や外貨が絡む取引であることや、荷為替手形や信用状を用いた決済方法があること、為替相場の影響を受けること等が挙げられる。具体的な確認事項は、図表3-2の通りである。

図表3-2 輸出手形買取時の確認ポイント（★外為与信特有事項）

1. 販売サイド
<ul style="list-style-type: none"> 商品 ★ 輸出金額と通貨（実際に受払される通貨と値決めの際の建値） ★ 輸出相手国 輸出相手先（当社との関係も） ★ 決済方法（L/C・D/P・D/A・前払送金・後払送金 …L/Cの場合は発行銀行名とその所在地） ★ 手形期間（L/C・D/P・D/Aの場合）や受渡時期（前払送金・後払送金の場合）、L/C期間（L/Cの場合）等 日程（契約予定日・L/C発行予定日・船積予定日等） ★ 輸出債権回収リスクヘッジの要否・方法 ★ 輸出相手先への保証差入れの要否・保証種類
2. 仕入サイド
<ul style="list-style-type: none"> 商品（原材料を仕入れて加工するか、仕入れた商品そのものを出荷するか） 仕入金額または粗利率等の取引採算（仕入決済も外貨建ということもありうる） 仕入先（当社との関係・取引歴も） 決済方法（支払時期・現金か手形か、〈手形の場合〉手形サイトは） 日程（発注日・商品受領日・検品や加工にかかる日数等） 仕入資金調達の有無・方法
3. その他
<ul style="list-style-type: none"> ★ 為替リスク（実質的なリスク負担者・社内レートや採算レート等基準となる為替レート） ★ 為替リスクヘッジの要否・方法（為替予約を取る場合、どのくらい前に取るか） 買取代り金の用途（特定のものがあるか）・入金口座（外貨口座か円口座か） ★ 取引条件の交渉（為替優遇・輸出ユーザンス金利・国内貸金金利等） 他行取引状況（外為与信枠等） 保全（物的担保差入の可否、D/P・D/A手形買取の場合はB/L直送の有無等）

出典：筆者作成

イ. 信用状の有無による差異

通常、輸出手形買取は、信用状付輸出手形を対象とするが、信用状なし輸出手形(D/P、D/A手形)の買取も可能である。しかし、信用状なし輸出手形買取は、信用状付とは異

なり、信用状発行銀行の支払確約がなく、輸出手形が決済されるかどうかは、輸入者の信用力次第となる。この為、信用状なし輸出手形買取は、買取銀行にとってより慎重な判断が要求される。

④ディスクレパンシーへの対応

信用状とは「条件通りの書類を呈示されたら支払をする」という発行銀行による支払確約である。しかし、信用状付輸出手形買取において、実際に買取銀行に持込まれる船積書類には、信用状条件との不一致（ディスクレパンシー）がある場合が少なくない。買取銀行としては、これに何らかの方法で対処する必要があり、代表的な対処方法としては、以下の方法が挙げられる。

ア. 船積書類の訂正・差替

買い取った船積書類を点検したところ、インボイス上の商品名が信用状条件と違っていた等、書類の作成ミスが原因で発生するディスクレパンシーについては、輸出地側で訂正できるものであれば、極力訂正することとなる。為替手形やインボイス等、輸出者自身が作成した書類は、輸出者が訂正又は差替をおこなう。船荷証券や保険証券等、輸出者以外が作成した書類は、輸出者から船会社や保険会社に訂正を依頼することとなる。

イ. 信用状の条件変更（アmend）

信用状条件の船積期限は10日後なのだが、適当な船を予約できず、船積が12日後になってしまうといったケースでは、書類の訂正はできない。このようなケースでは、輸出者が輸入者にアmendを依頼することがある。輸入者（発行依頼人）からの依頼を受け、発行銀行がアmendを発行し通知銀行経由で輸出者へ通知される。

一方で、条件変更には時間的余裕が必要である。船積前等、事前にディスクレパンシーの発生が予想される場合等に採る手段である。日数がかかるため、アmend到着を待っている間に信用状の有効期限が切れてしまう等、他のディスクレが発生する恐れがある。確認付信用状であれば、確認銀行の同意も必要となるので注意が必要である。

ウ. ケーブルネゴ

買い取った輸出書類を点検したところ、信用状条件の船積期限より2日遅く船積されており、輸出者からは、輸入者は了承しているのに、発行銀行に条件不一致を認めるかどうか、意思確認した上で入金して欲しいとの依頼があるケースでは、発行銀行の承認を得た上で買い取るケーブルネゴが利用される。

一方で、発行銀行宛の照会を発電する際に、全てのディスクレパンシーを、漏らさず照会する必要がある。アmendと違い、分割船積等で、次回買取時に同一内容のディスクレパンシーが発生した場合、改めて、ケーブルネゴ等の対応を行う必要がある。

エ. L/G 付買取

買い取った輸出書類にディスクレパンシーがあるものの、輸出者の信用力や、担保等が十分なケースでは、万一発行銀行から支払拒絶された場合は、直ちに手形を買戻すことを記載した念書（Letter of Guarrantee-L/G）と共に買い取る方法である。

但し、発行銀行の承諾を得ていないので、発行銀行から支払拒絶される可能性は残ります。よって、輸出者の信用力が十分であると判断した場合に行う方法となる。また、確認付信用状の場合、確認銀行の支払確約義務はなくなる。本来、輸出者は『銀行取引約定書』や『外国向為替手形取引約定書』上でも手形の買戻債務を負っている。しかし、後日の無用なトラブルを回避するために、約定書に加えてL/Gを提出させる。

オ. 取立扱

ディスクレパンシーの内容が重大であり、輸出者の買戻能力にも不安がある場合等、信用状を無視し、取立扱として発行銀行宛に手形及び船積書類を送付し、輸入者からの手形代金取立を依頼する方法である。発行銀行から決済資金受領後に、輸出者に対して支払う。

取立扱は、信用状を無視して行われる為、発行銀行から支払義務がないとして、決済を拒否される可能性がある。資金決済条件や書類の送付方法が信用状条件と異なる可能性がある為、決済資金の受取が遅れる等の混乱が生じる懸念がある。取立扱にする際には、上記のリスク等に関し、輸出者に良く説明する必要がある。

(2)外国保証

①外国保証の意義

貿易関係で広く用いられる信用授与の手段のひとつで、保証状は取引先の依頼により銀行が発行する書状で、取引先の金銭支払債務や債務不履行に基づく損害賠償債務を銀行が保証するものである。

プラント等の輸出または海外での建設工事等を行う場合に、海外の発注者（輸入者、施主）から、銀行または、損害保険会社の発行する保証状の差入れを、求められるケースがある。これは、受注者（輸出者、工事業者）が契約を完遂できるか否か不確定であり、発生し得る損失をカバーするため、信用力のある金融機関の保証を要求

することにある。

保証状の内容は、契約内容によって個別に決められる。この為、信用状と異なり、定型的なものはない。保証状には、以下に挙げるものがあるが、これらの保証状は、一案件につき単独で要求されることもあれば、複数を組合せて要求されることもある。

②外国保証の種類

ア. 入札保証

国際入札が行われる場合、落札者が間違いなく契約を締結するよう、入札参加者に対して、銀行の保証状差入を求められることがある。この保証状を「入札保証 (Bid Bond)」という。

イ. 前受金返還保証

船舶・車両・プラント等の輸出で、輸出者が引渡完了前に、輸出代金の全部または一部を、前受金として受領する場合に、輸出契約の全部または一部が不履行となったときは、それまで受領した輸出貨物代金の全部または一部を相手方に返還する旨の銀行の保証状を要求されることがある。この保証状を「前受金返還保証 (Refundment Bond)」という。

ウ. 契約履行保証

輸出者・請負人等が、輸出の相手方・発注者等から契約の確実な履行の保証として銀行の保証状の差入れを要求されることがある。例えば、プラント・機械・船舶等の高額契約、あるいは納期まで長期間を要する輸出契約を締結した場合に要求される。この保証状を「契約履行保証 (Performance Bond)」または「契約保証」という。通常、要求される保証状の金額は、契約金額の一部（例えば 10%程度）である。

2. 輸入金融

(1)輸入信用状発行

①信用状発行の意義

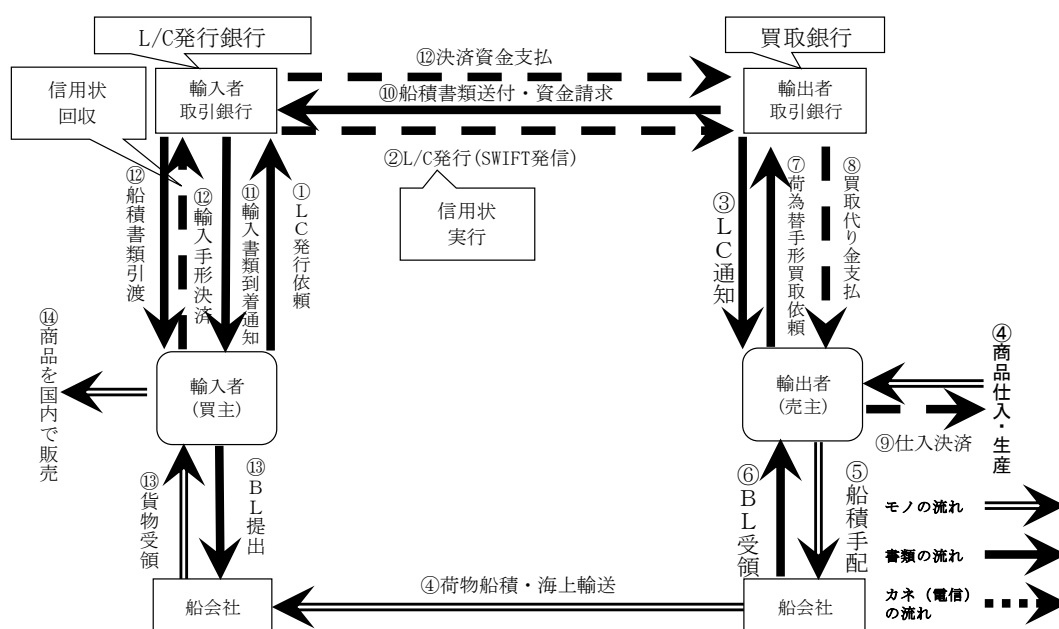
発行依頼人（輸入者）より、信用状の発行依頼があった場合、発行銀行は信用状に基き行う支払を、輸入者が補填するだけの信用力があるかどうかを判断しなければならない。なぜなら、発行銀行は、信用状条件通りの書類が到着した場合、輸入者が倒産等の理由により、輸入決済不能になった場合でも、発行銀行は信用状に基づく支払

確約を履行する必要がある為である。

②発行依頼人（輸入者）と発行銀行間の取引関係

前述の通り、信用状発行に当たって、輸入者は発行銀行との間で『銀行取引約定書』及び『信用状取引約定書』を締結する。『信用状取引約定書』とは、昭和63年11月に全国銀行協会（全銀協）が、ひな形を制定したものである。その主要内容は、以下の通りである。

図表3-3 信用状取引の流れ



出典：筆者作成

ア. 担保（第3条）

前述の通り、信用状発行時に、関連する付帯荷物および付属書類は、譲渡担保となる。譲渡担保とは、債権担保の目的で物件の所有権を一旦、債務者（発行依頼人）から債権者（発行銀行）に移し、債務弁済後に返還するもので、信用状発行期間中、荷物等の所有権は発行銀行にある。

イ. 償還債務（第11条）

発行銀行が信用状条件に従って、補償債務を履行した場合等に、発行依頼人（輸入者）は発行銀行に対し償還債務を負担することとなる。補償債務とは発行銀行が、信用状に基づく荷為替手形について、受益者等に対して負担する債務を指す。償還債務とは、発行銀行が補償債務を履行した場合や、荷受人が付帯荷物の引渡しを受けている場合等に、発行銀行に対して発行依頼人が負担する債務と規定される。

ウ. 輸入為替手形の取扱い（第9条）

発行銀行が相当の注意をもって、輸入為替手形および付属書類を点検し、これらが信用状条件通りであると判断し、輸入為替手形の支払等を行った場合、発行依頼人は、その取扱いを承認する。つまり、船積書類の点検については、発行銀行の判断が優先することとなる。

エ. 信用状条件との相違等（第10条）

発行銀行が相当の注意をもって輸入為替手形および付属書類を点検し、これらが信用状条件と相違していると判断した場合、発行銀行は、発行依頼人へ連絡することなく、受益者等に対して支払等を拒絶することができる。また、発行銀行が、事前に発行依頼人へ支払等の諾否について照会した場合には、発行依頼人は、遅滞なく発行銀行へ回答するものとする。発行依頼人が、諾否の回答をしない場合や、回答が遅延した場合、発行銀行は支払等を行うこともでき、この場合に生じた損害は、発行依頼人の負担となる。

オ. 信用状統一規則の順守

輸入者はUCP600等の国際規則を順守し、また、将来制定される統一規則等についても同様に従う旨規定されている。

③与信判断のポイント

ア. 輸入取引の概要把握

信用状発行を始め、輸入取引に係る与信取引の是非を判断する際に、発行銀行は、輸入者自身の信用力の他に、以下の事項を確認することとなる。これらには、国内融資取引と共通する部分と、輸入与信取引に特有な部分があり、外国や外貨が絡む取引であることや、荷為替手形や信用状を用いた決済方法があること、為替相場の影響を受けること等が挙げられる。具体的な確認事項は、図表3-4の通りである。

イ. 取引条件として留意すべき事項

以下の様な信用状条件の信用状を発行する場合は、十分その与信リスクに留意の上稟議する必要がある。これらの条件を「荷落とし条件」という。

(ア) 船荷証券を全通または一部直送する条件

(イ) 船荷証券の荷受人を発行依頼人とする条件

(ウ) 航空運送書類の荷受人を発行依頼人とする条件

船荷証券は通常3通が発行されるが、内1通を船会社に呈示すれば貨物を引取ることができる。輸出者と輸入者（発行依頼人）が親密な場合や、貨物が早期引取を要す

る物である場合に、船荷証券原本の一部を、買取銀行に呈示せず、輸出者（買取依頼人）から輸入者に、直接送付することを可能にする条件の信用状発行を依頼されることがある。

このような条件の信用状では、輸入者は、輸入決済前に発行銀行の承諾なしで貨物を引取ることが可能となり、発行銀行は、輸入者の倒産等、万一の際に、譲渡担保となっている輸入貨物を確保できないばかりか、貨物が現在どこにあるかの把握すらできなくなる。このような事態は、航空運送書類の荷受人が、輸入者になっている場合も同様に発生する。

図表 3-4 輸入と信取引検討時の確認ポイント

1. 国内販売契約の確認	受注輸入の場合（現金決済か手形決済か・決済時期はいつか・手形期間はどのくらいか、取引採算はとれるのか。） 見込輸入の場合（価格変動リスク、在庫負担に耐えられる体力があるか、たとえ売れなくても別途資金で決済できるか、取引の規模にも留意、担保や保証人の徴求の検討。） 自社消費の場合（生産計画は妥当か。）
2. 国内販売先の信用調査（販売先からの回収代金により最終の輸入決済が行われる）	信用度、業界での地位、商品取扱の熟練度、過去の取引経緯等。
3. 輸入契約の確認	商品名・金額・建値・数量・船積時期・船積地・シッパー・支払条件など、契約書の内容と輸入と信の申し出の内容が合っているか。 契約金額は十分採算がとれる金額になっているか。 特に外貨建輸入の場合、為替リスクを勘案しても国内販売代金で輸入決済可能か。
4. シッパーの信用調査（過去の取引経緯も含め）	信用状態・契約履行能力・誠実性。輸出者が契約通りの船積を行うことができるかどうか。（商品の破損や納期遅延により、国内販売先から販売契約が破棄される事もありうる）。 カントリーリスクが非常に高く、輸入取引に支障を来さないか。 輸出者が輸入者にとって支配的な立場にある場合、押し込み売りなどがありうる。（JETRO・商工会議所・ダンレポ等）の活用
5. 商品の将来性・市況・転売性の確認	ブーム商品は、需要の峠を読むのが難しい。 特定仕様の機械設備は商品としての需給状態が良くても、他への転売性に乏しい。 食料品、木材などの市況商品は天候など需給を左右する要因が多い。 新規事業の場合、輸入者が商品の取扱に不慣れで販売先からのクレームに十分対応できず、商機を逃したり、トラブルを招く可能性がある。（PL法対応の済否）
6. 回収代金・回収手形の差入れ	輸入貨物を売却後、国内販売先から受け取った手形や現金は直ちに銀行に入れてもらう必要がある。事後管理（貨物の動き・販売状況・代金回収状況の把握）が極めて大切。

出典：筆者作成

このような事態を回避する為に、発行銀行は、所有権保持の目的で信用状に以下の条件が織り込む。

(ア) 船便の場合

⑦船荷証券全通を発行銀行に送付する。

①船荷証券を、発行銀行が直接貨物を受取れるような形式で発行する。例えば、船荷証券の荷受人（Consignee）を、発行銀行の指図した者とする（to order of L/C issuing bank）か、荷受人が荷送人（Shipper）の指図した者（to order, to order of shipper）の場合、荷送人の白地裏書（裏書譲渡の相手を特定しない裏書）がなされていることとする。

（イ）航空便の場合

②Air Waybill の荷受人を、発行銀行とする。

(2)船荷証券到着前荷物引取保証

①引取保証（Letter of Guarantee—L/G）の意義

引取保証とは、輸入者が船荷証券を呈示することなしに船会社から輸入貨物を引取る為、船会社に対して差入れる保証状に銀行が連帯保証人として署名することである。コンテナ輸送を始めとする物流の高速化や、アジア貿易の取引量増大等により、船荷証券を含む船積書類が、発行銀行等に到着する前に、貨物が到着する場合（いわゆる船荷証券の危機と呼ばれるケース）が、増えている。輸入者は、早期の貨物引取や、貨物の変質防止、価格変動リスクや、貨物保管等の費用負担増回避の目的で、引取保証を活用する。一方、発行銀行等も輸入与信の円滑な回収を図る為、引取保証を実行する。

②引取保証の流れ

ア．引取保証発行—荷物引渡

輸入者は、貨物到着後引取保証状（L/G）を船会社から入手し、自署の上、発行銀行等に持参する。発行銀行等は、これに連署し輸入者に渡す。これを引取保証発行という。引取保証状を受領した輸入者は、これを船会社に提出する。船会社は、船荷証券呈示前であるが、輸入者に荷物を引渡す（図表 3－5 参照）。

会社は引取保証状を輸入者に返却する。輸入者は、返却された引取保証状を、更に発行銀行等に返却し、引取保証は終了する（図表3-6参照）。

③引取保証状の記載内容（船会社との取引関係）

輸入者と銀行は連帯して船会社に対し、次の2点を約束する。また、引取保証状のフォームには、保証金額及び、保証期限の記載はない。よって、形式上、無制限・無期限の保証となる。

ア. 損害賠償

船荷証券を提出せずに貨物を引取ることにより万一損害が発生した場合は、船会社が負担した一切の損害について、輸入者及び銀行が賠償することを確約する。

イ. 船荷証券の提出

輸入者は、船荷証券を入手したら必ず船会社に提出することを確約する。

④依頼人（輸入者）及び銀行間の取引関係

輸入者は、引取保証を依頼する際に、引取保証依頼書を銀行に提出する。これには、以下の3点が記載されている。

ア. 銀行への弁済義務

銀行が船会社に損害賠償等、債務を負担した場合は、貨物の価格にかかわらず輸入者は銀行にこれを弁済することとなる。

イ. 譲渡担保

引取保証によって引き渡される貨物は、銀行が譲渡担保として所有するものであり、輸入者は貨物の陸揚・通関等、銀行の代理人として行動することとされている。また、貨物を売却した場合は売上代り金を遅滞無く銀行に差入れることと規定される。

ウ. 信用状条件との不一致への対応

輸入者は銀行から、引取保証に関連する船積書類の呈示を受けた際に、直ちに支払もしくは引受けをしなければならず、たとえ到着した書類にディスクレパンシーがあっても、輸入者はこれを理由に引受・支払拒絶できない。

⑤与信判断のポイント

ア. 「荷落とし条件」への対応

前述の通り、「荷落とし条件」付の信用状発行は、発行銀行にとって慎重な与信判断を要求される。この様な依頼を受けた場合、「荷落とし条件」の可否を検討すると共に、引取保証を取り組むことにより、輸入者の要求に対処出来ないかどうかも同時に

検討すべきである。引取保証を実行した場合も、「荷落とし条件」同様、輸入決済前に貨物の処分を輸入者に委ねることになるが、輸入者より都度引取保証の依頼を受ける為、いつ貨物が到着したかを確認することができる。この為、発行銀行にとり、引取保証の方が「荷落とし条件」よりも与信保全上望ましいと考えられる。

イ. 信用状の有無による差異

通常、引取保証は、信用状付荷為替手形を対象とするが、信用状なし荷為替手形等（D/P、D/A 手形等）に対する引取保証も可能である。信用状なし荷為替手形等に対する引取保証は、下記の通りリスクが非常に大きい取引であり、引取保証取組銀行にとってより慎重な判断が要求される。

- (ア) 貨物の所有権は輸出者または輸出者の取引銀行にあること。
- (イ) 後日送付されてくる取立手形の支払指図を無視することになること。
- (ウ) 引取保証の金額の確認が容易でないこと。
- (エ) 後日船積書類が、引取保証取組銀行に送付されるか不確実であること。

(3) 輸入ユーザンス

① 輸入ユーザンスの意義

本来、輸入者は輸入した商品を国内で販売した後、回収した販売代金により、輸入手形の決済を行う。しかし、回収までの融資を必要とする場合、輸入者は、発行銀行等に、英文約束手形（PROMISSORY NOTE）及び、輸入手形付帯貨物貸渡（Trust Receipt , T/R）依頼書を差し入れる。

発行銀行等は、輸入ユーザンス実行後、買取銀行に対して資金決済を行う。発行銀行等は、輸入者が代金回収後にユーザンス手形の期日決済を行うまで、英文約束手形記載の金額を、輸入者に対して融資したことになる（図表 3－7 参照）。

(4) 輸入手形付帯貨物貸渡

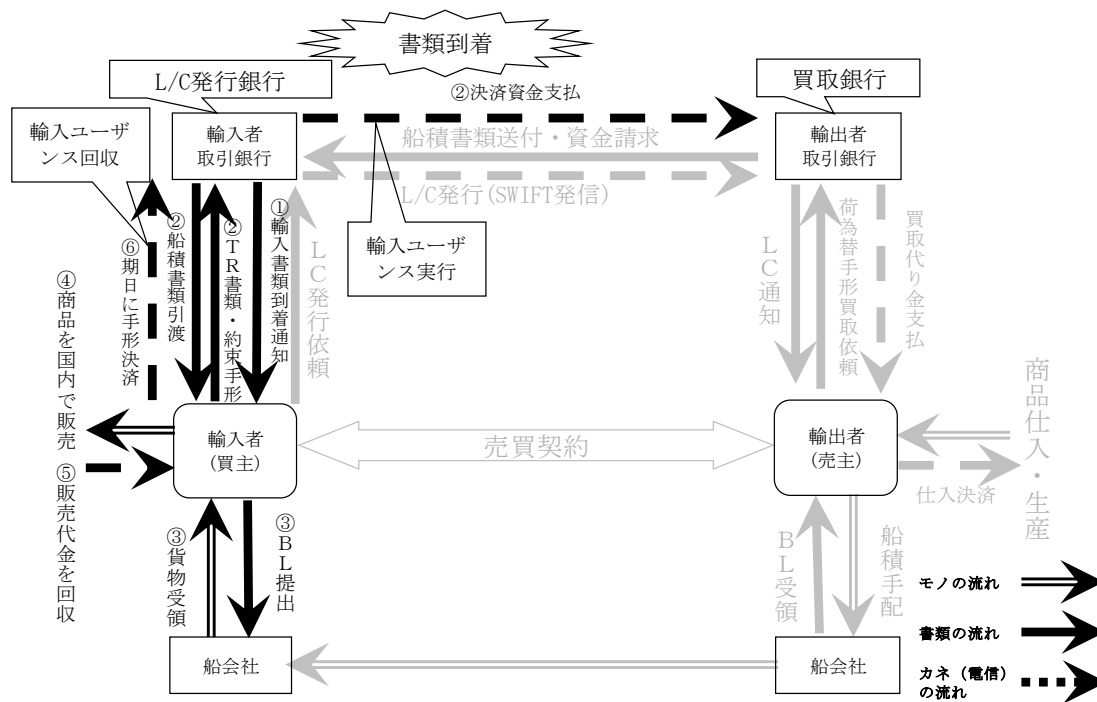
① 輸入手形付帯貨物貸渡の意義

輸入手形付帯貨物貸渡とは、発行銀行等が、輸入与信の譲渡担保として所有権を有している輸入貨物を、輸入与信の弁済（輸入手形決済）以前に、輸入者に貸渡すことである。

輸入与信取引を行う銀行としては、輸入ユーザンス期日に、輸入手形決済が行われるまで、輸入与信の譲渡担保として、貨物を確保したい立場である。これは、輸入者

が善意の第三者に対して、貸渡貨物を売却してしまうと、銀行はその第三者に貨物の所有権を主張できなくなる為である。

図表 3-7 輸入ユーザンスの流れ



出典：筆者作成

他方、輸入者には、輸入した貨物を引取り、その売却代金で輸入ユーザンス決済を行いたいというニーズがある。また、貨物のスムーズな売却は、輸入与信取引の返済原資を早期に確保するものであり、これは早期弁済につながるため、銀行の与信管理上、望ましいこととなる。

これらのことから、輸入与信取引を行う銀行は、輸入手形付帯貨物貸渡を実行する。輸入与信取引を構成する、信用状、引取保証、輸入ユーザンス、輸入手形付帯貨物貸渡、の各与信期間は図表 3-8 のようになる。

② 輸入者と銀行間の取引関係

輸入手形付帯貨物貸渡 (T/R) に当たって、輸入者は、『銀行取引約定書』、『信用状取引約定書』等の約定書と共に、『輸入担保荷物(保管)に関する約定書』を締結する。『輸入担保荷物(保管)に関する約定書』には、全国銀行協会(全銀協)作成のひな型はなく、各銀行が独自のフォームで作成している。その主な内容は、以下の通りである。

ア. T/Rの種類

(ア) 甲号 T/R

取引先（輸入者）は、所有者である銀行に代わって、付帯荷物に関する陸揚、通関、運搬、付保、自社保管・倉入れ、予定販売先への売却が可能となる。通常の T/R は、甲号 T/R として実行される。

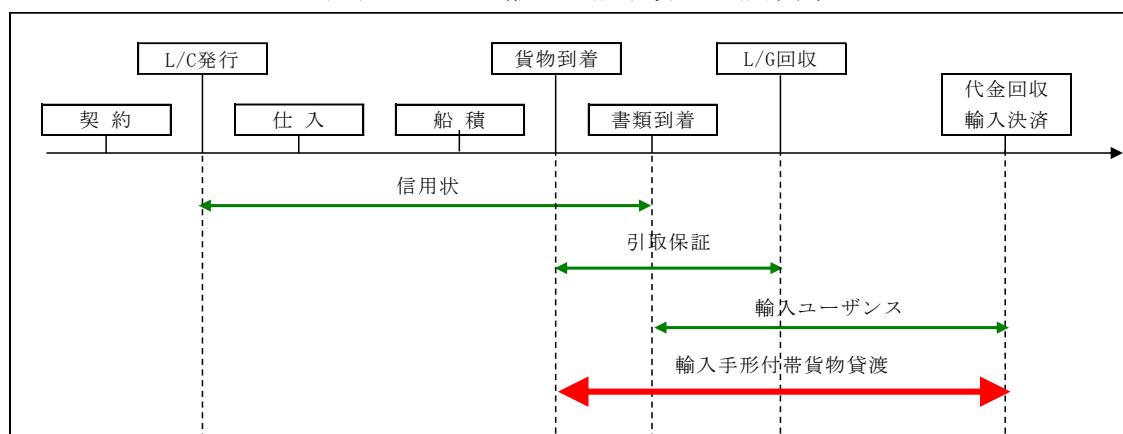
(イ) 乙号 T/R

取引先（輸入者）は、所有者である銀行に代わって、付帯荷物に関する陸揚、通関、運搬、付保、銀行指定の倉庫への倉入れが可能となる。

(ウ) 丙号 T/R

航空運送の場合の T/R であり、甲号 T/R 同様の内容である。

図表 3-8 輸入与信取引の与信期間



出典：筆者作成

イ. 荷物の保管・管理

取引先は、貸渡荷物を、あらかじめ銀行の承諾を得た倉庫に入庫し、他の荷物と判然と区別し保管することと規定されている。また、銀行はいつでも、入庫中の貸渡荷物を検査できる立場にあり、銀行より請求があり次第、いつでも入庫中の貸渡荷物を返還、または乙号 T/R へ切り替えることができる。

ウ. 荷物売却代金の取扱

貸渡荷物の売却代金（現金・小切手・手形等）を受取る場合には、取引先は、銀行の承諾を得た上で受取った売却代金は、（手形裏書など）必要な手続をしたうえで遅滞なく銀行へ交付することと規定されている。

第2節 与信管理に関する新たな政策

I. 金融仲介機能のベンチマーク

2016年9月に金融庁は地域金融機関宛に、従来の画一的な資産査定中心の監督手法を変更し、個別の地域金融機関毎に、重点を置く項目を自ら選択させる新たな監督手法－「金融仲介機能のベンチマーク」を導入した。その目的は、地域金融機関に「地方創生」、「一億総活躍社会」の実現に向け、より深く関与させることである。従来、地域金融機関の多くは、「地方創生」、「一億総活躍社会」に関する経営目標について、「地域経済への貢献を果たす」といった画一的、抽象的経営目標を標榜する傾向があったが、今後は、独自性のある具体的経営目標を打ち出す必要に迫られる。この独自性発揮の重要な鍵の一つは、与信管理高度化の実現による貸出機会の増大であり、これにより、地方創生に資する金融仲介機能を発揮することが、地域金融機関にとって喫緊の経営課題となる。

1. 貿易金融を含む与信規定と現状

(1) 与信規定

貿易金融を含む与信取引は、地域金融機関を含めた個別の金融機関毎に策定した「与信規定」に基づいて、その実行の可否を判断される。具体的には、①債務者評価（または債務者モニタリング）、②貸出案件評価（または与信稟議）、③信用補完（各種担保・保証）評価の3つの評価プロセスを経て判断される。一般的に、与信取引実行の基本方針である、「クレジットポリシー／信用リスク管理規定」といった名称の基本規定に、これら3つの評価方法について取り纏めた「債務者評価／モニタリング規定」、「貸出案件評価／与信稟議規定」、「信用補完／担保評価規定」といった名称の規定を加えたものが、「与信規定」と総称される。

(2) 与信判断の3つの評価プロセス

貿易金融を含む与信取引を検討する顧客に対してまず実施されるのが、「債務者評価」、「債務者モニタリング」等と呼ばれる評価である。これは顧客における、ヒト、モノ、カネの評価を行うものであり、当該顧客が与信取引の相手として相応しいかを判断する

ものである。債務者評価が完了し、与信取引を行うのが適当と認められた顧客に対して、次に貸出案件評価が行われる。貸出案件評価のポイントは、資金使途、返済原資・能力、信用補完の要否の3点である。債務者評価、貸出案件評価の過程で、信用補完の要否も判断される。通常、良好な債務者評価を得られる大企業宛の与信取引では、与信取引の採り上げに際して信用補完の有無は大きな問題にならない。一方、債務者評価が相対的に見劣りする中小企業宛の与信取引では、金融機関は貸出案件評価の際に、例えば、運転資金に対する貸出等で、販売先に信用があり、販売契約、売上代金回収が確実で、当該貸出金の回収リスクが少ない等、積極的に評価すべき事項がない場合、信用補完の有無とその評価額をより重視する傾向がある。

前述の2つの評価プロセスで、何らかの信用補完が必要と判断された場合、金融機関は顧客と信用補完について折衝する。顧客から提供される信用補完に対して、金融機関は、その受け入れ可否をまず判断し、受け入れ可能な場合には、その評価額を算定する。通常、金融機関が信用補完として受け入れ可能と判断するものには、①各都道府県所在の信用保証協会を始めとする公的機関等が銀行に差し入れる借入保証や、②不動産担保、③有価証券担保、④預金担保と共に、⑤動産担保／譲渡担保が挙げられる。特に貿易金融においては、顧客との与信取引契約上、顧客の取り扱う商品等を動産担保／譲渡担保と位置づけている。

(3)現状と問題点一画一的な与信規定

これらの与信規定は、本来各金融機関が独自の判断で策定すべきものである。しかしバブル崩壊後の金融危機を経験したわが国では、1998年の金融再生トータルプラン以降、預金者保護を最優先課題とし、金融機関の不良債権処理を急いだことから、全ての金融機関に対し資産査定を中心とした「金融検査マニュアル」に基づく金融監督体制を敷くこととなった。(図表3-9参照)

「金融検査マニュアル」制定時には、危機克服の為に、恣意的な要素を排した厳格な資産査定基準を適用する必要があった。このような資産査定中心の画一的金融監督体制下では、金融機関は与信規定と「金融検査マニュアル」の資産査定基準に平仄を合わせざるを得ず、地域金融機関も含む金融機関全体の傾向として、信用補完、つまり担保・保証に依存する画一的な与信規定に収斂する結果となった。これに伴い、貿易金融を含む、全ての与信取引における与信判断の際、与信規定中の「債務者評価」、「貸出案件評価」のウェイトが、「信用補完評価」に比べて低下した。その結果、与信取引契約上、

顧客企業の取扱商品を譲渡担保と位置づける貿易金融においてさえ、商品以外の担保・保証を重視する傾向が強くなった。これは関税延納保証に代表される支払承諾取引についても同様である。

図表 3-9 金融監督体制の推移（1998年～2016年）

1998年6月	金融再生トータルプラン、金融監督庁設置
1999年7月	金融検査マニュアル（「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」）
2000年6月	保険検査マニュアル（「保険会社に係る検査マニュアル」）
2002年6月	金融検査マニュアル（別冊）「中小企業融資編」 中小企業等への画一的な適用を改める
2002年12月	「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリストについて」
2003年7月	金融持株会社検査マニュアル（「金融持株会社に係る検査マニュアル」）
2007年2月	「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」全面改訂 バーゼルII（新BIS規制）対応
2009年12月	「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（金融円滑化編）」追加 中小企業金融円滑化法対応
2011年3月	「東北地方太平洋沖地震による災害についての 金融検査マニュアルの特例措置及び運用の明確化について」
2013年9月	金融検査⇒金融モニタリング（現行制度）へ改定
2016年9月	「金融仲介機能のベンチマーク」の導入

出典：著者作成

2. 地方創生への地域金融機関の取組強化

(1) 金融仲介の改善に向けた検討会議

2015年12月「金融仲介の改善に向けた検討会議」が金融庁に設けられ、以後2016年10月までに5回開催された。検討会議の究極的な目的は、地域金融機関に地方創生へ深く関与させること、具体的には「地方創生」、「一億総活躍社会」に関する、地域のグランドデザインづくりへ地域金融機関を参画させる施策について検討するものである。その主要テーマは、①企業・産業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、②金融機関における担保・保証依存の融資姿勢からの転換、③金融当局に求められる役割、の3つである³⁻⁷⁾。

また、これらの目標達成を図る為に、従来型の資産査定中心の画一的な「金融検査マニュアル」に基づく金融監督手法を改め、「金融仲介機能」、「ビジネスモデル」「資産形成機能」「リスク・リターン」「企業風土・企業文化」について、50項目以上の「ベンチマーク」と呼ぶ指標を作成し、地域金融機関毎に、重点を置くベンチマークを個々に選択させる手法に変更するとの方向性が示された³⁻⁸⁾。

(2) 日本銀行、全国銀行協会の提言

この金融庁の動きに呼応する形で、日本銀行は2015年5月に『人口減少に立ち向かう地域金融—地域金融機関の経営環境と課題—』を発刊した。日本銀行は、地域金融機関の収益力が、長期にわたる超低金利環境の継続というマクロ的な要因に加え、人口減少等の構造的な下押し圧力が、地域経済により強く働いてきた為、その収益力が、2000年代以降、趨勢的に低下してきたことを指摘した。これらの逆風に立ち向かう地域金融機関の取り組むべき課題として、①地域の産業・企業の活力向上に向けた金融支援力強化、②事業領域の拡充や新たな金融ニーズの掘り起こし、③情報技術の活用等による業務革新やコスト構造の見直し、④資産負債管理（Asset and Liability Management—ALM）や有価証券運用の高度化の4つを挙げた³⁻⁹⁾。

また、全国銀行協会は2016年3月に『地方創生に向けた銀行界の取組みと課題』を発刊し、人口減少、東京への一極集中等の問題点を指摘した上で、「地方創生」を実現する為に、地域金融機関に求められる役割として、①目利き力を備えた人材の育成、②積極的な企業ニーズの発掘、③地域特性に応じたコンサルティング機能の発揮、④地域企業の魅力の発信等を通じた定住人口・交流人口の増加、の4つの提言を行った³⁻¹⁰⁾。

両者に共通するのは、「事業領域の拡充や新たな金融ニーズの掘り起こし」（日本銀行）、「目利き力を備えた人材の育成」（全国銀行協会）にある、担保・保証に依存しない融資姿勢の実現の為の人材育成、貸出形態の多様化が必要との指摘である。この担保・保証に依存しない融資を実行する為には、金融機関は顧客企業の事業に関して、従来以上の情報を収集し、与信リスクをより精緻に把握することが必要となってくる。今後、金融機関職員に求められるのは、業界情報や財務内容に関する分析能力向上は勿論のこと、顧客企業の商取引全体を把握する能力となり、これを把握する為の新たな情報が必要となってくる。これには、代表的な貿易金融取引である、輸出手形買取、輸入ユーザンス、信用状発行等が含まれるのは言うまでもない。

3. ベンチマークの策定と事業性融資の強化

(1) 「金融仲介機能のベンチマーク」の策定

2016年9月15日金融庁は、これらの目標達成を図る為に、17の大項目、55の小項目からなる指標「ベンチマーク」を発出し、地域金融機関毎に、（重点を置く）「ベンチマーク」を選択させる方法に変更した。その内、3の大項目、5の小項目は共通ベンチ

マークとして全ての地域金融機関に適用されるものと位置づけられている。また、残る14の大項目、50の小項目については選択ベンチマークとして、各金融機関に選択させる形となっている³⁻¹¹⁾。(図表3-10～11参照)

特に、共通ベンチマーク(3)「担保・保証依存の融資姿勢からの転換」では、貿易金融を含む与信取引について、事業性評価に基づく無担保与信先(顧客)数、輸出手形買取や輸入ユーザンスを含む無担保融資額、及びそれぞれの比率を算出することを義務付けるものであり、貿易金融を含む金融機関の与信判断に大きな影響を与えるものと予想される。

図表3-10 共通ベンチマーク

(1) 取引先企業の経営改善や成長力の強化
1. 金融機関がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数(先数はグループベース。以下断りがなければ同じ)、及び、同先に対する融資額の推移
(2) 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上
2. 金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況
3. 金融機関が関与した創業、第二創業の件数
4. ライフステージ別の与信先数、及び、融資額(先数単体ベース)
(3) 担保・保証依存の融資姿勢からの転換
5. 金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合(先数単体ベース)

出典：金融庁資料³⁻¹¹⁾を基に筆者作成

①「ベンチマーク」策定の趣旨

金融庁は「ベンチマーク」策定の趣旨として、以下の3点を挙げた。

(a)金融庁は地域金融機関に対して、金融仲介機能を通して、地域の顧客ニーズや課題に応じた融資やソリューションの提供等を行うことにより、地域経済の活性化等にご貢献していくよう促す方針であること³⁻¹²⁾。

(b)2015年度に金融庁が実施した企業ヒアリングのアンケート調査で、顧客は地域金融機関に対して、自らの事業を理解した上で融資や経営改善等に向けた支援を求める一方、「地域金融機関は、相変わらず担保・保証に依存している」という不満を持っていることが明らかになった。(図表3-12参照)また、地域金融機関によって金融仲介の取組内容や成果に相当の差があることが明らかになったこと³⁻¹³⁾。

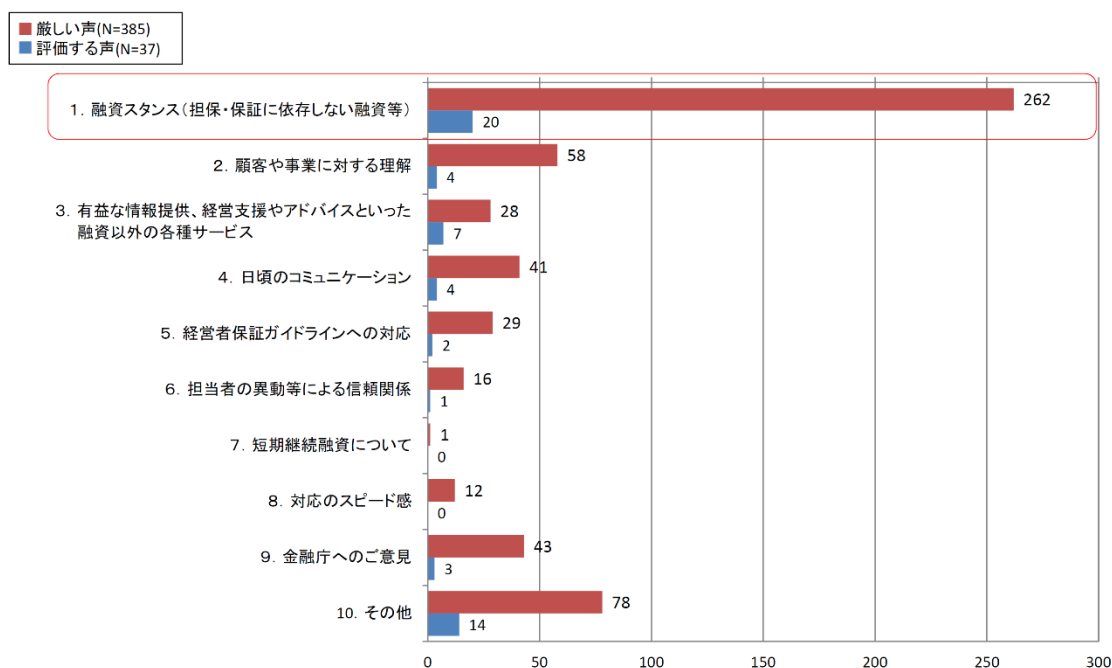
(c)企業から評価される地域金融機関は、顧客ニーズ・課題の把握や経営改善等の支援を組織的・継続的に実施しており、それが地域金融機関自身の経営安定にもつながっていること³⁻¹⁴⁾。

図表 3-11 選択ベンチマーク

(1) 地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション	
1.	全取引先数と地域の取引先数の推移、及び、地域の企業数との比較（先数単体ベース）
2.	メイン取引（融資残高1位）先数の推移、及び、全取引先数に占める割合（先数単体ベース）
3.	法人担当者1人当たりの取引先数
4.	取引先への平均接触頻度、面談時間
(2) 事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資	
5.	事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数、及び、左記のうち、労働生産性向上のための対話を行っている取引先数
6.	事業性評価に基づく融資を行っている与信先の融資金利と全融資金利との差
7.	地元の中小企業与信先のうち、無担保与信先数、及び、無担保融資額の割合（先数単体ベース）
8.	地元の中小企業与信先のうち、根抵当権を設定していない与信先の割合（先数単体ベース）
9.	地元の中小企業与信先のうち、無保証のメイン取引先の割合（先数単体ベース）
10.	中小企業向け融資のうち、信用保証協会保証付き融資額の割合、及び、100%保証付き融資額の割合
11.	経営者保証に関するガイドラインの活用先数、及び、全与信先数に占める割合（先数単体ベース）
(3) 本業（企業価値の向上）支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	
12.	本業（企業価値の向上）支援先数、及び、全取引先数に占める割合
13.	本業支援先のうち、経営改善が見られた先数
14.	ソリューション提案先数及び融資額、及び、全取引先数及び融資額に占める割合
15.	メイン取引先のうち、経営改善提案を行っている先の割合
16.	創業支援先数（支援内容別）
17.	地元への企業誘致支援件数
18.	販路開拓支援を行った先数（地元・地元外・海外別）
19.	M&A支援先数
20.	ファンド（創業・事業再生・地域活性化等）の活用件数
21.	事業承継支援先数
22.	転廃業支援先数
23.	事業再生支援先における実抜計画策定先数、及び、同計画策定先のうち、未達成先の割合
24.	事業再生支援先におけるDES・DDS・債権放棄を行った先数、及び、実施金額（債権放棄額にはサービサー等への債権譲渡における損失額を含む、以下同じ）
25.	破綻懸念先の平均滞留年数
26.	事業清算に伴う債権放棄先数、及び、債権放棄額
27.	リスク管理債権額（地域別）
(4) 経営人材支援	
28.	中小企業に対する経営人材・経営サポート人材・専門人材の紹介数（人数ベース）
29.	28の支援先に占める経営改善先の割合
(5) 迅速なサービスの提供等顧客ニーズに基づいたサービスの提供	
30.	金融機関の本業支援等の評価に関する顧客へのアンケートに対する有効回答数
31.	融資申込みから実行までの平均日数（債務者区分別、資金使途別）
32.	全与信先に占める金融商品の販売を行っている先の割合、及び、行っていない先の割合（先数単体ベース）
33.	運転資金に占める短期融資の割合
(6) 業務推進体制	
34.	中小企業向け融資や本業支援を主に担当している支店従業員数、及び、全支店従業員数に占める割合
35.	中小企業向け融資や本業支援を主に担当している本部従業員数、及び、全本部従業員数に占める割合
(7) 支店の業績評価	
36.	取引先の本業支援に関連する評価について、支店の業績評価に占める割合
(8) 個人の業績評価	
37.	取引先の本業支援に関連する評価について、個人の業績評価に占める割合
38.	取引先の本業支援に基づき行われる個人表彰者数、及び、全個人表彰者数に占める割合
(9) 人材育成	
39.	取引先の本業支援に関連する研修等の実施数、研修等への参加者数、資格取得者数
(10) 外部専門家の活用	
40.	外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数
41.	取引先の本業支援に関連する外部人材の登用数、及び、出向者受入れ数（経営陣も含めた役職別）
(11) 他の金融機関及び中小企業支援策との連携	
42.	地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業再生支援協議会の活用先数
43.	取引先の本業支援に関連する中小企業支援策の活用を支援した先数
44.	取引先の本業支援に関連する他の金融機関、政府系金融機関との提携・連携先数
(12) 収益管理態勢	
45.	事業性評価に基づく融資・本業支援に関する収益の実績、及び、中期的な見込み
(13) 事業戦略における位置づけ	
46.	事業計画に記載されている取引先の本業支援に関連する施策の内容
47.	地元への融資に係る信用リスク量と全体の信用リスク量との比較
(14) ガバナンスの發揮	
48.	取引先の本業支援に関連する施策の達成状況や取組みの改善に関する取締役会における検討頻度
49.	取引先の本業支援に関連する施策の達成状況や取組みの改善に関する社外役員への説明頻度
50.	経営陣における企画業務と法人営業業務の経験年数（総和の比較）

出典：金融庁資料³⁻¹¹⁾を基に筆者作成

図表3-12 企業ヒアリング・アンケート調査結果 自由意見・要望



出典：金融庁資料³⁻¹⁵⁾

②「ベンチマーク」活用方法

「ベンチマーク」について金融庁は、(a)自己点検・評価、(b)自主的開示、(c)当局との対話、の3つに活用すべきと位置づけている³⁻¹⁶⁾。

(a)自己点検・評価に際しては、全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な「共通ベンチマーク」と、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる「選択ベンチマーク」を提示している。これらに加え、金融機関において金融仲介の取組みを自己評価する上でより相応しい独自の指標がある場合には、その指標を活用することも歓迎するとの方針である。

(b)金融機関が行う自主的開示に際しては、顧客企業にとり、自らのニーズや課題解決に応える金融機関を主体的に選択できるための十分な情報が提供されることが重要であるとの観点から、金融機関自身の金融仲介の取組みを積極的且つ「ベンチマーク」を使って具体的に開示させる方針である。

(c)当局と金融機関で行われる対話に際しては、金融庁は「ベンチマーク」に基づき、各金融機関の取組みの進捗状況や課題等について具体的に把握することで、金融機関がそれぞれ創意工夫を発揮して、金融仲介の質を高めていけるように、効果的な対話を行っていく方針である。

③貿易金融に「選択ベンチマーク」が及ぼす影響

選択ベンチマーク(2)「事業性評価に基づく融資等、担保・保証に過度に依存しない融資」には、7.「地元の中小企業と信先のうち、無担保と信先数、及び、無担保融資額の割合」、8.「地元の中小企業と信先のうち、根抵当権を設定していないと信先の割合」、9.「地元の中小企業と信先のうち、無保証のメイン取引先の割合」等、貿易金融を含む、無担保融資先数、金額、それぞれの比率が列挙されており、前述の共通ベンチマーク(3)と同様の趣旨乍ら、対象として地元の中小企業に焦点を当てた基準となっている。これにより、大企業対比債務者評価が相対的に見劣りする地元の中小企業宛の貿易金融を含む運転資金に対する貸出等では、金融機関は貸出案件評価に際して、販売先の信用、販売契約、売上代金回収の確実性等を把握し、信用補完がなくても当該貸出金の回収リスクが少ないと、積極的に評価すべき事項を探し出す必要に迫られることとなる。

(2)「日本型金融排除」克服策としての「ベンチマーク」

「ベンチマーク」に期待される役割とは何であろうか。2016年10月21日に金融庁より発出された『平成28事務年度 金融行政方針』では、金融仲介機能の質の向上を妨げるわが国の問題として、「日本型金融排除」を取り上げている。「日本型金融排除」とは、金融機関が、顧客企業の事業内容に関わらず、「担保・保証」、「高い信用力」等の有無を中心とした定型的な与信規定を満たす一部企業にのみ融資の過当競争が行われているので、現時点では信用状態に難があるものの「事業に将来性がある」顧客企業に対する金融機関の融資が十分に行われず、顧客企業の価値向上が実現できず、その結果、金融機関も自らの貸出機会等ビジネスチャンスを逃している状況のことである。金融庁は、「日本型金融排除」が存在する根拠として、前年実施した顧客企業宛ヒアリングの結果、金融機関側から「融資可能な貸出先が少なく、厳しい金利競争を強いられている」との主張がある一方、顧客企業側から「相変わらず担保・保証が無いと貸してくれない」とのヒアリング結果が示されるなど、金融機関と顧客企業間の認識に大きな相違がある点を挙げている。この「日本型金融排除」を克服し、金融機関が金融仲介機能を発揮しているかどうかを測る基準が「ベンチマーク」である³⁻¹⁷⁾。

ところで「ベンチマーク」の主要なキーワードとして、「事業性評価に基づく融資」及び「担保・保証に過度に依存しない融資」がある。前者は、55の小項目中4項目、後者は「無担保」、「無保証」といった同義語を含めると3項目、計8項目に記載され、「ベンチマーク」の中でも重要視されていることが窺える。「事業性評価」とは、「金融機関

が、現時点での財務データや、担保・保証にとらわれず、企業訪問や経営相談等を通じて情報を収集し、事業の内容や成長可能性などを適切に評価すること」と定義され、金融庁は「金融機関が目利き能力を発揮して、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援する」という、金融機関が果たすべき基本的な役割と位置づけている³⁻¹⁸⁾。

第4章 TSU-BPO 取引の概要

本章では、TSU-BPO 取引の概要を説明する。第1節では、過去の貿易電子化の取組状況と、それに続く TSU-BPO 取引の開発経緯について説明したい。第2節では、URBP0750 について、既存の ICC 規則との類似点、相違点を指摘したい。第3節では、TSU-BPO 取引が貿易金融に与える影響について、SWIFT、ICC、輸出入者、銀行の立場で説明したい。

第1節 TSU-BPO 取引の開発経緯

I. 貿易取引電子化の取組状況

1980年代から、貿易取引のスピードアップ化を図るうえで、従来型の船荷証券を始めとした書類取引を基礎とした、運送・通関手続きや、外国為替取引を電子化（ペーパーレス化）する試みである貿易取引電子化は、各国で検討されてきたが、その主要な三つの電子化対象、①外国為替取引の電子化、②通関手続きの電子化、③船荷証券を始めとする貿易書類の電子化の内、前二者は、①銀行によるエレクトリックバンキングの実用化、②わが国における「輸出入・港湾関連情報処理システム」－Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System、NACCS に代表されるシステムの実用化により、実現した。

1. 貿易取引電子化

(1)貿易取引電子化の意義

貿易取引電子化とは、貿易取引のスピードアップ化を図る上で、従来型の船荷証券を始めとした、船積書類を基礎とした、運送・通関手続きや、外国為替取引を電子化（ペーパーレス化）する試みのことである。電子化の対象となるのは、主に、船荷証券を始めとする貿易書類の電子化、通関手続きの電子化、外国為替取引の電子化の3つとなる。これらの試みは、1980年代より行われてきた。以下に代表的なプロジェクトを紹介したい。

(2)貿易書類電子化の試み

①SeaDocs Project

SeaDocs Project とは、1986年に、船荷証券の電子化を初めて試みた計画であり、Chase Manhattan Bank（現 JP Morgan Chase Bank）と、国際タンカー船主協会（INTERTANKO）の共同プロジェクトである。荷送人は、船荷証券発行後、SeaDocsの登録機関に、これを預託し、SeaDocsは、船荷証券に関する、所有権の移転（裏書権限）、最終の荷受人に対する船荷証券引渡し手続き等を代行するものである。

②BOLERO

BOLERO（Bill of Lading Electronic Registry Organization）とは、初の電子船荷証券を発行するプロジェクトであり、1995年より、英国、オランダ、香港、米国等9か国26の企業（輸出入業者、船会社、銀行）が、実証実験を開始した。1999年9月に実用段階に達し、現在も一部大手企業が利用している。

(3)通関手続きの電子化

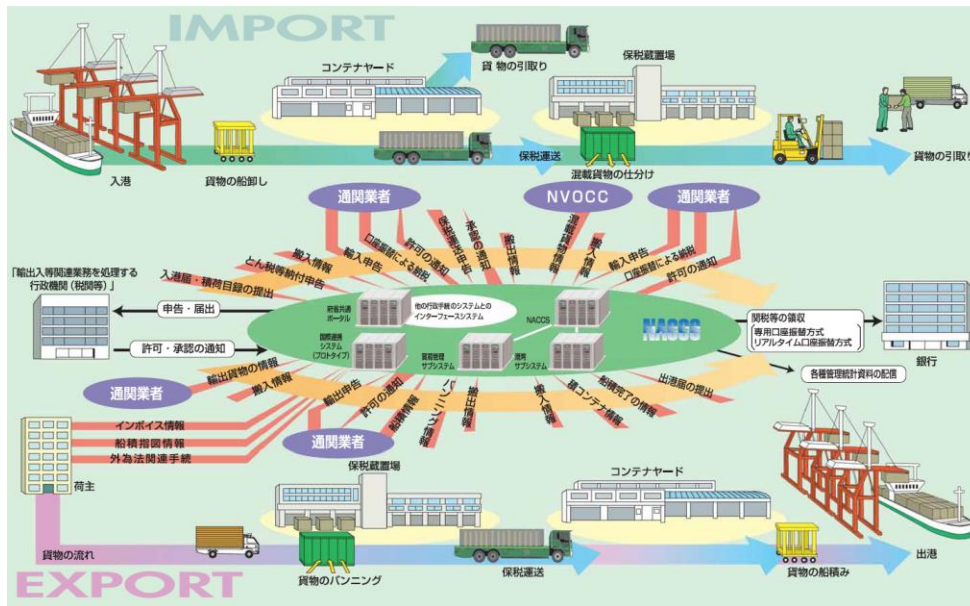
①輸出入・港湾関連情報処理システム

NACCSとは、わが国に、入出港する船舶・航空機及び、輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続等を、オンラインで処理するシステムである。NACCSは、1978年8月の航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）、1991年10月の海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）稼働開始の後、2008年のSea-NACCS、2010年のAir-NACCS更改により、入出港手続シングルウィンドウ業務が本格的に開始された。同時にAir-NACCSとSea-NACCSを統合し、国土交通省、経済産業省等の関連省庁システムとも統合した、新NACCSとして稼働している。

国際物流では、輸出入者、運送業者、倉庫業者、通関業者、銀行、行政機関等、多くの関係当事者間で様々な情報がやりとりされるが、NACCSは、関連当事者や行政機関をオンラインで結ぶことにより、情報を一元管理し、必要な行政手続や、貨物積載や引取りを一括処理し、国際物流に関する情報の一元的管理や共有化を全国的に、標準化・統一化した手続の処理を実現した⁴¹⁾。（図表4-1参照）

NACCSの整備により、貿易業務における「ヒト」を除く「モノ」「カネ」に関する「情報」を一元的に保管、管理するシステムが整ったことになる。この中には、貿易金融の与信判断に必要不可欠な、顧客企業の荷物所在地、通関を始めとする各種手続状況を始め、リアルタイムの情報も含まれる。

図表 4-1 NACCS 業務概念図（海上貨物の輸出入等関連手続イメージ）



出典：NACCS 資料⁴⁻¹⁾

(4)外国為替取引の電子化

エレクトロニックバンキング（EB）とは、銀行と顧客の間の銀行取引を、通信回線を介して行うもので、1980年代から、内国為替業務を対象としたEBが実用化した。1990年代にSWIFTの本格的な普及により、外国為替取引用EBが実現した。現在、外国為替業務の大多数をEBで受け付け可能となった⁴⁻²⁾（図表4-2参照）。

図表 4-2 三菱UFJ銀行の外為EBサービス

(1) 仕向送金	外国送金依頼、取引状況照会、計算明細照会、取引実行明細照会、送金先事前登録
(2) 被仕向送金	被仕向送金の到着案内、入金指図、計算明細照会
(3) 輸出ドキュメンタリー	輸出L/C接受、買取計算明細、取立支払計算明細、買取・取立一覧、輸出取立手形の入金予約・入金指図、輸出手形経過情報、輸出OA債権買取依頼
(4) 輸入ドキュメンタリー	L/C発行・条件変更依頼、発行依頼内容の事前登録、発行結果などのL/C取引状況照会、L/C残高照会、船積書類到着案内、輸入手形決済指図、決済計算明細
(5) 外貨預金	外貨振替、残高照会、明細照会、取引状況照会
(6) 外為利息手数料一覧	外為利息手数料一覧照会
(7) 外為取引通知	全銀形式でのデータダウンロード（外貨預金入出金明細、外為取引明細（会計性／非会計性）、外国為替関連情報）

出典：三菱UFJ銀行HP⁴⁻²⁾に基づき筆者作成

(5)貿易書類電子化の停滞

①貿易書類電子化の現状

NACCSによる通関手続き、EBによる外国為替取引の電子化については、一定の進捗があるのに比べて、有価証券である船荷証券を中心とした運送書類の電子化は、未だに実験段階に留まり、広く活用されるに至っていない。

②貿易書類電子化停滞の原因

貿易書類電子化停滞の原因は、様々な要因が指摘されている。まず、関係当事者の多さが挙げられる。輸出者、輸入者、船会社、銀行、電子船荷証券の登録機関等、多くの関係当事者を、あまねく網羅するシステムを整備するのは困難である。また、国境を超える船荷証券を電子化する際の、関係当事国における法令整備や、電子船荷証券登録機関の中立性維持等、乗り越えなければならない問題が多く、これらのことから貿易書類の電子化については、目途が立っておらず、貿易取引電子化を進める上で、ボトルネックになっている。

八尾（2007）⁴⁻³⁾、奈良（2015）⁴⁻⁴⁾は、1980年代からの船荷証券を始めとする貿易書類の電子化が実用化段階には進まなかった理由は、下記の三点であると指摘する。①輸出者、輸入者、船会社、銀行、電子船荷証券の登録機関等の関係当事者の多さゆえ、広範囲をカバーするシステム整備に大きなコストがかかった。②国境を超える船荷証券を電子化する際の法的位置づけの難しさを克服できなかった。③電子船荷証券登録機関の中立性を維持するのが困難であり、また、監督官庁をどこにするのか当事者全員の合意を得られなかった。

II. SWIFT の挑戦

1. SWIFT の取り組み

2002年SWIFTは「貿易サービス諮問グループ」を組織、同グループの提言に基づき、次世代の貿易書類電子化及び、そのデータ照合システムとして、TSUの開発を決定し、2007年にTrade Services Utility Release 1.0 (TSU1.0)を開始した。その後、2008年には、買主側銀行の輸出者に対する支払保証機能である、BPOを追加したTrade Services Utility Release 2.0 (TSU2.0)を開始した⁴⁻⁵⁾。以下に、これらシステムの概要と、その技術的基盤であるISO20022について俯瞰したい。

2. TSU の技術的基盤－ISO20022 の概要

2004 年、国際標準化機構-ISO の金融サービス専門委員 (Technical Committee 6-TC68) が、ISO20022 を制定した。ISO20022 の目的及び対象分野は、金融取引全般のメッセージに関する標準を作成することとされ、その特徴は、データ記述言語として XML (eXtensible Markup Language) を採用している点である。XML は、1998 年に World Wide Web Consortium (W3C) が制定したものである。その後、我が国を含む、多くの国で決済システムにおけるメッセージ標準として採用または、検討されている⁴⁻⁶⁾。

SWIFT は、そもそも従来のテレックスを代替するネットワークとして開発された経緯から、メッセージ (通信文、電文) 標準として、メッセージタイプ (Message Type-MT) を利用していた。これは、予め金融機関の間で取り交わされるメッセージについて、使用される取引種類別にメッセージの雛形を予め作成し、実際の取引時にメッセージを発信する際に、取引毎の個別情報を Field と呼ばれる雛形内のデータ入力欄に入力すれば、メッセージが完成するというもので、代表的なメッセージとして、顧客送金支払指図に利用される MT103 と呼ばれる、単一の顧客送金 (Single Customer Credit Transfer) 用のメッセージや、荷為替信用状発行に利用される MT700 と呼ばれる、荷為替信用状発行 (Issue of a Documentary Credit) 用のメッセージ等がある。

2004 年、SWIFT は、次世代メッセージ標準として、ISO20022 に基づく、XML メッセージタイプ (XML Message Type-MX) の採用決定を発表した。その採用理由として、従来の MT に比べて高い柔軟性 (メッセージの拡張性、変形が可能である点) を評価したとし、2010 年代以降、MT から MX へ順次切替える方針である。TSU は、この ISO20022 をその技術的基盤としており、そのデータ記述言語として XML を採用している。

Ⅲ. TSU-BP0 取引の構造

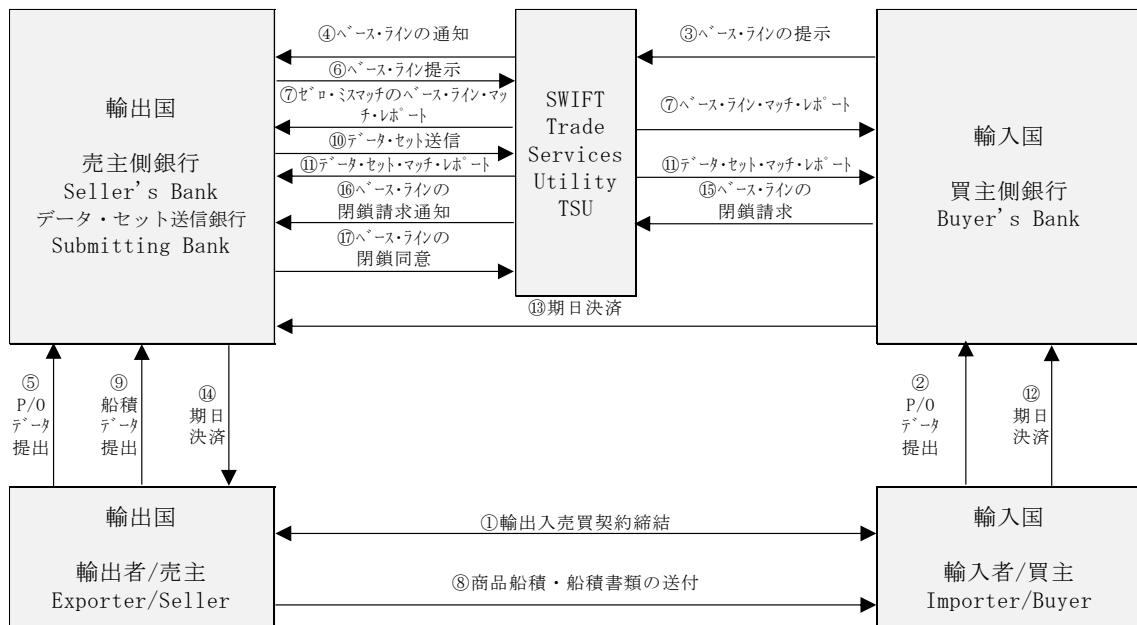
1. TSU1.0-照合システムの概要

(1)TSU1.0 の流れ

TSU1.0 の取引の流れは、図表 4-3 のとおりである。輸出者、輸入者間で、輸出入契約 (Purchase order-P/O) が締結されると、両者は各々の取引金融機関 (売主側銀行

(Seller's Bank)、買主側銀行 (Buyer's Bank)、これらを総称して参加銀行 (Involved Bank) という) を経由して、各々の持つ P/O データを TSU に提出する。これを、輸出入契約のデータのことであるベースライン (Baseline) の提案 (proposed) という。尚、この際に使用されるデータ照合システムを、Transaction Matching Application (TMA) といい、URBPO750 では、データの作成については、ISO 20022 貿易メッセージ標準 (Trade Services Management messages - TSMT) に基づき作成することを要求している。現状、ISO20022 に基づくデータを取り扱う TMA を実現しているのは、TSU のみである。TSU は、輸出入双方の参加銀行が提出したベースラインをマッチングする。相互のデータ間に不一致がないことを、ゼロ・ミスマッチ (Zero Mismatches) といい、この場合、TSU はその旨を、輸出入双方の参加銀行に通知する。これをベースライン確立 (Established Baseline) という。輸出者は、契約通り船積みを行った後、コマーシャル・データ (取引・商品・請求金額)、トランスポート・データ (運送)、保険データ (貨物保険)、証明書データ (原産地証明書等) といった船積データ及び、TSU からの通知等からなる TSU 関連データの集合体、データ・セット (Data Set) を売主側銀行経由、TSU に送信する。

図表 4-3 TSU1.0 の流れ



出典：SWIFT 資料を基に筆者作成

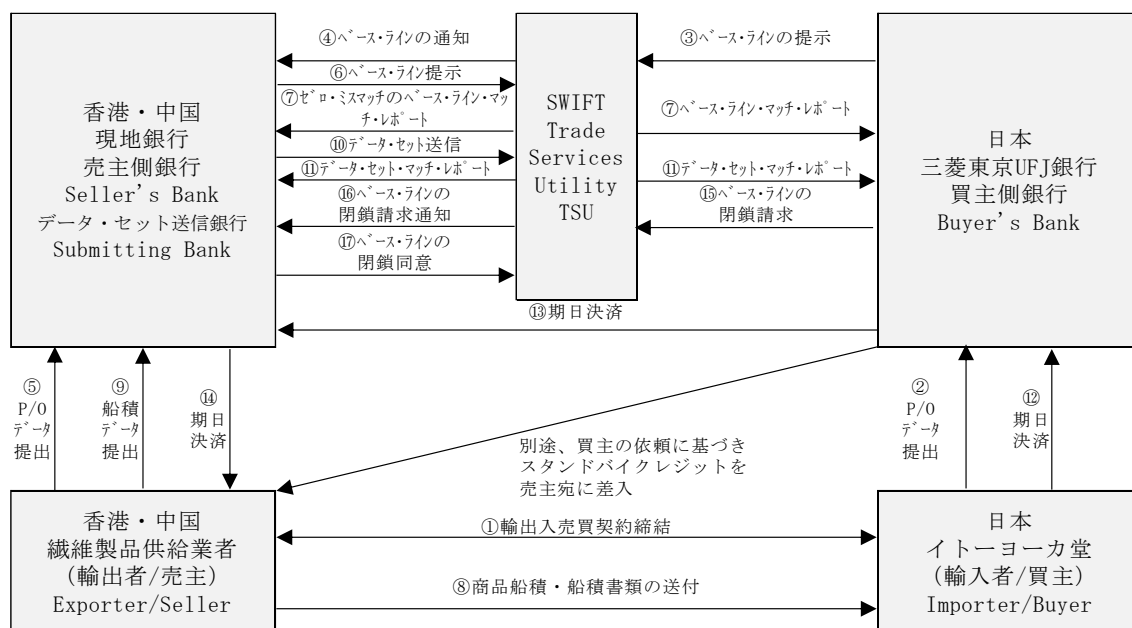
データ・セットを受信した TSU は、すでに確立しているベースラインとデータ・セットをマッチングする。マッチングされるデータ・セットが確立したベースラインと一致することを、データ・マッチ (Data Match)、一致しないことを、ミスマッチ (Mismatch)

といい、TSUはマッチング結果を輸出入双方の参加銀行に送信する。データ・マッチすれば、データ・セットの到着案内が買主側銀行から輸入者宛に行われる。データ・セットの到着案内を受けた輸入者は、輸入者側銀行に輸入代金の決済を行い、決済完了後、ベースラインの閉鎖手続きが行われ、取引全体が完了する。尚、ミスマッチの場合は、ミスマッチの内容について輸出者、輸入者いずれかが、その取引金融機関を經由して、ミスマッチの承諾を送信することにより、データ・マッチ状態になる。

(2)TSU1.0 の導入事例

ここで、TSU1.0 の導入事例として、株式会社イトーヨーカ堂のケースを紹介したい（図表4-4参照）。同社の対象取引は、中国・香港からの輸入仕入れ取引で、日本側では三菱東京UFJ銀行、中国側では中国銀行が窓口となって、2011年より試行したもので、導入効果として輸出者の書類呈示後、資金受領迄の期間が従来の信用状取引の2週間程度に比べ、3日間程度、つまり5分の1に短縮できたとの報告が、SWIFTの会合などで報告されている⁴⁻⁷⁾。取引コストは、荷為替手形取立、つまりD/P取引やD/A取引に準ずる水準とされているが、取引スピードの大幅アップにより、支払金利等は削減できたという。

図表4-4 イトーヨーカ堂のケース



出典：SWIFT資料を基に筆者作成

一方で、適用規則は、SWIFTの定める TSU Rulebook と共に、D/P取引、D/A取引等に適用される、取立統一規則 (Uniform Rules for Collections, ICC Publication

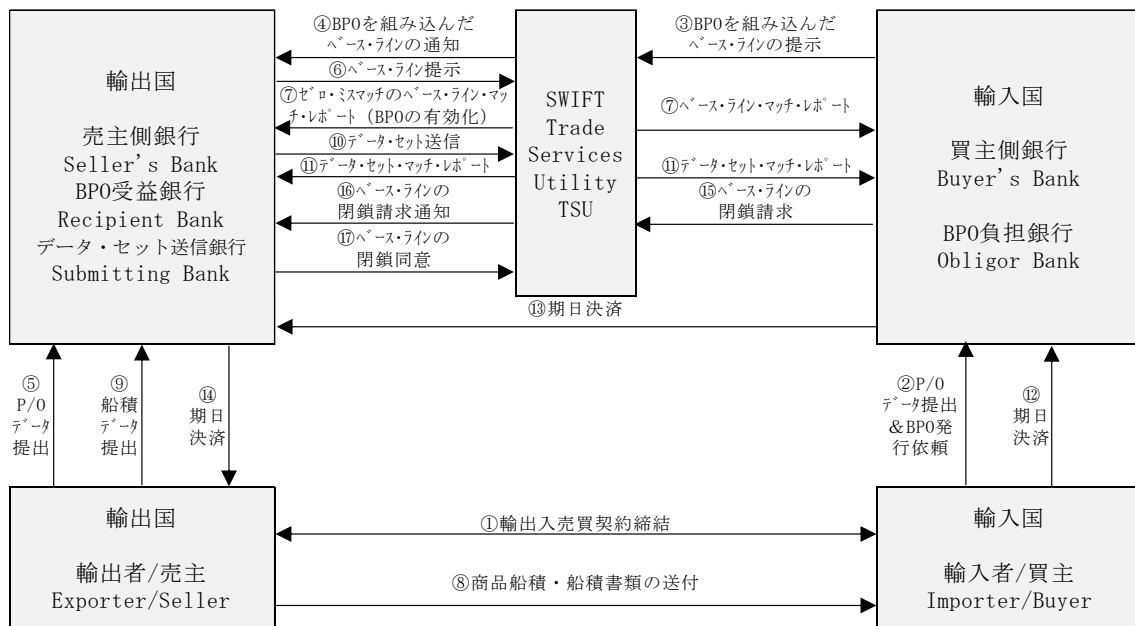
No. 522-URC522) に準拠する形となっている。また、中国側（輸出者）の要望により、輸出代金回収リスクヘッジの目的で、三菱東京UFJ銀行のスタンバイクレジット（信用状の一形式で、請求払保証と同様の機能を果たす）を発行している。これは、既存の信用状取引同様に、輸出者側に輸入者側からの支払保証を必要とするニーズが高いことを物語っている。また、次に挙げる TSU2.0 開発のモチベーションに繋がったことも容易に想像できる。

2. TSU2.0-BPO による支払確約の概要

(1) TSU2.0 の流れ

TSU2.0 の取引の流れは、図表 4-5 のとおりである。輸出者、輸入者間で、契約が締結されると輸入者は、BPO 負担銀行 (Obligor Bank) に対して、P/O データを提出するとともに、BPO の発行を依頼する。これを受けて BPO 負担銀行は、TSU に BPO が含まれるベースラインの提案を行う。これを受領した BPO 受益銀行 (Recipient Bank) は、輸出者にこれを通知するとともに、輸出者側から P/O データの提出を受ける。TSU は BPO 受益銀行から提案を受けたベースラインと BPO 負担銀行から既に提出された BPO が含まれるベースラインをマッチングし、ゼロ・ミスマッチであれば、ベースライン確立と共に、BPO が有効に成立したことを輸出入双方の参加銀行に通知する。

図表 4-5 TSU2.0 の流れ



出典：SWIFT 資料を基に筆者作成

輸出者は、契約通り船積みを行った後、データ・セットを BPO 受益銀行に提出する。BPO 受益銀行は、BPO による BPO 負担銀行の保証を見返りに、このデータ・セットを買取することも可能である。これにより、BPO 受益銀行は、信用状取引における買取銀行の役割、つまり輸出荷為替手形の買取りと同様、輸出者の資金ニーズに応える役割を果たすこととなる。買取り後、BPO 受益銀行はデータ・セットを TSU に送信する。TSU は、すでに確立している BPO 及びベースラインとこれをマッチングし、データ・マッチすれば、データ・セットの到着案内が BPO 負担銀行から輸入者宛に行われる。データ・セットの到着案内を受けた輸入者は、BPO 負担銀行に輸入代金の決済を行うか、必要に応じて、輸入ユーザンスの提供を受ける。決済完了後、ベースラインの閉鎖手続きが行われ、取引全体が完了する。

(2)TSU2.0 の導入事例

ここで、TSU2.0 の導入事例として、BP Petrochemicals 社の、中国・インド・中近東宛輸出取引事例を採り上げてみたい。これは、初の BPO を利用した事例であり、導入効果として、TSU1.0 同様、輸出者の書類呈示後、資金受領迄の期間が、14～16 日から 4 日程度に短縮できたこと。そして、これによって、銀行輸入与信枠の利用サイクルが 3 倍となったことを挙げている。取引コストは、信用状取引に準ずるが銀行輸入与信枠利用効率の大幅改善、スピードアップ化で輸出者側 50%、輸入者側 40%削減できたと報告されている⁴⁻⁸⁾。尚、適用規則については、報告時点では BPO にかかわる規定を含め、SWIFT の定める TSU Rulebook に準拠しているものの、URBP0750 制定後はこれを適用する方針とされた。また、別の事例として、Siam Commercial Bank が、タイ最大のポリマー販売企業である、PPT Polymer Marketing (PTTPM 社) との信用状付輸出取引の TSU-BPO 取引への切替においても、同様に取引期間が、7 営業日から 3 営業日に短縮できたとの報告がなされた⁴⁻⁹⁾。本件も、URBP0750 制定後はこれを適用する方針であった。

第2節 ICCバンク・ペイメント・オブリゲーション統一規則

I. ICCによる統一規則制定

1. URBP0750 制定

前節のとおり、当初、BPOはSWIFTの定めるTSU Rulebookを準拠規則としていたが、2011年9月、SWIFTはICCと協働して、BPOに関する新たな統一規則の制定を行うと発表、新統一規則名称は、URBP0とされた。これを受けてICC内にURBP0起草委員会が立ち上げられ、2012年6月Draft1、同年9月Draft2、同年12月Draft3、2013年2月Final Draftの作成を経て、2013年4月17日採択され、ICC出版物番号として、750を与えられた⁴⁻¹⁰。ICCによれば、URBP0750は、既に制定された他のICC制定の統一規則、例えば2007年発効のUCP600、2010年発効のURDG758、1998年発効の国際スタンバイ規則（International Standby Practices, ICC Publication No. 590—ISP98）等に親和性のある条文構成とする方針に基づき制定され、例えば、定義、解釈を明確化し条文を簡素化、使用する用語・概念に可能な限り統一感を与えたとされる。一方、URBP0750は既存のICC制定の統一規則が専ら書類を取り扱うのに対して、データを取り扱う規則の為、これら規則とはかなり異なる概念も数多く導入することとされている（条文構成は図表4—6参照）。

2. ICC規則化の意義

URBP0750制定にICCが関わる意義であるが、既に述べた通りICCは、1920年の設立以来一貫して貿易取引に纏わる規則の制定活動を通じて国際商取引促進に資する活動を行ってきた。ICC傘下の銀行技術実務委員会が手掛けた、ICC規則は既に挙げた銀行が発行する保証取引に関する規則の他にも多数あり、代表的な規則として1995年発効のD/P取引、D/A取引等に適用される、取立統一規則（Uniform Rules for Collections, ICC Publication No. 522—URC522）や、URF800等が挙げられる。元々SWIFTは、自らが定めたTSU RulebookにBPOに関する規定も盛り込んでいた⁴⁻¹¹。しかし、システムベンダーであるSWIFTとしては、貿易取引における国際的なルール作りにおいて、ICCの持つ豊富なノウハウ、実績と、それに加えて銀行を含む貿易当事者への絶大な影響力を活

用することによって、TSU-BPO の実用化に弾みをつけたいものと思われる。次に、URBP0750 の特徴をいくつか挙げてみたい。

図表 4－6 URBP0750、UCP600 (eUcp1.1 含む)、URDG758 条文対比

URBP0750 (2013年)	UCP600 (2007年)	eUCP1.1 (2007年)	URDG758 (2010年)
第1条 範囲 第2条 適用 第3条 一般定義★ 第4条 メッセージ定義◎ 第5条 解釈 第6条 バンクペイメントオブリゲーションと契約☆ 第7条 データと書類、物品、サービスまたは履行○ 第8条 BPOの有効期限◎ 第9条 参加銀行の役割 第10条 BPO負担銀行の約束★ 第11条 条件変更 第12条 データの有効性に関する責任排除◎ 第13条 不可抗力 第14条 取引データ・マッチング・システム (TMA) の利用不能◎ 第15条 適用法 第16条 代わり金の譲渡	第1条 UCPの適用 第2条 定義★ 第3条 解釈★ 第4条 信用状と契約☆ 第5条 書類と物品、サービスまたは履行○ 第6条 利用可能性、有効期限および提示地 第7条 発行銀行の約束 第8条 確認銀行の約束 第9条 信用状および条件変更の通知 第10条 条件変更 第11条 テレトランスミッションによる信用状・条件変更 第12条 指定 第13条 銀行間補償の取決め 第14条 書類点検の標準○ 第15条 充足した提示 第16条 ディスクリパンシーのある書類、権利放棄および通告 第17条 書類の原本およびコピー 第18条 商業送り状 第19条 少なくとも2つの異なる運送形態を対象とする運送書類 第20条 船荷証券 第21条 流通性のない海上運送状 第22条 備船契約船荷証券 第23条 航空運送書類 第24条 道路、鉄道または内陸水路の運送状 第25条 クリーエ受領書、郵便受領書または郵送証明書 第26条 "On Deck", "Shipper's Load and Count"等 第27条 無故障運送書類 第28条 保険書類および担保範囲 第29条 有効期限または最終提示日の延長 第30条 信用状金額、数量および単価の許容範囲 第31条 一部使用または一部船積 第32条 所定期間ごとの分割使用または分割船積 第33条 提示の時間 第34条 書類の有効性に関する銀行の責任排除 第35条 伝送および翻訳に関する銀行の責任排除 第36条 不可抗力 第37条 指図された当事者の行為に関する銀行の責任排除 第38条 譲渡可能信用状 第39条 代わり金の譲渡	第e1条 eUCPの適用範囲 第e2条 eUCPのUCPに対する関係 第e3条 定義 第e4条 フォーマット 第e5条 提示 第e6条 点検 第e7条 拒絶の通知 第e8条 オリジナルとコピー 第e9条 発行日 第e10条 運送 第e11条 提示後の電子記録の損傷 第e12条 eUCPに基づく電子記録表示にかかわる追加免責	第1条 URDGの適用 第2条 定義 第3条 解釈★ 第4条 発行および有効性★ 第5条 保証および裏保証の独立性☆ 第6条 書類と、物品、サービスまたは履行○ 第7条 ノンドキュメンタリーコンディション◎ 第8条 指図と保証書の内容 第9条 採り上げられない発行依頼● 第10条 保証書または条件変更の通知 第11条 条件変更 第12条 保証書に基づく保証人の責任の範囲 第13条 保証書金額の変動● 第14条 提示 第15条 請求の要件 第16条 請求についての通報● 第17条 一部請求と2つ以上の請求 第18条 個々の請求の独立性 第19条 点検 第20条 請求を点検する為の時間 第21条 支払通貨● 第22条 充足した請求のコピーの伝送● 第23条 Extend or Pay● 第24条 充足しない請求、権利放棄および通告 第25条 減額と終了● 第26条 不可抗力 第27条 書類の有効性に関する責任排除 第28条 伝送および翻訳に関する責任排除 第29条 別の当事者の行為に関する責任排除 第30条 免責の制限 第31条 外国の法律および慣習による損失の補償 第32条 手数料の支払義務 第33条 保証書の譲渡と代わり金の譲渡 第34条 準拠法 第35条 裁判管轄
3つの準拠規則の主な類似点 ☆ 独立抽象性 (無因性) の原則 ★ 取消不能の支払確約			
3つの準拠規則の主な相違点 ○ 『データ取引の原則』『書類取引の原則』 ◎ URBP0750特有の代表的規定 ● URDG758にあるが、URBP0750に無い代表的規定			

出典：筆者作成

II. URBP0750 の特徴

1. 既存の規則との類似点

(1)銀行保証としてのBPOの性質

URBP0750 第3条「一般的定義 (General Definitions)」では、BPOは次の通り定義されている。“Bank Payment Obligation” or “BPO” means an irrevocable and independent undertaking of an Obligor Bank to pay or incur a deferred payment obligation and pay at maturity a specified amount to a Recipient Bank following Submission of all Data Sets required by an Established Baseline resulting in a Data Match or an acceptance of a Data Mismatch pursuant to sub-article 10(c).

これにより、BPOはその条件通りのデータ提出、若しくは、仮にミスマッチがあったとしても、URBP0750 第 10 条 c 項に規定するミスマッチに対する承諾 (acceptance of a Data Mismatch) があれば、これを条件とした BPO 負担銀行の取消不能な支払確約であることを示しており、前半部分については信用状取引における UCP600 第 2 条「信用状 (Credit)」、「オナー (Honour)」とほぼ同一の定義といえる。後半部分についても、UCP600 の条文として明文化されていないものの、銀行間の実務慣行として確立しているケーブル・ネゴに相当する規定⁴⁻¹²⁾であり、両者の間に、基本的な相違はない。

(2)独立抽象性の原則

URBP0750 第 6 条「BPO と契約 (Bank Payment Obligation v. Contracts)」では、UCP600 第 4 条「信用状と契約」、URDG 第 5 条「保証および裏保証の独立性」等と同様に、その取引の基礎となる売買契約その他の契約とは別個の取引であるとの規定があり、BPO が信用状等、既存の銀行保証と同様に独立抽象性を具備していることを明示している。

2. 既存の規則との相違点

銀行保証の性格としては、既存の規則と相違ない BPO であるが、データを取り扱うことから、従来とはかなり性格の異なる規定もある。

(1)受益者の位置付け

UCP600 を始めとする既存の規則では、受益者は銀行以外の当事者であることを認め、実際の信用状でも大半の受益者が輸出者である。これに対して、URBP0750 第 3 条では、BPO 受益銀行が BPO の受益者である旨規定されており、輸出者は URBP0750 の当事者ではないことを明示している。

(2)TMA に関する規定

URBP0750 第 2 条 c 項「適用」では、BPO はデータのやり取りであることから、その TSMT として ISO20022 に基づく、XML メッセージタイプを指定する等、ISO の提供する技術的基盤によって支えられていることを明確に規定している。前述の通り、現状では SWIFT-TSU のみが、これを満たす TMA を提供していることから、事実上 TSU によって利

用されることとなる。

(3) データ取引の原則

銀行が取り扱うのは、書類 (documents) のみであり、物品 (goods)、サービス (services)、履行 (performance) は取り扱わないとする、UCP600 第 5 条に代表される、従来型規則における「書類取引の原則」と異なり、URBP0750 第 7 条「データと書類、物品、サービスまたは履行」では、銀行が取り扱うのはデータ (data) のみであり、物品、サービス、履行はもとより、書類すらもその取扱い対象外であることが規定されている。また、データを取り扱うことから、新たに URBP0750 第 4 条「メッセージの定義 (Message Definitions)」という条文が加えられ、前述の TMA、TSMT に関わる、独特な用語の定義もなされている。

(4) BPO の有効期限

URBP0750 第 8 条「BPO の有効期限 (Expiry Date of a BPO)」には、BPO に基づくデータ・セットの提出期限、つまり BPO の有効期限は、銀行営業日または営業時間に関わりなく、協定世界時 (Universal Time Coordinated—UTC) で判断すると規定されている。これは、銀行営業日且つその営業時間中に、書類の呈示を行うことを前提に規定された既存の ICC 制定の規則と大きく異なる点である。これは、データを取扱うことから、世界中同一の時刻で運行管理するという、システムに関する標準的な考え方を反映していると思われる。

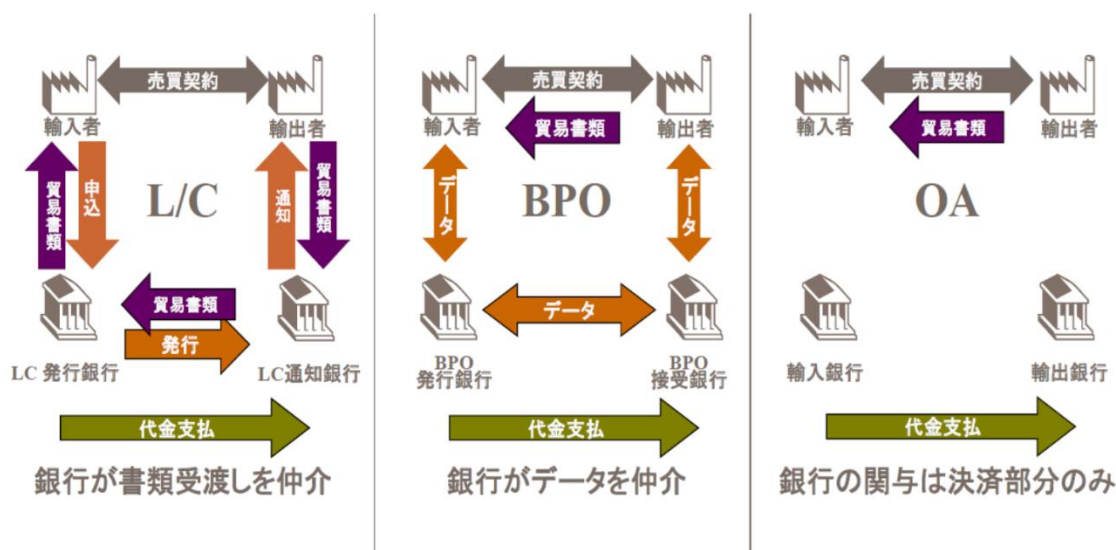
第3節 TSU-BPO取引が貿易金融に与える影響

I. 貿易当事者の期待

1. SWIFT、ICCの期待

SWIFTは、TSU-BPO取引を単なる信用状取引（または荷為替手形）の代替決済方法ではなく、図表4-7のように、Open Account（後払送金）とも異なる第3の決済方法として位置付けており、信用状取引のみならず、送金取引をもその代替対象としており、TSU-BPO取引に寄せる期待の大きさが窺えた⁴⁻¹³⁾。

図表4-7 SWIFTのTSU-BPOに対する位置づけ



出典：SWIFT⁴⁻¹³⁾

ここで、TSU-BPO取引と既存の貿易決済方法との比較検討を通じて、貿易金融に与える影響を考えていきたい。既存決済方法とは、前払送金、後払送金、D/P取引、D/A取引、信用状取引の5つである。

2. 貿易当事者からみた既存決済方法との比較

(1) 取引リスクに関する比較

まず、貿易当事者からみた取引リスク、具体的には輸出者の代金回収リスク、輸入者の商品受領リスクについて比較する。輸出者、輸入者の立場からみてリスクの大小の順

に並べると、表1のようになる。資金と商品の流れが独立している送金取引が輸出者または輸入者のどちらかに、一方的な取引リスクを負担させるのに対して、荷為替手形という書類を利用することで、この二つの流れを紐付けるドキュメンタリー取引は、貿易当事者にとって商取引契約上の妥協点を見出しやすい決済方法である。一方、TSU-BPO取引は、書類を介在させない点で、ドキュメンタリー取引に劣後する点も否めないが、BPO負担銀行の保証が付く点から、図表4-8では信用状取引と、D/P取引、D/A取引、の間に入る決済方法であることがわかる。

図表4-8 輸出入者の取引リスク比較

決済方法	輸出者	輸入者
送金取引（前払送金）	リスク小	リスク大
信用状取引	↓	↑
TSU-BPO取引		
荷為替手形取引（D/P取引）		
荷為替手形取引（D/A取引）		
送金取引（後払送金）	リスク大	リスク小

出典：筆者作成

(2)取引スピードに関する比較

TSU-BPO取引は、信用状取引とほぼ同様の効果を狙った決済方法であるが、取組事例等からみて明らかのように、TSUのスピードが既存の決済方法対比、圧倒的に早いことは明白である。取引金融機関に対して行う手続きも、ベースライン、データ・セットの提出となり、自ずと電子データの形となることから、輸入者側は、煩雑な信用状発行申込手続きが省け、必要に応じた機動的な発注が可能となる。これは、サプライチェーンの高速化に資するTSU-BPO取引の利点であろう。また、輸出者側も同様に、荷為替手形作成と、信用状条件と船積書類の内容をチェックするという手間も省ける。

(3)金融コストに関する比較

また、貿易当事者からみた金融コストについて、その有無を比較すると、図表4-9のようになる。TSU-BPO取引は、信用状取引とほぼ同様の銀行取引条件が適用されるが、取組事例等からみて明らかのように、TSUのスピードが圧倒的に早く、銀行の

与信期間も大幅に短縮されることを考慮に入れば、金利、保証料に代表される、金融コストの大幅削減に繋げることが可能であるといえよう。また、与信期間の短縮は、貿易当事者にとって、取引金融機関における貿易金融取引枠（荷為替手形買取を行うための輸出金融取引枠、信用状発行や輸入ユーザンス取組みといった、輸入金融取引枠）の圧縮効果がある。これにより、取引金融機関に対する担保提供などの負担も減らせるといえよう。

図表 4-9 輸出入者の金融コスト比較

決済方法	手数料	金利	保証料
送金取引（前払送金）	少額	なし	なし
送金取引（後払送金）			
荷為替手形取引（D/P取引）	多額	あり	なし
荷為替手形取引（D/A取引）			
信用状取引	多額	あり	あり
TSU-BPO取引	中程度	あり	あり

出典：筆者作成

3. 取引金融機関からみた既存決済方法との比較

(1) 輸出取引における与信リスクに関する比較

輸出者の取引金融機関における与信リスクに関しては図表 4-10 のように、BPO のない TSU1.0 でのデータ・セット買取は、D/P、D/A 手形買取と、TSU-BPO 取引、つまり TSU2.0 でのデータ・セット買取は、信用状付輸出手形買取とほぼ同様の与信リスクが発生する。また、BPO 付のデータ・セット買取は、ないものより与信リスクが小さいと考えられるのは、BPO 負担銀行の支払保証があるためである。また、ドキュメンタリー取引に対して、TSU でのデータ・セット買取が、与信リスクが高いと判断されるのは、通常荷為替手形の買取時に、これに含まれる船積書類や、輸出者の取扱商品が、銀行に対する譲渡担保と契約上、位置付けられているためである⁴⁻¹⁴⁾。TSU-BPO 取引でも荷為替手形買取と同様に、輸出者と輸出手形買取銀行の間に、譲渡担保契約が締結されることとなる。しかし、TSU-BPO 取引では荷為替手形の買取と異なり、船積書類、特にそれに含まれる船荷証券が、輸出者から輸入者に直接送付されることから、輸入者が商品を代金決済前に取得してしまう。商品を取得した輸入者は、通常、直ちに商品を売却す

るので、譲渡担保権⁴⁻¹⁵⁾の行使が事実上不可能である点が、その理由である。

図表4-10 輸出与信取引のリスク比較

決済方法	与信リスク	担保
送金取引	なし	なし
D/P・D/A取立	なし	なし
D/P・D/A買取	大	あり
信用状付輸出手形買取	小	あり
TSU-BPOなし (TSU1.0)	大	なし
TSU-BPOあり (TSU2.0)	小	なし

出典：筆者作成

(2)輸入取引における与信リスクに関する比較

輸入者の取引金融機関における与信リスクに関しては、支払保証 (BPO) を発行する TSU-BPO 取引は、信用状発行とほぼ同様の与信リスクが発生することとなる。しかし、図表4-11のように、信用状発行に対して、BPO 発行が担保面で見劣りする、つまり与信リスクが高いと判断されるのは、前述の輸出与信と同様の理由により、契約上の譲渡担保権の行使が事実上不可能である点が、その理由である。

図表4-11 輸入与信取引のリスク比較

決済方法	与信リスク	担保
送金取引	なし	なし
D/P・D/A	なし	なし
信用状取引	あり	あり
TSU-BPO取引	あり	あり

出典：筆者作成

(3)事務処理効率に関する比較

取引金融機関の事務手続きにおける TSU-BPO の効果として、人手をかけず全自動処理 (straight through processing-STP) 化できるという点が挙げられる。現在、STP 化が進んでいるのは、主に送金取引である。既に述べた通り、SWIFT の MT による通信メッ

セージの標準化が1980年代末に達成されたことにより、1990年代後半よりEB化が実用化され、現在、送金取引、信用状発行の申込受付に活用されている。現状、ドキュメンタリー取引はEB化の対象にはなっていないが、TSU-BPO取引の実用化が進めば、TSU-BPO取引の諸手続きも、基本的にはSTP化の対象となり、金融機関における事務効率向上に繋がるものと期待される。

(4)与信管理業務に関する比較

取引金融機関における輸出者、輸入者宛の与信管理業務において、TSU-BPO取引は、与信取引先の商取引内容をリアルタイムに把握することが可能となる。これは、与信取引先の業況の変化を迅速にモニタリングすることを意味する。また、電子データは、それ自体が金融機関内部での与信稟議手続を行う際の資料として容易に転用できることから、与信管理をよりシステムチックに効率化できるという点が挙げられる。信用状取引の利用率の低下と、それに伴う送金取引への切替が進んだことにより、取引金融機関は、商取引内容把握が困難になってきたといわれて久しいが、TSU-BPO取引はこれの歯止めとなることが期待される。加えて、取引自体のスピードアップに伴う、与信取引枠の縮減も可能となることも併せて考慮すれば、取引金融機関にとりTSU-BPO取引は、譲渡担保権の問題を除けば、輸出入金融における与信リスク削減効果があるといえよう。

(5)コンプライアンスに関する比較

現在、金融機関におけるコンプライアンス管理体制は、強化の一途を辿っている。我が国外為法による適法性の確認義務のみならず、米国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control-OFAC)の定める、資産凍結規制等、輸出者、輸入者を始め、船会社、保険会社、原初依頼人、最終受益者に至るまで、広範囲な取引の関係当事者について、規制対象者あるいは規制対象取引でないことを確認した上で、取引に応じている⁴⁻¹⁶⁾。送金取引のように専らSWIFTで通信のみで行う取引であれば、メッセージを規制対象者リストと、システム上で自動チェックする体制を取ることが可能であるが、荷為替手形取引では、取引依頼書上の情報だけではなく、船荷証券、保険証券等、書類上に記載されている情報まで、目視確認の上、マニュアルでチェックする必要に迫られる。TSUは、コマーシャル・データ、トランスポート・データ、保険データ、証明書データといった船積データを網羅するデータ・セットを取り扱うので、自動チェック化の推進による、コンプライアンス体制強化に資するといえよう。

第5章 貿易代金決済電子化の応用

本章では、貿易代金決済電子化の応用事例を紹介する。第1節では、フォーフェイティングとTSU-BPO取引との融合事例を取り上げ、両者が非常に親和性の高いことを説明したい。第2節では、同様にTSU-BPO取引と親和性の高いと考える、請求払保証との融合を提言したい。第3節では、国内取引への応用事例を取り上げると共に、NACCSと連携した関税ユーザンスを提言し、これが「事業性評価に基づく融資」、「担保・保証に依存しない融資」を資することを説明したい。

第1節 フォーフェイティングとの融合

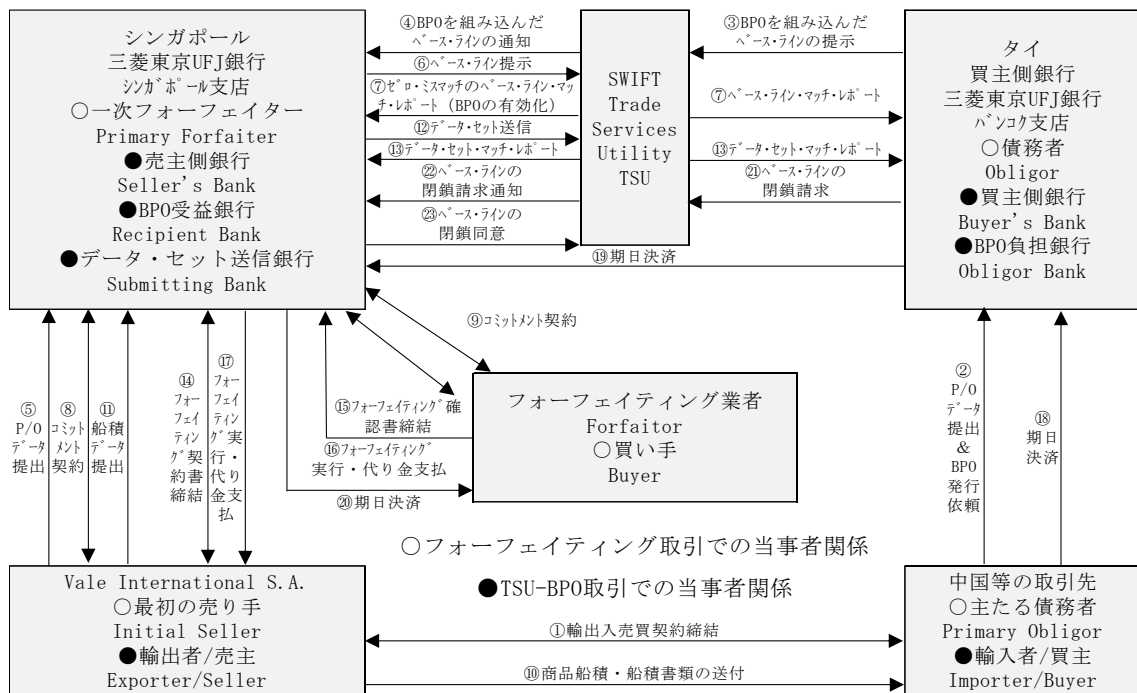
I. TSU-BPO取引とフォーフェイティングとの融合事例

1. Vale International S.A. の取組事例

本事例は、ブラジルの総合資源開発企業のスイス販売部門である、Vale International S.A.（以下、Vale社）と、三菱東京UFJ銀行（当時）との間で行われた事例であり、2013年のSWIFT年次総会（SIBOS）等で報告されたものである⁵⁻¹⁾。その導入効果であるが、従来年間180億米ドルの中国向け信用状付覧払手形取引を輸出していた際、資金受領迄の期間が概ね25～30日程度であったのが、10日間程度短縮が実現し、これに伴い3.7百万米ドルの取引コスト削減が実現できたとのことである。本事例の取引の流れは、図表5-1のとおりである。

Vale社、輸入者間で、契約が締結されると輸入者は、三菱東京UFJ銀行バンコク支店（以下、BPO負担銀行－Obligor Bank）に対して、P/Oデータを提出するとともに、BPOの発行を依頼する。これを受けてBPO負担銀行は、TSUにBPOが含まれるベースラインの提案を行う。これを受領した三菱東京UFJ銀行シンガポール支店（以下、BPO受益銀行－Recipient Bank）は、Vale社にこれを通知するとともに、Vale社側からP/Oデータの提出を受ける。TSUはBPO受益銀行から提案を受けたベースラインとBPO負担銀行から既に提出されたBPOが含まれるベースラインをマッチングし、ゼロ・ミスマッチであれば、ベースライン確立と共に、BPOが有効に成立したことを輸出入双方の参加銀行に通知する。ここまでは、通常のTSU2.0の流れと同一である。

図表5-1 Vale International S.A. の取組事例



出典：SWIFT、三菱東京UFJ銀行報告資料⁵⁻¹⁾より筆者作成

図表5-2 Vale社等の取引メリット

	輸出者のメリット	輸入者のメリット
合理化	①煩雑な書類作成業務からの解放 ②L/Cと船積書類のチェック業務からの解放	①簡便なBPO発行手続き ②L/Cと船積書類のチェック業務からの解放 ③決済方法多様化による輸出者との関係向上
スピード向上 および 安全性向上	①TSUの自動処理化、L/C取引に多発するディスクレパンスー削減による回収期間短縮 ②フォージェイティングとの融合によりL/C、単純なBPOに比べて、輸入者の信用リスクを完全に回避	①前払送金取引と同様のスピードで荷物引取りリスクを削減 ②契約後の早期BPO発行が可能 契約変更に対してL/Cより柔軟且つ臨機応変な対応が可能
コスト削減	①売掛期間削減による、資金調達コストの削減 ②ディスクレパンスー発生に関連する追加手数料の発生回避	①L/G等、銀行との取引回数の削減による手数料負担削減 ②荷物の早期引取による物流コスト削減

出典：SWIFT、三菱東京UFJ銀行報告資料⁵⁻¹⁾より筆者作成

Vale社は、契約通り船積みを行った後、データ・セットをBPO受益銀行に提出し、BPO受益銀行はこれをTSUに送信する。TSUは、すでに確立しているBPO及びベースラインとデータ・セットをマッチングし、データ・マッチすれば、BPO受益銀行は、これをWithout recourseで買取る。これにより、BPO受益銀行は、フォージェイティング取引における一次フォージェイターの役割を果たすこととなる。尚、本事例では、Vale

社の輸出債権が、二次マーケットで転売されたかどうか言及されていないが、図表 5-1 は別のフォーフェイティング業者に転売されたと想定して作成している。BPO 負担銀行からデータ・セットの到着案内を受けた輸入者は、期日に BPO 負担銀行に輸入代金の決済を行い、決済完了後、ベースラインの閉鎖手続きが行われ、取引全体が完了する。

2. 本事例における Vale 社等の取引メリット

本事例において、TSU-BPO とフォーフェイティングを組み合わせる主なメリットとして、図表 5-2 の通り 3 つの点があったとの報告されている。一つ目は合理化効果である。二つ目は、スピード向上および安全性向上であり、最後に、前述のコスト削減効果であった。同報告では、輸出者だけではなく、輸入者サイドにも大きなメリットがあったと報告されている。

II. 両者の融合による新しい貿易金融

1. 両者の融合効果

貿易代金決済電子化スキーム（事例では TSU-BPO 取引）とフォーフェイティング取引の 2 つのスキームを組み合わせることは、以下の 2 点から効果的なものである。

まず、この 2 つスキームに親和性があることである。従来型フォーフェイティング取引は、信用状取引が基本であり、書類作成、点検業務の煩雑さ、時間とコストがかさむだけでなく、ディスクレパンシー発生時に引受拒絶が発生し、予定していたフォーフェイティング取引が行われれないという、信用状取引に起因するデメリットがそのまま残って、フォーフェイティング取引を取り組む際のリスクとして留意されていた。一方、TSU-BPO 取引は、データ取引であることから、書類点検業務からの解放、取引のスピードアップ化という貿易電子化自体によるメリットは無論のこと、信用状取引に比べて、BPO の内容変更が臨機応変に行うことが可能で、データ・セットのマッチングも即時完結できる等、上記リスクを大幅に削減する効果が見込めるものと考えられる。上記効果はフォーフェイティングを恒常的に利用している輸出者側から、信用状取引の TSU-BPO 取引への切替インセンティブに繋がるものと期待される。

2 点目は、フォーフェイティングの機能も併せ持つことにより、輸出者のみならず、

その取引銀行自体の与信管理強化に効果が期待できる点である。これは、売主側銀行、つまり一次フォーフェイターであるデータ・セット送信銀行自体が、買い入れた輸出債権について、二次マーケットで別の買い手に債権譲渡することにより、オフバランス化が可能となるからである。

2. フォーフェイティング取引の活性化

また、貿易代金決済電子化スキーム（事例では TSU-BPO 取引）は、フォーフェイティング取引も活性化させる効果が期待できる。その理由として、3 点指摘したい。

1 つ目は、TSU-BPO 取引によって、フォーフェイティング利用条件を多様化させる効果があるという点である。現在の信用状取引に基づくフォーフェイティングでは、100 万米ドル程度以上の大口取引で、手形サイトも半年から 1 年以上となっているのに対して、TSU-BPO 取引の場合、輸出債権の管理が容易であることから、取引金額の小口化や、一覧払は無理としても取引期間の短縮を図ることが可能になる。

2 つ目は、SWIFT にアクセス可能な金融機関を通して提供することにより、国内 TSU-BPO 取引に基づく国内販売債権のフォーフェイティングといったように、国内取引にも応用可能であることである。これを発展させれば、外国為替と内国為替の垣根を越え、国内外一体となった債権流動化サービスが可能になる。

3 つ目は、TSU-BPO 取引により、フォーフェイティング二次マーケットの活性化効果が期待できることである。URF800 制定により、一次、二次両マーケットを網羅し、当事者間の責任の明確化したことが、輸出債権を買い入れる買い手にとって、従来対比より安全な取引となる点が挙げられる。これを応用すれば、特定の買主側銀行、ここでは BPO 負担銀行、または主たる債務者が支払保証する輸出債権をまとめて債権譲渡の上、運用商品として組成する等、二次マーケットの活性化が図れる。

貿易代金決済電子化スキーム（事例では TSU-BPO 取引）とフォーフェイティング取引を融合させることにより、書類点検業務からの解放と、取引のスピードアップ化という貿易電子化自体によるメリットを享受するのは無論のこと、従来の荷為替手形取引に基づくフォーフェイティング取引に比べて、フォーフェイティング取引の取組みが、より安全確実に、且つ柔軟に行うことができるというメリットもある。これは、両者がいわゆる Win-Win の関係を築き上げることができることを意味し、両者の融合は、フォーフェイティング取引自体の利便性向上に資するものであると同時に、貿易代金決済電子

化スキーム（事例では TSU-BPO 取引）の更なる利用促進につながることを期待された。今後、わが国の金融機関には、両者のメリットを生かした新しい貿易代金決済電子化スキームの開発が一層期待される。

第2節 請求払保証との融合

I. TSU-BPO 取引と請求払保証の融合効果

本節では、入札保証や契約履行保証等の目的で広く利用されている請求払保証取引（請求払保証取引）に関し、その現状を紹介したい。ICC は初の URDG (1992 年 URDG458) 発効から 18 年目に於いて初めて改訂を行い (2010 年 URDG758)、多くの実務的な課題を解決した。しかし、URDG 改訂後もカウンターギャランティーや、Extend or Pay への対応等、幾つかの実務的な課題が残っており、これらを指摘したい。

次に、TSU-BPO 取引のインフラを活用する電子請求払保証取引（請求払保証として発行される BPO）の導入を提言したい。電子請求払保証取引が既存の請求払保証取引に残る実務的課題解決に有効であると同時に、貿易代金決済電子化スキーム（本節では TSU-BPO 取引を題材に）の普及にも資することを指摘し、導入に必要な、個別の電子請求払保証（BPO）条件、規定改訂やシステム改良等を検討したい。

II. 請求払保証取引の現状と課題

1. URDG 改訂後の請求払保証取引

第2章で述べたように、入札保証、前受金返還保証、契約履行保証等の目的で広く利用されている、請求払保証取引であるが、ICC による規則制定は当初大変難航した。1978 年に最初に発行した規則である URDG325 (『契約保証統一規則』—Uniform Rules for Contract Guarantees, ICC Publication No. 325) の失敗及び、1980 年代に請求払保証取引が浸透したことを踏まえ、URDG の起草作業に入った。この間、請求払保証取引の持つ無因性に対し危機感を抱いた、わが国より ICC に対して、規則に付従性を具備するように申し入れたが認められず、1992 年 URDG458 を発効させた⁵⁻²⁾。この経緯から URDG458 は、わが国に永年受け入れられず、これ以降大多数の請求払保証取引が準拠規則を明示しないまま発行されていた。これに対し、ICC は 2010 年の改訂版 URDG (URDG758) により局面打開を図った。

まず、UCP600 との平仄を合わせる改訂を行った。主なものとして、①定義と解釈の新設（第 2、3 条）、②独立抽象性、書類取引の二大原則（第 5、6 条）、③通知人の義務の

明確化（第 10 条）、④条件変更ルールの明確化（第 11 条）、⑤5Days ルールの導入（第 20 条）等があり、使用する用語や、条文の表現などに至るまで、貿易取引関係者になじみ深い UCP600 に合わせた内容とした。

他にも実務に合わせた規則の新設、改訂があった。主なものとして、①ノンドキュメンタリーコンディション規定新設（第 7 条）、②請求払保証金額変動規定新設（第 13 条）、③呈示に関する規定明確化（第 14 条）、④支払通貨規定新設（第 21 条）、⑤Extend or Pay 規定明確化（第 23 条）、⑥保証減額、終了規定新設（第 25 条）、⑦不可抗力規定明確化－30Days ルールの新設（第 26 条）、⑧準拠法／裁判管轄規定新設（第 34、35 条）が挙げられる。

請求払保証取引の浸透に加え、上記改訂内容が評価され、現在準拠規則としての利用率が着実に向上している。しかし URDG 改訂後も請求払保証取引において、いくつかの実務的な問題が残っている。代表例として、①カウンターギャランティー、②使用済み請求払保証の回収、③Extend or Pay への対応、④ノンドキュメンタリーコンディション及び不当請求、⑤書面での請求払保証発行の 5 つを紹介したい。

2. 請求払保証取引の実務的問題

(1)カウンターギャランティー（裏保証）

海外での公共工事受注に際して、施主である相手国公共団体から、現地銀行発行の請求払保証（表保証）差し入れを求められることがある。このような場合、わが国工事業者は、取引銀行に対して現地銀行宛のカウンターギャランティー（裏保証）発行を依頼する。その際（表）請求払保証の内容について、当事者間で事前の意思疎通が必要不可欠である。仮に不十分であれば、請求払保証（表保証）の発行遅延や最悪の場合拒否されるリスクがある。特に請求払保証取引に疎い中小企業の案件では注意が必要である。また、カウンターギャランティーは、通常個別の請求払保証（表保証）毎に発行される為、プロジェクトファイナンス契約等の契約書面保証といった一部例外を除き、複数の裏保証人又は保証人によるシンジケーションは行われていない。

(2) 使用済み請求払保証の回収

実務上、使用済み請求払保証回収が困難になるケースがあり、問題となっていたことから、URDG758 では保証の終了規定が新設され、仮に期限の明記のない請求払保証であっても、発行日から 3 年の期間経過後に終了することとなった。しかし相手国により、

受益者から請求払保証が未回収のままだと、保証期間経過後も一定のリスクが残る為、対応に苦慮したケースがある⁵⁻³⁾。

(3) Extend or Pay への対応

従来から保証期限の延長か補償履行の二者択一を迫る Extend or Pay 条件付の呈示が請求払保証取引実務として確立していた。これに対し、URDG758 では規定が明確化され、Extend or Pay 条件付の呈示がなされた場合、保証人は呈示の翌 30 暦日を超えない範囲で支払を停止し、どちらに応じるか確認することができるようになった。しかし、未に残る URDG758 に準拠しない請求払保証では Extend or Pay 通知後、日を置かず受益者が請求を行うというトラブルの可能性が残っている⁵⁻⁴⁾。

(4) ノンドキュメンタリーコンディション及び不当請求

URDG758 ではノンドキュメンタリーコンディション規定が新設され、保証人自身の記録や明確な指標等から請求払保証条件が充足されているかどうか決定できない条件が、記載されていたとしてもそれを無視することとなった。これは書類取引の原則を補強する本来有益な条項であるが、その反面、不当請求事例で問題となるケースがある。例えば、売主側から請求払保証発行後に、買主側の信用不安が発生し、信用状発行遅延や不発行等の契約違反が発生するケースで、売主側に本来船積等の義務はないにもかかわらず、買主側から請求払保証条件を盾に補償履行請求されるケースである。

(5) 書面での請求払保証発行

昨今、銀行間では署名鑑の交換が廃れつつある。この為電信で発行される請求払保証や信用状では、偽造や変造防止の為に、通信内容の真正性が担保されている SWIFT により専ら発行している。しかし、現在も一定割合の請求払保証取引で書面発行ニーズが残っており、偽造や変造のリスクが今後高まると予想される。

Ⅲ. TSU-BPO 取引のインフラを活用した電子請求払保証取引

1. BPO、請求払保証、信用状の準拠規則比較

(1) 準拠規則の類似点

TSU-BPO 取引、請求払保証取引の現状及び課題を踏まえて、TSU-BPO 取引のインフラを活用した電子請求払保証取引について考えてみたい。表 3 は、TSU-BPO 取引、請求払保証取引、信用状取引に関する ICC 制定の準拠規則の条文である。URBP0750、URDG758、

UCP600 を比較すると、幾つかの類似点がある。まず独立抽象性（無因性）を備えている点で、BP0、請求払保証、信用状の三者には、いずれも元となる契約と独立した別個の取引と規定される。次に、いずれも発行した時点で取消不能の支払確約と規定される。この二つの規定により、BP0 負担銀行、保証人、信用状発行銀行は、補償履行請求に対して、一義的な支払義務を負う。他にも、条件に合致した呈示に対してのみ支払義務を負う点や、個別のBP0、請求払保証、信用状条件による規則の除外、修正が可能などの点がある。

図表 5 - 3 URBP0750、URDG758、UCP600 条文対比

URBP0750	URDG758	UCP600
第1条 範囲 第2条 適用 第3条 一般定義★ 第4条 メッセージ定義◎ 第5条 解釈 第6条 バンクペイメントオペレーションと契約☆ 第7条 データと書類、物品、サービスまたは履行○ 第8条 BP0の有効期限◎ 第9条 参加銀行の役割 第10条 BP0負担銀行の約束★ 第11条 条件変更 第12条 データの有効性に関する責任排除◎ 第13条 不可抗力 第14条 取引データ・マッチング・システム（TMA）の利用不能◎ 第15条 適用法 第16条 代わり金の譲渡	第1条 URDGの適用 第2条 定義 第3条 解釈★ 第4条 発行および有効性★ 第5条 保証および裏保証の独立性☆ 第6条 書類と、物品、サービスまたは履行○ 第7条 ノンドキュメンタリーコンディション○● 第8条 指図と保証書の内容 第9条 採り上げられない発行依頼● 第10条 保証書または条件変更の通知 第11条 条件変更 第12条 保証書に基づく保証人の責任の範囲 第13条 保証書金額の変動● 第14条 呈示 第15条 請求の要件 第16条 請求についての通報● 第17条 一部請求と2つ以上の請求 第18条 個々の請求の独立性 第19条 点検 第20条 請求を点検する為の時間 第21条 支払通貨● 第22条 充足した請求のコピーの伝送● 第23条 Extend or Pay● 第24条 充足しない請求、権利放棄および通告 第25条 減額と終了● 第26条 不可抗力 第27条 書類の有効性に関する責任排除 第28条 伝送および翻訳に関する責任排除 第29条 別の当事者の行為に関する責任排除 第30条 免責の制限 第31条 外国の法律および慣習による損失の補償 第32条 手数料の支払義務 第33条 保証書の譲渡と代わり金の譲渡 第34条 準拠法 第35条 裁判管轄	第1条 UCPの適用 第2条 定義★ 第3条 解釈★ 第4条 信用状と契約☆ 第5条 書類と物品、サービスまたは履行○ 第6条 利用可能性、有効期限および呈示地 第7条 発行銀行の約束 第8条 確認銀行の約束 第9条 信用状および条件変更の通知 第10条 条件変更 第11条 テレトランスミッションによる信用状・条件変更 第12条 指定 第13条 銀行間補償の取決め 第14条 書類点検の標準○ 第15条 充足した呈示 第16条 ディスクレパンシーのある書類、権利放棄および通告 第17条 書類の原本およびコピー 第18条 商業送り状 第19条 少なくとも2つの異なる運送形態を対象とする運送書類 第20条 船荷証券 第21条 流通性のない海上運送状 第22条 備船契約船荷証券 第23条 航空運送書類 第24条 道路、鉄道または内陸水路の運送状 第25条 クリーエ受領書、郵便受領書または郵送証明書 第26条 “On Deck”、“Shipper’s Load and Count”等 第27条 無故障運送書類 第28条 保険書類および担保範囲 第29条 有効期限または最終呈示日の延長 第30条 信用状金額、数量および単価の許容範囲 第31条 一部使用または一部船積 第32条 所定期間ごとの分割使用または分割船積 第33条 呈示の時間 第34条 書類の有効性に関する銀行の責任排除 第35条 伝送および翻訳に関する銀行の責任排除 第36条 不可抗力 第37条 指図された当事者の行為に関する銀行の責任排除 第38条 譲渡可能信用状 第39条 代わり金の譲渡
<p>3つの準拠規則の主な類似点</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆ 独立抽象性（無因性）の原則 ★ 取消不能の支払確約 <p>3つの準拠規則の主な相違点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 『データ取引の原則』『書類取引の原則』 ◎ URBP0750特有の代表的規定 ● URDG758にあるが、URBP0750に無い代表的規定 		

出典：筆者作成

(2) 準拠規則の相違点

一方、3つの規則には相違点もある。URBP0750 と、他の2つの規則を比較すると、ま

ず、受益者が異なる点が挙げられる。TSU-BPO 取引では、専ら銀行（BPO 受益銀行）が受益者になるのに対して、請求払保証取引及び信用状取引では、銀行以外の買主等商取引契約の当事者も受益者になり得る。これは、TSU-BPO 取引の性格上、銀行以外の当事者がデータマッチングシステムに参加できない為である。

次に、取扱対象がデータか書類かという違いがある。URBP0750 では、TSU-BPO 取引はデータのみ扱い、書類、物品、サービス、履行は取り扱わないとする『データ取引の原則』が規定されている。一方請求払保証取引や信用状取引は『書類取引の原則』を採る。

更に、有効期限や、呈示期限の規定にも大きな違いがある。TSU-BPO 取引では、協定世界時（UTC-Coordinated Universal Time）ベースで判断され、マッチング結果は瞬時に判定される。一方請求払保証取引や信用状取引は、いずれも呈示された書類は銀行営業日／時間内に点検され、呈示後翌 5 銀行営業日以内に充足した呈示か否か判断する、いわゆる 5days ルールが規定されている。

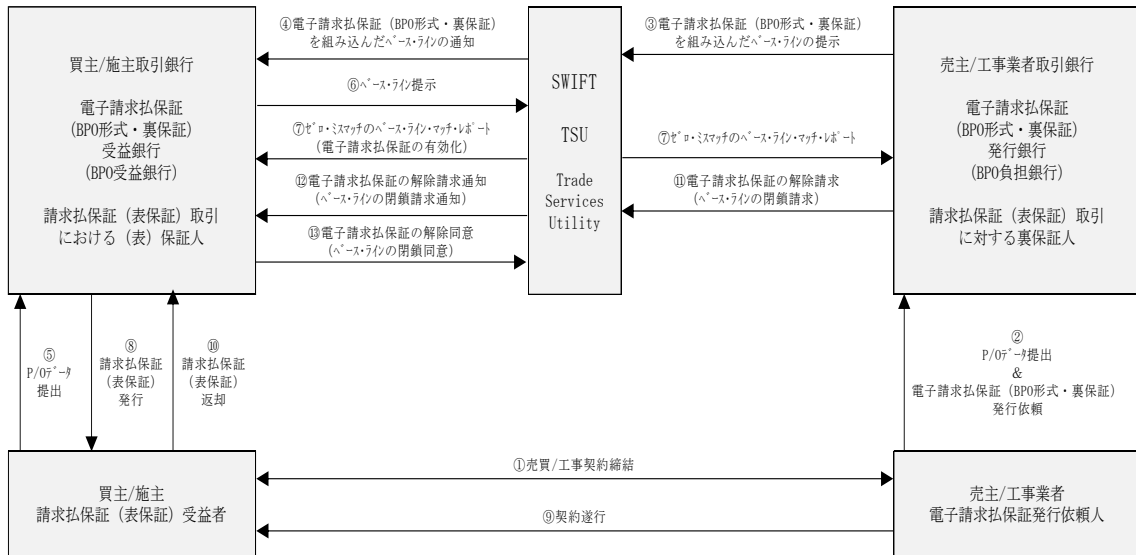
2. 想定される電子請求払保証取引スキーム

上記の比較を通して、電子請求払保証取引を導入する際の前提条件を 2 つ指摘することができる。まず、TSU-BPO 取引が銀行間で完結する取引であることから、電子請求払保証は専らカウンターギャランティナーとなる。図表 5-4 のように、電子請求払保証発行銀行（BPO 負担銀行）が裏保証人として、電子請求払保証（裏保証）を発行する。これを受けた電子請求払保証受益者（BPO 受益銀行）が（表）保証人として、請求払保証（表保証）を受益者（買主／施主）宛に発行する。2 つ目は、請求払保証（表保証）の受益者から請求払保証（表保証）に基づく補償履行請求があった場合、（表）保証人である電子請求払保証受益者（BPO 受益銀行）が、裏保証人である電子請求払保証発行銀行（BPO 負担銀行）に対し、電子請求払保証（BPO）条件通りのデータ・セットを送信することにより補償履行請求する。

3. 電子請求払保証取引の効果

電子請求払保証取引の導入効果であるが、TSU-BPO 取引のインフラ及び URBP0750 の規定を活用することにより、請求払保証取引に係る実務的問題解決の有効なツールとなる。

図表 5-4 想定される電子請求払保証取引図



出典：筆者作成

(1)カウンターギャランティー

電子請求払保証取引では、請求払保証（表保証）の内容を含む電子請求払保証の内容を、ベースラインとして売主、買主側双方の銀行から TSU に送信し、そのマッチングとベースライン確定が電子請求払保証の成立条件となる。このマッチングプロセスから、売主、買主側双方に対して電子請求払保証及び請求払保証（表保証）の条件に関する意思疎通は、より不可欠なものとなり、既存の請求払保証取引対比、意思疎通を促進する効果が期待できる。

また、URBP0750 では、複数の BPO 負担銀行による BPO 発行が可能である旨明文化している（第 9 条）。このことから、BPO と同様に電子請求払保証も複数の電子請求払保証発行銀行によるシンジケーションが可能となり、巨額のプロジェクト案件等、巨額の請求払保証（表保証）発行ニーズに対して、複数の電子請求払保証発行銀行間で保証依頼人宛の与信リスクを分散させることや、取引シェアの調整を図る等、臨機応変な対応が可能になる等の効果が期待できる。

(2)使用済み請求払保証の回収

電子請求払保証取引では、(表) 保証人である電子請求払保証受益者（BPO 受益銀行）が請求払保証（表保証）を回収した後に、電子請求払保証の取消に同意する形となる。物理的に請求払保証（表保証）の回収が困難になるケースについては問題が残るものの、

請求払保証（表保証）の受益者（買主）と同一国に（表）保証人が存在することで、請求払保証（表保証）の回収手続き及び管理は、既存の書面発行される請求払保証に比べれば容易である。また（表）保証人が電子請求払保証に基づく請求払保証（表保証）を敢えて発行せず、買主との間で、①補償履行請求の意思表示を行い、②必要な請求データを提出すれば、電子請求払保証発行銀行宛の請求を行うという取り決めを交わすことが可能であれば更に効果が期待できる。

(3)Extend or Pay への対応

Extend or Pay の問題については、原則 URBP0750 に準拠する、TSU-BPO 取引を利用することにより、現在も数多く残っている準拠規則の明示がない請求払保証取引割合を引き下げる効果が期待できる。加えて、個別の電子請求払保証条件で Extend or Pay 規定を明示すれば、より大きな効果が期待できる。

(4)ノンドキュメンタリーコンディション及び不当請求

輸出入取引の決済も TSU-BPO 取引で行うことにより、輸出入取引用 BPO と電子請求払保証が、同じ TSU システム上で発行されることとなる。この為、電子請求払保証の補償履行請求の条件として、当該 BPO の発行した事実を含め、その管理を行うことも可能となる。これにより、買主側の責任に帰す商取引の遅延やキャンセルにより BPO の発行が遅延又は行われなかった場合、電子請求払保証は成立せず、不当請求抑止効果が期待できる。

(5)書面での請求払保証発行

電子請求払保証は、TSU-BPO 取引のインフラを活用する為、（国境を越える）裏保証である電子請求払保証についてはペーパーレス化を図ることができ、且つ（表）保証人は、裏保証の偽造変造リスクを回避でき、安全に請求払保証（表保証）を発行できる。

4. 電子請求払保証に対応した BPO 条件・規則・TSU システム改訂

次に電子請求払保証として利用する為に必要な BPO の条件や規則、TSU システムの改訂について検討したい。既存の TSU-BPO 取引のインフラをそのまま活用して、電子請求払保証を発行する際には、URBP0750 では不足する請求払保証関連の規定を補うために、

個別の電子請求払保証（BPO）条件として明示する必要がある。その際、URDG758の規定を参考にする必要がある。主なものとして、①ノンドキュメンタリーコンディション（第7条）、②採り上げられない発行依頼（第9条）、③保証書金額の変動（第13条）、④請求についての通報（第16条）、⑤支払通貨（第21条）、⑥充足した請求のコピーの伝送（第22条）、⑦Extend or Pay（第23条）等が挙げられる。

しかし、個別のBPO条件で対応する場合、どうしても解釈相違等の混乱発生のリスクがあるので、長い目で見れば電子請求払保証取引に関するICC規則を整備するのが望ましい。その方法については、①次のURBP0改訂に併せて、電子請求払保証取引の機能を持たせる改訂、②次のURDG改訂に際して、既に電子呈示の規定／追補があるUCP600やISP98といったStand-by信用状の準拠規則のように、TSU-BPO取引のインフラを利用する場合の規定を追加する改訂、③URBP0やURDGとは別に、銀行以外の受益者を規定する等、より現状の請求払保証取引に近い形にした電子請求払保証取引専用規則の制定、の3つが考えられる。

加えて、TSUシステム自体についても、例えばExtend or Payに関するTSUメッセージのフォーマットの新設等、必要なTSUメッセージの追加、改訂を行えば、より円滑な電子請求払保証取引が可能となる。

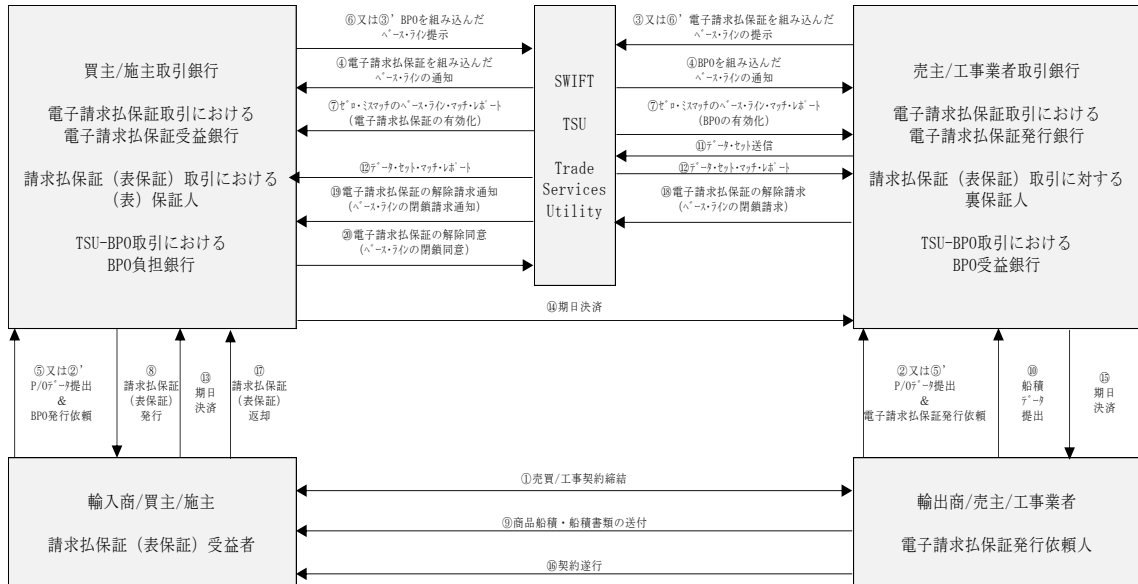
5. 電子請求払保証取引による請求払保証取引発展の可能性

電子請求払保証取引は、請求払保証取引の実務的な課題を解決するだけでなく、貿易代金決済電子化スキーム（事例ではTSU-BPO取引）のインフラと機能を生かすことにより、請求払保証取引自体の用途拡大や利便性向上につながる可能性がある。以下に3スキームを挙げ、電子請求払保証取引のポテンシャルの高さを指摘したい。まず、図表5-5のように、請求払保証（前受金返還保証又は契約履行保証）と信用状の機能を一つの電子請求払保証兼BPOにまとめ、売主／買主側銀行が、それぞれ電子請求払保証発行銀行／BPO負担銀行として支払確約を行うことにより、従来個々に行われていた請求払保証及び信用状取引の一本化が可能になる。この際、同一銀行の本国拠点及び海外拠点が売主・買主双方と取引することで、一つの銀行が売主・買主双方に対して、貿易金融サービス全体を一貫して提供することも可能となる。

2つ目は、売主が集荷資金を調達する際の担保目的に発行される請求払保証と、信用状を包含した電子請求払保証兼BPOを発行するスキームで、過去発行されていたレッド

クローズ信用状のような機能を果たすことが可能である。これにより、買主は必要に応じて、親密な売主や重要な売主に対して、売主側銀行を通して船積前金融の支援を行うことが可能となる。

図表 5 - 5 電子請求払保証兼 BPO スキーム



出典：筆者作成

3つ目は、海外子会社に対する母社貸付に電子請求払保証取引を利用するスキームである。母社貸付の実施に先行して電子請求払保証を担保に、現地銀行（電子請求払保証受益銀行）から子会社への貸し出しを行わせ、金利、為替相場状況や、母社の資金調達スケジュールに合わせて、後日現地銀行に対して支払（返済）を行う。これにより母社、子会社双方の銀行与信額（請求払保証発行額、借入額）を必要最小限とすることで金融コスト削減が期待できる。

貿易代金決済電子化スキーム（事例では TSU-BPO 取引）は、売主・買主にとり書類点検業務からの解放と、取引のスピードアップ化という直接的なメリットの他、貿易手続き全体電子化推進に大きく貢献できるスキームである。また、銀行にとっても顧客の商取引情報を把握し、その与信管理に利用できるというメリットも非常に大きい。貿易代金決済電子化スキーム（事例では TSU-BPO 取引）普及策の一つとして、請求払保証取引にこれを活用することは、その普及の一助に留まらない。既存の請求払保証取引に残る実務的な課題の解決のみならず、新しい貿易金融サービスの開発等、請求払保証取引及び TSU-BPO 取引双方の、利用方法拡大と利便性向上に資すると考える。

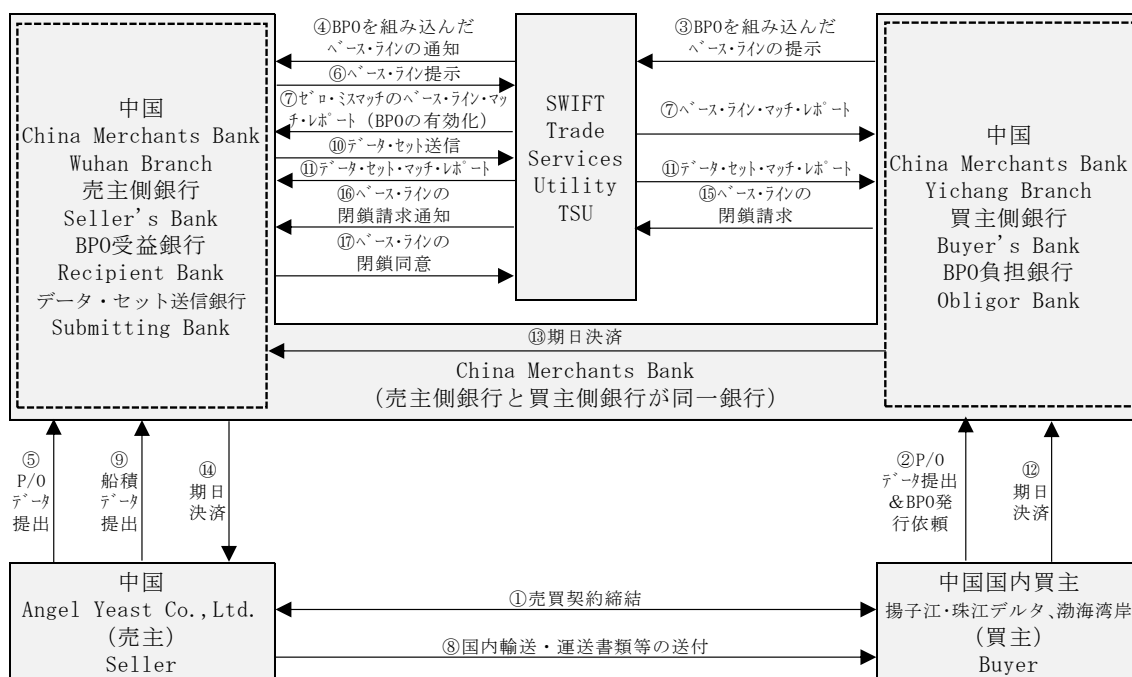
第3節 国内取引への応用

I. 国内商取引への利用事例

1. 国内 BPO 発行事例

2015年4月にChina Merchants Bankが、TSU-BPO取引を始めて国内商取引に利用したと報告した⁵⁻⁵⁾。同行は、中国のイースト菌メーカーである、Angel Yeast Co. Ltd.と、中国国内（揚子江及び珠江デルタ地域、渤海湾岸）販売先との国内取引にTSU-BPO取引を活用した（図表5-6参照）。URBP0750第5条後段では、「参加銀行の、異なる国に所在する支店は、別個の銀行と解される。」と規定され、同一国内の支店は同一銀行と解釈する。これはUCP600（第3条5段）、URDG758（第3条a項）と同様の規定であり、平仄を併せた規定である。本取引事例では、同一国内、同一銀行の2支店（Yichang及び、Wuhan支店）がBPO負担銀行及びBPO受益銀行となっている為、本条を修正して、TSU-BPO取引を実施しているものと思われる⁵⁻⁶⁾。

図表5-6 国内商取引への活用事例



出典：SWIFT、China Merchants Bank 報告資料⁵⁻⁵⁾を基に筆者作成

II. NACCS との連携

1. NACCS 連携強化による担保・保証に依存しない貸出スキームの実現

(1) 貿易金融に対する与信管理能力向上策

金融庁が企図する「事業性評価に基づく融資」、「担保・保証に依存しない融資」の推進を行う為に必要な貿易金融の与信管理能力向上策として、①信用状付輸出手形買取時の、信用状発行銀行の信用リスク、カントリーリスクの管理（森山（2009）⁵⁻⁷⁾）、②顧客企業の事業内容把握や、金融機関の内部管理体制整備（井上（2010）⁵⁻⁸⁾）、③中小金融機関による顧客企業との関係性重視（高砂、本多（2011）⁵⁻⁹⁾）が指摘されている。これらの内、②では、貿易金融における荷物の存在の重要性から、「物流面からの事後チェックの必要性」が指摘されており、本節では、これを更に進めて NACCS と連携を強化することにより、実現可能と考えられる与信取引スキームを 2 つ提言したい。1 つ目は、既存の貿易与信取引への NACCS 物流情報活用による与信管理高度化により、既存の貿易金融取引の、「事業性評価に基づく貿易金融取引」、「担保・保証に依存しない貿易金融取引」推進策であり、2 つ目は、従来行われてきた関税延納手続きに代わる「関税ユーザンス」取引スキームの開発による、事業性評価に基づく融資増強策である。

(2) NACCS 物流情報等の活用による担保・保証に依存しない貸出スキームの実現

輸出手形買取や輸入ユーザンス等の、既存の貿易金融取引では、顧客企業の取扱商品を動産担保／譲渡担保として取り扱うが、従来担保物件となる輸出入商品の物流情報一所謂「商流」をリアルタイムで把握できないという、与信管理上の大きな弱点であった。この点は、先行研究（井上（2010））で指摘されており、金融機関側も通関情報の活用が貿易金融取引の与信管理上有益であると認識はしていたものの、通関情報の具体的な共有方法の検討まで進まず、その活用は現在まで進んでいない。

この為、「商流」の把握が必要不可欠な、低い債務者評価の顧客企業へ貿易金融取引を実行する場合、図表 5-7 のような管理票を作成し、顧客企業の商取引スケジュールを予め届出させた上、実際の与信取引の実行時期を記入、検証し、取引の異常値、例えば商取引の遅れ等の早期発見が可能な体制を作った。しかし、これらは必然的にマニュアルで情報管理を行う必要もあり管理上大変煩雑であった。

図表 5-7 輸入与信申込書（兼輸入金融与信管理表）の事例

〇〇銀行御中		年 月 日
輸入与信取引申込書		
輸入金額 輸入商品販売先 輸入商品名 輸入商品数量	お名前 顧客企業名	顧客企業 取引印
輸入商取引スケジュール		銀行使用欄
1. 契約締結日	1. 信用状発行日	検印
年 月 日	年 月 日	与信管理 担当者 確認印
2. 船積予定日	2. 引取保証実行日	
年 月 日	年 月 日	与信管理 担当者 確認印
3. 陸揚予定日	3. 輸入書類到着日	
年 月 日	年 月 日	与信管理 担当者 確認印
4. 販売先納入予定日	4. 輸入ユーザンス取組日	
年 月 日	年 月 日	与信管理 担当者 確認印
5. 代金回収日・方法	5. 輸入ユーザンス決済日	
年 月 日	年 月 日	与信管理 担当者 確認印
太枠内にご記入ください		

チェックポイント

契約日と信用状発行日にズレがないか確認

陸揚予定日（≒輸入通関予定日）と引取保証発行日、輸入ユーザンス取組日にズレがないか確認

販売先からの代金（≒輸入与信取引の決済資金）回収状況の管理

出典：過去の取引事例から筆者作成

加えて、担保物件である輸出入商品が、善意の第三者に譲渡される、金融機関は当該第三者に対して担保権の行使ができないという、譲渡担保特有の問題⁵⁻¹⁰⁾もあり、実際の担保物件処分に当たって、その所在が最悪不明となるケースがある等、実務上の困難が伴った⁵⁻¹¹⁾。この為、多くの金融機関では、事実上、顧客企業の取扱商品を確保する努力をせずに、別途担保や保証を徴求することで、貿易金融取引を実行しようする傾向があった。

一方で、NACCS に集中されている情報は、金融機関にとってリアルタイムで担保荷物の所在を確認できないという点を克服できる極めて有益な情報である。そこで、NACCS 上の物流情報等を顧客企業並びに、税関当局を始めとした貿易取引の関係当事者に同意

を取得した上で、貿易金融取引を実行する金融機関に開放することを提言したい。これによって、貿易金融取引の与信判断を、主に「商流」、つまり顧客企業の「事業性評価」により判断することが可能となる。これにより、貿易金融取引に関しては、金融庁の企図する担保・保証に依存しない貿易金融取引がより取り組みやすくなるものと期待される。

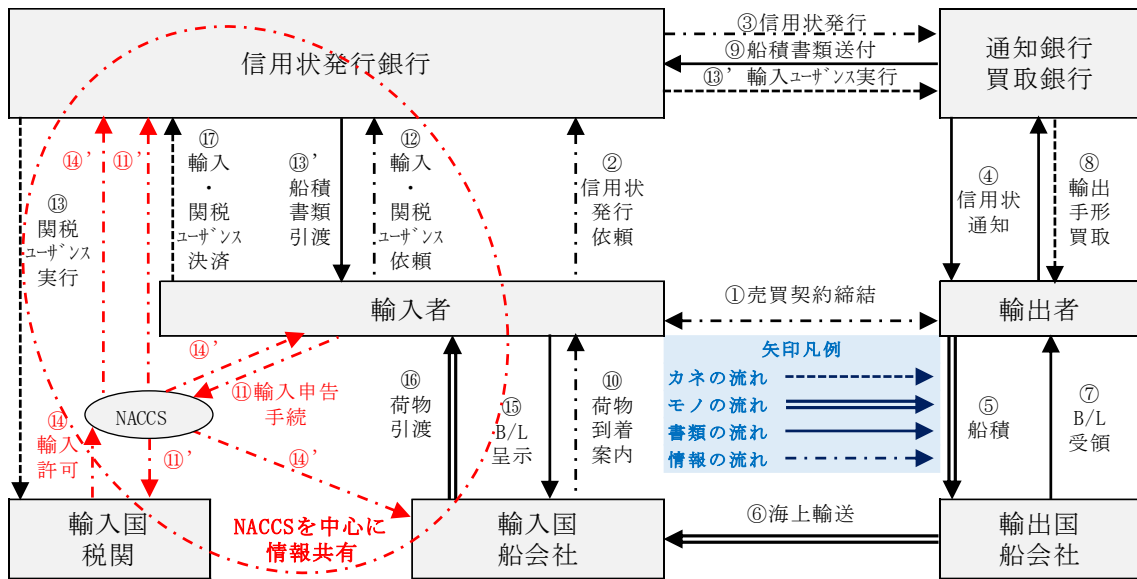
更に、従来の貿易金融取引は、基本的に信用状取引に代表される、荷為替手形取引をベースとしていた。これは、荷為替手形に含まれる各種貿易書類上に記載された取引データが、与信判断に活用できる一方で、貿易書類の提示がない送金取引では、金融機関が直接顧客企業の商取引データを入手できないことから、一部の高い債務者評価をされた顧客企業を除いて、貿易金融取引（送金取引資金の貸出—所謂送金ユーザンス）の対象になりにくかったという背景がある。しかし、NACCS の情報は決済方法の如何によらず全ての貿易取引を網羅するので、個の情報を活用することによって、荷為替手形取引だけではなく、送金ユーザンスを本格的に取り組みすることも可能となる。これにより貿易金融取引の対象拡大（荷為替手形取引から送金取引への対象拡大）も期待できる。

(3) 関税ユーザンスによる「事業性評価に基づく融資」増強

次に、従来関税延納手続き⁵⁻¹²⁾を行う際、金融機関は税関宛に専ら関税延納保証を発行するのみであった。これに伴い、金融機関は輸入企業の安定的な資金ニーズである関税納付資金に対して紐付きで貸出を行うことはなく、結果として貸出機会を逸していたといえる。全関税納付額の内、関税延納制度を活用している割合は公表されていない為、詳細な資金需要金額は不明であるが、仮に全ての関税が延納手続きされたと仮定すると、関税延納期間が通常3ヶ月であることと、2020年度の関税納付額が756,018百万円⁵⁻¹³⁾であることを考慮すれば、想定される潜在的資金需要は最大189,005百万円となる。これは貸出残高で、下位の第二地方銀行若しくは中堅信用金庫の貸出残高に匹敵する規模であり、無視できない規模といえる。

よって、図表5-8のような、NACCSの情報に基づき、地域金融機関から、地元税関に関税納付額そのものを直接立替える、「関税ユーザンス」のスキームをシステム構築できれば、輸入ユーザンス取引等の貿易金融取引同様に、地域金融機関にとって、「事業性評価に基づく貸出」機会の増強に資すると思われる。

図表 5 - 8 関税ユーザンス想定図



出典：筆者作成

(4)貿易代金決済電子化との関連

ここで採り上げた「関税ユーザンス」は、信用状取引をベースに想定しているが、NACCSとの連携は、荷為替手形取引より貿易代金決済電子化スキームの方が、より親和性が高いと考えられる。例えば、関税延納保証を国内 TSU-BPO 取引で対応することや、信用状取引を TSU-BPO 取引等、貿易代金決済電子化スキームに代替することは、何ら制限はない。現に TSU-BPO 取引の後継スキームで NACCS 等各国の税関システムとの連携が試行されている⁵⁻¹⁴⁾。

(5)NACCS との連携強化の意義

地方創生、一億総活躍社会の実現は、わが国の港湾機能の発展や、SCM 等物流の高度化にとっても真に必要な施策と考えられる。その中で、地域金融機関に期待される役割は大きなものであり、「事業性評価に基づく貸出」増強を図る意義は大きい。しかし、一方で与信取引を行う以上、銀行も徒に与信規定の緩和による安易な貸出はできない。このような状況下で、NACCS との連携強化の実現によるスムーズな金融仲介機能(=「事業性評価に基づく貸出」)を発揮することは、この困難な問題に対する簡便且つ有効な解決方法として更に検討していく必要があると考える。

第6章 貿易代金決済電子化の推進体制

本章では、貿易代金決済電子化の推進体制について提言したい。TSU-BPO取引は、信用状取引等既存の貿易金融に比べ、与信管理面で難点がある。TSU-BPO取引を代表とする貿易代金決済電子化を推進する為には、その顧客セグメントを、中小企業まで拡大する必要がある。第1節では、与信管理上の弱点を補強する為に、海上運送状の活用を提言したい。第2節では、中小企業宛の与信取引を得意とする地域金融と、大手金融機関間の外為事務委託を参考に、貿易代金決済電子化推進策を提言したい。第3節では、更にこれを進めて貿易金融共通インフラ設立を提言したい。

第1節 与信上の課題

I. 中小企業への拡大の必要性

本節では、主として中小企業に対する銀行側における与信管理の観点から、貿易代金決済電子化スキーム（事例ではTSU-BPO取引）上で貿易金融を行う上での問題点をいくつか指摘し、TSU-BPO取引及び信用状取引に内包される与信リスクを比較したい。次に、この与信リスクを適切に管理する為のツールとして運送書類、中でも海上運送状（Sea-Waybill-SWB）を活用することに着目し、TSU-BPO取引を行う際の与信リスクを低減させることにより、TSU-BPO取引推進のインセンティブを銀行に与え、これを大企業に留まらず中小企業も含めた汎用性の高い貿易代金決済方法に成長させる為の利用促進策を提言したい。

1. TSU-BPO取引の導入状況

2013年7月のURBP0750発効から3年が経過した、2016年7月時点で、世界の貿易金融メッセージ取扱件数上位15行の中の6行を含む、21の銀行がTSU-BPO取引を利用し、その利用可能地域も、欧州、米州、日本を含むアジア、中近東に51か国にまで拡大を見せ、揺籃期から実用段階に進んできた⁶⁻¹⁾。(図表6-1～3参照)

図表 6-1 TSU-BPO 取引採用状況 (2016年7月現在)

項目	2016年7月	2015年8月	2015年4月	2014年11月	2014年9月	2014年4月	2013年4月
BPO利用銀行グループ数	21	20	19	16	13	8	5
BPO利用企業数	60+	50+	50+	45	35	25	非公表
BPO利用テスト中の銀行グループ数	22	21	19	15	16	16	11
TSU接続銀行グループ数	80	82	83	81	84	83	82
TSU接続BIC8 (SWIFTアドレス) 数	194	183	178	168	169	152	131
TSU接続BIC8, 11 (SWIFTアドレス) 数	290+	281	271	256	253	235	204
TSU接続国数	51	47	47	47	48	47	43

注) BIC8 銀行本店及び主要海外支店の数、BIC11 はこれに加えその他の支店数も含む

出典：SWIFT 資料⁶⁻¹⁾より筆者作成

図表 6-2 複数の BIC8 で TSU-BPO 取引が可能な銀行グループ (2016年7月現在)

銀行グループ名	BIC数	BIC所在国 (内) : BICが複数ある国
Bank of Tokyo Mitsubishi	25	AE, AR, AU, BE, BR, CL, CN(2), DE, FR, GB, HK, ID, JP, KR, MY, PH, PK, SG, TH(2), TW, US, VN(2)
Standard Chartered Bank	22	AE, CN, GB, GH, HK, ID, IN, JP, KE, LK, MY, NG, OM, PH, PK, QA, SG, TH, TW, US, VN, ZA
HSBC	12	AE, AU, CN, GB(2), HK(2), JP, KW, OM, QA, SG
BNP Paribas	9	BE, DE, FR, HK, IT, QA, SG, TR, NL
UniCredit	8	AT, BG, DE, HK, HR, IT, RO, SG
National Australia Bank	7	AU, CN(2), HK, IN, JP, SG
ANZ	5	AU, CN, GB, HK, SG
Bank of America	5	GB, HK, SG, US(2)
Commerzbank	5	AT, BE, DE, GB, NL
Bank of China	4	BR, CN, HK, US
CIMB Bank	4	ID, MY, SG, TH
Deutsche Bank	4	DE, GB, SG, US
J.P. Morgan	4	GB, HK, SG, US
Maybank	3	CN, MY, SG
Mizuho	3	HK, JP, SG
Qatar National Bank	3	GB, QA, SG
Bangkok Bank	2	TH, ID
Citi	2	HK, US
First Gulf Bank	2	AE, SG
National Bank of Greece	2	GR, TR
Rand Merchant Bank	2	IN, ZA
RHB Bank	2	MY, SG
SMBC	2	JP, SG
Westpac Banking Corporation	2	AU, SG
小計	139	
総計	194	
BIC一つの金融機関数	55	

注) 上記銀行グループの他に利用銀行グループ (BIC8 一つ) が 8 グループある

国名表示は、SWIFT の採用する 2 桁の国コード (ISO 3166 規格) による

出典：SWIFT 資料⁶⁻¹⁾より筆者作成

2. TSU-BPO 取引の主要な採用事例

SWIFT は TSU-BPO 取引の構想段階から、これを単なる荷為替手形を電子化することによる、信用状取引の代替決済方法とは位置付けてはならず、信用状取引は勿論のこと、送金取引とも異なる第 3 の決済方法として位置付けていた。

図表6-3 国別TSU-BPO取引対応BIC8数(2016年7月現在)

地域				BIC数				
	国	コード	国数	地域別	国別	内本邦3メガバンク		
						MUFJ	MIZUHO	SMBC
Americas	United States	US	6	18	9	1		
	Brazil	BR			4	1		
	Argentina	AR			2	1		
	Canada	CA			1			
	Chile	CL			1	1		
	Peru	PE			1			
Asia	China	CN	14	94	19	2		
	Hong Kong	HK			13	1	1	
	Singapore	SG			18	1	1	1
	Thailand	TH			7	2		
	Japan	JP			6	1	1	1
	Australia	AU			5	1		
	Indonesia	ID			5	1		
	Malaysia	MY			5	1		
	India	IN			4			
	South Korea	KR			4	1		
	Vietnam	VN			3	2		
	Philippines	PH			2	1		
	Taiwan	TW			2	1		
	Sri Lanka	LK			1			
EMEA	United Kingdom	GB	31	82	11	1		
	United Arab Emirates	AE			6	1		
	Germany	DE			6	1		
	Italy	IT			6			
	Spain	ES			5			
	France	FR			5	1		
	Qatar	QA			5			
	Turkey	TR			5			
	Belgium	BE			3	1		
	Netherlands	NL			3			
	South Africa	ZA			3			
	Austria	AT			2			
	Oman	OM			2			
	Pakistan	PK			2	1		
	Sweden	SE			2			
	Bulgaria	BG			1			
	Switzerland	CH			1			
	Denmark	DK			1			
	Finland	FI			1			
	Ghana	GH			1			
	Greece	GR			1			
	Croatia	HR			1			
	Jordan	JO			1			
	Kenya	KE			1			
	Kuwait	KW			1			
	Lebanon	LB			1			
	Morocco	MA			1			
	Nigeria	NG			1			
	Romania	RO			1			
	Saudi Arabia	SA			1			
	Slovenia	SI			1			
合計			51	194	25	3	2	

注) BIC数合計は図表6-1、2のものと誤差がある

出典: SWIFT 資料⁶⁻¹⁾より筆者作成

図表 6-4 主要な TSU-BPO 取引事例 (2007~15 年)

発表時期	案件内容	参加銀行
2007年8月	送金取引のTSU切替案件を成約 世界初のTSU取引 (BPOなし)	J. P. Morgan Chase Bank
2007年9月	◎ イトーヨーカ堂の中国輸入案件に対するTSU取引開始 アジア初のTSU取引 (BPOなし)	三菱東京UFJ銀行
2011年9月	ICCとSWIFTによるBPOに関する新規則起草の発表	
2012年5月	BP Aromatics Limited (ベルギー) とOCTAL社 (オマーン) への輸 出取引で、TSU決済実行	Standard Chartered Bank
2012年12月	◎ PTT Polymer Marketing社 (タイ) が石油製品輸出案件で東南アジ ア初のBPO取引を実施	Siam Commercial Bank
2013年7月	URBP0750の発効	
2013年7月	◎ Vale International S.A. (スイス) と中国輸入者間のBPO取引に対 してフォーフェイティングを実施	三菱東京UFJ銀行 シンガポール、バンコク支店
2014年5月	BP Aromatics Limited (ベルギー) とKöksan社 (トルコ) 間の欧州 初のmulti-bank BPO	Türkiye İş Bankası BNP Paribas Fortis
2014年7月	CIMB Bank (マレーシア) によるマレーシア初のmulti-bank BPO	ANZ CIMB Bank
2014年7月	COFCO International社 (中国) による東南アジアからの穀物 (米) 調達案件	China CITIC Bank CIMB Bank
2014年9月	Cargill社による穀物調達案件	
2014年10月	◎ Commerzbank (ドイツ) によるドイツ初の中小企業 (Polytrade GMBH) 向けBPO取引 (タイPTT Polymer Marketing Company Ltd. か らのポリマー化学製品、添加物輸入案件)	Commerzbank Bangkok Bank
2015年3月	イタリア初のOA取引の切替案件成約 (イタリアSPIG S.p.A. 社から ドイツ向け冷却塔輸送案件)	UniCredit UniCreditドイツ拠点
2015年4月	◎ 中国国内で初の国内TSU-BPO取引成約	China Merchants Bank Wuhan Branch BPO受益銀行 Yichang Branch BPO負担銀行
2015年4月	◎ 中国向け豪州産鉄鉱石輸送案件に、essDOCS社の提供する電子船積 書類 (CargoDocs) と共に利用	ANZ Westpac
2015年8月	中近東向け自動車輸送案件で、貿易手続きの完全電子取引を達成	Standard Chartered Bank

◎ 本論文で紹介した事例

出典：SWIFT・各銀行資料より筆者作成

その目的は、銀行の関与する部分が、資金決済の部分に限定される送金取引では、輸出入契約内容や荷物船積情報を始めとする、銀行にとって有益な顧客情報が得られないため、信用状取引における書類のように、TSU-BPO 取引ではデータの形でこれら顧客情報を入手し、銀行の営業推進や与信管理に活用しようというものである。

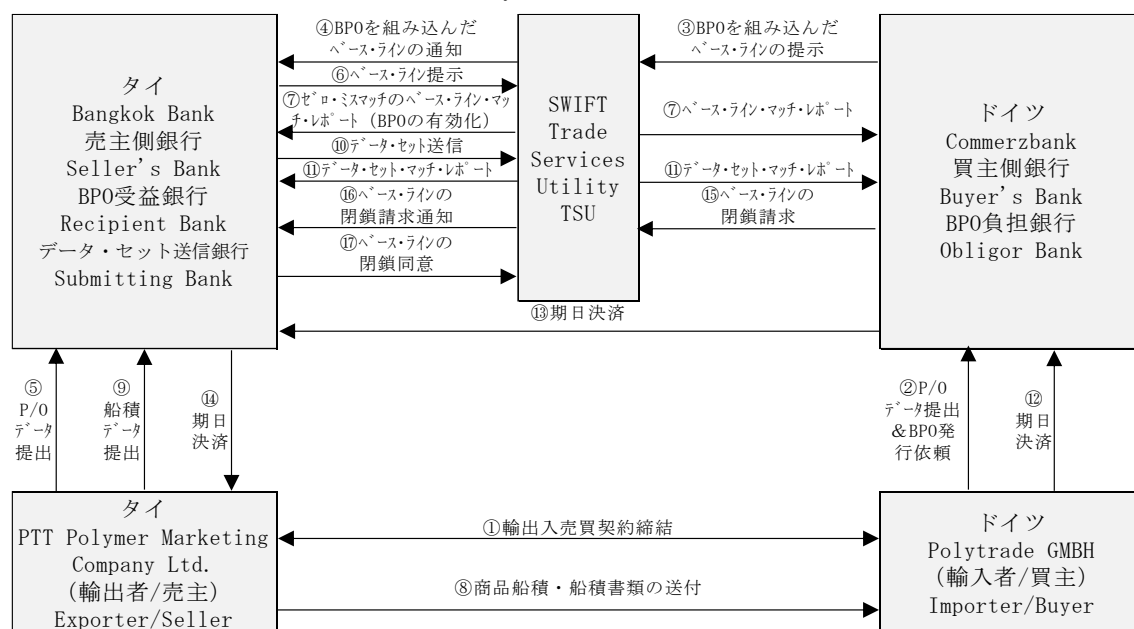
TSU-BPO 取引の主な取引事例は、図表 6-4 の通りであるが、SWIFT の意図通り、単に信用状取引を代替するに留まらず、送金取引の代替、国内取引への適用、フォーフェイティングとの融合スキームや、中小企業宛 TSU-BPO 取引等、広がりを見せていた。

3. 中小企業宛 TSU-BPO 取引の取引事例

ここで、2014年10月にCommerzbank（ドイツ）が発表した、中小企業宛 TSU-BPO 取引の取引事例について紹介したい⁶⁻²⁾。同行はその取引先である、同国の中小企業 Polytrade GmbH が、タイの PTT Polymer Marketing Company Ltd. から、ポリマー化学製品、及びその添加物の輸入案件に対し、BPO を発行する BPO 負担銀行として参加した（図表 6-5 参照）。

Commerzbank によれば、本取引を通じて、①取引の迅速化、②支払の保証、③金融コスト削減、④参加銀行の TSU-BPO 取引実務習熟、といった効果があり、Polytrade 社の輸入決済に係る支払手続き最適化が達成された。更に、Polytrade 社は、他行(UniCredit)とも積極的に TSU-BPO 取引を開始する方針であると伝えられた。

図表 6-5 Polytrade GmbH のタイ輸入案件



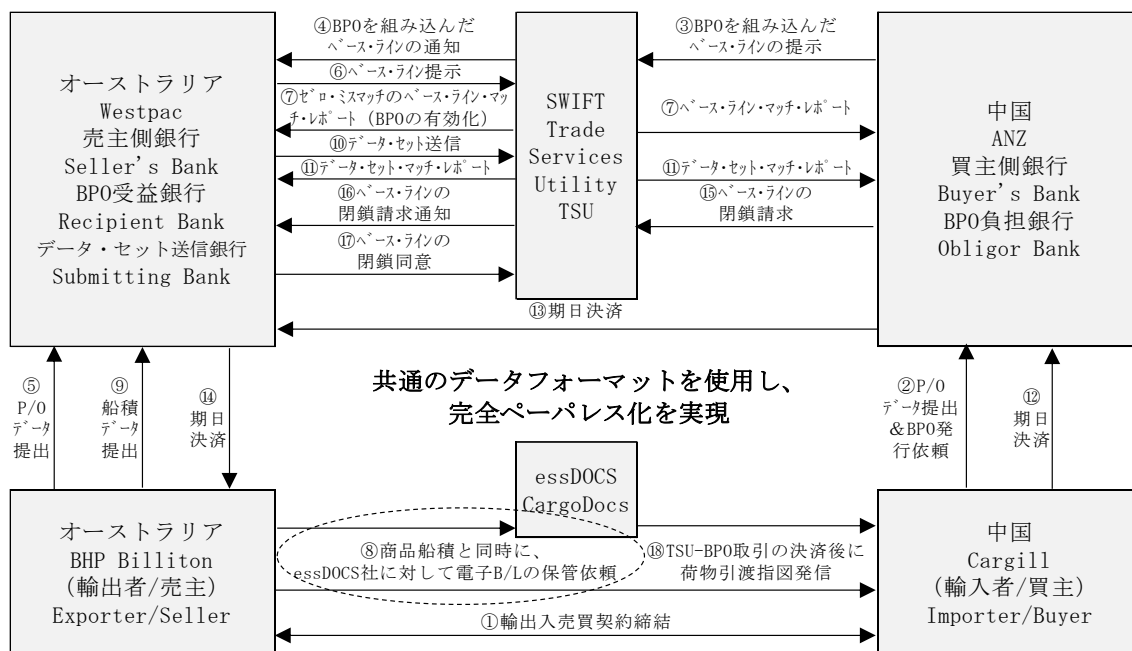
出典：SWIFT・Commerzbank 資料⁶⁻²⁾より筆者作成

4. 電子船荷証券を利用した TSU-BPO 取引事例

また、TSU-BPO 取引に係る新しいスキームとして、essDOCS 社による、CargoDocs Bank Payment Obligation の取引事例を紹介したい⁶⁻³⁾。2005年に設立された米国のベンチャー企業である同社は、輸出入者及び運送人双方のユーザーに対して、船積データ及び荷物引渡指図の送信を、同社が運用する CargoDocs システムを通して行うことにより、船

荷証券を始めとする貿易書類の電子化プロジェクトを試行している。また図表 6-6 の通り 2015 年 4 月にオーストラリアから中国向けの鉄鉱石輸出案件で、BHP Billiton (売主)、Westpac (BPO 受益銀行)、Cargill (買主)、ANZ (BPO 負担銀行) による TSU-BPO 取引に初めて利用された。

図表 6-6 essDOCS 社による CargoDocs Bank Payment Obligation 取引事例



出典：SWIFT・essDOCS 社資料⁶⁻³⁾より筆者作成

5. TSU-BPO 取引の浸透度合

一方、図表 6-7 の通り SWIFT そのものにアクセスする金融機関等のメンバーが全体で 2,421 行 (社)、ライブユーザー数が 11,642 であるのに対し、TSU-BPO 取引を行う銀行グループは 21 行、BIC 数も 290 程度であり少数であった。また、TSU-BPO 取引の利用企業も BP 社、CARGILL 社等の大手企業が中心であり、一部の大手金融機関グループが、それぞれの主要顧客である大手企業宛に、カスタムメイド化されたスキームを開発して提案されている様子が窺える。そんな中、中小企業を主な対象とした TSU-BPO 取引事例は、前述の Commerzbank のケースがあるのみであり、加えて Polytrade 社自体も、企業業績等のディスクロージャーはなされていないものの、広く中国、ロシア、中央アジア、東欧、南米等に多数営業拠点を展開していることから、中堅以上の企業であると推測され、典型的な中小企業とは言い難い点もある⁶⁻⁴⁾。

図表6-7 (図表1-3の再掲) SWIFT ユーザー数 (2021年12月31日)

ライブ稼働 (国)	200
ライブ稼働 (メンバー)	2,421
ライブ稼働 (サブメンバー)	3,087
ライブ稼働 (パーティシパント)	6,134
ライブユーザー合計	11,642

出典：SWIFT 資料を基に筆者作成⁶⁻⁵⁾ 注) ライブユーザーはBIC11 とほぼ同数

このことから、TSU-BPO 取引は、既存の決済方法に比肩する、広く中小企業も利用する、汎用性の高い決済方法に成長しているとは、現状言い難い。この原因として TSU-BPO 取引自体の認知が進んでいないことに加えて、TSU にアクセスするためのシステム投資に、多くの銀行が未だ躊躇していることが挙げられよう。また、従来型の信用状を発行する信用状発行銀行に比べ、BPO 負担銀行は、より慎重な与信判断を行わざるを得ない点が、銀行の与信行動により大きな制約を課していると考えられる。以下に、既存の貿易金融における銀行の与信管理手法、顧客である輸出入者との契約関係を通して、この点について指摘していきたい。

II. 海上運送状活用による中小企業宛貿易金融推進

1. 中小企業宛 TSU-BPO 取引における与信管理上の問題点

貿易金融等の与信取引を行う銀行が重視するのは、顧客である輸出入者の信用状態と、与信取引の見返り—担保物件の有無とその評価額である。通常、信用状態が良好である大企業取引では、与信取引に際して担保物件の有無は大きな問題にならない。

しかし、中小企業取引では、信用力が相対的に見劣りする分、与信取引を採り上げる際、担保物件の有無とその評価額が、より重要な判断材料となる。一般的に担保物件として評価されるものには、各都道府県所在の信用保証協会を始めとする公的機関等が銀行に対して差し入れる借入保証や、不動産、有価証券、預金等に対する担保設定と共に、顧客の取り扱う商品等の動産担保も含まれる。

第3章でも解説した通り、貿易金融を行う際に銀行と輸出入者間で締結される約定書上、貿易金融を行う銀行が、他の与信取引を行う場合に比べて輸出入者が取り扱う荷物そのものを担保物件として重視し、有事にスムーズに担保物件の処分、つまり荷物の確

保と売却を行えることを重視している。しかし、URBP0750 第 7 条にあるように、BPO 取引では TSU に関わるすべての銀行である参加銀行はコマーシャル・データ（取引・商品・請求金額）、トランスポート・データ（運送）、保険データ（貨物保険）、証明書データ（原産地証明書等）といった船積データ及び、TSU からの通知等からなる集合体である、データ・セットのみを取り扱い、物品、サービス、履行はもとより、船荷証券、航空運送状（Airway Bill—AWB）等の運送書類を含む一切の書類をもその取扱対象から外している。

この為、参加銀行は中小企業に対する TSU-BPO 取引を行うに際して、中小企業の倒産等の有事発生時に、その取扱商品が善意の第三者に引き渡された場合、譲渡担保権の行使ができなくなる恐れが高く、中小企業からの TSU-BPO 取引利用ニーズに対して慎重な対応をせざるを得なくなる⁶⁻⁶⁾。この書類が一切銀行の手許を通過しない TSU-BPO 取引スキームの危険性については、図表 6-7 の通り、取引そのものの歴史の浅さや、初期投資負担の発生等と共に、TSU-BPO 取引の弱点として早くから指摘されていた⁶⁻⁷⁾。

この問題の解決策の一つとして、船荷証券の電子化が挙げられるが、かつて船荷証券そのものの電子化を計画した BOLERO は、その後進展していない。また、船荷証券電子化は、TSU-BPO 取引の利用促進に大きく資するものと思われ、前述した essDOCS 社の新しい取引スキーム等、今後の開発の進展に期待が寄せられているが、BOLERO 等と同様に、法令の手当てや、船荷証券の登録機関の問題等クリアすべき問題があまりに多く、利害関係者が複数の国に跨ぐことから、その普及には長い道のりが予想される⁶⁻⁸⁾。

このように、船荷証券の電子化が遅々として進まない中、仮に BPO 負担銀行が中小企業向け TSU-BPO 取引に、あくまで船荷証券の原本呈示を求めた場合、TSU-BPO 取引の目玉ともいえる取引の迅速性が失われることとなる。また逆に、これを回避する為に、現在の信用状取引においても利用される、船荷証券の一部を輸出入者間で直送する取扱や、元地回収船荷証券（Surrendered B/L—S-B/L）による荷物引き渡しを行った場合、迅速な取引は実現できるものの、BPO 負担銀行側の与信管理上の問題は克服できず、銀行は中小企業向け TSU-BPO 取引に躊躇する恐れがある。

これでは、TSU-BPO 取引を中小企業も利用できる、汎用性のある決済方法に育成する際に大きなブレーキとなりかねない。そこで、この与信上の弱点を補う手法として、既存の取扱いに大きな変更を伴わず、また複数の国に跨る制度の新設、変更が必要とならない海上運送状の活用を提言したい。

図表 6 - 7 TSU-BPO 取引に関する SWOT 分析

STRENGTHS
<ul style="list-style-type: none"> ·Electronic presentation of data - efficiency, paperless office; ·Objective immediate matching - reduced discrepancy, consistency; ·Can be added to the supply chain process at any time and any amount; ·Focuses only on data relevant to support value proposition; ·Better payment risk mitigation - Irrevocable and unconditional after the TSU data matching process - performance risk excluded, set-off risk excluded; ·Enhances trade transaction processing and reconciliation; ·Creates transaction status visibility; ·Standardized - BPO rulebook, ISO 20022 messages; ·New ICC publication is expected from early 2013; ⇒2013年URBP0750発効済み ·Legal obligation;
WEAKNESSES
<ul style="list-style-type: none"> ·New solution on the market, material marketing effort is needed to increase transaction volume and BPO acceptance; ·<u>Limited transaction history track record;</u> ·ICC publication is expected only in 2013; ⇒2013年URBP0750発効済み ·<u>Requires new infrastructure in the banks (TSU + front end);</u> ·Only few trade platforms handle TSU transactions for the time being (e.g. Misys Trade Portal); ·<u>No title documents in hand;</u> ·Full STP requires integration and process change on the customer side as well; ·Transactional approach, does not deal with portfolio
OPPORTUNITIES
<ul style="list-style-type: none"> ·Creates new business opportunities for banks by converting open account trade to BPO; ·Increase efficiency on both the customer and on the bank sides; ·Potential settlement tool for B2B and B2C web portals; ·It can automate escrow account services; ·Can be adopted by MDBs and ECAs; ·ISO 20022 standard (same standard as proposed PSD in the EU and SWIFT); ·Scope to simplify the Trade Risk participation via electronic participation certificates, disclosure; ·Reduces Cash Conversion Cycle - WC optimisation, faster trade settlement processing (CCC= DSO+DIO-DPO);
THREATS
<ul style="list-style-type: none"> ·Some existing bank revenues might be cannibalised (e.g. doc. negotiation revenues and courier charges); ·Document oriented business culture both on the customer and on the bank side; ·Potential legal concerns in certain countries - electronic data only, no documents; ·Various alternative solutions for commercial risk mitigation in the open account space - e.g. ECA and private credit insurance with portfolio approach, CDS

注) 下線部が、本章で指摘した内容に関連する部分

出典：IFC 資料⁶⁻⁷⁾より筆者作成

2. 海上運送状・航空運送状の実務

ここで船荷証券とは異なる運送書類（海上運送状、航空運送状）について整理しておきたい。船荷証券との最大の違いは、船荷証券が有価証券であるのに対して、海上運送状、航空運送状は非有価証券となる点である。

(1)海上運送状の利用状況

海上運送状については長沼（2015）により、その利用率は40.1%と高く⁶⁻⁹⁾、その普及に伴って、海上運送状に対して法的規律を設けるべきとの提言⁶⁻¹⁰⁾もなされている。その反面、従来銀行に呈示される荷為替手形に海上運送状が殆ど利用されなかったのは、わが国では法令上の手当てがなされておらず、民間団体である国際海事委員会—Comité Maritime International, CMI の定める「海上運送状に関する CMI 統一規則」しかないことや、実務上も有価証券ではない海上運送状は、航空運送状と同様、必然的に荷受人が記名式となる為、譲渡担保として輸出入者の取扱商品を確認するためには、信用状発行銀行等貿易金融を行う銀行が自ら荷受人となる必要があり、仮に銀行が荷受人となった際に、第三者である輸入者に対して荷物の引渡方法が確立していない点が挙げられる⁶⁻¹¹⁾。

(2)航空運送状の取引慣行

他方、海上運送状と同様に非有価証券である航空運送状では、状況が大きく異なる。航空運送状の場合、銀行が発行する貨物引渡指図書（Release Order—R/O）による貨物引渡しが一般的に行われている。貨物引渡指図書の一般的なフォームは例1の通りである。航空輸送を利用した信用状取引の場合、信用状発行銀行での輸入決済後に、航空運送状原本を含む輸入船積書類と共に、貨物引渡指図書を発行し信用状発行依頼人—輸入者に手交する。輸入者は貨物引渡指図書を運送人に呈示することで、荷物の引渡を受ける。仮に、輸入船積書類が信用状発行銀行に到達していない場合、船荷証券における保証渡し—輸入 L/G の取扱いと同様に、貨物引渡指図書を輸入者に先行して発行し、運送人からの荷物引き渡しを受けさせる。この場合、銀行は L/G 同様輸入者に対する荷物引取保証として貨物引渡指図書を発行したかたちになる。このように貨物引渡指図書が輸入荷物引き取り実務として確立していることにより、非有価証券である航空運送状を貿易金融に利用する環境が整っているといえよう。

出入者間の契約、BPO 負担銀行と船会社間の運用ルールについて考えたい。

銀行との契約関係については、信用状取引での航空運送状同様に、運送データ上の荷受人を BPO 負担銀行とし、海上運送状原本を、データ・セット買取手続きを行う売主側銀行であるデータ・セット送信銀行、または BPO 受益銀行に呈示させ、海上運送状原本を確認したことを取引データ・マッチング・システムに証明データとして送信する取扱いとする。海上運送状の荷受人を BPO 負担銀行とするのは、信用状取引における航空運送状の荷受人を信用状発行銀行とするのと同様に、あくまで銀行への荷物引渡を確実にする目的である。また、海上運送状原本を売主側銀行に呈示するのは、荷物の船積が確実に行われ、且つ海上運送状上の荷受人が BPO 負担銀行であることを確認する目的である。データ・セット送信銀行から海上運送状に関する確認を実施した旨の証明データを送信させるのは、URBP0750 第 7 条の規定では、海上運送状という書類の呈示自体が TSU-BPO 取引では取り扱われないことを考慮したものであり、「海上運送状原本の呈示を受け、荷物の船積および海上運送状上の荷受人が BPO 負担銀行であることを確認した。」というデータを送信させるよう BPO で要求することで、URBP0750 の規定に沿った取扱いとするものである。また、BPO 発行に関する約定書には、既存の約定書と同様に荷物が譲渡担保として位置付けられる必要がある。

次に、BPO 負担銀行と船会社間の運用ルールであるが、従来の海上運送状で行われている荷受人の署名届を輸入側の船会社代理店に行う必要がある。信用状取引等、既存の取引では、船会社と銀行間で署名の届出を行うことはない。しかし、既存の銀行与信取引全体を見れば、関税・消費税延納保証等で、支払承諾取引に係わる銀行の使用印鑑を届けるルールが運用されており、銀行側の署名を届けることが、銀行に対する突飛な要求ではないことがわかる⁶⁻¹²⁾。これによって、船会社は正当な荷受人である BPO 負担銀行の荷物引渡指図に従って荷物を引き渡したことになる為、船会社の誤引渡リスクは相当程度回避できるものと思われる。また、既存の外国為替取引用 EB のインフラ⁶⁻¹³⁾を流用すれば、貨物引渡指図書の発効を電子データで行うことも、船荷証券電子化と比較すれば相対的に簡単であろう。

貿易代金決済電子化スキーム（事例では TSU-BPO 取引）は、輸出入者にとり書類点検業務からの解放と、取引のスピードアップ化という直接的なメリットの他、貿易手続き全体電子化推進に大きく貢献できるスキームであるのは言うまでもない。また、銀行にとっても、顧客情報を把握し、その与信管理に利用できるというメリットもある。貿易代金決済電子化スキーム（事例では TSU-BPO 取引）が大企業から中小企業に至るまで普

遍的な決済方法として採用されるためには、これを取り扱う参加銀行、特に BPO 負担銀行にとって、既存の決済方法対比与信管理上、見劣りするものにしない工夫が必要である。加えて永年計画されてきた船荷証券の電子化プロジェクトが遅々として進まない現状を考慮すれば、この与信上の問題点を、現在の取引実務慣行や、利用するシステム等インフラを大きく改変することなく実現させることが、TSU-BPO 取引普及への近道であると考えられる。海上運送状の TSU-BPO 取引への活用は、この問題に関する簡便且つ有効な解決方法の一つになり得るであろう。

第2節 地域金融での活用

I. 地域金融機関関与の必要性

URBP0750 の発効に伴い TSU-BPO 取引の本格的な普及が期待されたが、わが国のメガバンクや大手外銀等、内外大手銀行により一部大企業向けにのみ提供されるサービスに留まった。筆者は、TSU-BPO 取引が、送金取引、信用状取引等と同等の決済方法として、あらゆる業種、規模の輸出入者に利用され、地域金融機関もサービスを提供できるまで普及するには、クリアすべき問題が残っていることを指摘し、TSU-BPO 取引普及のポイントとして、①対象取引、②対象顧客の範囲拡大策について提言した（図1参照）。また、佐藤（2013）⁶⁻¹⁴、檜垣（2014⁶⁻¹⁵、2015⁶⁻¹⁶、2017⁶⁻¹⁷）、釜井（2015⁶⁻¹⁸）等、多くの先行研究で同様の指摘がなされている。

図表6-9 TSU-BPO 取引の対象取引・顧客セグメントの展開

顧客セグメント			大企業	中小企業（SME）	
				中堅企業	零細企業
貿易取引	貿易代金決済	決済スピード向上	TSU1.0 イトーヨーカ堂 三菱東京UFJ銀行	SME向BPO	対象顧客 セグメント の拡大
		貿易事務手続き効率化	essDOCS社による CargoDocs BPO		
	輸出入金融	輸出商への支払保証	TSU2.0 TSU-BPO取引 URBP0750	Commerzbank Bangkok Bank	
		輸入金融			
		輸出金融			
		フォーフェイティング	「フォーフェイティング」 Vale International S.A. 三菱東京UFJ銀行		
貿易外取引	国内取引		国内BPO China Merchants Bank		TSU-BPO取引 の裾野拡大には 顧客セグメント 対象取引 の拡大が不可欠
	外国保証取引	請求払保証取引		対象取引 の拡大	
		スタンバイクレジット			

出典：筆者作成

本節では、対象顧客の範囲拡大と共に、TSU-BPO 取引を取扱う金融機関の裾野を拡大する為に、地域金融機関と内外大手銀行間で行われている外国為替事務手続に関する業

務委託—外為事務委託（以下「委託」とする）の活用を検討するものである。

Ⅱ．外為事務委託の概要

1．外為事務委託の意義

まず、委託の概要について紹介したい。内外大手銀行の店舗ネットワークから外れた地方の、とりわけ中小の輸出入者は、貿易取引を推進する為に、直接貿易で必須となる外国為替取引（以下「取引」とする）を地域金融機関に頼るか、これを諦め間接貿易の貌を採らざるを得なかった。一方、取引を受け付ける地域金融機関側も独自に SWIFT を通じて、コルレスネットワークを展開、維持するには限界がある。この為、少なからぬ地域金融機関（以下「委託行」という）が内外大手銀行（以下「受託行」という）に委託を行い、そのコルレスネットワークを活用することで、これを補い、外国送金取引、信用状取引を始めとする荷為替手形取引、為替予約取引等の事務手続きを委託している⁶⁻¹⁹⁾。また、委託行が外為与信取引を委託する場合、受託行に対し主に国債等を担保として差し入れている。

2．外為事務委託の種類

委託には大きく 3 つの種類がある。本節では、これら 3 つの種類を便宜上「類型Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」とする。「類型Ⅰ」とは、委託行自体が SWIFT に接続しておらず、独自のコルレスネットワークを全く有していないケースである。「類型Ⅱ」とは、委託行自体は SWIFT に接続しているものの、独自に十分な規模のコルレスネットワークを有していないケースである。「類型Ⅲ」とは、委託行が SWIFT に接続し、独自に十分な規模のコルレスネットワークを有しているケースである。

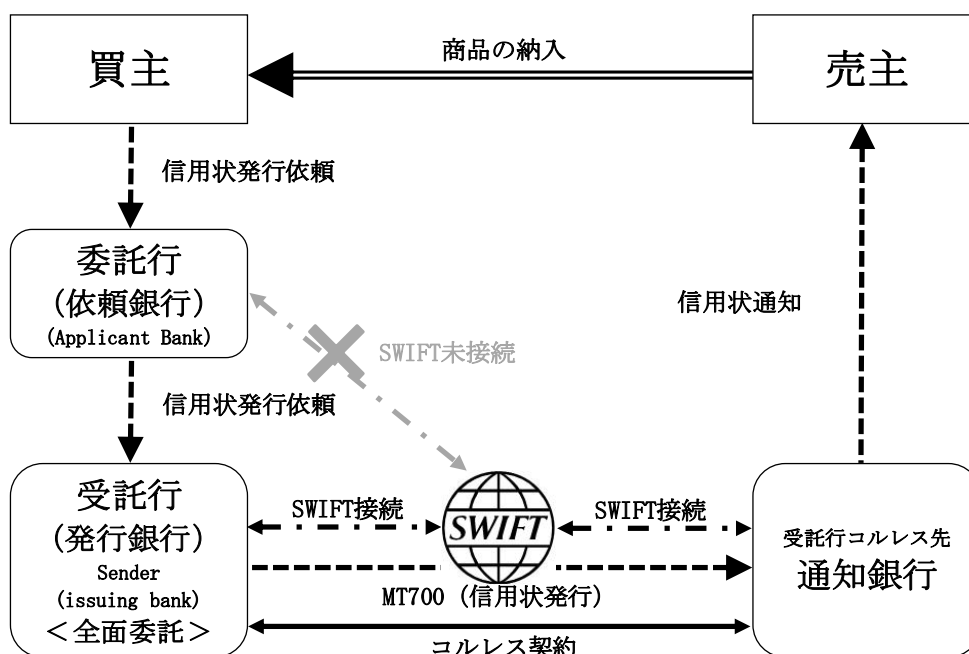
(1) 類型Ⅰ（全面委託）

類型Ⅰの場合、委託行は SWIFT に接続しておらず、コルレスネットワークそのものを有していない為、全ての取引、SWIFT に係る事務処理手続きについて、受託行に全面的に委託せざる得なくなる。

この場合、委託行は取引の当事者としてではなく、取引の依頼人の立場となり、受託

行が取引の当事者となる（便宜上これを「全面委託」とする）。図表6-10は、類型I（全面委託）によって信用状が発行される場合の委託スキーム図であるが、MT700⁶⁻²⁰上、委託行は、依頼銀行（Applicant Bank）として表示され、受託行は、MT700上、送信銀行（Sender）、つまり発行銀行（Issuing Bank）となり、委託行に対し発行銀行として輸入与信取引を許容することとなる（MT700の概要については、図表6-11参照）。

図表6-10 類型I（全面委託）の委託スキーム図（信用状発行）



出典：筆者作成

(2) 類型II（発信委託）

類型IIの場合、委託行はSWIFTに接続し、独自にコルレスネットワークを有している。しかし、そのネットワークの規模が十分でない為、コルレス契約未締結の国や地域、海外金融機関向けの取引については、そのネットワークを有する受託行に委託をせざる得なくなる。

この場合、委託行は当該取引について、後述する類型IIIの貌で委託することも可能である。乍ら、委託行自身もコルレスネットワークに参加していることもあり、受託行に委託行名義で取引を依頼することも可能である（便宜上これを「発信委託」とする）。この場合、取引の当事者は委託行であり、受託行は結果的に、SWIFTに対する電文発信手続きの代行者の立場となる。図表6-12は、類型II（発信委託）によって信用状が発行される場合の委託スキーム図であるが、委託行は受託行に対して発行銀行の立場で

MT700 を発信する。これを受信した受託行は、MT700 の内容を、MT710⁶⁻²¹⁾ のフォーマットに転載し、輸出者取引銀行（通知銀行）に転送する貌で送信する。その際、受託行は、送信銀行（Sender）、つまり転送銀行（Advising Bank）となり、発行銀行としての責任を負わず、委託行に対する輸入与信取引を許容することもない。（MT 710 の概要については、図表 6 - 1 1 参照）

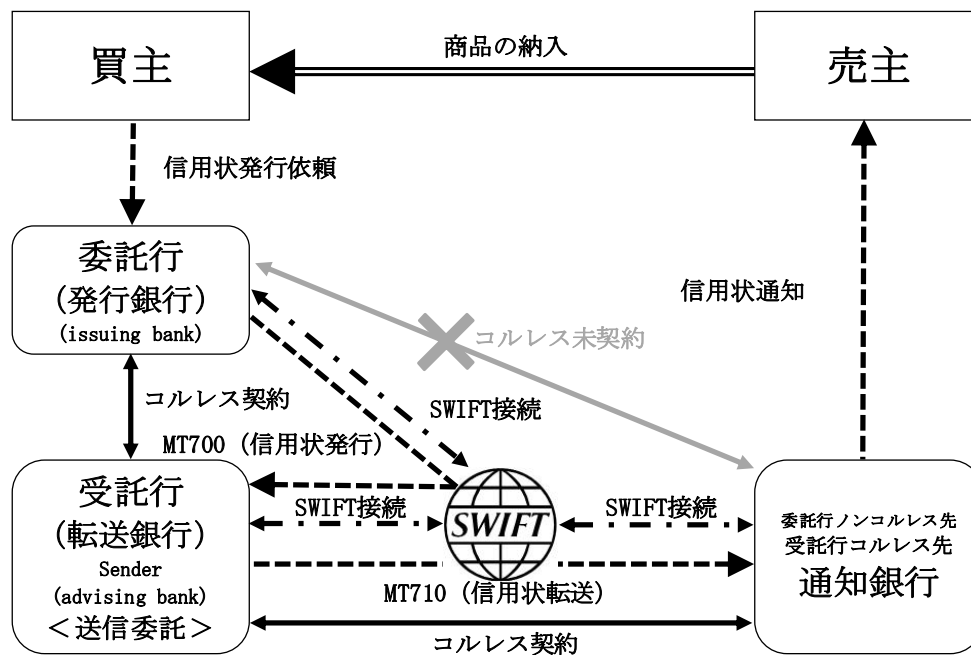
図表 6 - 1 1 参照 SWIFT 電文（MT700、710）の概要

MT 700 Issue of a Documentary Credit			MT 710 Advice of a Third Bank's or a Non-Bank's Documentary Credit		
Status	Tag	Field Name	Status	Tag	Field Name
M	27	Sequence of Total	M	27	Sequence of Total
M	40A	Form of Documentary Credit	☆ M	40B	Form of Documentary Credit
M	20	Documentary Credit Number	☆ M	20	Sender's Reference
			☆ M	21	Documentary Credit Number
0	23	Reference to Pre-Advice	☆ O	23	Reference to Pre-Advice
0	31C	Date of Issue	☆ M	31C	Date of Issue
M	40E	Applicable Rules	M	40E	Applicable Rules
M	31D	Date and Place of Expiry	M	31D	Date and Place of Expiry
			☆ O	52a	Issuing Bank
			☆ O	50B	Non-Bank Issuer
0	51a	Applicant Bank	O	51a	Applicant Bank
M	50	Applicant	M	50	Applicant
M	59	Beneficiary	M	59	Beneficiary
M	32B	Currency Code, Amount	M	32B	Currency Code, Amount
0	39A	Percentage Credit Amount Tolerance	O	39A	Percentage Credit Amount Tolerance
0	39B	Maximum Credit Amount	O	39B	Maximum Credit Amount
0	39C	Additional Amounts Covered	O	39C	Additional Amounts Covered
M	41a	Available With ... By ...	M	41a	Available With ... By ...
0	42C	Drafts at ...	O	42C	Drafts at ...
0	42a	Drawee	O	42a	Drawee
0	42M	Mixed Payment Details	O	42M	Mixed Payment Details
0	42P	Deferred Payment Details	O	42P	Deferred Payment Details
0	43P	Partial Shipments	O	43P	Partial Shipments
0	43T	Transshipment	O	43T	Transshipment
0	44A	Place of Taking in Charge/Dispatch from .../Place of Receipt	O	44A	Place of Taking in Charge/Dispatch from .../Place of Receipt
0	44E	Port of Loading/Airport of Departure	O	44E	Port of Loading/Airport of Departure
0	44F	Port of Discharge/Airport of Destination	O	44F	Port of Discharge/Airport of Destination
0	44B	Place of Final Destination/For Transportation to .../Place of Delivery	O	44B	Place of Final Destination/For Transportation to .../Place of Delivery
0	44C	Latest Date of Shipment	O	44C	Latest Date of Shipment
0	44D	Shipment Period	O	44D	Shipment Period
0	45A	Description of Goods and/or Services	O	45A	Description of Goods and/or Services
0	46A	Documents Required	O	46A	Documents Required
0	47A	Additional Conditions	O	47A	Additional Conditions
0	71B	Charges	O	71B	Charges
0	48	Period for Presentation	O	48	Period for Presentation
M	49	Confirmation Instructions	M	49	Confirmation Instructions
0	53a	Reimbursing Bank	O	53a	Reimbursing Bank
0	78	Instructions to the Paying/Accepting/Negotiating Bank	O	78	Instructions to the Paying/Accepting/Negotiating Bank
0	57a	Advise Through' Bank	O	57a	Advise Through' Bank
0	72	Sender to Receiver Information	O	72	Sender to Receiver Information
			☆		MT700及びMT710間で異なるField、内容

M = Mandatory, 0 = Optional

出典：SWIFT 資料⁶⁻²²⁾ より筆者作成

図表6-12 類型II（発信委託）の委託スキーム図（信用状発行）



出典：筆者作成

(3) 類型III（一部委託）

類型IIIの場合、委託行はSWIFTに接続し、独自に十分な規模のコルレスネットワークを有している。委託行は、通常ベース（平常日）の取引持ち込み件数に則り、その事務処理能力を整備・維持するので、平常日においては、取引を委託する必要はない。しかし、月末等の事務処理件数が大きくなる日（繁忙日）では、取引が委託行の事務処理能力を超えて持ち込まれるケースがある。この様なケースでは、事務処理能力を超えた取引について委託を行うこととなる。また、地震等の災害やシステムトラブル等が発生することにより、一時的に委託行の事務処理が不能になる場合もある。この様に、事業継続計画（Business Continuity Plan-BCP）の一環として委託を行うケースもある。

類型IIIの場合、類型I（全面委託）同様に、委託対象取引に関する全ての事務処理手続きについて、受託行に全面的に委託することも可能であるが、類型II（発信委託）同様、委託行自身も十分なコルレスネットワークに参加していることから、受託行に委託行名義で取引を依頼することも可能である。但し、委託行としては、通常SWIFT関連の事務処理量を一定水準以下に抑えるというニーズが強い為、実務上、委託対象取引に関する全ての事務処理手続きを、受託行に全面的に委託するケースが多いようである（便宜上これらを「一部委託」とする）。

図表6-14 近畿二府四県の地域金融機関外国為替業務概要（単位：百万米ドル）

	所在地	金融機関コード	金融機関名	BICコード	外国為替取扱高	外国為替取引受付体制整備状況
地方銀行	滋賀	0157	滋賀銀行	SIGAJPJT	-	HP上に外為EB受付機能あり
	京都	0158	京都銀行	BOKFJPJZ	10,972	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	大阪	0159	近畿大阪銀行	OSABJPJS	-	HP上に外為EB受付機能あり
	大阪	0161	池田泉州銀行	BIKEJPJS	3,672	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	奈良	0162	南都銀行	NANTJPJT	1,281	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	和歌山	0163	紀陽銀行	KIYOJPJT	1,498	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
第二地方銀行	兵庫	0164	但馬銀行	TJMAJPJZ	117	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	大阪	0554	関西アーバン銀行	KSBJPJS	1,889	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	大阪	0555	大正銀行	なし	0	-
信用金庫	兵庫	0562	みなと銀行	HSINJPJK	2,326	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	滋賀	1602	滋賀中央信用金庫	なし	0	HP上等で信金中金へ取次ぐ旨公表
	滋賀	1603	長浜信用金庫	なし	-	HP上等で信金中金へ取次ぐ旨公表
	滋賀	1604	湖東信用金庫	なし	-	HP上等で信金中金へ取次ぐ旨公表
	京都	1610	京都信用金庫	KYSBJPJZ	508	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	京都	1611	京都中央信用金庫	KCHUJPJY	275	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	京都	1620	京都北都信用金庫	なし	-	HP上等で外国為替取引を受付ける旨公表
	大阪	1630	大阪信用金庫	なし	237	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	大阪	1633	大阪厚生信用金庫	なし	-	HP上等で外国為替取引を受付ける旨公表
	大阪	1635	大阪シティ信用金庫	OSACJPJS	-	HP上に外為EB受付機能あり
	大阪	1636	大阪商工信用金庫	なし	0	HP上等で信金中金へ取次ぐ旨公表
	大阪	1643	永和信用金庫	なし	51	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	大阪	1645	北おおさか信用金庫	なし	-	HP上に外為EB受付機能あり
	大阪	1656	枚方信用金庫	なし	-	HP上等で外貨両替を受付ける旨公表
	奈良	1666	奈良信用金庫	なし	-	-
	奈良	1667	大和信用金庫	なし	-	-
	奈良	1668	奈良中央信用金庫	なし	-	HP上等で信金中金へ取次ぐ旨公表
	和歌山	1671	新宮信用金庫	なし	-	HP上等で外貨両替を受付ける旨公表
	和歌山	1674	きのくに信用金庫	なし	-	HP上等で外国為替取引を受付ける旨公表
	兵庫	1680	神戸信用金庫	なし	73	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1685	姫路信用金庫	なし	64	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1686	播州信用金庫	なし	138	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1687	兵庫信用金庫	なし	53	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1688	尼崎信用金庫	AMASJPJZ	457	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1689	日新信用金庫	なし	166	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1691	淡路信用金庫	なし	39	ディスクロージャー誌で取扱実績公表
	兵庫	1692	但馬信用金庫	なし	-	HP上等で外国為替取引を受付ける旨公表
	兵庫	1694	西兵庫信用金庫	なし	-	HP上等で外貨両替を受付ける旨公表
	兵庫	1695	中兵庫信用金庫	なし	-	HP上等で外貨両替を受付ける旨公表
	兵庫	1696	但陽信用金庫	なし	-	HP上等で外貨両替を受付ける旨公表

（-：開示なし）

出典：各行・金庫の2017年3月期ディスクロージャー誌、HP等より筆者作成

これにより大正銀行及び、上記4金庫以外の25金庫はSWIFTに直接アクセスできないことが確認できる。一方、BICコードの有無に係らず、18行・金庫は外国為替取扱高実績を計上している他に、18金庫は、①HPやディスクロージャー誌上に取扱う旨明示、②信金中央金庫へ取次ぐ⁶⁻²³⁾旨明示、③HP上で外為EBサービスを現に提供していることから、少なくとも、取引関連情報の公開がない大正銀行と2金庫（奈良、大和）を除く36行・金庫が取引を行っていることが窺える。また、これらの情報から、BICコードを有していない23金庫は、類型Ⅰ（全面委託）、BICコードを有している9行、4金庫は類型Ⅱ（発信委託）または類型Ⅲ（一部委託）の貌で委託を行っていると思われる。

Ⅲ. TSU-BPO 取引の委託スキーム

次に、TSU-BPO 取引を委託する場合に検討が必要なポイントとして、①TSU-BPO 取引委託に適した委託方法、②URBP0750 に親和性のある委託方法、③委託行－受託行間の契約関係、④委託行－受託行間のインフラ、の4つについて検討していきたい。

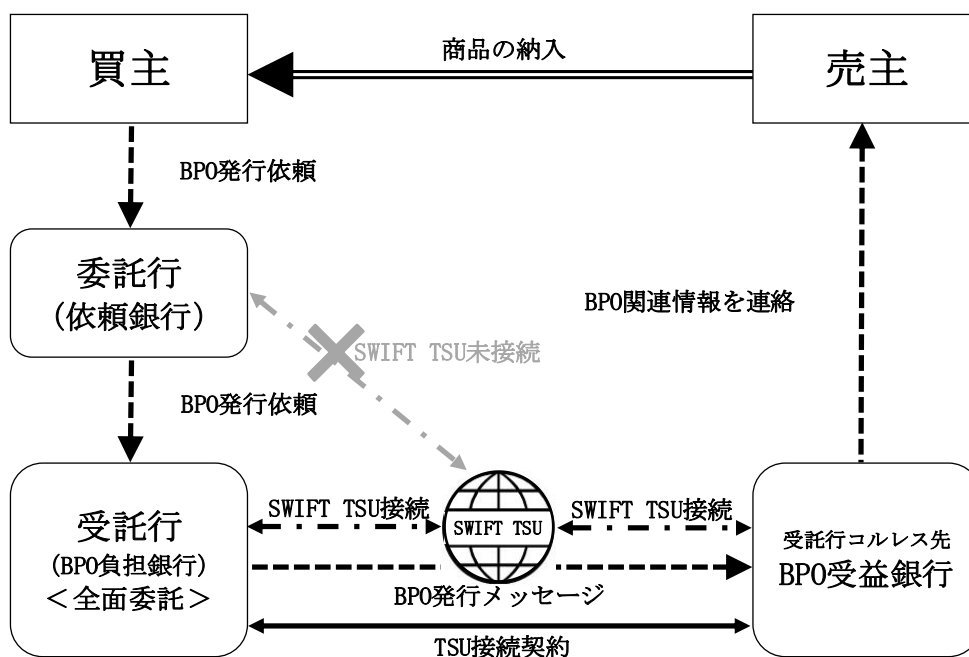
1. TSU-BPO 取引委託に適した委託方法

(1)委託形態

まず、委託の形態であるが、既存取引を類型Ⅰ（全面委託）で委託する委託行の場合、そもそも委託行はSWIFT とアクセスしていない為、TSU-BPO 取引も既存の取引同様に類型Ⅰ（全面委託）で委託するのが自然な成り行きであろう。

図表6－15は、類型Ⅰ（全面委託）でBPOが発行される場合の委託スキーム図である。信用状取引と同様に委託行は、依頼銀行（Applicant Bank）、受託行は、BPO負担銀行（Obligor Bank）となり、委託行に対し発行銀行として与信取引を許容することとなる。

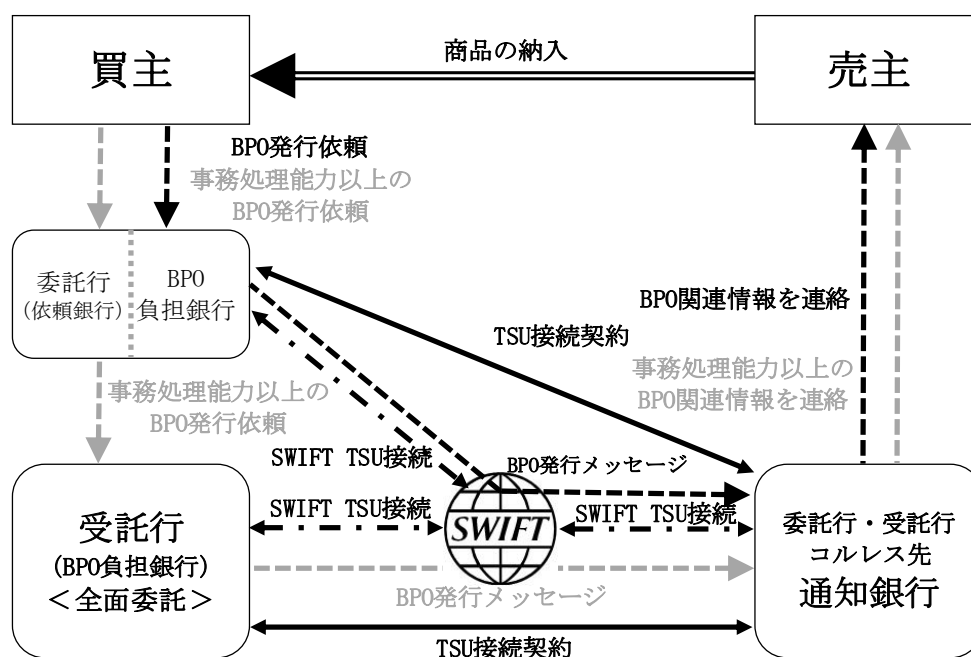
図表6－15 想定される類型Ⅰ（全面委託）のTSU-BPO 取引委託スキーム図



出典：筆者作成

既存取引を、類型Ⅱ（発信委託）または類型Ⅲ（一部委託）で委託する委託行の中には、既存取引同様、独自に TSU-BPO 取引を行うケースも想定される。他方、参加銀行と TSU を運営する SWIFT 間の TSU 接続契約には、既存取引において SWIFT の提供する、取引関係管理ツール（Relationship Management Application—RMA）⁶⁻²⁴に相当する仕組みも包含されている⁶⁻²⁵。参加銀行は、TSU 接続と同時に（TSU 上の）コルレス契約が発生するので、TSU 接続以降に改めてコルレス契約を締結する必要はない。この為、TSU-BPO 取引では、類型Ⅱ（発信委託）の委託方法は必要ない。これらの場合、委託行は TSU-BPO 取引の事務処理能力を超えて持ち込まれる取引を、図表 6-16 の様に類型Ⅲ（一部委託）の貌で委託するものと想定する。

図表 6-16 想定される類型Ⅲ（一部委託）の TSU-BPO 取引委託スキーム図



出典：筆者作成

(2) 現実的な TSU-BPO 取引の委託方法

これらを踏まえ、現実的な TSU-BPO 取引の委託方法について考えたい。2013 年の URBP0750 発効以降も TSU-BPO の採用状況は伸び悩んでいた。これは、委託行が既存の SWIFT 端末に加え、自前で TSU-BPO 取引専用端末を導入し、独自の事務処理体制構築や、委託行職員に対する TSU-BPO 取引の営業推進及び事務処理スキル向上にコストを掛けるのは、時期尚早との経営判断が働いた可能性が高いと推測する。

図表6-17は、TSU-BPO取引のメリット・デメリットを受託行、類型Ⅰ（全面委託）の委託行、類型Ⅲ（一部委託）の委託行別に纏めたものであるが、このような状況もあり、受託行にとっては、既存取引の委託方法がいずれであっても、TSU-BPO取引導入時には、類型Ⅰ（全面委託）を取るのが現実的な選択肢と考える。

図表6-17 TSU-BPO取引のメリット・デメリット（受託行及び委託方法別）

	受託行 (TSU-BPO取引導入行)	委託行	
		類型Ⅰ（全面委託）	類型Ⅲ（一部委託）
メリット	①TSU-BPO取引による処理自動化 ②船積書類チェック業務からの解放	①TSU-BPO取引による処理自動化 ②船積書類チェック業務からの解放 ③TSU-BPO取引専用端末導入は不要 ④TSU-BPO取引に関する事務処理体制の構築は不要 ⑤TSU-BPO取引事務処理スキル不要	①TSU-BPO取引による処理自動化 ②船積書類チェック業務からの解放 ③事務処理能力を超えたTSU-BPO取引の受付が可能となる
デメリット	①既存のSWIFT端末に加え、TSU-BPO取引専用端末導入が必要 ②TSU-BPO取引に関する事務処理体制構築が必要 ③TSU-BPO取引に関するスキル向上（営業推進、事務処理）が必要	①TSU-BPO取引営業推進スキル向上が必要	①既存のSWIFT端末に加え、TSU-BPO取引専用端末導入が必要 ②TSU-BPO取引に関する事務処理体制構築が必要 ③TSU-BPO取引に関するスキル向上（営業推進、事務処理）が必要

出典：筆者作成

2. URBP0750 に親和性のある委託方法

加えて、URBP0750の規定上からも、類型Ⅰ（全面委託）が、現実的なTSU-BPO取引の委託方法であると指摘することができる。ここでは、既存取引で委託される信用状取引の規定であるUCP600の規定との差異を踏まえて説明したい。

図表6-18は、URBP0750、UCP600の比較であるが、支払確約を行う当事者が、UCP600上は信用状発行銀行、URBP0750上もBPO負担銀行で、いずれも銀行である一方、受益者についてはUCP600上、一般的に銀行以外の輸出者であるのに対して、URBP0750上では、BPO負担銀行である。この差異からTSU-BPO取引は当事者を、銀行に限定した規則であるといえる。加えて、UCP600では書類取引の原則を規定し、専ら書類のみを取扱うのに対し、URBP0750上では書類すら取扱わず、データのみを取扱う規定—データ取引の原則を規定している⁶⁻²⁶⁾。

この様に、①取引の当事者を輸出入者ではなく、銀行に限定する点、②取扱いに時間が掛る書類等ではなく、データのみを取扱う点、の2点より、信用状取引に比べ、スピーディーで銀行間の手続きのみで完結するTSU-BPO取引は、委託に適した取引であるといえる。

図表 6 - 1 8 TSU-BPO 取引、信用状取引の統一規則比較

URBP0750	UCP600
第1条 範囲 第2条 適用 第3条 一般定義★ 第4条 メッセージ定義◎ 第5条 解釈 第6条 バンクペイメントオブリゲーションと契約☆ 第7条 データと書類、物品、サービスまたは履行○ 第8条 BPOの有効期限◎ 第9条 参加銀行の役割 第10条 BPO負担銀行の約束★ 第11条 条件変更 第12条 データの有効性に関する責任排除◎ 第13条 不可抗力 第14条 取引データ・マッチング・システム (TMA) の利用不能◎ 第15条 適用法 第16条 代わり金の譲渡	第1条 UCPの適用 第2条 定義★ 第3条 解釈★ 第4条 信用状と契約☆ 第5条 書類と物品、サービスまたは履行○● 第6条 利用可能性、有効期限および呈示地 第7条 発行銀行の約束 第8条 確認銀行の約束 第9条 信用状および条件変更の通知 第10条 条件変更 第11条 テレトランスミッションによる信用状・条件変更 第12条 指定 第13条 銀行間補償の取決め 第14条 書類点検の標準○● 第15条 充足した呈示● 第16条 ディスクレパンシーのある書類、権利放棄および通告● 第17条 書類の原本およびコピー● 第18条 商業送り状● 第19条 少なくとも2つの異なった運送形態を対象とする運送書類● 第20条 船荷証券● 第21条 流通性のない海上運送状● 第22条 備船契約船荷証券● 第23条 航空運送書類● 第24条 道路、鉄道または内陸水路の運送状● 第25条 クーリエ受領書、郵便受領書または郵送証明書● 第26条 "On Deck"、"Shipper's Load and Count"等● 第27条 無故障運送書類● 第28条 保険書類および担保範囲● 第29条 有効期限または最終呈示日の延長 第30条 信用状金額、数量および単価の許容範囲 第31条 一部使用または一部船積 第32条 所定期間ごとの分割使用または分割船積 第33条 呈示の時間 第34条 書類の有効性に関する銀行の責任排除● 第35条 伝送および翻訳に関する銀行の責任排除● 第36条 不可抗力 第37条 指図された当事者の行為に関する銀行の責任排除 第38条 譲渡可能信用状 第39条 代わり金の譲渡
2つの準拠規則の主な類似点 ☆ 独立抽象性（無因性）の原則 ★ 取消不能の支払確約	
2つの準拠規則の主な相違点 ○ 『データ取引の原則』『書類取引の原則』 ◎ URBP0750特有の代表的規定 ● UCP600特有の書類に関する規定	

出典：筆者作成

3. 委託行－受託行間の契約関係

委託契約については、例えば、BPO 発行に関する約定は、既存の信用状発行時の規定に準じて取り交わすなど、従来の契約内容を大きく改変する必要はないと思われる。ここでも、信用状取引との差異を踏まえて説明したい。信用状取引においては、輸出金融（信用状付輸出荷為替手形買取）、輸入金融（信用状発行）開始時に、それぞれ「外国向為替手形取引約定書」並びに「信用状取引約定書」を取り交わす。それらの最重要規定は、輸出金融においては、担保及び買戻債務規定⁶⁻²⁷⁾（図表 6 - 1 9 参照）、輸入金融においては、担保及び償還債務規定⁶⁻²⁸⁾（図表 6 - 2 0 参照）とされる。

図表 6-19 「外国向為替手形取引約定書」(輸出手形買取時の契約関係)

担保	付帯荷物および付属書類は手形債権等の譲渡担保
買戻債務	銀行が買取った輸出手形が支払義務者から支払拒絶された場合等、輸出者は銀行に対し手形の買戻債務を負担

出典：筆者作成

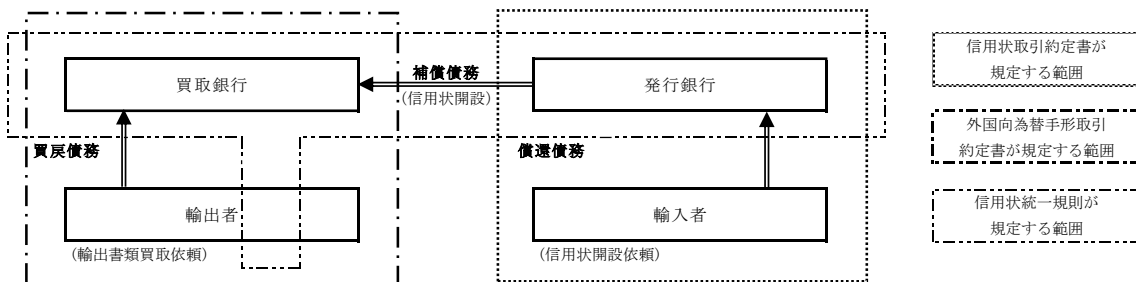
図表 6-20 「信用状取引約定書」(信用状発行時の契約関係)

担保	付帯荷物および付属書類は信用状取引によって発生する債権の譲渡担保
償還債務	銀行が信用状条件に従って補償債務を負担しまたはその履行(対外決済)をした場合は、輸入者は発行銀行に対し償還債務(輸入決済)を負担

出典：筆者作成

信用状取引における UCP600、「外国向為替手形取引約定書」、「信用状取引約定書」に規定される当事者(銀行及び輸出入者)が行う輸出入金融における債務関係は図表 6-21 のようになる。類型 I (全面委託)、類型 III (一部委託) の場合、委託行が輸出入者の立場、受託行が発行銀行又は買取銀行の立場で、同様の内容の委託契約が締結される。

図表 6-21 信用状取引における債務関係

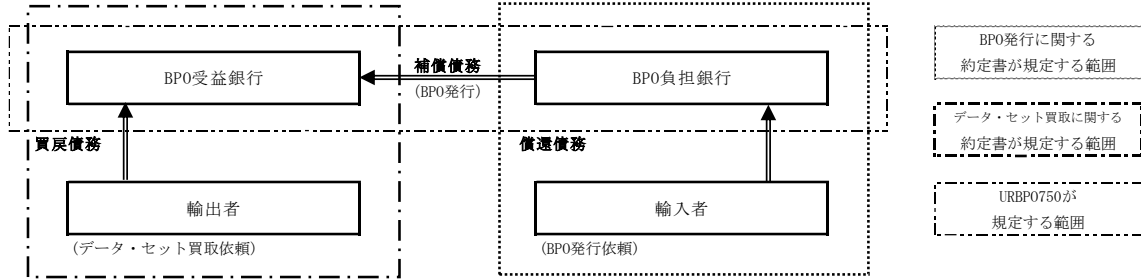


出典：筆者作成

一方、TSU-BPO 取引の場合も輸出入者に対して、輸出金融(データ・セット買取)、輸入金融(BPO 発行)が可能であるが、銀行は、信用状取引同様、輸出金融では買戻債務規定を、輸入金融では償還債務規定について、輸出入者との間で約定する必要がある。これらを締結すれば、輸入側金融機関(BPO 負担銀行) - 輸入者(BPO 発行依頼人)間の約定(BPO 発行に関する約定書)、輸出側金融機関(BPO 受益銀行、データ・セット買取銀行) - 輸出者(データ・セット買取依頼人)間の約定(データ・セット買取に関する約定書)及び、URBP0750 が規定する債務関係は図表 6-22 のようになる。信用状取引における債務関係と比較すれば、UCP600 及び URBP0750 が規定する当事者の範囲に関

する相違のみで、その他の債務関係は同一であることがわかる。

図表 6-22 TSU-BPO 取引における債務関係



出典：筆者作成

想定される TSU-BPO 取引の委託契約は、類型Ⅰ（全面委託）、類型Ⅲ（一部委託）の場合、委託行が輸出入者の立場、受託行が BPO 負担銀行又は BPO 受益銀行（データ・セット買取銀行）の立場で、同様の内容の委託契約が締結されることとなるので、主要な部分において、信用状取引で利用される委託契約をベースにしたものを締結すれば良いことがわかる。

4. 委託行－受託行間のインフラ

次に、TSU-BPO 取引に必要なインフラについて考えてみたい。比較の為に信用状取引の類型Ⅰ（全面委託）、類型Ⅲ（一部委託）の委託手続を確認したい。信用状取引における委託手続及び使用インフラは図表 6-23 の通り、委託行－受託行間手続きは大半が、FAX/EB で送受信可能である。しかし書類を取扱うことから、紙ベースの申込書、信用状原本、荷為替手形（船積書類）等については、郵便やクーリエサービスによる配送手続が必要となる。

これに対し、TSU-BPO 取引の類型Ⅰ（全面委託）、類型Ⅲ（一部委託）の委託手続は、図表 6-24 のような貌になると予想される。TSU-BPO 取引は、専らデータを取扱うので、信用状取引と異なり、郵便やクーリエサービスによる書類の配送手続は不要である。ただ、FAX の利用によるデータの送受信も非現実的であることから、委託行－受託行間のデータ送受信の為にシステム整備が必要となる。

既存の信用状取引における類型Ⅰ（全面委託）、類型Ⅲ（一部委託）では、委託行が一般の輸出入者と同様に、受託行の提供する外為 EB を導入している場合が多い。このことから、TSU-BPO 取引委託専用のシステムを新たに構築するよりも、既存取引に利用

されている、外為 EB に備わるデータ送受信機能を拡張して、TSU-BPO 取引に活用することが考えられる。受託行側も、一般の輸出入者向けに同スペックで、TSU-BPO 取引に活用できる機能拡張を実施すれば、受託行のプロパー顧客からの TSU-BPO 取引推進にも活用できる。委託行、受託行双方にとり、外為 EB の「データ送受信機能」⁶⁻²⁹⁾ 拡張がコスト面から、最も現実的な対応であろう。

図表 6-23 既存取引（信用状取引）類型 I、類型 III の手続

	委託手続の流れ	具体的内容	使用インフラ			
			FAX	EB	郵便	カーリエ
1	信用状発行	申込書送付、送信	○	○	△	△
2	信用状通知	信用状原本の送付	△	△	○	○
3	輸出手形買取	荷為替手形の送付			○	○
4	船積書類到着	到着案内を送付、送信	△	△	○	○
5	輸入ユーザンス	資金調達、決済指示を、送信	○	○		
6	輸入決済	決済資金送金を送信	○	○		
7	船積書類引渡	船積書類送付			○	○

○：使用可能なインフラ

△：利用に制限のあるインフラ

大半の手続きが、FAX/EBで送信可能

信用状原本、荷為替手形（船積書類）等の送付が必要

出典：筆者作成

図表 6-24 TSU-BPO 取引で想定される類型 I、類型 III 手続

	委託手続の流れ	具体的内容（想定）	使用インフラ			
			FAX	EB等	郵便	カーリエ
1	BPO発行	BPOデータを送信		○		
2	BPO通知	受領したBPOを送信		○		
3	データ・セット提出	データ・セットを送信		○		
4	データ・セット到着	到着案内を送信		○		
5	輸入ユーザンス	資金調達、決済指示を送信		○		
6	輸入決済	決済資金送金を送信		○		

○：使用可能なインフラ

全ての手続きが、EB等システムで送信可能

出典：筆者作成

IV TSU-BPO 取引委託の意義

最後に貿易代金決済電子化スキーム（事例では TSU-BPO 取引）の意義について、地域の中小輸出入者、地域金融機関（委託行）、内外大手銀行（受託行）の立場から指摘したい。

従来から既存取引の委託は、積極的な海外取引開拓を行う、地域の中小輸出入者に対し、直接貿易での代金決済手段提供を通じ、間接的な支援となっていた。これは、個別の取引先支援であるだけでなく、地域経済活性化に資するものであった。TSU-BPO 取引

を受託対象に加えることは、地域の中小輸出入者にとって、代金決済手段の多様化に留まらず、TSU-BPO 取引の特徴である、貿易代金決済電子化、貿易金融高度化ニーズに応えることができる。これにより、更なる地域経済活性化に資すると期待できる。

地域金融機関（委託行）は、当初は類型Ⅰ（全面委託）の貌で TSU-BPO 取引を、スタートする貌となるが、中長期的に見れば、委託行側の TSU-BPO 取引取扱スキルアップが期待できる。更に、TSU-BPO 取引が伸長し、その取引ボリュームが一定水準に達すれば、委託行側に TSU-BPO 取引への参加インセンティブが増大し、その結果、委託行の中には類型Ⅲ（一部委託）へ進むものも現れよう。この様に、TSU-BPO 取引への参加銀行の増大に繋がると期待できる。加えて、最近の地域金融機関に求められる、地域経済活性化への貢献にも資するといえる⁶⁻³⁰。

内外大手銀行（受託行）の立場で、委託の対象に TSU-BPO 取引を加えることは、短期的には、これまで、受託行の取引先に限定せざるを得なかった、TSU-BPO 取引の利用企業数、取引件数、ボリュームの増大が期待できる。中長期的には、国内外の貿易取引の当事者から要求される、貿易代金決済電子化、貿易金融高度化ニーズへの対応は勿論、既に TSU-BPO 取引を採用済みの海外大手企業にとっても、日本の取引相手とスムーズに TSU-BPO 取引を行える環境整備に繋がると期待できる。

TSU-BPO 取引の委託は、地域の中小輸出入者、地域金融機関（委託行）、内外大手銀行（受託行）、TSU-BPO 取引を採用済みの海外大手企業等、全ての TSU-BPO 取引参加当事者にとって、国内外の貿易代金決済電子化、貿易金融高度化のメリットをもたらすといえる。また、TSU-BPO 取引の委託を有効に活用することは、単に、TSU-BPO 取引の裾野拡大は勿論、地域の中小輸出入者への支援を通じて地域経済活性化に資すると思われる。

第3節 貿易金融共通インフラ設立提言

I. 貿易金融共通インフラの必要性

人口減少による国内マーケットの縮小が指摘される中、貿易業者にとって海外販売先、仕入先の開拓は企業規模の大小に関わらず必要不可欠である。今後も貿易取引拡大に伴い外国為替取引は、継続的な件数、金額増加が見込まれる。これに対応する為にメガバンク等の大手銀行は SWIFT 接続や、コルレスネットワークの展開・維持を図ってきた。また金融機関は、これに伴う行内システムの整備、外為与信規定の策定、外為コンプライアンス管理体制、貿易金融に関する営業推進体制等を実現する為に、常時一定の人員を配置すると共に、継続的な設備投資を実施してきた。他方、長期化する低金利政策の下で、金融機関は基礎的収益力向上を始めとする、難しい経営課題を突き付けられている。

本節では、増大する貿易金融サービスのニーズへの対応及び、経営効率化を含む基礎的収益力向上の為に、大手銀行と地域金融機関間で行われる外国為替取引事務委託及び、国際的な円建て資金決済を行う目的で設立された外国為替円決済制度における加盟銀行と決済制度事務委託銀行間の資金決済業務に関する事務委託の 2 つをモデルケースとして、貿易金融に関する共通インフラの設立を提案するものである。

具体的には大手銀行外為事務部門を切り離し、外国為替取引の事務受託に特化した受託専業銀行の設立を想定するもので、貿易業者、大手銀行、地域金融機関それぞれについて、その導入意義について検討するものである。

II. 外為事務処理体制の現状

1. 貿易金融サービスの必要性

2018 年度の総貿易額（輸出額及び輸入額の単純合計）は 159.9 兆円に達し、リーマンショック前（2007 年度）の 148.8 兆円を超える水準になっている（図表 6-25 参照）。これは輸出額こそ、2007 年度には及ばなかったものの、リーマンショック前の水準に復しつつあることと、2011 年の東日本大震災によるエネルギー輸入額増加が主な要因である⁶⁻³¹）。

図表6-25 わが国の貿易取引額

単位：億円

年度	輸出額 ①	輸入額 ②	総貿易額 ①+②	貿易収支 ①-②
1996年度	442,516	354,915	797,431	87,601
1997年度	492,512	355,592	848,104	136,920
1998年度	470,823	309,858	780,681	160,965
1999年度	461,775	322,883	784,658	138,892
2000年度	492,322	375,095	867,417	117,226
2001年度	456,473	362,915	819,388	93,558
2002年度	495,284	376,042	871,326	119,243
2003年度	527,584	392,530	920,114	135,054
2004年度	584,556	445,918	1,030,474	138,639
2005年度	655,948	545,271	1,201,219	110,677
2006年度	740,012	618,836	1,358,848	121,176
2007年度	812,627	675,765	1,488,392	136,862
2008年度	679,452	652,769	1,332,221	26,683
2009年度	559,068	478,818	1,037,886	80,250
2010年度	649,175	568,843	1,218,018	80,332
2011年度	628,438	650,535	1,278,973	▲22,097
2012年度	622,026	674,499	1,296,525	▲52,474
2013年度	697,326	807,782	1,505,108	▲110,455
2014年度	756,403	822,792	1,579,195	▲66,389
2015年度	731,761	728,762	1,460,523	2,999
2016年度	708,026	650,163	1,358,189	57,863
2017年度	782,829	737,434	1,520,263	45,396
2018年度	803,259	796,295	1,599,554	6,963

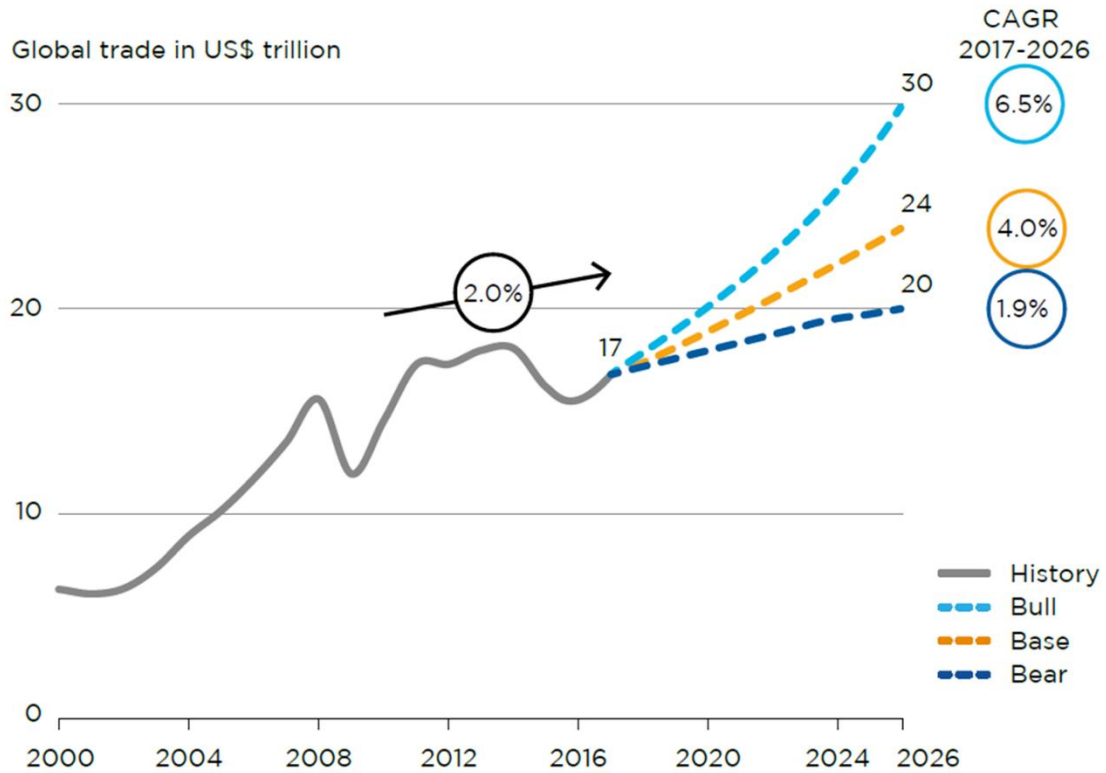
出典「国際収支総括表」⁶⁻³¹⁾から著者作成

一方、ICC (2018) ⁶⁻³²⁾によれば、世界の貿易取引額も増加基調であり、2017年には17兆米ドルに達し、GDPの伸びを超えて増加している。また今後の貿易取引額が年4%で増加すると想定したベースシナリオで2026年には24兆米ドルに増加すると予想し(図表6-26参照)、貿易金融を取扱う金融機関がこれに対応する必要性があることを指摘している。

図表 6 - 2 6 世界の貿易取引額予想

単位：兆米ドル

Global trade flows to grow by 4% per year



Source: BCG trade finance model (2017)

出典：ICC (2018) ⁶⁻³² pp32

2. 外国為替業務の3要素・3つの事務手続き

貿易金融を含む外国為替業務を行う為に、金融機関は、営業推進、与信管理、事務処理の3つの要素について体制整備を求められる。これら3つの要素は相互に牽制することで事故・トラブルを防止する機能を果たす。また、外国為替業務はフロント事務、ミドル事務、バック事務の3つの事務手続きを経て実行される（図表6-27参照）。

(1) 営業推進

営業推進とは、貿易金融、各種リスクヘッジ、海外との資金移動等の顧客サービスを推進することである。通常、金融機関営業店所属の法人渉外担当者が、必要に応じて本

部の外国為替業務推進担当者と協働して、貿易業者へのアプローチを行う。具体的には貿易金融の他、為替リスク、販売代金回収リスク等に対するリスクヘッジスキームの顧客提案を行う。その過程で、外国為替取引に関する取引条件を始め、以下に述べる貿易金融に関する与信条件について一義的に折衝を行う。取引開始後、営業推進担当者は、貿易業者より受領した各種外国為替取引申込書の受付・形式点検事務（フロント事務）を担当する。

図表6-27 外国為替業務の3要素・3つの事務手続き

要素	ミッション（目的）	事務手続き	手続内容
営業推進	貿易金融、各種リスクヘッジ、海外との資金移動等の顧客サービスを推進	フロント事務	輸出入商より受領した各種外国為替取引申込書の受付・形式点検事務
与信管理	輸出入商について、与信取引実行の妥当性、担保差入の要否、金利・手数料水準といった取引条件の検討		
事務処理	貿易金融を含む外国為替業務の事務処理	ミドル事務	輸出入商名義取引口座の勘定処理等、主に国内顧客に関する事務処理
		バック事務	外国銀行との間の通信、書類受発送、資金決済等、主に海外向け事務処理

出典：著者作成

(2)与信管理

与信管理とは、貿易金融実行に伴う与信リスクの管理を意味する。金融機関営業店所属の与信管理担当者は国内貸出と同様に、与信取引を申し込んだ貿易業者について、与信取引実行の妥当性、担保差入の要否、金利・手数料水準といった取引条件を、与信稟議書に纏め、営業店拠点長及び、必要に応じて本部の与信管理（審査）部門の承認を得る。貿易金融実行後は、貿易業者の業績悪化や、経済情勢、取扱商品の市況悪化等をモニタリングし、仮に異常値を発見すれば必要な対応を営業推進担当者に指示する。また、取引開始後、営業店所属の与信管理担当者は営業推進担当者と同様に、フロント事務を担当する。

(3)事務処理

事務処理とは、文字通り貿易金融を含む外国為替業務の事務処理全体を意味する。外国為替業務では、これを更にミドル事務と、バック事務とに細分する。前者は貿易業者名義取引口座の勘定処理等、主に国内顧客に関する事務処理に係るものを指す。後者

は外国銀行との間の通信、書類受発送、資金決済等、主に海外向け事務処理に係るものを指す。事務処理は通常、営業推進・与信管理担当者に指示された取引条件（与信取引金額、担保差入の要否、金利・手数料水準）といった取引条件に従って実行されるが、貿易業者から、指示された範囲を超える取引を申し込まれた場合や、何らかの理由で外国為替取引実行に障害が発生した場合、事務処理担当者から必要に応じて営業推進担当者へ貿易業者との折衝指示、与信管理担当者へ異常値発生 of 報告が行われる。伝統的にミドル事務は営業店に所属する事務担当者、バック事務は本部の国際部門に所属する事務担当者が担当してきた。

金融機関はこれら3つの要素に関し、外為与信規定の策定、外為コンプライアンス管理、貿易金融に関する営業推進体制等を実現する為に、常時一定の人員を配置した。加えて外国為替業務の基本インフラであるコルレスネットワークの展開・維持する為に必要な、SWIFT 接続等のシステム継続的な設備投資を実施してきた。

3. 外為事務処理体制の事例

(1) 先行研究（井上（2010）⁶⁻³³）の概要

井上（2010）は、メガバンクを中心に4つの貿易金融取引トラブル事例を抽出し、外為与信管理の視点から、その対応の巧拙について指摘している⁶⁻³⁴。

①4 事例に対する指摘事項

ア. 二重金融（輸入金融、割引）

輸入ユーザンスの供与を受けて輸入した貨物の国内販売代金回収代り金として受領した商業手形を、輸入者が意図的に別の金融機関で割引を行った事例に対して、輸入ユーザンス取組銀行の与信管理不徹底により、販売代金回収管理を怠ったことが、トラブル発生の原因との指摘がなされた。

イ. 担保処分の追加コスト

仲介貿易で、破たんした輸入者（仲介者）の輸入担保貨物処分に関し発生した追加コスト（貨物の保管料）に関する事例に対して、貿易金融実行時に、約定に基づき貨物は譲渡担保として銀行に差し入れられるが、海外で担保処分する可能性がある場合、追加コスト発生リスクを回避する為に、敢えて譲渡担保を放棄する柔軟な与信管理姿勢も実務上有効であるとの指摘がなされた。

ウ. 実体のない輸入金融

わが国の親会社が海外の子会社との間で、架空の信用状取引を行った事例に対して、船積書類（梱包明細書）の内容精査によって架空取引が発覚した経緯から、輸入許可通知書や検査証明書による貨物の状況確認が、架空取引防止に有効であるとの指摘がなされた。

エ. 偽造船荷証券による輸出金融

荷為替手形に基づかないオープンアカウントベース売掛債権買取スキームを利用する輸出者が、偽造船荷証券を含む偽造船積書類を提出し、偽造書類に基づき実行された買取代り金その後回収不可能となった事例に対して、輸出許可書による貨物の存在確認が有効であるとの指摘がなされた。

②貿易与信と事務のあるべき関係

井上（2010）では、これらの事例研究を踏まえ貿易与信管理には、貿易業者の商流把握が必要であると指摘している。また商流把握は事務面から管理するのが有効である為、貿易与信（営業＋与信）と事務は本来一元的に管理すべきであるが、Electronic Banking（EB）化の進展や銀行の経営効率化に伴う人員削減や合理化により、現実には貿易与信と事務が別々に行わざるを得ない状況を紹介し、3メガバンクの外為営業推進・事務処理体制について比較検討している⁶⁻³⁵。

③外為事務処理体制の3類型

井上（2010）は3メガバンクの外為営業推進・事務処理体制を、与信・事務一体型、与信・事務分離型、与信・事務中間型の3類型に分類し（図表6-28参照）、その長所、短所を次のように指摘している。

図表6-28 外為事務処理体制の3類型

分類・分担		類型			備考
担当者・部門	外為事務の役割分担	与信・事務一体型	与信・事務分離型	与信・事務中間型	
本節で分類する3つの要素	井上（2010）での分類	従来からの支店を中心とした体制	事務処理を本部に集中した体制	ハブ&スポーク方式を採用した体制	担当業務 その他
事務処理	バック事務	本部	本部	本部	対外受発信（SWIFT等）事務担当
	ミドル事務	支店		HUB	貿易金融事務担当
与信管理	フロント事務		支店	支店	支店
営業推進		貿易金融営業担当			

出典：井上（2010）⁶⁻³⁵に基づき著者作成

ア. 与信・事務一体型

伝統的な銀行の組織（本支店）による事務処理体制であり、支店を中心とした体制である。取引支店で貿易業者名義取引口座の勘定処理等、主に国内顧客に関する事務処理が行われる為、顧客利便性が高い。更に、与信管理と事務処理が一元的に行われるの

で与信管理面も優れる。一方で、拠点毎の人材配置が必要となることから、経営効率面で劣る。

イ. 与信・事務分離型

近時の外為事務処理体制として導入が進むもので、事務処理要員を本部に集中配置する体制である。必要最小限の人員規模で事務処理が可能となる為、経営効率面で優れる反面、与信管理と事務処理が完全に分離してしまうことから、前者に比べて与信管理面の強化が必要となる上、顧客利便性が損なわれる可能性がある。

ウ. 与信・事務中間型

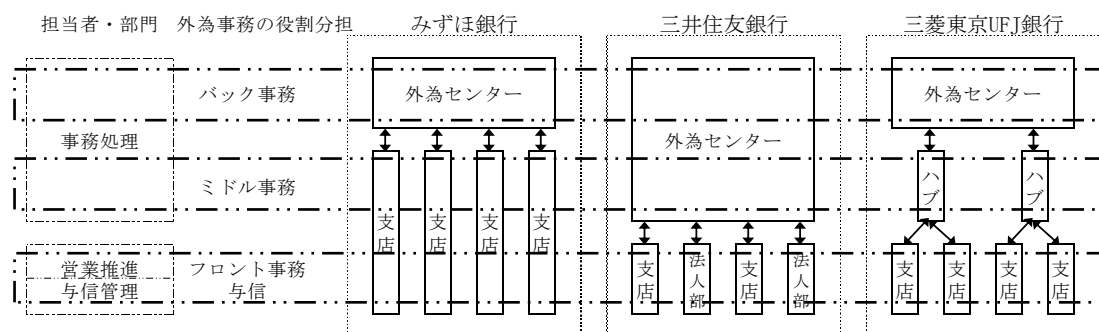
全2者を折衷した方式であり、本店と支店の間にハブを置き、ハブ&スポーク方式を採用した体制である。ハブは外国為替取引の多い、主要な支店内に併設されるのが一般的であり、顧客利便性が前者に比べて高い上に、与信と事務が前者程分離していない。よって、与信管理面、経営効率面のバランスがとれた方式である。

(2)3 類型の事例

①メガバンクの採用状況（2010年時点）

3メガバンクが2010年当時どの類型を採用していたかであるが、井上（2010）では、与信・事務一体型として、みずほ銀行、与信・事務分離型として、三井住友銀行、与信・事務中間型として、当時の三菱東京UFJ銀行を挙げている⁶⁻³⁶⁾（図表6-29参照）。

図表6-29 メガバンクの採用状況（2010年時点）



出典：井上（2010）に加筆修正

②メガバンクの採用状況（2019年時点）

ところで、現在、与信・事務一体型は、地域金融機関に依然として多いとみられる。次に、与信・事務分離型は、2010年時点で既に採用していた三井住友銀行に加えて、みずほ銀行が採用済みであり、大手地方銀行の一部が試行または検討中とみられる。最後

に与信・事務中間型は、三菱 UFJ 銀行が 2010 年以降引き続き採用しており、大手地方銀行の一部が試行または検討中とみられる。

4. 資金決済業務の委託

前節では、SWIFT に関連する外為事務委託について紹介したが、本節では、資金決済業務（外国為替円決済制度）における業務委託について紹介したい。

(1) 外国為替円決済制度の概要

外国為替円決済制度は、1980 年 10 月に東京銀行協会を運営主体として発足した。現在全国銀行協会が運営主体となり、日本銀行の資金決済システム（日銀ネット）を利用して国際的な円建て資金決済を担っている⁶⁻³⁷⁾（図表 6-30 参照）。

図表 6-30 外国為替円決済制度の沿革

1980 年 10 月	外国為替円決済制度発足（立会交換）
1989 年 3 月	日銀ネットによるオンライン・ネットワークシステム化
1992 年 12 月	BCCI 事件に対応して、一時停止措置を導入
1994 年 12 月	外為市場売買の「内一内」取引決済にも外為円決済を使用できる旨決議（居住者間スポット物以降取引の外為円決済への一本化：手形交換決済からシフト、外為円決済の全国展開：地域金融機関の参加増加）
1998 年 12 月	新外国為替円決済制度に移行（東銀協をセントラル・カウンターパーティとする制度）
2002 年 5 月	CLS 銀行の外国為替円決済制度参加（決済業務開始は同年 9 月）
2008 年 10 月	全件 RTGS に移行（日銀ネット当預決済の次世代 RTGS 稼働）
2015 年 10 月	新日銀ネットの全面稼働に伴う稼働時間の延長
2016 年 2 月	新日銀ネットの下での稼働時間の拡大

出典：全国銀行協会（2019）⁶⁻³⁸⁾

(2) 外国為替円決済制度における業務委託

① 外国為替円決済制度の概要

2019 年 6 月時点の外為円決済制度参加銀行は 200 行である。一方システムに直接アクセスする加盟銀行は、大手銀行や外国銀行中心に 26 行であり、その他の参加銀行は加盟銀行に対して資金決済業務を委託する決済制度事務委託銀行（以下、委託銀行）の

立場となる。(図表6-31参照)

図表6-31 外国為替円決済制度参加銀行(2019年6月現在)

	参加銀行		
		加盟銀行	決済制度事務委託銀行
都市銀行	5	4	1
地方銀行	64	0	64
信託銀行	7	3	4
第二地銀協加盟行	35	1	34
外国銀行	55	12	43
信金中金・信金	23	2	21
その他(注1)	10	4	6
合計	200(注2)	26	173

(注1) 「その他」は、ソニー銀行、住信SBIネット銀行、イオン銀行、大和ネクスト銀行、SBJ銀行、新生銀行、あおぞら銀行、商工組合中央金庫、全国信用協同組合連合会、農林中央金庫。

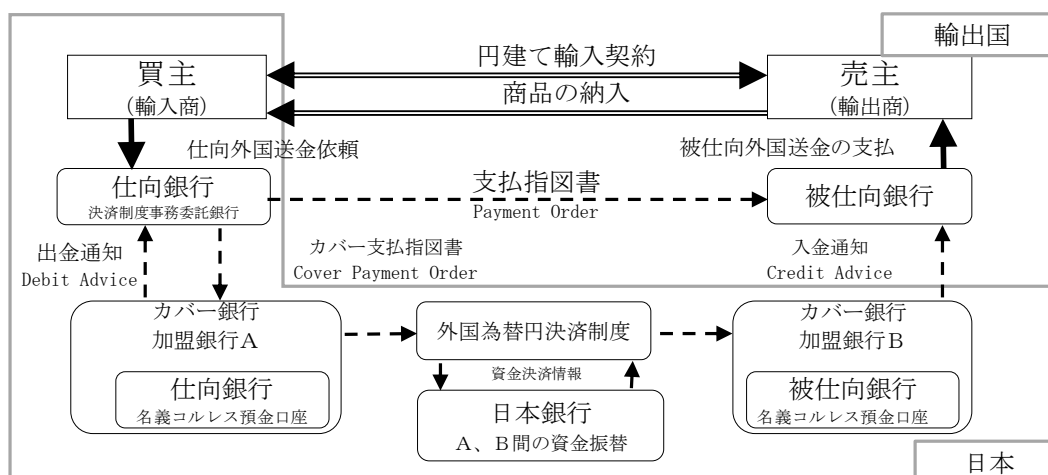
(注2) 表中には、CLS銀行(通常決済のみを行う参加銀行)を含む。

出典：全国銀行協会(2019)⁶⁻³⁹⁾

②外国為替円決済制度の流れ

外国為替円決済制度に基づく円建て資金決済の流れは以下の通りである(図表6-32参照)。

図表6-32 外国為替円決済制度の流れ



出典：著者作成

海外宛に円建て輸入契約を締結した輸入者より、仕向送金依頼を受け付けた仕向銀行

(輸入者取引銀行・決済制度事務委託銀行)は、被仕向銀行への支払指図書を発信すると共に、外為円決済制度加盟銀行にカバー支払指図書を発信し預け入れている仕向銀行名義円建てコルレス預金口座より出金し、他の加盟銀行にある被仕向銀行(輸出者取引銀行)名義円建てコルレス預金口座に入金するよう指図する。

③外国為替円決済制度での業務委託の意義

外国為替円決済制度では外国為替取引事務委託の類型Ⅰ同様に、地域金融機関の大半は直接外国為替円決済制度に接続せず大手銀行(加盟銀行)に対して全面的にこれに関する事務手続きを委託している。同制度における地域金融機関の業務委託目的は、外為事務委託の目的と全く同じであると思料される。

Ⅲ. 地域金融機関の経営課題

1. 地域金融機関の基礎的収益力向上

(1)日本銀行の指摘内容

日本銀行(2019)⁶⁻⁴⁰⁾は、わが国金融システムが将来にわたって安定性を維持し金融仲介機能を円滑に発揮する為に、金融機関に求められる経営課題として、①基礎的収益力向上に向けた取り組みの強化、②積極的にリスクテイクを進めている分野におけるリスク対応力の強化、③デジタルイノベーションへの対応、④適切な資本政策の実施の4点を挙げている(図表6-33参照)。

(2)基礎的収益力向上

4つの課題の内、基礎的収益力向上については、特に国内預貸収益への依存度が高い地域金融機関において重要と指摘し、具体的に対応すべき項目として、①企業の課題解決や家計の資産形成支援等の金融サービス提供力強化、②主力の国内貸出においてリスクに見合った金利の確保、役務収益の増加、③業務プロセスや経費構造の見直しによる経営効率の抜本的改善を挙げている。

①金融サービス提供力強化

貿易金融サービスは、前述の通り海外販売先、仕入先の開拓という貿易業者を中心とした企業の課題解決にも直接・間接的に資するものといえよう。これは、大手銀行を中心に金融機関は、単に貿易代金決済(資金移動)を行うだけではなく、取引先(貿易業

者) に対して、外国為替業務を中心に、貿易実務の指導や、海外情勢に関する情報提供、貿易取引に伴う各種リスク（為替リスク、輸出代金回収リスク、コンプライアンスチェック）へのヘッジ策の提案を行うからである。

図表 6-33 金融機関の4つの経営課題

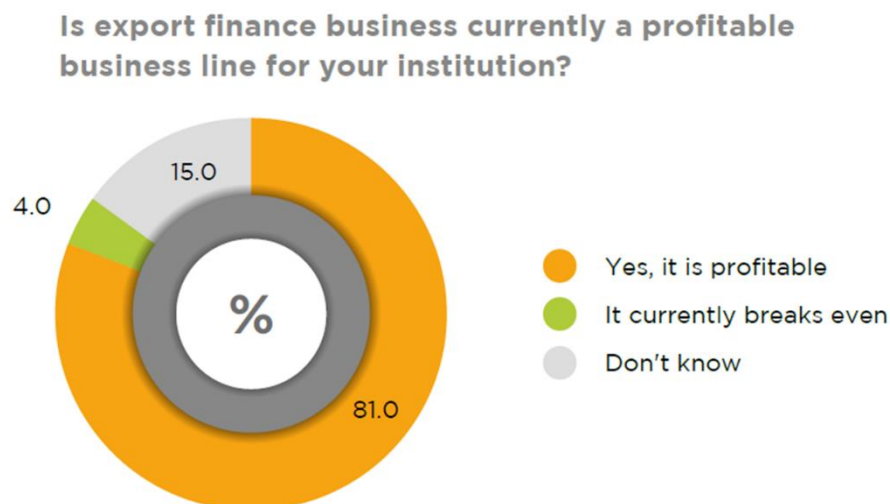
4つの経営課題		課題の内容・現状・金融機関に求められるもの
基礎的収益力向上に向けた取り組みの強化（特に地域金融機関）		
1	①金融サービス提供力強化	企業の課題解決や家計の資産形成支援等の金融サービス提供力を強化
	②金利確保・役務収益増強	主力の国内貸出においてリスクに見合った金利を確保し、また役務収益の増加を図る
	③経営効率の抜本的改善	業務プロセスや経営構造の見直し等を通じて経営効率を抜本的に高める
基礎的収益力向上を強力・効果的に推進する観点から、金融機関間の統合・提携や他業種とのアライアンスも有効な選択肢となり得る		
積極的にリスクテイクを進めている分野におけるリスク対応力の強化		
2	①信用リスク面 (特に地域金融機関)	ミドルリスク企業向けや不動産業向け貸出、海外貸出についての管理強化が重要 最近の信用コストが増加に転じつつあることを踏まえ、適正な引当の実施 与信ポートフォリオのリスク特性や将来見通しに基づく与信管理が重要
	②市場リスク面	投資信託やファンド投資の拡大、リスクの多様化・複雑化に対応した管理強化
	③流動性リスク面	海外向けエクスポージャーの拡大に対応した安定調達基盤の確保とストレス対応力の強化
	④システミックリスク面 (特に大規模金融機関)	システミックな重要性の高まりを踏まえた強固な財務基盤の確保、グローバルかつグループベースの経営管理の強化、ストレス発生時の秩序ある対応に向けた準備が必要
デジタル化への対応		
3	現状	わが国における幅広い主体によるキャッシュレス決済への取り組みが加速 金融機関によるオープンAPI、AI やクラウドの活用などが徐々に進みつつある
	デジタル化の影響	新規参入や金融サービスの低価格化を促すなど、既存金融機関の収益機会を侵食する可能性 既存金融機関がサービスのフロンティアを拡大し、抜本的効率化を実現するツールともなり得る
	金融機関の対応	デジタル技術の活用方針を明確化 サイバーセキュリティ・情報管理や反マネーロンダリング体制の整備
適切な資本政策の実施		
4	適切な還元と自己資本充実の両立 (特に地域金融機関)	ガバナンスの実情（株式会社か協同組織かなど）に応じ、資本コストを適切に勘案した業務計画を立案するとともに、自己資本の適正水準や配当、有価証券評価益の活用のあるり方を含めた資本政策を明確に定め、株主など幅広いステークホルダーと対話を深めていくことが必要

出典：日本銀行（2019）⁶⁻⁴⁰より筆者作成

②金利確保・役務収益増強

ICC（2018）によれば輸出金融を実行する金融機関に対する調査で81%の金融機関が、輸出金融が他の金融サービスに比べ収益性が高いと認識している⁶⁻⁴¹（図表6-34参照）。

図表 6-34 輸出金融に関する金融機関調査

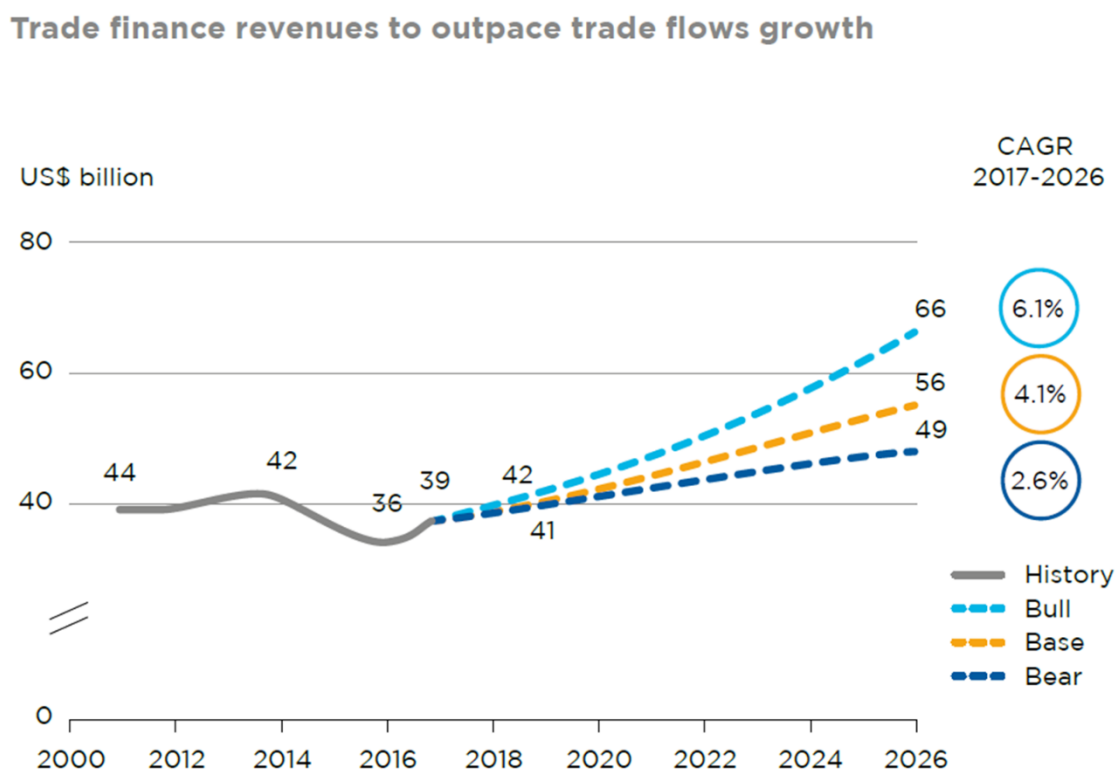


出典：ICC（2018）pp76⁶⁻⁴¹

また 2017 年時点で 390 億米ドルであった貿易金融の収益が、2026 年には 560 億米ドルに増加するとの見通しを示している（図表 6－3 5 参照）⁶⁻⁴²⁾。また ICC (2016)⁶⁻⁴³⁾ は、他の金融サービスに比べ、貿易金融では（貿易金融取引先自体の破綻や、その海外取引先からの不払い発生による）デフォルト率が低い水準であるとの調査結果も示している。

これらのことから貿易金融は、通常の国内与信取引（貸出、ローン等）に比べて、個々の外国為替取引実行に対して発生する手数料収入等があり、役務収益増強に直結することから、基礎的収益力向上に有効なツールであるといえる。

図表 6－3 5 貿易金融収益予測



Source: BCG Trade Finance Model 2017

出典：ICC (2018) pp34⁶⁻⁴²⁾

③経営効率の抜本的改善

一方、日本銀行（2019）は金融機関に対して経営効率の抜本的改善を求めているが、外国為替業務、特に信用状取引に代表される荷為替手形取引の取引コストは高止まりしたままである。また FinTech に対する新規投資負担や新規参入による採算悪化や、後述の通り、コンプライアンス管理に至っては寧ろコストアップに直面しており、更なるコ

スト削減を図る必要がある。

そのような中、日本銀行（2019）が「これらの取り組みを強力・効果的に推進する為に、金融機関間の統合・提携や他業態とのアライアンスも有効な選択肢となり得る」と指摘していることは注目すべき事項であり、本節の提言（貿易金融に関する共通インフラ設立提案）は、日本銀行（2019）の指し示す方向性（今後、地域金融機関を中心に統合・提携を促進する）と平仄が合うものとする。

2. 外国為替業務のコスト削減対策

(1) FinTech の導入

筆者は 2017 年に、大手銀行を中心に FinTech 活用による貿易金融の高度化への取り組み事例について紹介した。銀行業務の効率化、与信管理の高度化、システム維持コストの削減、コンプライアンス管理の高度化等、金融機関側のメリットのみならず、貿易業者を始めとした利用者側にも、新しい金融サービスによる利便性享受、取引のスピードアップ、金融コストの削減効果、金融サービスの選択肢の増加等、メリットを指摘し、FinTech のポテンシャルは大きいと思われる。これらを楽しむ為に、既存の金融機関は、積極的にフィンテック企業との協働を推進し、技術を早急に吸収することで、生き残りを図る必要があると指摘した。

他方、FinTech 活用を含む貿易金融の高度化の為に、大手銀行といえども、スキルホルダー（人的資源）、システム投資（設備）に対する投資額は、相当規模になることが予想され、2017 年以降も、国際的なアライアンスが組成されている。このような複数の金融機関による提携の動きは今後益々加速するものと思料される。

(2) 外為コンプライアンスの厳格化

また、筆者は 2017 年に、改正犯罪収益移転防止法に基づく金融機関のマネー・ローンダリング防止（Anti-Money Laundering—AML）体制整備について紹介し、従来複数の法令により規定される取引時/本人確認手続き規定再編を提言した。その狙いは、法令毎の違いにより、煩雑な金融機関職員への研修教育や行内規程整備や、顧客説明に係る時間浪費の解消であった。再編により、個々の職員のスキル向上のみならず、改正犯収法の求める AML 体制強化に資すると共に、顧客サービス改善につながると提言した。

更に 2019 年には、AML 体制の更なる強化を目的に、預金保険機構を介して犯罪収益

移転防止対策室（Japan Financial Intelligence Center－JAFIC）が保有する疑わしい取引の届出情報を共有するシステムを構築することを提言した。JAFIC が保有する疑わしい取引の届出情報を業界全体で活用できれば、より積極的な疑わしい取引の抑止に繋げ、AML 体制強化に大いに資する指摘した。

加えて、スキルホルダー（人的資源）、システム投資（設備）に限界がある地域金融機関に単独で疑わしい取引に関するデータベースを管理することは困難が予想されることも本節では指摘したい。

(3)業務委託のインセンティブ増加

この様な経営課題を課される中で、スキルホルダー（人的資源）確保、システム投資（設備）に限界がある金融機関を中心に、業務委託のインセンティブはますます増加するものと思われる。国内業務に関するものであるが、いくつか実際に取組が開始されている。

2018 年 11 月に、三菱 UFJ 銀行及び三井住友銀行による ATM 相互開放が発表された。注目すべきは、将来的に複数の金融機関による ATM の共同運営会社を設立する構想に言及したことである⁶⁻⁴⁴。また、2019 年 3 月にはセブン銀行が ATM 専門銀行として培った不正検知のノウハウを応用し、疑わしい取引の洗い出し業務を地方銀行など 10 行以上から受託しているとの報道があった⁶⁻⁴⁵。

IV. 受託専門銀行設立提言

1. 受託専門銀行の概要

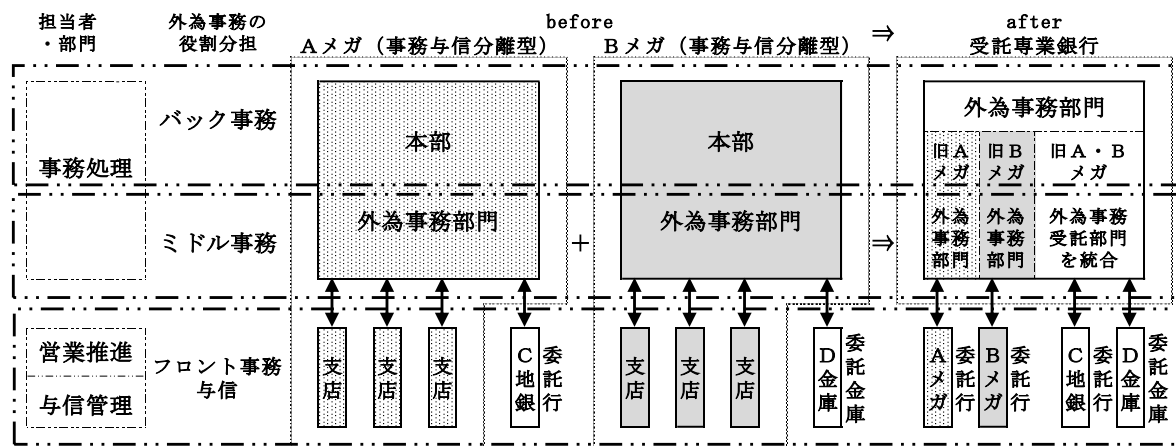
(1)受託専門銀行の設立

これらを解決する方策として、貿易金融に関する共通インフラの設立を提言したい。具体的には、大手銀行の外為事務部門を切り離し（場合によっては複数を統合し）、外国為替取引の受託に特化した銀行（受託専門銀行）の設立し、受託専門銀行への委託形態は類型 I（全面委託）を想定するものとする。

受託専門銀行のイメージは図表 6－36 のとおりである。事務与信分離型メガバンクの場合、バック事務、ミドル事務を行う本部部門を分離し、受託専門銀行として統合する。メガバンクを含むすべての金融機関は同行に対して事務委託を行う形となる。また、

従来各行毎に有していたコルレスネットワークの展開・維持は不要となり、それに伴い SWIFT 接続等のシステム継続的な設備投資も同様に不要となる。

図表 6-3-6 想定される受託專業銀行

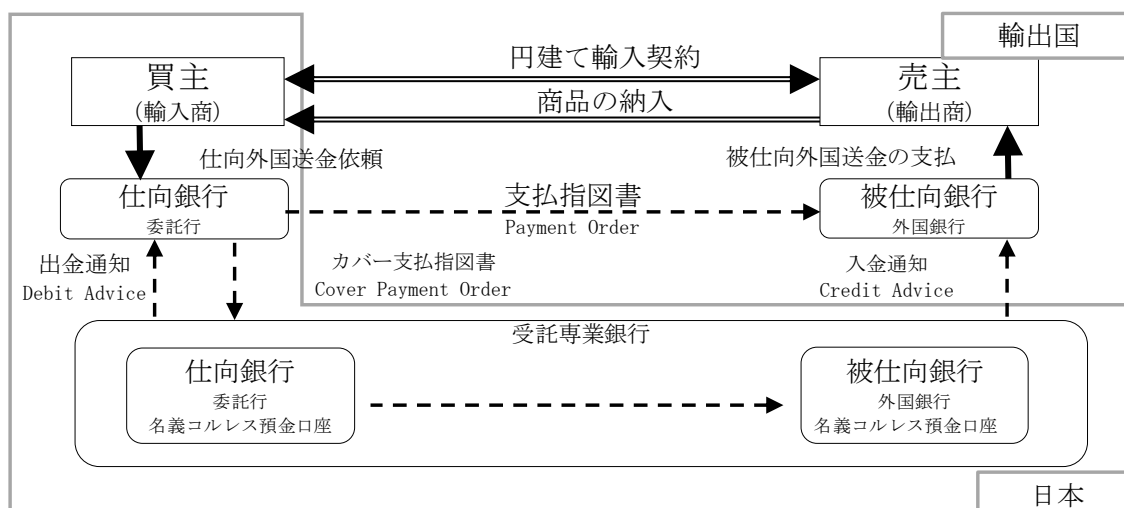


出典：筆者作成

(2) 受託專業銀行と委託行の役割分担

(委託行となる) 大手銀行、地域金融機関はそれぞれ顧客である貿易業者に対する営業推進・与信管理を一義的に行い、受託專業銀行に委託する貿易金融取引に対して債務保証を行う。受託專業銀行は委託行に対し輸出入与信取引を許容する形になる為、委託行の担保差し入れ(国債若しくは、債務保証)を見返りとして貿易金融サービスを提供する。

図表 6-3-7 想定される受託專業銀行による円建て決済



出典：筆者作成

円建て取引については、受託行及び海外銀行名義の円建てコルレス預金を受託専門銀行に集中することができれば、現在、外為円決済制度が担っている業務も肩代わりすることとなる。これにより従来外為円決済制度で制約のあった取引時限の制限が解消することとなり、業務効率化に加えてスピードアップ化も期待できる(図表6-37参照)。

2. 受託専門銀行設立効果

これらを踏まえ、貿易業者、大手銀行及び地域金融機関それぞれについて、受託専門銀行設立効果について検討したい。

(1)貿易業者

受託専門銀行は、委託銀行(大手銀行、地域金融機関の営業推進・与信管理部門)の債務保証により貿易金融サービスを提供する。よって委託銀行内の与信稟議が承認されれば、貿易業者の所在地、事業規模、信用力の多寡に拘らず貿易金融サービスを提供することが可能となる。更に受託専門銀行には大手銀行事務処理部門を中核とした、実務的、専門的な貿易金融ノウハウを有する役職員を集中配置することを想定するので、質の高い貿易金融サービスの提供が実現可能と史料される。

(2)大手銀行及び地域金融機関

大手銀行及び地域金融機関は、委託行として事務処理部門を分離すると想定する。これにより、貿易業者に対する営業推進・与信管理への集中が可能となり、営業推進に集中することによる金融サービス提供力強化及び役務収益強化による基礎的収益力向上に資すると期待できる。また、従来の金融機関毎に実施されてきた、システム投資及び人員育成の重複を無くすことにより、効率的なシステム・人員投資を実現できると史料する。これは、業務プロセスや経費構造の見直しに資すると期待できる。

(3)受託専門銀行設立の意義

受託専門銀行設立は、貿易業者にとって、均質で質の高い貿易金融サービスが享受できるという大きなメリットが期待できる。また、委託銀行(大手銀行、地域金融機関)は、システム維持コスト削減等の外国為替業務効率化を図るのみではなく、積極的な営業推進・与信管理による基礎的収益力向上に資するというメリットが期待できる。

第7章 ポスト TSU-BPO 時代の電子化

本章では、ポスト TSU-BPO 時代の貿易代金決済電子化について説明したい。第1節では、現在の金融業界にとって大きなトピックスとなっている FinTech の勃興について紹介し、これが貿易代金決済電子化に与える影響について説明したい。第2節では、FinTech の根幹をなすブロックチェーン技術 (Blockchain-BC) と呼ばれる、分散台帳技術 (Distributed Ledger Technology-DLT) 技術の発展について紹介し、これを活用した貿易代金決済電子化スキームの提言を行いたい。第3節では、FinTech の進展を含む TSU-BPO 取引失敗の原因について、その普及阻害要因を検討したい。

第1節 FinTech の勃興

I. FinTech の概念

1. FinTech の誕生

リーマンショック以降、米国で生まれた、金融 (Finance) と技術 (Technology) の合成語である「フィンテック (FinTech)」は、現在大きな注目を集めている。多くのベンチャー企業が、FinTech を活用した革新的な金融取引スキームを提案しており、クラウドファンディングに代表される小口金融仲介分野や、PayPal、MoneyGram、Western Union 等に代表される小口資金決済分野、ビットコインに代表される暗号資産 (仮想通貨) といった新たな分野で、新しい金融業界として勢力を伸長し、銀行を始めとした伝統的な金融業界でのみ取り扱われてきた預金、貸付、為替からなる固有3業務のテリトリーを浸食しつつある。このような事態に、金融業界も大きな危機感を持つに至り、これらに対抗する為に、積極的に FinTech 活用を試み始めている。本節では、新旧金融業界における FinTech 活用の動きの中で、特に外国為替業務に対する影響を指摘するものである。

2. FinTech の定義

FinTech という言葉は、リーマンショック以降、マスコミなどに頻出するようになって

た。FinTechが一躍世間の耳目を集める契機となったのは、JPMorgan Chase & Co.のCEOである、Jamie Dimon氏が2015年4月株主宛メッセージの中で述べた、“Silicon Valley is coming.”という言葉であった。このメッセージは更に“Competitors are coming in the payments area.”と続き、ダイモン氏のFinTechに対する危機感が表れていた⁷⁻¹⁾。同時にFinTechを利用するベンチャー企業の一群が、FinTech企業(FinTech Startups)として注目を集めるようになった。FinTech企業の定義については、現状明確なものがないが⁷⁻²⁾、本節では、①IT技術(Information Technology)を利用し、②革新的な金融サービスの提供を行う、③ベンチャー企業又は、新規参入企業である、という3点を満たす企業と定義したい。従って、①銀行、証券、保険会社等の伝統的金融機関や、②SWIFTを代表とする金融システム関連事業者はFinTech企業に該当しない。

ところで、銀行間の決済システムや、個々の銀行勘定系システムを始めとする、既存の金融システムには、従来から多額のシステム投資がなされており、そこには先進的なIT技術が使用されている。しかし、既存の金融システムに利用されるIT技術と、FinTechの間には明確な相違点があると指摘されている。その相違点とは、FinTechでは、①アプリケーション・プログラミング・インタフェース(Application Programming Interface-API)、②人工知能(Artificial Intelligence-AI)、③ブロックチェーン(Blockchain)技術の、従来の金融IT技術と一線を画す革新的な3つの技術的基盤が導入されている点である⁷⁻³⁾。

(1)アプリケーション・プログラミング・インタフェース

APIとは、他のシステム等に機能を提供する為の規約のことで、オープンソース(Open Source)実現の鍵となる技術である。オープンソースとは、自らの技術に係るプログラム(Source Code)をネット上に公開し、第三者がこれを取り込み、改善を加えることで、更なる技術革新を行う開発手法のことである。FinTechではAPIを活用し、銀行の持つ閉鎖的なシステム内にあるソースコードやデータを、FinTech企業が提供するサービス開発・運営の為に提供する。

(2)人工知能

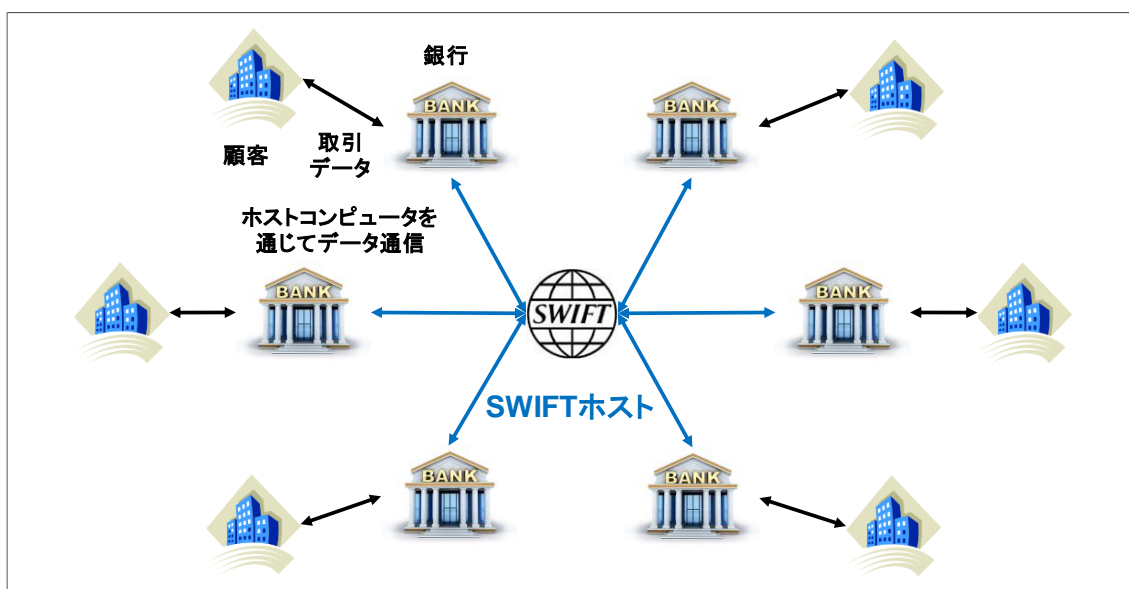
AIとは、その命名者といわれるJohn McCarthy博士の定義では、知的な機械、特に知的なコンピュータプログラムを指し、知能とは、実際の目標を達成する能力の計算的な部分を意味する⁷⁻⁴⁾。代表的な事例として、IBMの”Watson”や、Appleの”Siri”が

挙げられる。FinTech では、ロボ・アドバイザーとして、①投資銘柄自動選定、②与信取引自動判定、③電話・窓口対応システム、の3つの業務に活用することが期待されている。

(3)ブロックチェーン

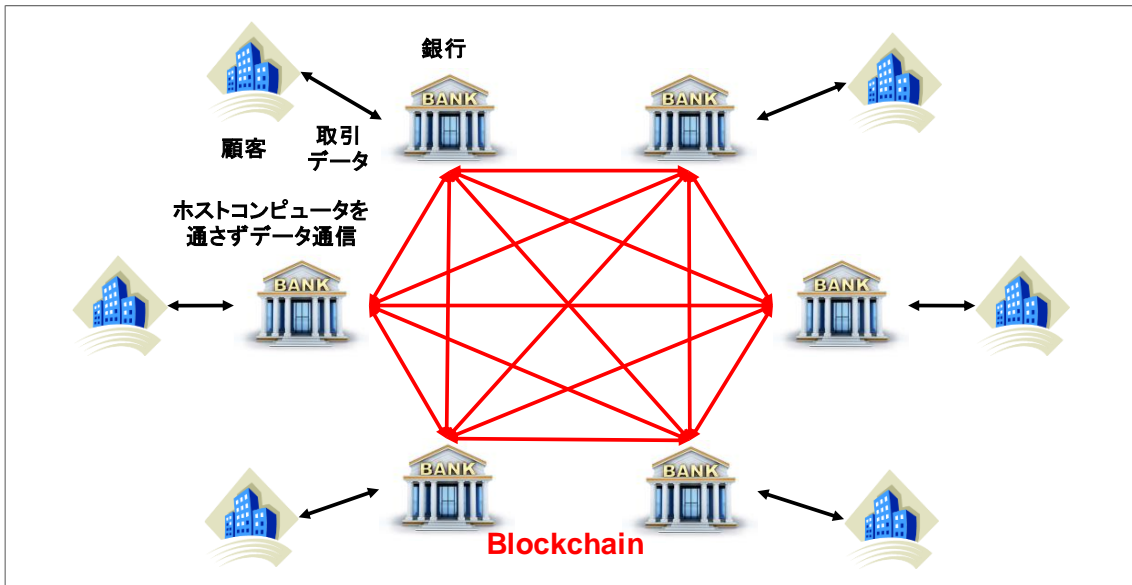
ブロックチェーンとは、対等な者 (Peer) 同士が繋がるネットワーク (peer-to-peer network-P2P Network) を利用した、改竄不能なデータベース技術を意味し、中央サーバーを維持する、信頼できる第三者を必要としない、取引の非可逆性を実現できる仕組みのことである。既存の金融システムにおいては、信頼できる第三者とは、決済システムにおける集中決済機関や、銀行の支店を束ねる本店の勘定システム統括部門が有する中央サーバー等がこれに該当する。従来の決済システムと比較すると図表7-1、2のようになる。

図表7-1 既存の決済システムイメージ図



出典：筆者作成

図表 7-2 ブロックチェーン利用した決済システムイメージ図



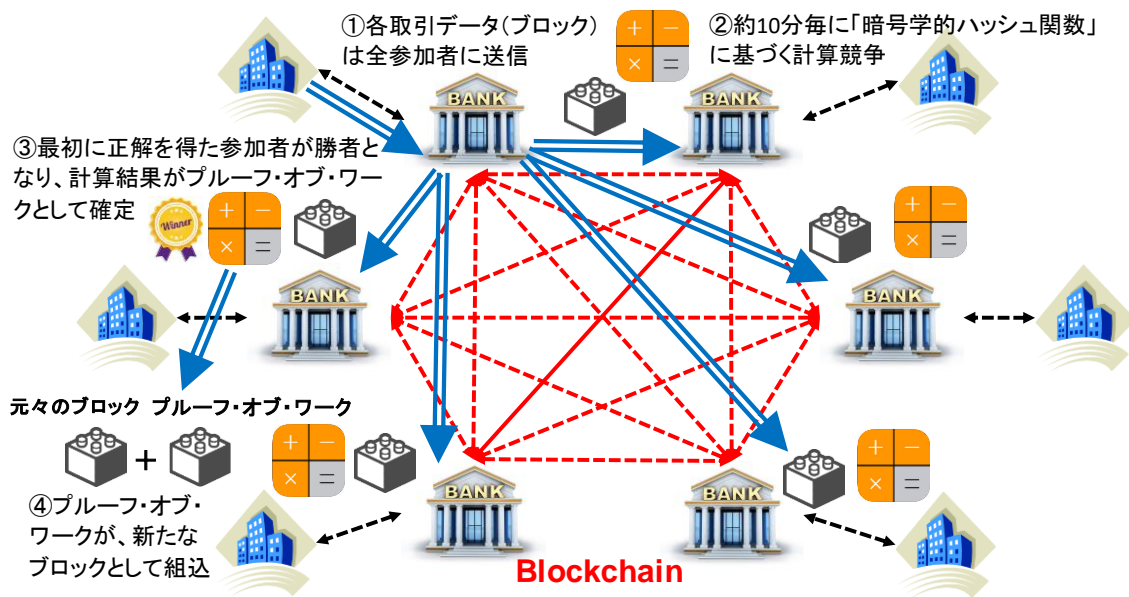
出典：筆者作成

3. ブロックチェーンによる決済システム

従来の決済システムが、集中決済機関の中央サーバーで、取引データ（預金残高、支払指図等）を一括して管理しているのに対し、ブロックチェーンは、そのような中心的なものがない。ブロックチェーンの特徴は、大多数の参加者が確認することにより、改竄データを排除できることである。

その流れは、図表 7-3 のように、①取引発生時に、各取引データ（ブロック）は全参加者に送信され、②送信されたブロック全体に対して、約 10 分毎に「暗号的ハッシュ関数」に基づく計算競争が行われ、③最初に正解を得た参加者が勝者となる。この際、計算回数による多数決が実施される。そして、勝者の計算結果が、プルーフ・オブ・ワーク-POW となり、確定する。④このプルーフ・オブ・ワークが、新たなブロックとして次の取引データに組込まれ、そして①～④の過程を繰り返し、ブロックが鎖でつながれたように伸びていく。ブロックを改竄するためには、時間を遡るか、膨大な計算競争に勝つ必要があり、このいずれもが実現不可能と想定されることから、信頼性が担保できるということになる⁷⁻⁵⁾。

図表 7-3 ブロックチェーンの流れ



出典：筆者作成

FinTech では、ブロックチェーンの持つ、①可観測性 (Observability) による当事者間の合意確保、②検証可能性 (Verifiability) による合意内容の履行確保、③私的自治-Privacy による、チューリング完全、の3つの特徴を活用し、①金融機関内の勘定系システムや、②決済システム (証券決済、国内外資金決済) の更新を始め、将来的には、③スマートコントラクト (契約制度のデジタル化) や、④ビットコインに代表される仮想通貨の技術的基盤に活用することを期待されている。

II. FinTech を巡るトピックス

1. FinTech 企業の事業拡大

現在、FinTech 企業のサービス領域は年々拡大しており、預金業務 (資産運用・管理)、貸出業務 (資金調達)、為替業務 (資金決済) からなる伝統的な銀行の3つの固有業務全てに進出している。特に、①資産運用・管理業務では、個人資産管理 (Personal Financial Management-PFM) 及び、ロボ・アドバイザーによる投資助言サービスへの応用、②資金調達業務では、融資仲介 (Peer-to-peer lending 又は、Social Lending) 及び、商流ファイナンスといった新たな貸出業務への応用、③資金決済業務では、国内外向け小口送金サービス及び、決済システムの高速度化、低コスト化への応用といった分

野で顕著な発展がみられる。ここで、新しい国際的な資金決済業務の高度化に係る動きとして、昨年後半に相次いで発表された、FinTech 企業の主導する、ブロックチェーンを活用したシステム構築計画及び、これに対抗する形で SWIFT が試行開始した新たな決済システムについて紹介したい。

2. 決済業務を巡る FinTech 企業の動き

(1) R3CEV LLC

R3CEV LLC は米国で 2014 年に設立された、ブロックチェーン技術開発企業である。同社が有名になったのは、ブロックチェーン活用による決済システム高度化を目指し、2015 年 9 月、R3 Blockchain Consortium を結成してからである。当初世界の主要な金融機関 9 社が参加していたが、2015 年 12 月時点で 42 社が参加していると発表され、2016 年以降も新規参加が相次いでいる⁷⁻⁶⁾。R3CEV LLC のターゲットとしているのは、証券決済システム、外国為替資金決済システム、仮想通貨の基盤である。2015 年 12 月時点の R3 Blockchain Consortium 参加金融機関は、図表 7-4 のようになる。

また、2016 年 8 月には、R3CEV LLC 及び 15 社が、国際ファクタリングや信用状取引に代表される貿易金融向けシステムのプロタイプ完成が発表された⁷⁻⁷⁾。

図表 7-4 R3 Blockchain Consortium (2015 年 12 月時点)

gpi	金融機関名	gpi	金融機関名	gpi	金融機関名
	BMO Financial Group	○	Deutsche Bank		OP Financial Group
○	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria		Goldman Sachs☆	○	RBC Royal Bank
○	Banco Santander	○	HSBC	○	Royal Bank of Scotland
○	Bank of America Merrill Lynch	○	ING Bank		Scotiabank
○	Bank of New York Mellon	○	Intesa Sanpaolo	○	SEB
○	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ	○	JPMorgan Chase	○	Société Générale
○	Barclays		Macquarie Bank		State Street
○	BNP Paribas	○	Mizuho Bank	○	Sumitomo Mitsui Banking Corporation
○	CIBC		Morgan Stanley☆	○	TD Bank
○	Citibank	○	National Australia Bank	○	UBS
○	Commerzbank	○	Natixis	○	UniCredit
○	Commonwealth Bank of Australia		Nomura☆		U.S. Bancorp
○	Credit Suisse	○	Nordea Bank	○	Wells Fargo
○	Danske Bank		Northern Trust		Westpac Banking Corporation

○印：SWIFT gpi（後述）参加行、金融機関名の後に☆印：証券会社

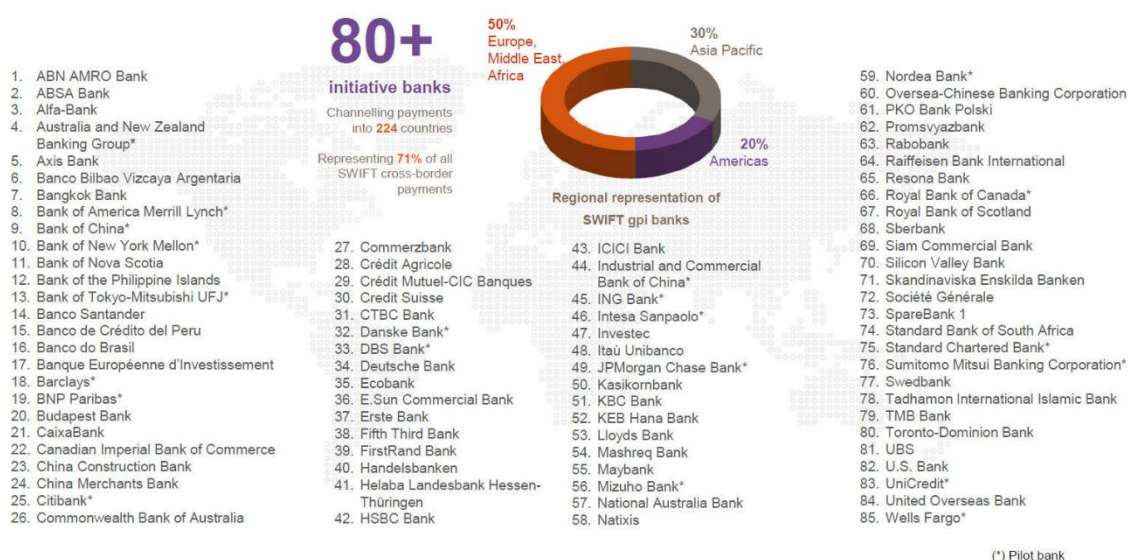
出典：R3CEV LLC、SWIFT 資料より筆者作成

3. 決済業務を巡る伝統的決済機関の動き

このような FinTech 企業の攻勢に対する、伝統的決済機関の対抗策であるが、代表的なものとして、SWIFT の構想について紹介したい。2015 年 12 月、SWIFT は従来の決済システム改善を図る為、” The global payments innovation initiative (gpi) ” の発足を発表した。gpi の目標は、①資金の即日利用を可能にする、②銀行間手数料の透明性と予測可能性を改善する、③依頼人から受益者に至る決済の流れを追跡可能とする、④充実した決済情報を送信可能とする、の 4 点である。当初 45 行が gpi に参加し、2016 年 4 月には内 21 行による試行開始が発表された。2016 年 9 月現在 85 行が gpi に参加し（図表 7-5 参照）、2021 年 9 月時点では 785 行に増加している⁷⁻⁸⁾。

図表 7-5 SWIFT gpi 参加金融機関（2016 年 9 月現在）

SWIFT gpi initiative banks



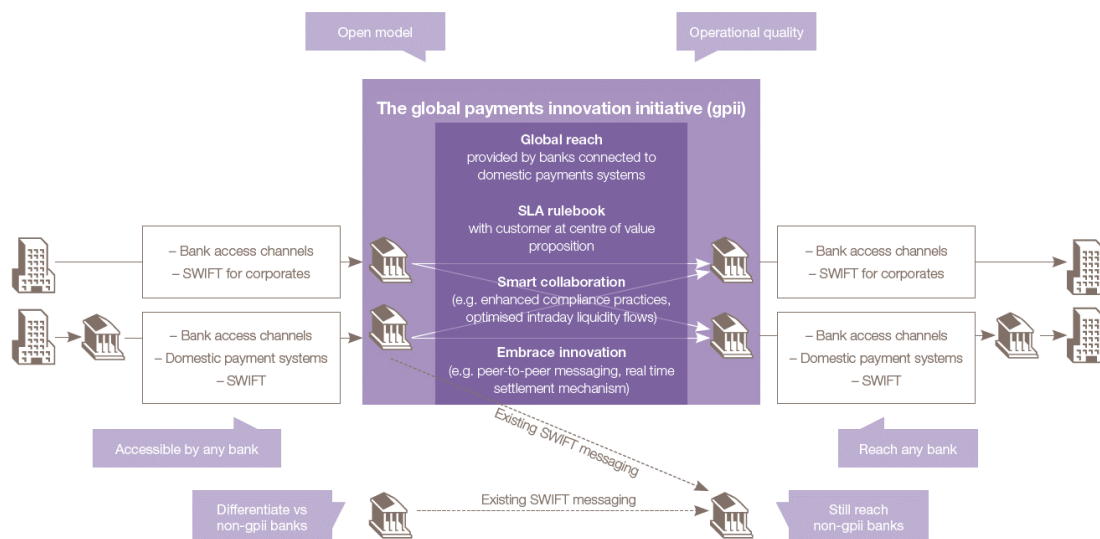
出典：SWIFT “The SWIFT global payments innovation initiative”

gpi の概念は図表 7-6 の通りである⁷⁻⁹⁾。銀行間のメッセージ送受信を、従来のように SWIFT ホストサーバーを介して行うのではなく、①新たな国際間の決済システムを構築し、②銀行間でサービスレベル合意書（Service Level Agreement—SLA）を締結、③コンプライアンス機能及び、流動性供給機能の強化をしつつ、④（ブロックチェーンのように）参加銀行が対等な立場でメッセージ送受信（P2P Messaging）を行うことで、即時決済を実現することである。これらの概念を実現することにより、前述の 4 つの目標を達成するとしている。

一方、gpi 不参加の金融機関には、従来の SWIFT ホストサーバー経由で電文が送受信

される。SWIFT は gpi において、自らを完全に代替する形でブロックチェーン技術を採用するとはしていない⁷⁻¹⁰⁾。その代わりに、gpi 参加銀行間で、Payment-Tracker と称するメッセージ処理状況を共有する仕組みを装備することで、ブロックチェーン同様、P2P 環境下で迅速な処理を実現する構想である。

図表 7-6 gpi 概念図



出典：SWIFT “The global payments innovation initiative factsheet”⁷⁻⁹⁾

Ⅲ. わが国における FinTech 推進状況

1. 政府の検討状況

(1) 金融庁

ここで、わが国内の動きとして、2015 年末に金融審議会が公表した、「決済業務等の高度化に関するワーキンググループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～」について紹介したい。報告の中で、金融業界を取り巻く 2 つの環境変化、①金融・IT 融合 (FinTech の登場) によるイノベーション及び、②先進的な決済サービスに対するニーズの高まりにより、決済高度化に向けた戦略的取組みが必要になるとの指摘がなされた。そして、①FinTech の活用と決済サービスの革新、②決済システムの安定性及び安全性確保、③ FinTech の利用促進と利用者保護、④わが国が国際的な資金決済業務で主導的役割を果たす、の 4 つの観点から、わが国における資金決済業務の今後あるべき姿を纏め、具体的施策として、決済インフラ改革 (「5 つの改革」) を提唱した⁷⁻¹¹⁾。

5つの改革とは、まず決済インフラの抜本的機能強化として、①2018年頃を目途として、既存の国内決済システムの加盟銀行と共に、新システム（「金融・金融・ITネットワークシステム（仮称）」）を構築し、2020年には企業間の国内送金指図について、国際標準に合わせた電文（XML電文）に全面的に移行する。これにより利用者（企業）は、従来の決済情報だけの固定式電文では不可能だった、売上・仕入に関するデータとの連携も可能となり、資金決済業務の効率化・高度化や、電子データ交換—Electronic Data Interchange, EDI情報を活用した自社事業分析、販路拡大等が可能となると期待されている。次に、国内外一体の決済環境を実現するとして、②送金フォーマット項目の国際標準化（2016年度中を目途に論点を整理）、③早ければ2016年度中に、居住者・非居住者間の取扱い区分を撤廃（国内円送金）、④2018年を目途に、新たに「ロー・バリュー国際送金」の提供を目指す、⑤大口送金の利便性向上（100億円以上の送金の容易化）が挙げられる。

また、金融庁はこれとは別に、2015年12月22日「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告」を公表し、金融グループを巡る環境変化として、「金融グループの経営形態の多様化」とならんで、「ITイノベーションの急速な進展」を挙げ、①金融関連IT企業等への出資の容易化、②銀行グループ内外の決済関連事務等の受託の容易化、からなる2つの施策が必要と指摘した⁷⁻¹²⁾。この内、①については、改正銀行法案として、2016年5月25日に参院本会議で可決成立した。

(2)経済産業省

2015年10月6日、経済産業政策局産業資金課の主導で、「産業・金融・IT融合に関する研究会（FinTech研究会）」が発足し、2016年4月まで11回開催された。また、2016年4月28日、商務情報政策局情報経済課により、「ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査」が公表され、ブロックチェーン技術活用のユースケースとして14分野が指摘された⁷⁻¹³⁾。（図表7-7参照）

図表 7-7 ブロックチェーン技術活用のユースケース

<p>金融系</p> <p>決済 (SETL, FactoryBanking)</p> <p>為替・送金・貯蓄等 (Ripple, Stellar)</p> <p>証券取引 (Overstock, Symbiont, BitShares, Mirror, Hedgy)</p> <p>bitcoin取引 (itbit, Coinffeine)</p> <p>ソーシャルバンク (ROSCA)</p> <p>移民向け送金 (Toast)</p> <p>新興国向け送金 (Bitpesa)</p> <p>イスラム向け送金/シャリア遵法 (Abra, Blossoms)</p>	<p>ポイント/リワード</p> <p>ギフトカード交換 (GyftBlock)</p> <p>アーティスト向けリワード (PopChest)</p> <p>プリペイドカード (BuyAnyCoin)</p> <p>リワードトークン (Rabbit Rewards)</p>	<p>資産管理</p> <p>bitcoinによる資産管理 (Uphold/IBBitreserve)</p> <p>土地登記等の公証 (Factom)</p>	<p>商流管理</p> <p>サプライチェーン (Skuchain)</p> <p>トラッキング管理 (Provenance)</p> <p>マーケットプレイス (OpenBazaar)</p> <p>金保管 (Bitgold)</p> <p>ダイヤモンドの所有権 (Everledger)</p> <p>デジタルアセット管理・移転 (Colu)</p>	<p>公共</p> <p>市政予算の可視化 (Mayors Chain)</p> <p>投票 (Neutral Voting Bloc, Votosocial)</p> <p>バーチャル国家/宇宙開発 (BitNation/Spacechain)</p> <p>ベーシックインカム (GroupCurrency)</p>
	<p>資金調達</p> <p>アーティストエキイティ取引 (PeerTracks)</p> <p>クラウドファンディング (Swarm)</p>	<p>ストレージ</p> <p>データの保管 (Storj, BigchainDB)</p>	<p>コンテンツ</p> <p>ストリーミング (Streamium)</p> <p>ゲーム (Spells of Genesis, Voxelnauts)</p>	<p>医療</p> <p>医療情報 (BitHealth)</p>
	<p>コミュニケーション</p> <p>SNS (Synereo, Reveal)</p> <p>メッセージャー、取引 (Getgems, Sendchat)</p>	<p>認証</p> <p>デジタルID (ShoCard, OneName)</p> <p>アート作品所有権/真贋証明 (Ascribe/VeriSart)</p> <p>薬品の真贋証明 (Block Verify)</p>	<p>将来予測</p> <p>未来予測、市場予測 (Augur)</p>	<p>IoT</p> <p>IoT (Adept, Filament)</p> <p>マイニング電球 (BitFury)</p> <p>マイニングチップ (21 Inc.)</p>
		<p>シェアリング</p> <p>ライドシェアリング (La ZooZ)</p>		

出典：「ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査」⁷⁻¹³⁾

2. 主要金融機関の取組

わが国の主要金融機関の取組状況であるが、本節では3メガバンクグループの動向について紹介する。図表7-8は、2014年12月以降の、メガバンクによる代表的なFinTech企業への出資案件や、FinTech企業との共同開発案件等のプレスリリースを取り纏めたものである。3グループ共に、積極的な取組、例えば、①メガバンク主催のFinTech技術コンテスト開催などを通じて、基本的なFinTech技術を摂取し、積極的にオープンソースを図る動きや、②自行のサービス向上に活用可能なものを導入し、一つ一つ堅実に実用化させる動き、③海外のFinTech企業支援ファンドや、研究機関などと連携することにより、FinTech企業に関する情報収集・協働推進を図る、等が行われていることがわかる。地域金融機関においても、大手地方銀行を中心に、メガバンク同様の動きを始めている。また、他の地域金融機関も、FinTechについて、注意深く検討している様子が窺える。

図表 7-8 3メガバンクグループの動向

時期	メガバンク			フィンテック企業への出資、共同開発案件の発表など
	MUFG	みずほFG	SMFG	
2014年12月		○	○	LINE (LINE Pay) と提携
2015年2月	○			Fintech Challenge 2015、11～12月に実用化
2015年6月			○	GMO Payment Gateway (クレジットカード決済) 出資
2015年7月		○		Moneyforward (個人資産管理-PFM) 提携
2015年8月	○			bitFlyer (ビットコイン取引所) 出資
2015年8月			○	米Plug and Play Tech Center (フィンテック企業支援ファンド) と提携
2015年9月	○			R3 Blockchain Consortium発足と同時に参加
2015年9月			○	第1回SMBCオープンイノベーションミートアップ
2015年10月	○			Moneytree (個人資産管理-PFM) 出資
2015年10月		○		R3 Blockchain Consortiumに参加
2015年10月		○		Moneytree (個人資産管理-PFM) 出資
2015年10月		○		SMART FOLIO (ロボアドバイザー) 開始
2015年10月			○	Moneytree (個人資産管理-PFM) 出資
2015年12月	○	○		freee (クラウド会計ソフト) と提携
2015年12月			○	R3 Blockchain Consortiumに参加
2015年12月			○	国立情報学研究所と共同研究 (ブロックチェーン技術)
2016年1月	○	○	○	SWIFT gpii参加
2016年2月	○			米Plug and Play Tech Center (フィンテック企業支援ファンド) と提携
2016年2月		○		ブロックチェーン技術の実証実験開始
2016年3月	○			Fintech Challenge 2016
2016年3月		○		Moneytreeによるネットバンキングシステム開発
2016年4月	○	○	○	SWIFT gpii試行参加
2016年5月			○	近畿大学産業理工学部山崎研究室と共同研究
2016年6月		○		日本IBMと仮想通貨の活用に向け共同で技術検証を始めると発表
2016年7月	○			米コインベース (仮想通貨取引所) に出資、共同でMUFGコイン開発計画発表
2016年8月	○			日立と共同でブロックチェーン技術で電子小切手開発を発表

出典：筆者作成

IV. 外国為替業務への影響

FinTech が、今後の外国為替業務へ及ぼす影響として、①ブロックチェーン技術の活用、②銀行 API 解放による Big Data・AI 活用、③外国為替コンプライアンスの強化、の3点を指摘したい。

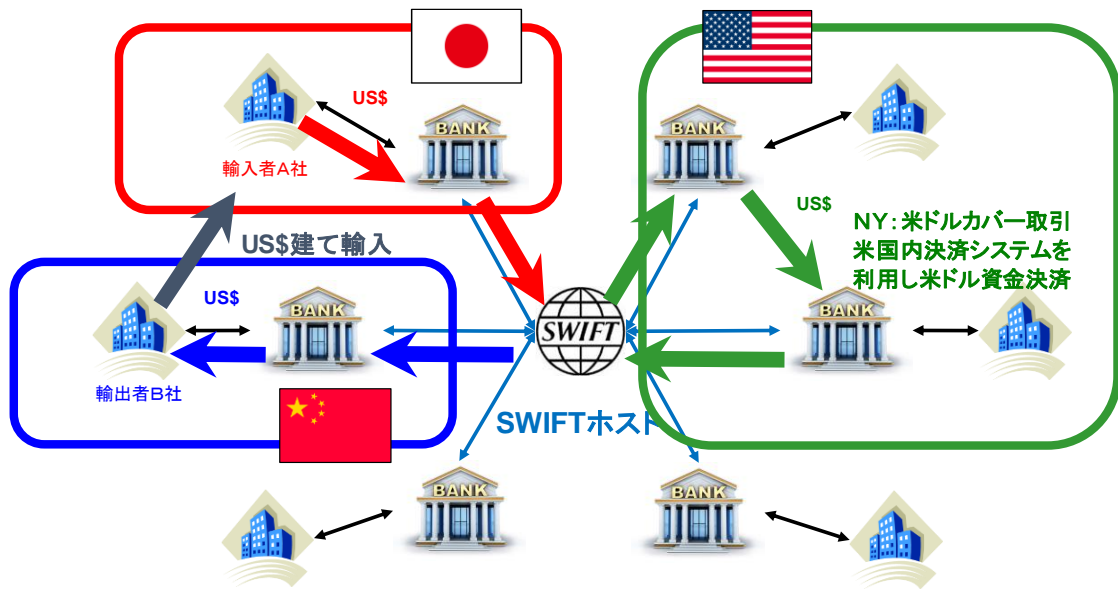
1. ブロックチェーン技術の活用

まず、ブロックチェーン技術の活用による銀行間決済への影響であるが、従来の銀行間決済と比較する形で説明する。

(1)従来の銀行間決済（SWIFT 利用、One Payment 方式）

従来の銀行間決済として、SWIFT を利用した One Payment 方式の事例を取り上げる。
（図表 7－9 参照）仮に中国からの米ドル建て輸入があった場合、日本の輸入者は、銀行を通じて SWIFT に支払指図を送信する。しかし、この電文は直接中国には送信されず、米国で米ドルカバー取引を行う必要から、まずカバー取引関連銀行に電文は送られ、処理完了後初めて中国に送信され、最終的に中国の輸出者への支払いが行われる。この際、従来の銀行間決済では、都度 SWIFT 及び関連する銀行間で電文の送受信手続きが必要な為、①即時決済不可（手続きに時間がかかる）、②銀行手数料等が不透明、③決済経路が一定でない、④大量処理の為、送金資金決済情報が限定される、という 4 つの問題点が発生する。

図表 7－9 従来銀行間決済（SWIFT 利用、One Payment 方式）



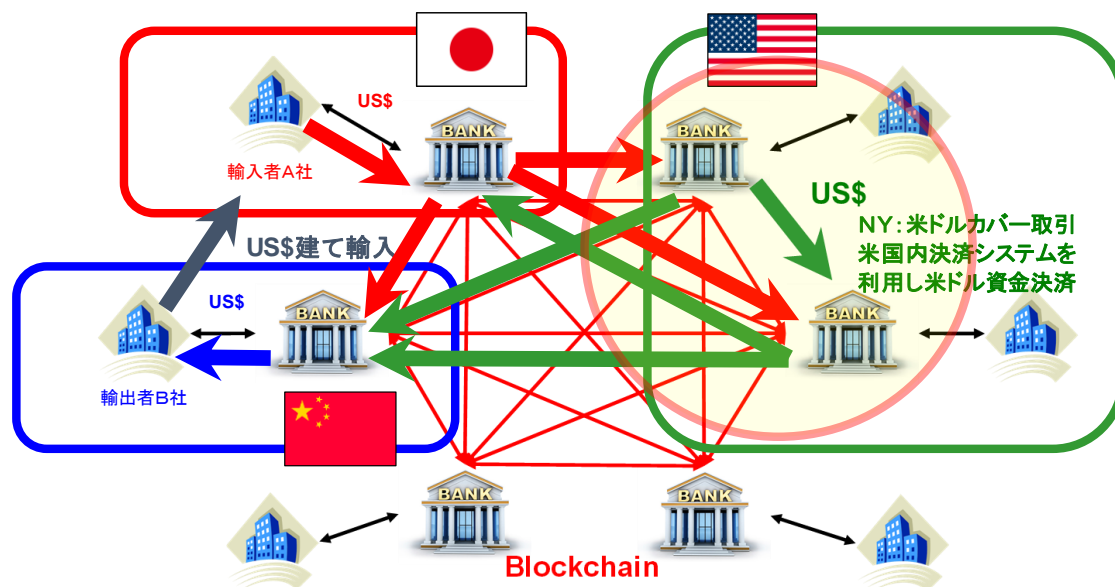
出典：筆者作成

(2)ブロックチェーン技術を利用した決済（R3 の構想する銀行間決済）

これに対し、R3 等の構想するブロックチェーン技術を利用した銀行間決済であるが、同様の米ドル建て輸入取引のケースと比較すると図表 7－10 のようになる。銀行から送信される支払指図は、ブロックチェーンに接続する全ての銀行に同時に送信される。米国で行われるカバー取引も同様に、ブロックチェーンに接続する全ての銀行に同時に送信されることから、中国の輸出者取引銀行は、ブロックチェーン経由でこれら一連の取引内容をリアルタイムに把握することができる。この様に、ブロックチェーン技術の

導入により、①即日決済が可能となり、②手数料等の透明性と予測可能性が改善され、③資金決済の流れを追跡可能となり、④充実した決済情報を送信可能となる等、の改善が期待できる。無論、即時決済を実現する為には、カバー取引も包含した 7days/24hours 体制の構築が必要となるのは言うまでもない。

図表 7-10 ブロックチェーン技術を利用した決済



出典：筆者作成

2. 銀行 API 解放による Big Data・AI 活用

(1) 銀行の外国為替与信判断基準

影響の二つ目は銀行 API 解放による Big Data・AI 活用による効果である。貿易金融等の与信取引を行う銀行が重視するのは、顧客である輸出入者の信用状態と、与信取引の見返り—担保物件の有無とその評価額の 2 点となる。大企業、中小企業共、信用状態は、財務データ (B/S、P/L 等) により判断される。見返りについては、信用状態が良好である大企業取引では、与信取引に際して担保物件の有無は大きな問題にならないが、中小企業取引では、信用力が相対的に見劣りする分、与信取引を採り上げる際、担保物件の有無とその評価額が、より重要な判断材料となる傾向となる。一般的に担保物件として評価されるものには、各都道府県所在の信用保証協会を始めとする公的機関等が銀行に対して差し入れる借入保証や、不動産、有価証券、預金等に対する担保設定と共に、顧客の取り扱う商品などの動産担保も含まる。

ところで、従来型の与信判断には限界が指摘されている。まず、信用状態の判断材料である財務データ（B/S、P/L等）は、あくまで過去の実績値であり、リアルタイムの信用状態把握には限界があり、また、中小企業取引ではそもそも担保物件の差し入れ能力に限界がある。与信取引契約上、輸出入者の取扱商品が、銀行に対する動産担保の位置づけとなる⁷⁻¹⁴、貿易金融に際しても、担保管理が困難であることから、別途担保物件の差し入れを要することが多い。

(2) Big Data・AIによる与信判断

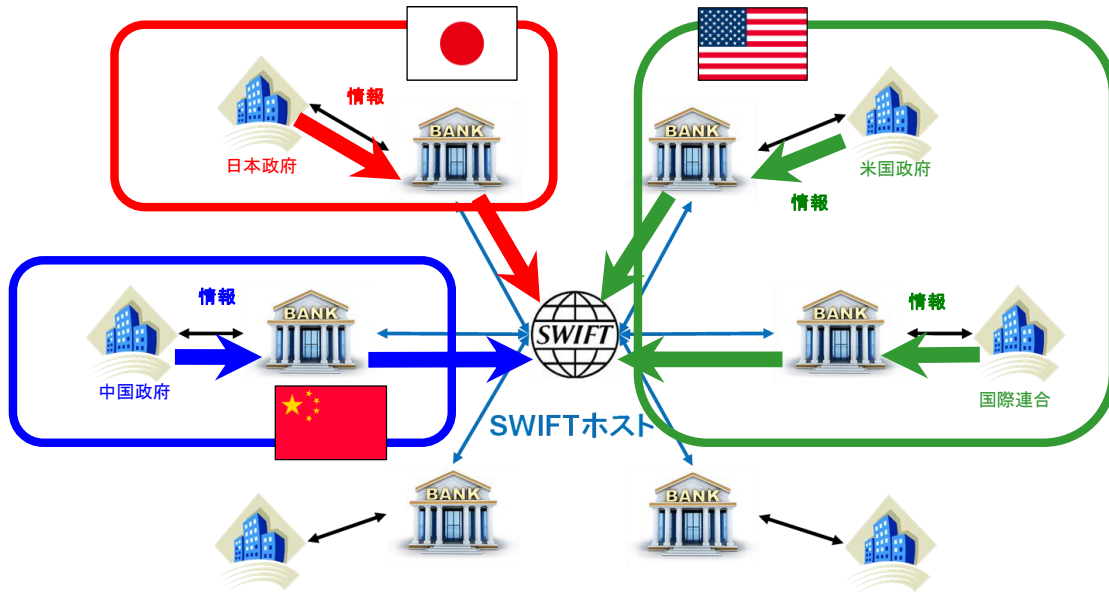
この問題を解決する為に、銀行API解放によるBig Data・AIによる与信判断が有効だと考えられる。API解放により、銀行と、クラウド会計、電子モール、公的機関等にある情報の連携が可能となり、①顧客（輸出入者）の信用状態及び、②与信取引の見返り—特に動産担保に活用できると期待できるからである。まずクラウド会計との連携、電子モール上の商流データ（販売、仕入量の推移）等から得られるBig DataをAIにより解析し、異常値を検知することができれば、リアルタイムに信用状態把握が可能になる。また、公的機関の申請データにより当局宛申請時期を把握することや、物流データにより荷物の現在地を把握することで、担保管理の精度向上が可能となる。これらのことから、銀行API解放により与信判断の向上が期待できる。

3. 外国為替コンプライアンスの強化

(1) 従来コンプライアンス管理体制（各国政府による個別チェック）

影響の三つ目は、外国為替コンプライアンスの強化である。従来コンプライアンス管理体制は、各国政府による個別チェックに基づくもので、それぞれの国が当該国の金融機関を通じて法令遵守を図っている。国別に情報伝達・指導が行われることから、①即時情報共有が不可能で、徹底までに時間がかかり、不徹底のリスクもあること、②相手国との連携が前提になっていない（国による温度差がある）ことが挙げられる。（図表7-11参照）

図表 7-1-1 従来のコンプライアンス管理体制

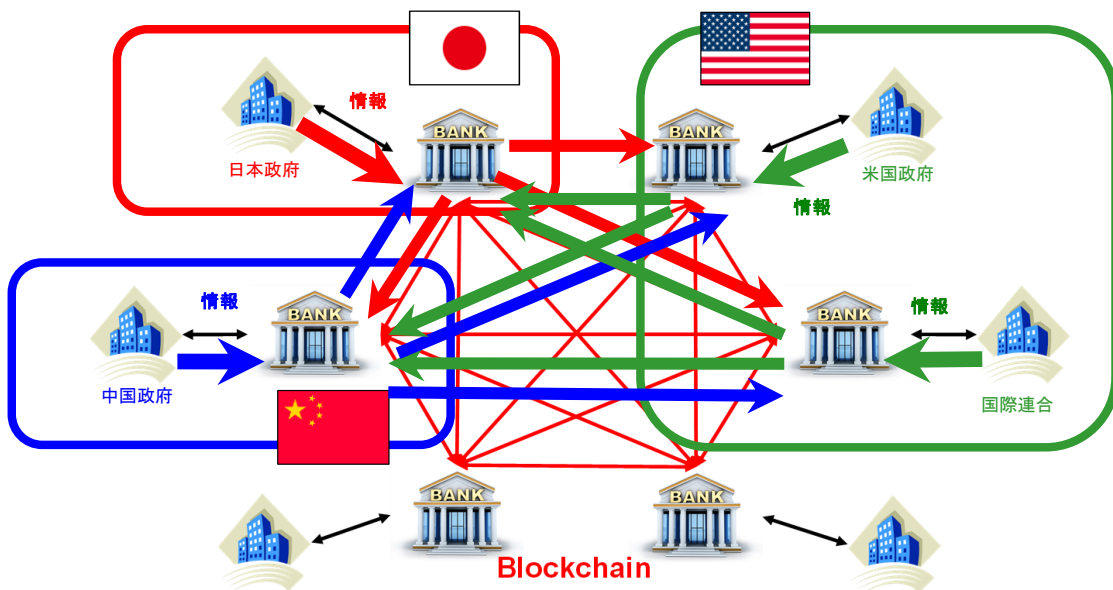


出典：筆者作成

(2) ブロックチェーン技術を利用したコンプライアンス管理体制

これに対し、ブロックチェーン技術を利用した場合、コンプライアンス管理体制は図表 7-1-2 のようになる。

図表 7-1-2 ブロックチェーン技術を利用したコンプライアンス管理体制



出典：筆者作成

ブロックチェーン技術を導入することにより改善が期待できる点とは、①即時情報共

有が可能で、各国政府自体が、ブロックチェーンに参加することも可能であること、②相手国とスムーズな連携が可能で、例えば国連安保理決議履行等に有効であること等が挙げられる。但しブロックチェーン技術を導入しても、個別の国毎の法制度の違いは残るので、国同士の擦り合わせが必要なのは言うまでもない。

4. FinTech 活用の意義・留意事項

(1)FinTech 活用の意義

FinTech の持つポテンシャルは大きいと思われる。①銀行業務の効率化、②与信管理の高度化、③システム維持コストの削減、④コンプライアンス管理の高度化を始めとする銀行業界のメリットのみならず、①新しい金融サービスによる利便性享受、②取引のスピードアップ、③金融コストの削減効果、④金融サービスの選択肢の増加、等の利用者のメリットも大きい。これら多くのメリットを享受する為に、既存の金融機関は、積極的に FinTech 企業との協働を推進し、技術を早急に吸収することで、生き残りを図る必要があると思料する。これに加えて政策当局も、FinTech 企業がスムーズに新規参入や、既存の金融機関との協働が可能となる、法制度作りが急務である。

(2)FinTech に対する留意事項

一方で、FinTech の持つリスク、ウィークポイントの見極めも肝要である。まず、FinTech のリスクとして、①API における情報の過度な集中、(意図せざる) ディスクローズまたは漏えい、②AI の誤判断に起因する損害に対する責任の所在が未だ明確化されていないこと、③ブロックチェーンについては、スーパーコンピュータ等隔絶した技術の持ち主や、国家権力の介入により計算競争環境が恣意的なものにされる、所謂 51% リスクが挙げられる。

また、FinTech のウィークポイントとして、①国家間の合意形成が困難であることから、コンプライアンス管理体制が期待通りには動きにくいこと、②FinTech 企業自体の業歴が浅く、伝統的な金融機関対比、信用力が劣後するので、利用者保護についての対策が必要なこと、等が挙げられる。

FinTech は、その技術を使用すること自体が目的ではない。技術的なハードルをクリアし、技術的な抜け道を完全に塞いだ上で、実用化する等、慎重な取組が必要であることは言うまでもない。

第2節 BC (DLT) 技術の発展

I. BC (DLT) の現状

現在、FinTech を活用した革新的な金融取引手法が、銀行の業務に影響を与えている。中でも、ブロックチェーン技術 (Blockchain-BC) と呼ばれる、分散台帳技術 (Distributed Ledger Technology-DLT (以降 BC (DLT) とする)) は暗号資産 (仮想通貨) の基盤として注目され、国内外で資金決済業務に関する活用計画が数多く存在する。しかし、現状これらの取組みは、送金決済を対象にしたものが中心である。他方、貿易金融に不可欠な荷為替手形取引全体を一気に代替する BC (DLT) 技術の開発は、一部に試行されているものの、その当事者が多種多様であり、全ての当事者を包含する BC (DLT) の開発は難航すると予想されている。本節では、この問題の解決手法として、複数の BC (DLT) 間で異なる仮想通貨の交換や決済を安全に実行する技術であるアトミック・スワップ (Atomic Swap-AS) に着目する。我が国では 2017 年に暗号資産 (仮想通貨) を対象とした実証実験が開始され、将来的に複数のスマートコントラクト (契約制度のデジタル化) を接続することも想定している。本節では、AS を活用して貿易取引当事者毎に設立した複数の BC (DLT) を結ぶ、(仮想) 荷為替手形取引について検討したい。

1. BC (DLT) の定義と類型

(1) FinTech の勃興

現在、FinTech を活用した革新的な金融サービスが、銀行の伝統的な 3 つの固有業務である、預金業務、貸出業務、為替業務に影響を与えつつある。筆者は、FinTech の根幹となる 3 つの技術的基盤、①アプリケーション・プログラミング・インタフェース-Application Programming Interface, API、②人工知能-Artificial Intelligence, AI、③BC (DLT) 技術を挙げ、特に BC (DLT) の持つ、①可観測性-Observability による当事者間の合意確保、②検証可能性-Verifiability による合意内容の履行確保、③私的自治-Privity によるチューリング完全、の 3 つの特徴は金融機関内の勘定系システム、証券、国内外送金等の決済システム更新を始め、将来的にはスマートコントラクトや、仮想通貨の技術的基盤に活用することが期待されていることを指摘した。また、

現在 FinTech 企業が開発中の決済サービスが、信用状取引等の貿易代金決済そのものを代替する迄成長するかどうかは未知数であるものの、これを支える SWIFT や各国の決済システムに、BC (DLT) 技術を導入することで、①即日決済の実現による取引速度向上、②手数料等の透明性と予測可能性確保、③資金決済状況の追跡能力向上、④充実した決済情報送信の実現等、改善が期待できると指摘した。

(2)BC(DLT) の 3 類型

全国銀行協会では、2015 年 12 月、金融審議会の決済業務等の高度化に関するワーキング・グループが発出した金融審 (2015) ⁷⁻¹⁵⁾ の提言を踏まえ、銀行業界での BC(DLT) 活用可能性と課題を考察するとともに、実用化に向けて検討を行った。その結果公表された、全銀協 (2017a) ⁷⁻¹⁶⁾ では BC(DLT) について、参加者の公開範囲・制限内容によって、①パブリック型、②コンソーシアム型、③プライベート型の 3 つの類型に分類し、以下の通り定義している (図表 7-13 参照)。

① パブリック型 BC(DLT)

誰でも参加可能なオープンな BC(DLT) であり、悪意のある者が参加するリスクを排除できない為、一般に悪意のある者が改竄等を行うインセンティブを削ぐ必要があり、厳格なコンセンサスアルゴリズム (図表 7-14 参照) であるプルーフ・オブ・ワーク Proof of Work, PoW の採用が必須となる。パブリック型 BC (DLT) の活用事例の典型がビットコイン等に代表される仮想通貨である。

②コンソーシアム型 BC(DLT)

一定の条件を満たす者のみが参加資格を有する形態の BC(DLT) であり、参加者を信頼できる者に限定することで、悪意のある者が参加するリスクを低減し、よりユースケースに適した (例えば、処理速度の速い、ファイナリティが確保できる) コンセンサスアルゴリズムの採用が可能となる。具体的にはネットワーク上の参加者の 1 人がプライマリ (リーダー) となり、自らを含む全参加者に要求を送り、その要求に対する結果を集計して多数を占めている値を採用することでブロックを確定させる方式のアルゴリズムである Practical Byzantine Fault Tolerance, PBFT を採用できる。一般に、企業間取引での活用に適している。

③ プライベート型 BC(DLT)

単一組織内で運営する形態の BC(DLT) であり、社外との間で情報共有を行わない為、情報の秘匿性の確保が可能となる。社内システム等に利用される集中管理型システムの

代替として利用が検討されている。

図表 7-13 BC(DLT) の 3 類型

	プライベート型	コンソーシアム型	パブリック型
管理者	単独の機関	複数のパートナー	存在せず
ノード参加者	管理者による許可制		制限なし
合意形成 〔コンセンサス アルゴリズム〕	厳格ではないことが可能 PBFT等の分散コンセンサス形成アルゴリズム（悪意のある参加者を前提としないコンセンサスアルゴリズムの採用が可能）		厳格であることが必要 PoW等、悪意のある参加者を前提とする方式
ファイナリティ	PBFT等のコンセンサスアルゴリズムを採用することで、ファイナリティを確保することが可能		チェーンが分岐し、ファイナリティが不確定となる（確率的となる）
取引速度	高速		低速

現在、金融業界が実証実験のターゲットとしているBC(DLT)

仮想通貨の基盤に利用されているBC(DLT)

出典：全銀協（2017a）⁷⁻¹⁶14頁【図表3】を基に加筆修正

図表 7-14 主要コンセンサスアルゴリズムの類型と特徴

Proof of Work (PoW)	多大な計算量が必要な問題を最初に解いた者がブロックを作成できる仕組み。大量の参加ノードにも対応できる特徴がある。同時に複数のブロックが作成された場合、参加ノード内の多数派が認めたブロックを正とすることで分散環境特有の問題を回避している。ただし、P2Pネットワーク上での情報共有においては参加ノード間でタイムラグが生じることから、ファイナリティを完全には確定できない ¹¹ 。例えば、今まで正としていたブロックとは別のブロックが多数派に認められた場合は、当該ブロックを無効とし、別のブロックに切り替えなければならない（チェーンに分岐が生じ得る）。また、承認まである程度の時間がかかるため、リアルタイム性にも欠ける。
Proof of Stake (PoS)	「大量の資産を所有する参加者は、その価値を守るために、システムの信頼性を損なうことはしない」という推定概念にもとづき、資産量をより多く所有する承認者が優先的にブロックを作成できる特徴を持つ。これによって、ハッシュ計算の負荷が下がり、PoWと比較してリソース消費が小さくなるというメリットがある。ファイナリティが確定できない（チェーンに分岐が生じ得る）点やリアルタイム性に欠ける等の課題はPoWと基本的に同一である。
Proof of Importance (PoI)	仮想通貨NEM (New Economy Movement)に採用されているコンセンサスアルゴリズム。ネットワークに対するユーザーの「重要度」によってブロックが生成される。重要度は、アカウント内の残高と過去の取引数にもとづき決定される。悪意ある行為を予防するため、残高や取引数の計算方法についてルールが設けられており、高額の残高を持っているだけでは重要度が上がらない仕組みとなっており、PoSに比べより複雑な優先順位決定が行われる。ファイナリティの確保に関しては、PoW、PoSと同一の課題がある（チェーンが分岐し得る）。ただし、重要度に従ってブロックの生成が行われるため、PoWと比較して性能（処理速度等）は比較的確保しやすくなる。
Practical Byzantine Fault Tolerance (PBFT)	ネットワーク上の参加者の1人がプライマリ（リーダー）となり、自らを含む全参加者に要求を送り、その要求に対する結果を集計して多数を占めている値を採用することでブロックを確定させる方式のアルゴリズム。ブロックの確定に必要なノード数は予め定められており、不正なノード数をfとすると全体のノード数は3f+1必要となる。参加者の増加に伴い合意形成に要するメッセージ量が指数関数的に増えるとともに、合意形成の時間も長期化するため、通常は上限を必要とする（一般的には10～20の参加者が適当とされる）。合意を得てからブロックを生成するため、チェーンの分岐が生じず、PoWやPoSの弱点である分岐後のファイナリティ判定の不確実性を解消することが可能。Hyperledger FabricやEris等のコンソーシアム型を想定したブロックチェーン基盤において採用されている。

出典：全銀協（2017a）⁷⁻¹⁶12-13頁【BOX1】

BC(DLT)はユースケースに応じて公開範囲に制限を加えること等、適切な形態が選択

され、これに適したコンセンサスアルゴリズムの採用することとなる。

II. BC (DLT) 技術を活用した試行

1. 政府・業界団体の BC (DLT) 検討状況

(1) 経済産業省

ここで、わが国政府・業界団体の検討状況について紹介したい。第1節でも紹介した通り、2015年10月、経済産業省の主導で、「産業・金融・IT融合に関する研究会 (FinTech 研究会)」が発足し、翌年4月同省より委託を受けた野村総研 (2016)⁷⁻¹⁷⁾が公表され、BC (DLT) 技術活用のユースケースとして14分野が指摘された (図表7-7参照)。

その後も、三菱総研 (2017)⁷⁻¹⁸⁾、日本総研 (2018)⁷⁻¹⁹⁾が公表され、後者において BC (DLT) 活用が検討されている17テーマ (図表7-15参照)、BC (DLT) の社会実装が期待される6テーマ (図表7-16参照) が指摘され、具体的事例も紹介された。

図表7-15 BC (DLT) 活用が検討されているテーマ

分野	テーマ
医療・ヘルスケア	治験データ管理システム
	医療機関カルテ共有システム
物流・サプライチェーン・モビリティ等	BtoC小売のトレーサビリティ
	食の安全関連トレーサビリティ
	CtoCサービスのトレーサビリティ
	スマート宅配ボックス
	携帯電話の修理における契約情報処理
	電力融通取引
保険	保険金支払い査定情報流通
IoT	IoTデバイス管理・制御
スマートプロパティ	コンテンツの利益分配・利用許諾管理
	議決権行使システム
	不動産の権利処理
	データ流通プラットフォーム
デジタル・アイデンティティ	KYCプラットフォーム
	転職活動における証明書管理
	シェアリングサービス向け本人確認サービス
ポイント・地域通貨	ポイント管理

出典：日本総研 (2018)⁷⁻¹⁷⁾6-8 頁より抜粋

図表 7-16 BC(DLT)の社会実装が期待される6テーマ

分野	テーマ
医療・ヘルスケア	治験データ管理プラットフォーム
	医療機関カルテ共有システム
物流・サプライチェーン・モビリティ等	食品トレーサビリティ
	製造業におけるトレーサビリティ
公共	公的ID、登記、政府調達等のシステムに活用
IoT	M to M 少額取引
	IoT デバイス管理・アクセス制御
スマートプロパティ	コンテンツの利益分配・利用許諾管理
	不動産の権利処理
	データ流通プラットフォーム
シェアリングエコノミー	民泊、ライドシェア、カーシェア

出典：日本総研（2018）⁷⁻¹⁹9-10 頁より抜粋

(2)全国銀行協会

全国銀行協会では、全銀協（2017a）において、銀行業界で「ブロックチェーン連携プラットフォーム（以下 BC(DLT)プラットフォーム）」を整備し、BC(DLT)活用に向けた（中央銀行を含む）関係当局との連携を進め、BC(DLT)に関する国際標準規格への対応戦略や、金融インフラにおける BC(DLT)活用可能性、BC(DLT)に関する安全対策基準の検討を開始する必要性が指摘された。

図表 7-17 でんさいネット、本人確認に関する BC(DLT)実証実験

でんさいネットが実施する実証実験の概要

- でんさいネットは、NTTデータと共同で、全国銀行協会が設置した「ブロックチェーン連携プラットフォーム」上に、「でんさい」のサービスの土台となる機能（「でんさい」の発生や譲渡等）を備えた試作アプリケーションを構築する。
- 実証実験においては、「でんさい」の基本的な取引を再現することで、技術的な評価・検証や課題の抽出を行う。実証実験で行う取引のイメージは下図のとおり。
- でんさいネットは、この実証実験を通じ、ブロックチェーン技術の利用可能性を検証し、でんさいネットシステムの抜本的効率化を目指した取組みを進めていく。

(出所) でんさいネットHP(平成29年10月01日 ニュースリリース「でんさいネットシステムにおけるブロックチェーン技術の利用可能性に係る実証実験の実施について」)

ブロックチェーン技術を活用した本人確認(KYC)高度化プラットフォーム構築の実証

- デロイトトーマツとメガバンク3行は、「本人確認(KYC: Know Your Customer)高度化プラットフォームにおけるブロックチェーン技術の適用に関する実証」を7月から開始。
- 実証では、現状、各金融機関で行っている本人確認事務手続きの一部を新たに設立する共同運営機関で行うとともに、参加する金融機関の判断で、当該顧客の本人確認を既に実施した他の金融機関の確認結果を利用すること等により、本人確認等の事務手続きを簡素化する仕組みを設けることを想定。仕組みの模式図は下図のとおり。
- 本実証実験は、金融庁が設置した「FinTech実証実験ハブ」における支援が決定した第1号案件。

© 2017. For information, contact Deloitte Tokaiwa Consulting LLC.

(出所) デロイトトーマツHP(平成29年7月21日 ニュースリリース「ブロックチェーン技術を活用した本人確認(KYC)高度化プラットフォーム構築の実証を開始」)

出典：全銀協（2017b）⁷⁻²⁰26 頁

そして、これらを踏まえ銀行業界と FinTech 企業との間で BC コミュニティを形成していくべきとの提言がなされた。

BC(DLT)プラットフォームにおける実証実験は、2017年9月に実証実験環境を提供するベンダー4社の選定を行った上で、同年10月開始した。同年11月でんさいネットにおいてもBC(DLT)実証実験を開始した。金融庁による決済高度化官民推進会議で公表された全銀協(2017b)⁷⁻²⁰⁾は、でんさいネット、本人確認に関するBC(DLT)実証実験を具体的事例として紹介している(図表7-17参照)。

2. 民間によるBC(DLT)実証実験

BC(DLT)に関する実証実験は、2015年9月設立の、”R3 Blockchain Consortium”(米R3CEV LLC)や、同年12月設立の、”The global payments innovation initiative - gpi”(SWIFT)、”Global Payments Steering Group - GPSG”(米Ripple Inc.以下Ripple社)等、国際資金決済業務に関する活用計画が数多くある(図表7-18、19参照)。

図表7-18 各国金融機関の主なBC(DLT)活用検討状況

		送金・決済	貿易金融	債券等取引	ローン取引	デリバティブ取引	行内インフラ等	コンプライアンス	その他
地域	北米	Citigroup JPMorgan Chase Wells Fargo ANZ, SWIFT VISA CIBC RBC Barclays Santander Intesa Sanpalo	Bank of America 欧米15 金融機関 Bank of America, HSBC Barclays BNP Paribas UBS	BNP Paribas CIBC Scotiabank State Street HSBC ING SocGen UBS UniCredit UBS	JPMorgan Chase Digital Asset Holdings US Bank Wells Fargo State Street Scotiabank BBVA RBS SocGen等	DTCC Bank of America Citigroup JPMorgan Credit Suisse Barclays	BNY Mellon State Street Citigroup HSBC Credit Suisse 等 ABN Amro BNP Paribas	US Bank Northern Trust CIBC ING BBVA Nordia SocGen UBS等	BNY Mellon (BK coin) Goldman Sachs (SETcoin, etc) CME Group LSE SocGen UBS等 (証券決済) BNP Paribas (本ストレード) みずほ (カナダ・ローダー証券 決済) MUFG (電子契約書)
	欧州	Santander	UBS	UBS					
日本 アジア	MUFG みずほ SMBC SMBC, MUFG みずほ, テロト りそな等 47行 ふくおかFG	Standard Chartered DBS 静岡 オリックス SMBC	MUFG	みずほ SMBC			住信SBI	楽天証券 ソラミツ	

各金融機関が単独で取組んでいる事例(IT企業等との連携を含む)
 コンソーシアム等複数金融機関が連携して取組んでいる事例

出典：全銀協(2017a)⁷⁻¹⁶⁾16頁【図表4-2】に加筆修正

(1)内外為替一元化コンソーシアム(SBI Ripple Asia)

わが国においても、2016年10月にSBIホールディングス(株)及び、Ripple社の合弁企

業である、SBI Ripple Asia(株)の呼びかけで、「内外為替一元化コンソーシアム」が15行の参加により発足し⁷⁻²¹⁾、2017年3月、Ripple社開発のBC(DLT)に基づくシステムを利用して、外国為替及び内国為替を一元的に取扱う決済プラットフォーム「RCクラウド」を構築した⁷⁻²²⁾。

図表7-19 わが国金融機関の主なBC(DLT)活用検討状況

発表日	実施行(参加行)	概要
2015年12月	住信SBIネット銀行	ブロックチェーン技術を活用した将来の基幹・業務システム構築を目的とした実証実験を開始
2016年2月	みずほ フィナンシャルグループ	国内企業4社との協働によるサプライチェーン業務を対象とした実証実験を開始
2016年2月	みずほ フィナンシャルグループ	海外ITサービスプロバイダとの協働による、国境を越えた複数国間の文書情報共有ならびに独自通貨の実証実験を開始(※2017年2月に完了)
2016年3月	みずほ銀行	富士通と国境を越えた証券取引の決済プロセス効率化に向けた実証実験を実施
2016年3月	ふくおか フィナンシャルグループ	ポイント交換や各種決済サービス等の新たな金融サービスへの適用可能性に向けた検証を開始
2016年6月	みずほ フィナンシャルグループ	決済業務におけるブロックチェーンの適用可能性および仮想通貨の実現性についての評価等を開始
2016年7月	みずほ フィナンシャルグループ	R3コンソーシアムにおける協働プロジェクトとしてブロックチェーンを活用した国際送金の実証実験を開始
2016年7月	静岡銀行 オリックス銀行	貿易金融をテーマとしたブロックチェーン適用に関する実証実験を完了
2016年8月	三菱東京UFJ銀行	シンガポールにおいて、小切手の電子化を対象としたブロックチェーン技術活用の実証実験を開始
2016年11月	みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャルグループ、三井住友銀行(ブロックチェーン研究会)	国内の銀行間振込業務におけるブロックチェーン技術の実証実験を実施
2016年11月	山陰合同銀行	ブロックチェーンを活用した電子マネーの実証実験を開始
2017年1月	岩手銀行	ブロックチェーン技術を活用したサービスの実証実験を開始
2017年2月	三井住友銀行	貿易分野におけるブロックチェーン技術の適用可能性に関する実証実験開始

出典：全銀協(2017a)⁷⁻¹⁶⁾18頁【図表5】

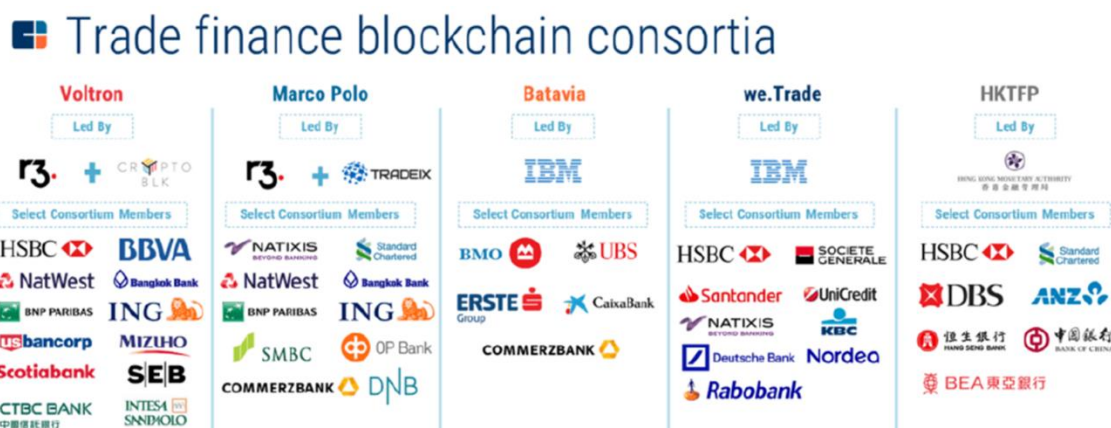
現在、同コンソーシアムには、3メガバンクを始め、61行が参加しており⁷⁻²³⁾、2017年12月には、韓国の大手2行、日本側37行が参加した外国送金の実証実験を開始した

7-24)。更に、2018年3月には住信SBIネット銀行、スルガ銀行、りそな銀行の3行によるスマートフォン向け送金アプリの先行商用化も発表された⁷⁻²⁵⁾。

(2)R3CEV (米国)

第1節で紹介した2014年設立のBC(DLT)開発企業、R3CEV LLCの主宰するR3 Blockchain Consortiumは、2015年の結成以降メンバーを増やしており、2018年現在100超の銀行、証券会社、中央銀行、規制当局に加え、70社のBC(DLT)開発企業が参加している。R3はCordaというオープンソースのBC(DLT)プラットフォームを開発し、証券決済システム、外国為替資金決済システム、仮想通貨の基盤をその主要なターゲットとし、これを基盤とするVolton、Marco Polo等のコンソーシアムが数多く立ち上げられている^{7-26) 7-27)} (図表7-20参照)。

図表7-20 BC(DLT)を活用した貿易金融コンソーシアム



出典：CBINSIGHTS⁷⁻²⁷⁾

(3)Global Payments Innovation initiative (SWIFT)

第1節で紹介した、SWIFTの「Global Payments Innovation Initiative (gpi)」⁷⁻²⁸⁾であるが、その参加金融機関数は、2016年1月の45行を皮切りに2018年7月現在180行以上が参加しており、外国送金の25%がgpiを利用していると報告され、2020年にはSWIFTに加盟する10,000超のユーザー全てがgpiに接続させる方針であることが発表された⁷⁻²⁹⁾。注目すべきは、2018年3月にBC(DLT)を利用した資金決済を実証実験が完了し、リアルタイム流動性モニタリングと預け勘定の照合自動化に関するSWIFTの業務要件を満たし、必要な情報量を処理できることが発表された。具体的には、①リアルタイムでの入出金の管理、②取引状況の通知、③完全な監査証跡、④予想および資金化済

残高の可視化、⑤リアルタイムでの口座入出金コンファメーション、⑥ペンディング中の取引、関連の事情の確認、⑦当局報告用データの生成、が可能となり、広範囲にわたる外国送金業務が BC (DLT) にて処理可能であることが実証された。

Ⅲ. BC (DLT) の限界

1. BC (DLT) の構造上の限界

(1) BC (DLT) の計算速度

BC (DLT) の限界として、まず指摘されるのが計算速度である。特に Bitcoin に利用されるパブリック型 BC (DLT) に関する中島報告 (2017)⁷⁻³⁰⁾によれば、2017 年 3 月 13 日時点でのブロックサイズ (24 時間平均で 0.96MB)、トランザクション数 (約 24 万件/日) をベースとしブロック生成時間を 10 分とすると、処理性能は 2.9 トランザクション/秒程度となり、これが Bitcoin の最大処理性能とされている。しかし全銀ネットで行きわたる国内振込件数をみれば、2018 年 3 月で、1 日平均 6,220 千件、金額 13 兆円弱、最大 22,725 千件、金額 60 兆円弱となっており規模が桁違いであることが分かる⁷⁻³¹⁾。この為、決済システムに適応可能な水準にまで、BC (DLT) の処理性能を向上させる為には、①ブロックサイズの拡大、②ブロック生成時間短縮、③適正なレベルのコンセンサスアルゴリズム採用、のいずれかが必要であるとの指摘がなされている。

(2) BC (DLT) のセキュリティ

もう一つの限界として指摘されるのが、BC (DLT) のセキュリティに関するものである。日経新聞 (2017)⁷⁻³²⁾に掲載された「ザ・ダオ (The DAO、以下 DAO)」事件に関する一連の報道では、DAO が 1 万人超の個人から集めた約 156 億円に相当する仮想通貨イーサリアムの 1/3—約 50 億円をハッキングによって不正に作成された「子 DAO」に移され、DAO は過去の取引履歴を操作し、事件を強制的に「なかったこと」にするという方法を採用した。ハッキング攻撃に柔軟に対応できたとする肯定的見解もあった一方で、仮想通貨の取引履歴は、「書き換えられない」という前提の上に成り立っているのに、いざとなれば恣意的な操作で過去の取引を帳消しにできることになってしまうのは極めて重大な問題を孕んでいるといえよう。

(3)金融業界の選択

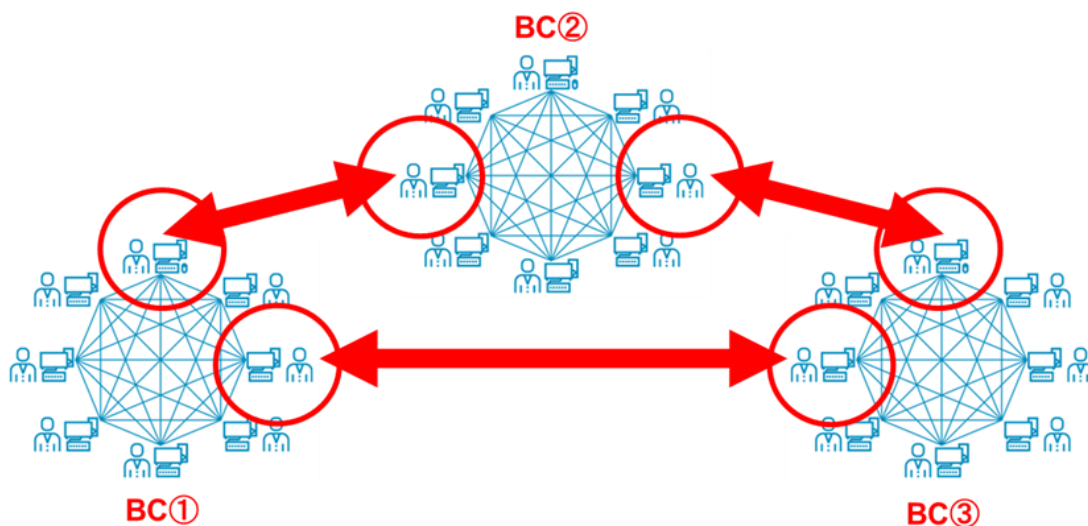
このように、仮想通貨で利用されるパブリック型 BC (DLT) の限界から、金融業界での実証実験ではコンソーシアム型 BC (DLT) が利用されている。しかし、これは BC (DLT) の乱立という問題を招く可能性を孕んでおり、本節では、この問題の解決手法として、BC (DLT) 関連技術の一つで、複数の BC (DLT) 間で異なる仮想通貨の交換等を安全に実行する為に開発された技術である、アトミック・スワップ (Atomic Swap-AS) に着目する。

IV. アトミック・スワップ

1. アトミック・スワップの概要

AS とは、複数の BC (DLT) を接続する技術で、その特徴は、①複数の BC (DLT) 間を BC (DLT) の技術により接続し、②各 BC (DLT) における暗号資産 (以下、仮想通貨) 交換に関わる取引処理を同時履行する、というものである (図表 7-21 参照)⁷⁻³³⁾。

図表 7-21 AS イメージ図



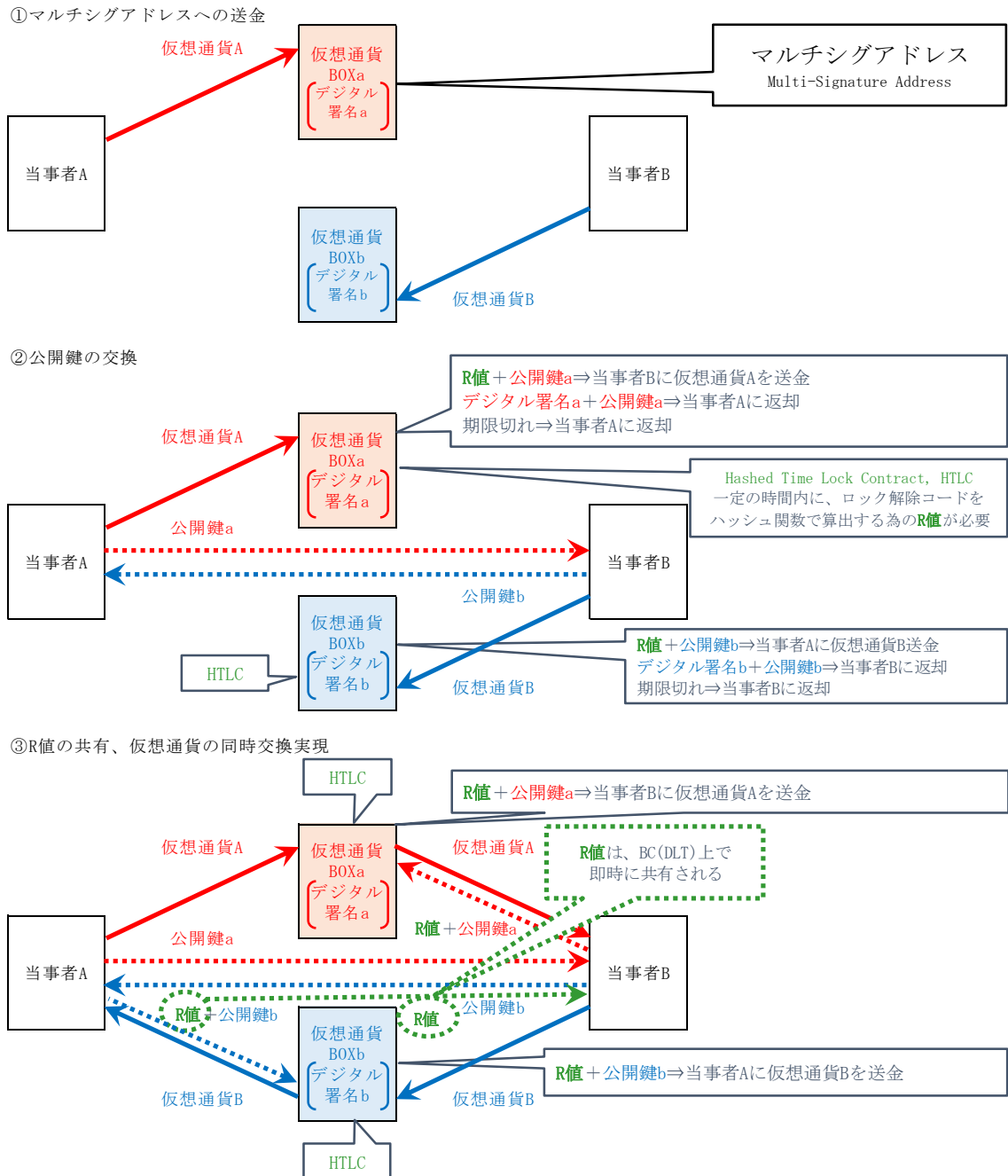
出典：筆者作成

2. AS による仮想通貨の交換

当事者 A が所有する仮想通貨 A と当事者 B が所有する仮想通貨 B を交換する場合、交

換方法は以下の方法がある。まずそれぞれが仮想通貨を別個に送金する場合、一方が送金しないリスクがある。これを防ぐ為に取引所(仲介者)を経由して交換する場合も手数料と時間がかかり、取引所(仲介者)の破綻リスク等が残ることとなる。これらに対してASを利用する場合以下の様になる(図表7-22参照)。

図表7-22 ASによる仮想通貨の交換



出典：筆者作成

当事者 A は仮想通貨 A をマルチシグアドレス—Multi-Signature Address に送金する。マルチシグアドレスは仮想金庫のような役割を果し、便宜上「仮想通貨 BOXa」と呼ぶ。Multi-Signature とは、scriptPubKey (送信先の公開鍵) での条件付けと scriptSig (送信元のデジタル署名) での条件解除にそれぞれ複数の公開鍵とデジタル署名を必要とする機能である。仮想通貨 BOXa の中には当事者 A のデジタル署名 a が内蔵され、公開鍵 a で仮想通貨 A が取り出せるようになっており、Hashed Time Lock Contract, HTLC がこれを制御する。HTLC は一定の時間内に、ロック解除コードをハッシュ関数で算出する為の R 値が必要であり、①R 値と公開鍵 a が呈示されると当事者 B に仮想通貨 A を送金し、②デジタル署名 a と公開鍵 a が呈示される場合及び、③期限切れの場合、当事者 A に仮想通貨 A を返却する。同様に当事者 B も仮想通貨 B を仮想通貨 BOXb に送金し、仮想通貨 BOXb の中には当事者 B のデジタル署名 b が内蔵され、公開鍵 b で仮想通貨 B が取り出せるようになっている。

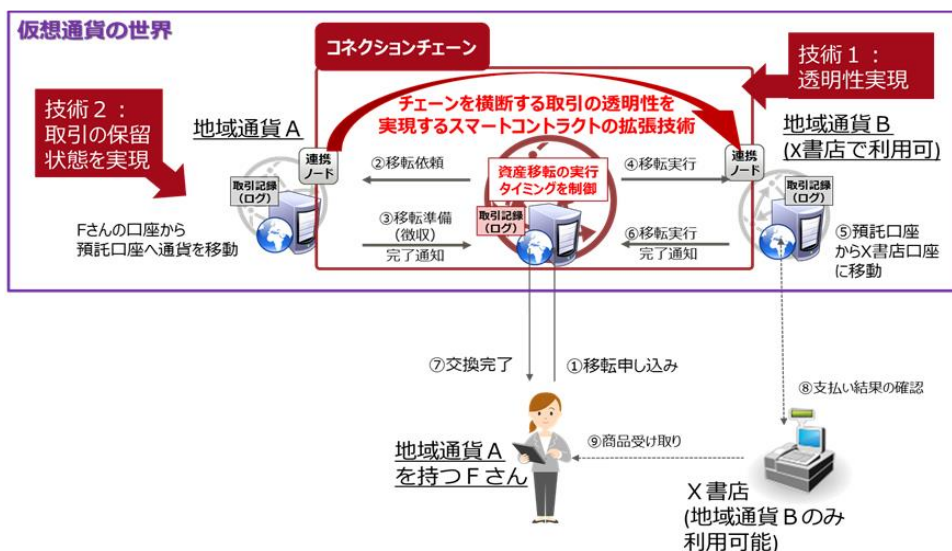
当事者 A が R 値を有する場合、当事者 A はこれに交換した公開鍵 b を添えて、仮想通貨 BOXb を開け仮想通貨 B を取り出す。この際 BC (DLT) 上では当事者 A が呈示した R 値は呈示と同時に当事者 B に共有される。この為、当事者 B もほぼ同時に仮想通貨 BOXa に R 値を呈示することが可能となり、仮想通貨 A を取り出せる。両取引がほぼ同時に履行される為、片方が責任を果たさないということは不可能となる。そして仮に一方の当事者が取引の途中で中止した場合も、HTLC によって一定期間後に仮想通貨が元の所有者に全額返金されるので、持ち逃げリスクもない。

3. AS の事例

我が国では、2017 年 11 月(株)富士通研究所が「コネクションチェーン」開発を発表し、現状は仮想通貨の交換に留まるが、将来的に複数のスマートコントラクトを接続することも想定しているとした⁷⁻³⁴⁾。同社によれば「コネクションチェーン」によって、異なる BC (DLT) で管理される仮想通貨間の決済時に、①複数の BC (DLT) 間を新たな BC (DLT) で接続し、②各 BC (DLT) における通貨交換に関わる取引処理を紐づけることで、全体を一つの取引として自動実行可能とするスマートコントラクトの拡張技術と、各 BC (DLT) での取引処理の実行タイミングを同期させるトランザクション制御技術を開発し、BC (DLT) を横断する場合にも、すべての取引処理が接続用の BC (DLT) に証跡として記録され、取引の透明性の保証が可能とするとした (図表 7-23、24 参照)。今後は、

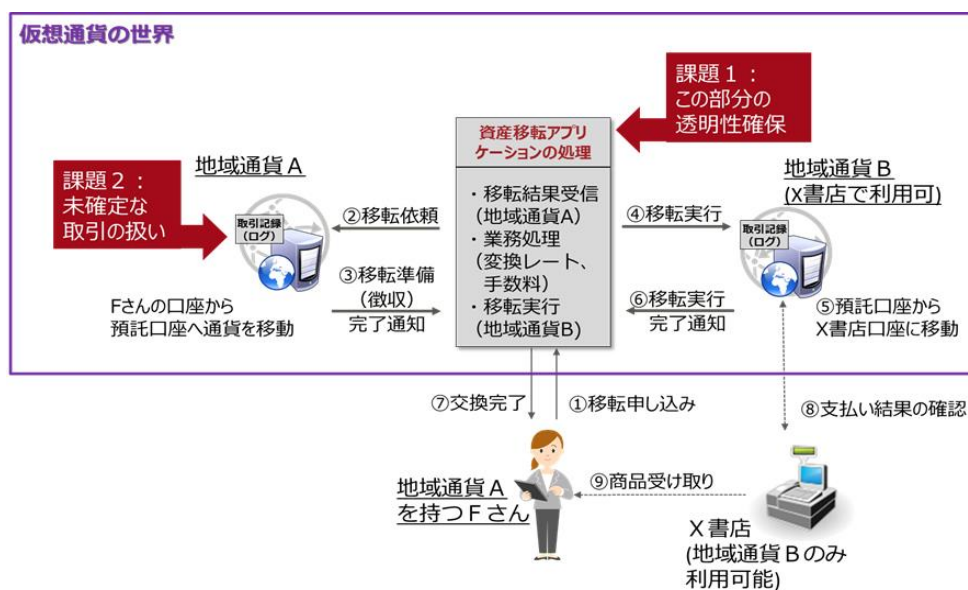
通貨交換のみならず企業間のデータ交換や契約自動化などへ発展させる計画で、2018年度以降の実用化を目指すとしている。

図表 7-23 コネクションチェーン取引図（導入前）



出典：富士通研究所（2017）⁷⁻³⁴

図表 7-24 コネクションチェーン取引図（導入後）



出典：富士通研究所（2017）⁷⁻³⁴

V. 貿易金融への応用・可能性

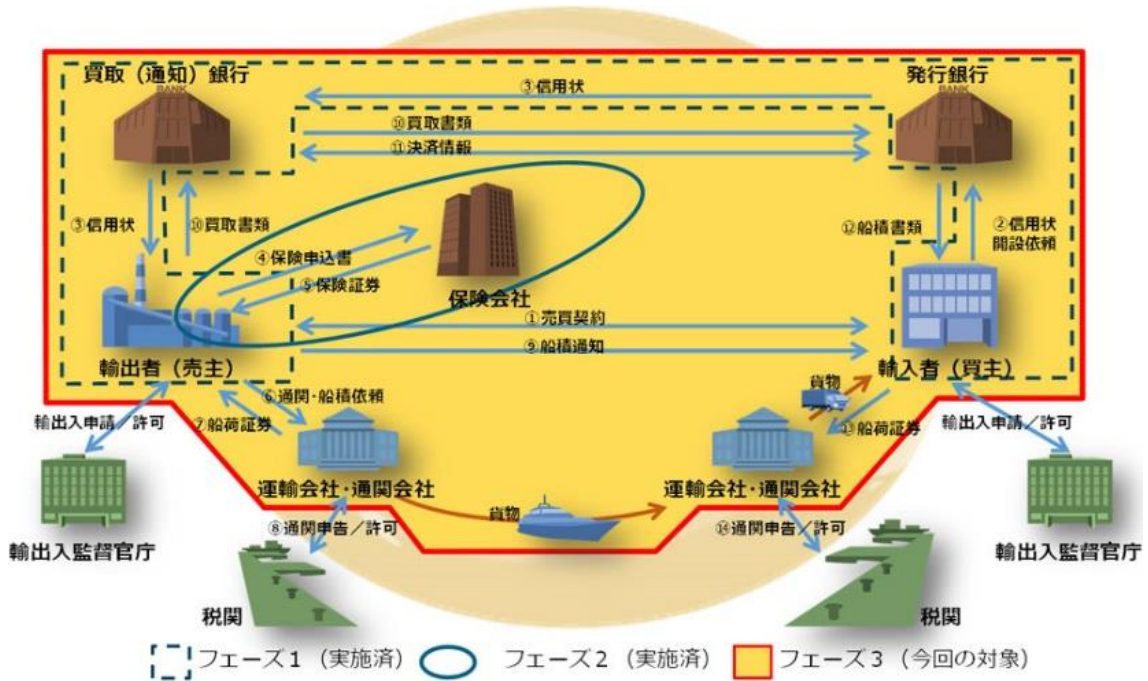
1. 貿易金融への応用

ところで、BC(DLT)実証実験は、概ね送金取引を対象にしたものである。貿易金融を行う上で、必要不可欠な荷為替手形取引全体を一気に代替するBC(DLT)実証試験は送金取引対比多くない。ここでは、NTTデータ(Trade Waltz)、eTradeConnect、we.tradeの3つの実験事例を紹介したい。

(1)貿易情報連携基盤システム(NTTデータ、三菱UFJ銀行)

2017年8月発足の(株)NTTデータ、三菱UFJ銀行等が参加する「ブロックチェーン技術を活用した貿易情報連携基盤」が挙げられる(図表7-25参照)⁷⁻³⁵⁾。

図表7-25 貿易情報連携基盤システム取引図



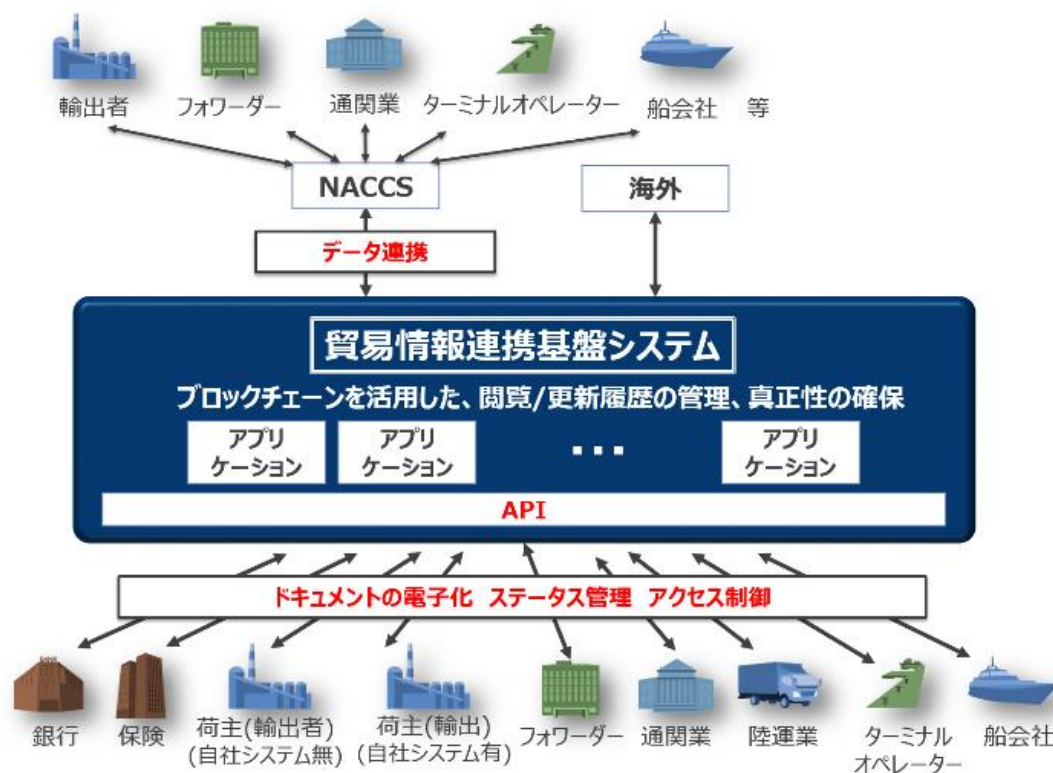
出典: NTTデータ⁷⁻³⁵⁾

同社は、貿易書類のBC(DLT)による電子化推進策として、大手銀行、保険、総合物流、船会社、輸出入者の各業界の大手13社とともに、「ブロックチェーン技術を活用した貿易情報連携基盤実現に向けたコンソーシアム」を発足させた。同コンソーシアムでは、書面による手続きのため多くの人手を介して行われることが課題となっている企業

や業態を跨ぐ情報連携を、BC(DLT)技術を活用した貿易情報連携基盤により円滑に実現し、多くの貿易企業における事務手続きの効率化、迅速化、利便性の向上を図ることを目指すとしていた。

2018年7月には、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が実施する「IoTを活用した新産業モデル創出基盤整備事業」の一環である「IoT技術を活用した新たなサプライチェーン情報共有システムの開発」の委託先に選定され、貿易情報連携基盤システムを利用した実証事業を開始することが発表された。この中で、BC(DLT)を活用した輸出入者・フォワーダー・通関業・陸運業・ターミナルオペレーター・船会社・銀行・保険等を含めた貿易手続きに関わる事業者間で、貨物や手続きなどに関するデータ連携システムを構築するとしている（図表7-26参照）⁷⁻³⁶。また、輸出入・港湾関連情報処理システム-NACCSとのデータ連携により、NACCSで処理される業務との連携を実現する構想である。

図表7-26 貿易情報連携基盤システムを利用した実証事業

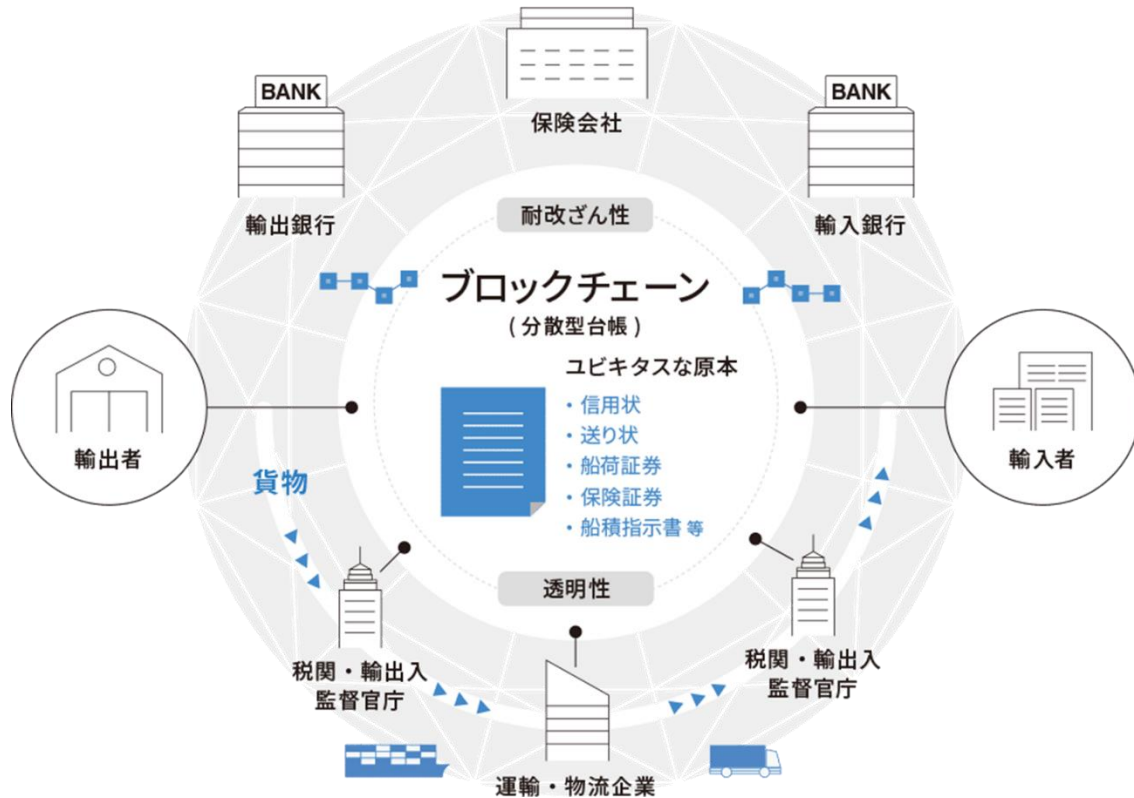


出典：NTT データ⁷⁻³⁶

2020年4月1日には、NTTデータを始め三菱グループを中心に、貿易プラットフォーム「TradeWaltz」をSaaS（Software as a Service）として提供、運営する目的で(株)ト

レードワルツを設立し、同年 11 月には事業開始した（図表 7-27）⁷⁻³⁷⁾。

図表 7-27 貿易プラットフォーム「TradeWaltz」イメージ



出典：(株)トレードワルツ⁷⁻³⁷⁾

(2) 貿易実務高度化における BC (DLT) 実証実験（日本 IBM、三井住友銀行）

2017 年 12 月発表の実証実験⁷⁻³⁸⁾では、三井住友フィナンシャルグループ（三井住友銀行、日本総合研究所）をはじめ、三井物産、商船三井、三井住友海上火災保険、日本アイ・ビー・エムが参加し、取引契約、物流、貨物保険などのドキュメントを電子化し、BC (DLT) により参加企業間で共有することで、記録や貿易手続き時間の短縮、ドキュメント間の齟齬や事務コストの削減、セキュリティ水準の高度化、等を図るとしている。また既存の貿易事務と比較も行い、将来の商用化を視野に、BC (DLT) の実貿易取引に対する有効性を検証するとしている。

三井グループによる BC (DLT) 実証実験の意義であるが、評価できるポイントとしては、本邦初の貿易実務用の BC (DLT) として開発されたことや、すべての貿易当事者が参加することにより、当事者のニーズを汲み取ることが期待できることである。

(3)eTradeConnect (香港)

香港の eTradeConnect は、2018 年 7 月に香港金融監督局 (The Hong Kong Monetary Authority—HKMA) の主導で香港所在の銀行 7 行を中心に発足した。eTradeConnect を運営する香港貿易金融プラットフォーム社 (Hong Kong Trade Finance Platform Company Limited—HKTFPCL) を中心に 12 行で実証実験が進められている⁷⁻³⁹⁾。HKMA は、2018 年 10 月に後述の we.trade との連携を発表した。これは、BC (DLT) 技術による貿易金融システム同士の初めての接続実験となる⁷⁻⁴⁰⁾。

(4)we.trade (欧州)

2017 年 1 月、欧州の最大手 9 銀行と IBM が共同でプラットフォーム (we.trade blockchain platform) の開発を決定し we.trade consortium が発足した。2018 年 4 月には、運営会社として We.Trade Innovation DAC が設立された⁷⁻⁴¹⁾。同年 7 月、we.trade blockchain platform を利用する初の貿易決済 (5 ヶ国に渡り 10 企業が参加した 7 件の貿易決済) が実施され、実用化段階に入った⁷⁻⁴²⁾。

2018 年 10 月、前述の eTradeConnect (香港) との連携を発表し、勢力を拡大しつつある⁷⁻⁴³⁾。2019 年 4 月には EU が発足を公表した BC (DLT) 技術に関する国際基準策定機関 (International Association for Trusted Blockchain Applications—INATBA) へ参加を表明した⁷⁻⁴⁴⁾。加えて同年 8 月には、初の銀行による輸出者宛支払確約 (Bank Payment Undertaking—BPU) を発行が報じられた⁷⁻⁴⁵⁾。

2. BC (DLT) 実証実験・既存の貿易金融電子化の限界

ところで前述の BC (DLT) 実証実験については、その実現可能性に懸念がある点を指摘したい。それは、貿易実務のすべての取引を単一の BC (DLT) 上で実施する場合 (コンソーシアム型)、取引契約、物流、貨物保険など広範囲にわたるデータの処理や、開発当初から参加する企業グループ以外への展開 (汎用化) の目途が立つのか等である。これは、荷為替手形の当事者 (輸出入者、物流企業、銀行、保険、税関、商工会議所、検査機関等) は、業種、規模、種類等、多種多様であり、限られた業界・業務を対象とするならともかく、全ての当事者を包含する BC (DLT) の設立は、当事者の種類、予想されるデータ量、システム構築費用等から、困難が伴うと予想される為である。

これは、奈良 (2015)⁷⁻⁴⁶⁾ が指摘する Bolero を始めとする、既存の貿易金融電子化プ

プロジェクトが結果として普及しなかった原因と同じ要因である。この要因は、現在SWIFTが推進する貿易金融電子化プロジェクトであるTSU-BPO取引や、米essDOCS社による、“CargoDocs Bank Payment Obligation”にも当てはまる。同社は、CargoDocsシステムを通じ、船荷証券等の電子化を実現し、2015年4月には、TSU-BPO取引に応用され、SWIFTもこれに大きな期待を寄せ、次世代TSU-BPO取引、「BPO+」と命名している。しかし、既に指摘した通り、TSU-BPO取引の現状は、わが国のメガバンクや大手外銀等、内外大手銀行により一部大企業向けにのみ提供されるサービスに留まった。そして、TSU-BPO取引が、送金取引、信用状取引等と同等の決済方法として、あらゆる業種、規模の輸出入者に利用され、地域金融機関もサービスを提供できるまで普及するには、①対象取引、②対象顧客の範囲を拡大する必要性を指摘し、それらの対策について提言したものの、一般的な貿易代金決済方法として普及しているとは言い難い。

この問題をクリアする為には、それぞれの当事者が必要なシステムを独自に且つ自由に、必要最小限のコストで構築するのを認めつつ、これら一連のシステムを、何らかの媒介を利用して繋ぐのが最も現実的であると考え。これは、インターネットが、これに参加する当事者が、それぞれ独自に且つ自由に、必要最小限のコストで構築するHPを繋ぐのと同じ発想である。現にこれを実現したインターネットは、世界的に広く普及している。この媒介として本節ではASに着目し、ASを活用して貿易取引当事者毎に構築する複数のスマートコントラクト(BC(DLT))を結ぶ、(仮想)荷為替手形取引を提案したい。

3. AS活用の可能性

(1)AS活用の意義

AS活用の意義であるが、単一BC(DLT)でのスキーム構築には、①取引契約、物流、貨物保険など広範囲にわたるデータが必要であり、②その結果、最大公約数的な質の情報量に甘んじ、③システム更新時に全ての当事者の了解が必要であり機敏なシステム更新が困難である、等の限界が想定される。また、BC(DLT)構築に当たり、その利用者が大企業グループに限定されない汎用性を確保する為には、取り扱いデータのサイズが大きくなる為に、オーダーメイドのシステムにならざるを得ない等の制約が予想される。

他方、ASを活用し複数のBC(DLT)による貿易金融ネットワークを構築することにより、①個々のデータを取扱うBC(DLT)を、業界ごとに構築可能となり、②取引契約、物

流、金融、保険ごとに特化したデータを取扱うことで、データの内容充実、業界ニーズの変化に迅速に対応可能となる等のメリットがあると予想され、より汎用性の高いシステム構築による、その利用者が中小企業を含むことが可能となり、システムの汎用性が高くなると期待できる。

(2)整備すべき BC (DLT)

次に整備すべき BC (DLT) の種類については、以下のようなものが挙げられる。主なものとして、①契約書、所有権登記を管理する BC(DLT)を想定し、契約データ、所有権データ等の記録に利用する契約 BC (DLT)、②船荷証券等の運送書類を管理する BC(DLT)を想定し、荷物引渡データの記録に利用する物流 BC (DLT)、③輸出入申告、関税納付を管理する BC(DLT)を想定し、通関データ、関税納付データの記録に利用する通関 BC(DLT)、④保険証券、保険金クレームを管理する BC(DLT)を想定し、保険契約データ、保険金請求データの記録に利用する保険 BC (DLT)、⑤外国送金、為替手形、信用状取引を管理する BC(DLT)を想定し、資金決済データ、代金請求データ、保証データの記録に利用する金融 BC (DLT)、等が挙げられよう。

他にも、品質証明、原産地証明など各種証明書を管理する BC(DLT)を想定し、品質保証データ、検査データ、原産地データの記録に利用する証明 BC(DLT)や、本人確認-KYCを始めとするコンプライアンスチェックを管理する BC(DLT)を想定し、紛争鉱物データ、制裁対象者データの記録に利用するコンプライアンス BC(DLT)等が必要となろう。

(3)AS 活用のイメージ

これら想定される BC(DLT)を AS で結ぶイメージは、図表 7-28 のようになる。必要に応じて、必要な BC(DLT)の情報が交換されるイメージとなり、あたかも荷為替手形を構成する各種船積書類が、BC(DLT)上のデータに置き換わるイメージである。

(4)貿易金融の将来像

以上を踏まえて貿易金融の将来像について私見を述べたい。

①AS 活用による (仮想) 荷為替手形実現

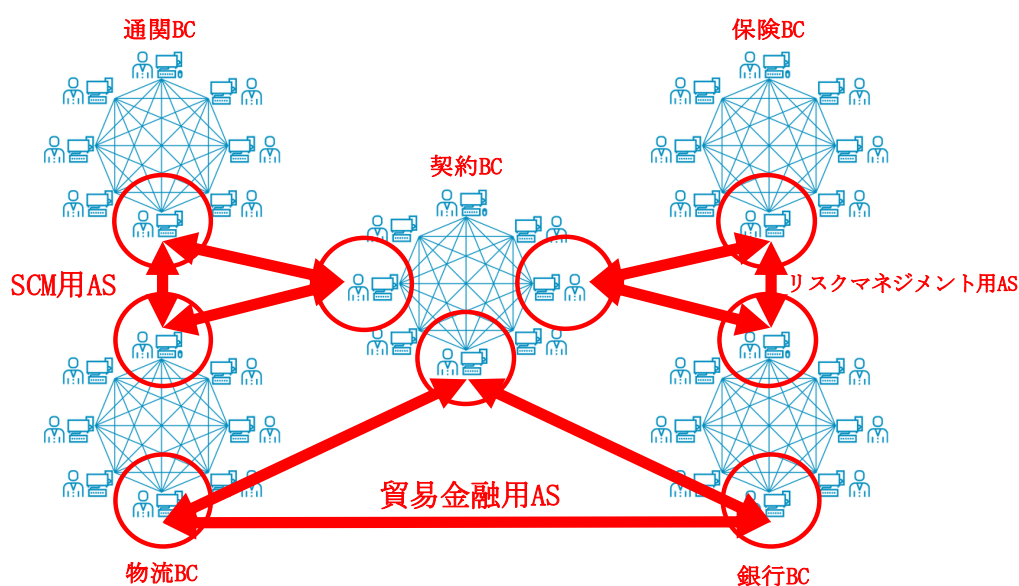
AS 活用により (仮想) 荷為替手形、つまり荷為替手形の電子化を実現が可能だと考える。各当事者による自発的な BC(DLT)ネットワークの構築が行われ、AS による相互連携が完成すると、あたかも、紙と印刷技術の普及が、書類の集合体である荷為替手形を生

んだように、紙に代わる記憶媒体としての BC(DLT)の集合体である、(仮想) 荷為替手形が実現可能となると期待する。

②貿易当事者の役割変化 (Unbundle, Rebundle 化)

そしてこれは、既存の貿易当事者の役割変化 (Unbundle, Rebundle 化) をもたらすと考える。これは、物流業界、保険業界等銀行以外の業界による、貿易金融 (輸出入金融、保証業務、保険業務) への進出を促す要因になり得ると考えるからである。丁度、18C 以降の荷為替手形の普及が、大手貿易商の手による商業銀行 (Merchant Bank) の発展と同様に、(仮想) 荷為替手形取引を通して、BC (DLT) を使いこなす当事者が、銀行以外の新たな貿易金融の主要な担い手になる可能性があると考えられる。

図表 7-28 AS 活用のイメージ



出典：筆者作成

FinTech における BC (DLT) のポテンシャルは大きいと考える。①銀行業界のメリットとしては、銀行業務の効率化、与信管理管理、システム維持コスト削減、コンプライアンス管理が挙げられ、②利用者のメリットとしては、新しいサービスの享受、取引のスピードアップ、金融コスト削減効果、金融サービスの選択肢増加、があげられる。AS の活用は、BC (DLT) 当事者のシステム開発負担を減らし、シームレスに多くの BC (DLT) を繋ぐことで、BC (DLT) そのものの発展にも大きく資すると期待する。既存の金融機関は、異業種との連携も含め、積極的に BC (DLT) を推進する必要に迫られるであろう。また、政策当局は、BC (DLT) は無論、AS に関しても国際的な統一規格制定に関与することが急務であると考えられる。

今後は、①BC(DLT)、AS に関する国際的な取組（法制度整備、標準化に関する取組）や実証実験の動向、②BC(DLT)、AS の推進要件の究明、③業界毎の BC(DLT)化の実現可能性や実務との親和性検証、等を研究課題の一つとしたい。

第3節 TSU-BPO 失敗とその原因

I. TSU-BPO 取引の終焉

1. TSU-BPO 取引終了の経緯

2018年11月23日、Global Trade Review (GTR) により SWIFT が TSU-BPO 取引の将来性について慎重に検討中との報道があった⁷⁻⁴⁷⁾。そして、2019年4月8日、同誌により SWIFT が TSU サービス提供を 2020 年末に終了するとの報道があった。その中で、SWIFT 側は TSU-BPO 取引が一部の銀行および企業に有効に機能しているものの、その採用状況は期待とは異なり限定的であったことを、サービス提供終了の判断理由としている⁷⁻⁴⁸⁾。同年11月に、essDOCS 社によるサービス継承が公表されたものの、SWIFT の TSU-BPO 取引推進は頓挫したかたちとなった。本節では TSU-BPO 取引普及を阻んだ要因を指摘する。

2. TSU-BPO 取引提供停止の影響

(1)既存ユーザーの選択肢

2020 年末の TSU サービス提供停止により、TSU-BPO 取引利用企業は、後述の essDOCS 社が提供するスキームまたは、FinTech を活用した新たな貿易代金決済電子化スキームを採用するか、実用化が間に合わない場合、信用状取引に戻すか、送金取引にシフトする必要に迫られる。早くから TSU-BPO 取引を採用してきたイトーヨーカ堂等の大企業にとっては、取引銀行からの与信も容易に受けることが可能であると予想され、大きな影響は回避できると思われる。他方、送金取引にシフトした場合、BPO が発行されなくなる為、輸出側の企業、特に中小企業については、輸出金融が受けられなくなる懸念がある。TSU-BPO 取引の性急なサービス提供停止は、中長期的には SWIFT や ICC に対する貿易当事者からの信頼低下という悪影響を招く恐れがあると指摘したい。

(2)essDOCS 社による TSU サービス継承

2019 年 11 月、従来から TSU-BPO 取引にセットする形で、電子船荷証券 (eBL) サービスを提供していた essDOCS 社⁷⁻⁴⁹⁾は、SWIFT の TSU のデータ照合システムを事実上引き

継ぐ形で、CargoDocs Transaction Matching Application (Cmatch)の開発を発表した。わが国の三菱 UFJ 銀行を始めとする TSU の主要利用金融機関がこれに参加をする予定であり、当面 SWIFT のサービス提供停止による大きな混乱は回避できる見通しである⁷⁻⁵⁰⁾。

II. TSU-BPO 取引の普及阻害要因

1. TSU-BPO 取引の失敗要因

TSU-BPO 取引失敗の要因であるが、4 点指摘したい。まず第 1 節で紹介した FinTech の急速な発展、特に第 2 節で紹介したように BC(DLT)を活用した貿易代金決済電子化スキームの実用化に目途がつきつつあることである。BC(DLT)の実用化に伴い、従来型の中央サーバー型システムである TSU システムの陳腐化が意識されるようになった上に、TSU システムのリリースより 10 年以上が経過し、同システム自体も更新の必要性が意識されるようになった。SWIFT としては決済システムを始めとする、金融システムの BC(DLT)化を睨んで、TSU への新規投資打ち切りとの判断を下したものと思われる。

2 つ目は、2017 年にスタートした SWIFT の「国際決済イノベーション(Global Payments Innovation Initiative - gpi)」との比較である。TSU と同じく SWIFT により開発された gpi はわずか 2 年の、2019 年 11 月には 3,700 行以上が導入を決定し、570 行以上が実用化段階になり、外国送金取扱件数全体の 56%を超えたと発表されている⁷⁻⁵¹⁾。前述の通り、2007 年以来 10 年以上の時間が経過したにもかかわらず、利用率が全く伸びなかった TSU-BPO 取引とは好対照である。両者の相違点をチェックすることにより、TSU-BPO 取引普及阻害要因の幾つかを指摘することが可能となる。

3 つ目は、拙稿 (2014~2018) で継続的に指摘した TSU-BPO 取引自体が内包する要因である。具体的には、(a)TSU-BPO 取引参加行における与信管理上の問題点、(b)TSU-BPO 取引参加行における事務処理体制構築の負担、(c)貿易当事者における TSU-BPO 取引のデータ作成負担、の 3 点である。

最後にイノベーション普及理論やクリティカル・マス理論に基づき TSU-BPO 取引の普及が進まなかった要因について検討する必要性について指摘したい。

2. SWIFT gpi との比較

(1)gpi の経緯

2015年12月、SWIFTは、従来のホスト型資金決済システム改善を図る為、「国際決済イノベーション (Global Payments Innovation Initiative - gpi)」の発足を発表した⁷⁻⁵²⁾。gpi の目標は、(a)迅速な資金移動により、資金の即日利用を可能とさせること、(b)銀行間手数料の透明性確保及び予測可能性を改善させること、(c)依頼人から受益者までの資金決済状況の追跡を可能とすること、(d)送金情報 (インボイス番号や請求書番号等) の統一性を確保し、着金までの間に改変されないこと、の4点である。

2017年1月に正式リリースされた gpi であるが、前述の通り、その後の導入スピードは目覚ましいものがあり、2019年11月には3,700行以上が gpi の導入を決定し、570行以上が gpi を利用した送金 (以下 gpi 送金) を実施しており、外国送金取扱件数全体の56%を超えたと発表されている。SWIFTは、2020年中に、外国送金取引を全て gpi 送金化することを発表しており、外国送金のデファクトスタンダードとなるものと期待されている (図表7-29参照)。

図表7-29 SWIFT gpi の進捗状況

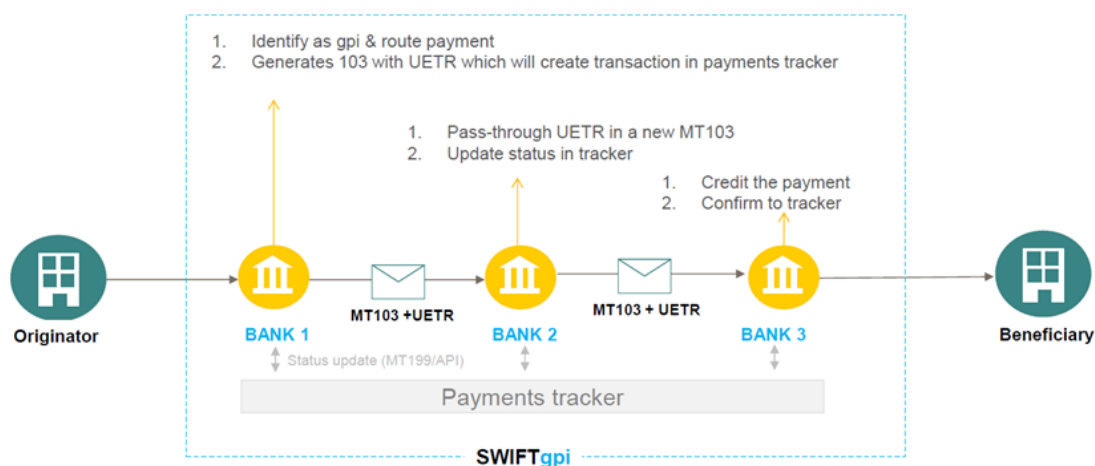
年月	イベント	
2015年12月	国際決済イノベーション (Global Payments Innovation Initiative - gpi) の発足を発表	
2016年1月	大手銀行45行がgpiに参加	
2016年4月	大手銀行21行による実証実験が開始	
2017年1月	gpiサービスが開始	
2017年4月	大手銀行の6行と共にBC (DLT) の機能検証 (proof of concept-PoC) 開始	
2017年5月	gpiトラッカー (unique end to end transaction reference-UETR) が利用可能となる	
2017年7月	大手銀行の22行がBC (DLT) のPoCに参加	
2017年10月	120行以上が導入を決定 BC (DLT) のPoCで実用化に向けた中間報告	24行がgpi送金を実施
2018年2月	150行以上が導入を決定	50以上の決済システムが導入を決定
2018年3月	全ての外国送金にgpiトラッカーを付与することが決定	
2018年4月	リアルタイム送金研究開始	
2018年5月	165行以上が導入を決定 外国送金取扱件数全体の25%を超えたと発表	
2018年7月	2020年末までにすべての外国送金にgpiを適用する方針発表 180行以上が導入を決定	大手銀行50行中、49行が採用
2018年9月	外国為替円決済制度へのgpi機能付与 外国送金取扱件数全体の30%を超えたと発表	
2018年10月	オーストラリア、中国、タイ、シンガポールの銀行による、初のリアルタイム送金成功が発表 gpi導入済みの35行により、BC (DLT) を利用した資金決済の実証実験を開始	
2019年7月	京都銀行が、わが国の地方銀行として初の採用 3,500行以上が導入を決定	520行以上がgpi送金を実施
2019年11月	3,700行以上が導入を決定 外国送金取扱件数全体の56%を超えたと発表	570行以上がgpi送金を実施

出典：SWIFT 公表資料より筆者作成

(2)gpi の概要

gpi の最大の特徴は、gpi トラッカー (unique end to end transaction reference—UETR) である。外国送金の支払指図 (Payment Order—P/O) に利用される SWIFT の電文雛形 103 番 (Message Type 103—MT103) 上に、UETR 情報を追加し、併せて外国送金関連情報の送信に利用される MT199 に外国送金の事務処理状況、手数料明細等の情報を載せて、SWIFT の運用する Payment Tracker に送信することにより、SWIFT が受取人口座入金までの処理状況を把握する (図表 7—4 参照)。外国送金に関連する銀行は、gpi にアクセスすることで、SWIFT から、処理状況についてリアルタイムに情報をチェックすることが可能になった⁷⁻⁵³⁾。SWIFT によれば gpi 送金の内、40%は 5 分以内、50%は 30 分以内、75%は 6 時間以内に着金しており、ほぼ全ての送金について 24 時間以内の決済が実現している。

図表 7—4 SWIFT gpi 取引図



出典：SWIFT⁷⁻⁵³⁾

(3)gpi の成長理由

上記のように急激な成長を遂げつつある gpi 送金であるが、その成長理由として、以下の 4 点を指摘したい。

ア．既存インフラの活用

SWIFT は、将来のシステム構築を見越して BC (DLT) 技術による実証実験を開始しているものの、gpi 立ち上げ時には、既存のインフラを最大限活用しており、Payment Tracker 及び、既存の電文雛形への UETR 対応等、gpi 実現に必要な最低限のシステム更新のみに留めている。これにより SWIFT 自体の設備投資抑制につながりスムーズな移行が実現し

ている。

イ. 取引対象機能の制限

広く貿易金融取引全体を対象とした TSU-BPO 取引と異なり、gpi は外国送金機能のみを対象とした技術革新である。よって、LC や BPO の持つ、支払保証機能や、貿易金融機能は取扱対象外である。取引対象機能を絞ったことにより、システム全体の簡素化を図ることができたことも成長理由の一つである。

ウ. 関係当事者の範囲を限定

将来的な非金融機関への gpi 拡大構想はあるものの、TSU-BPO 取引と異なり、現状は銀行業界内に限定されたシステムである。この為銀行以外の貿易当事者にとって gpi 導入に対する制約は全くない。

エ. 関係当事者の負担を抑制

SWIFT は gpi の利用件数等に応じて、複数のアプリケーションを提供している。これにより、銀行側のコストを最低限なものにすることができる⁷⁻⁵⁴⁾。また、gpi 送金専用の事務処理体制を新たに構築する必要がなく、既存の外国送金事務処理体制を大きく改変する必要がない為、gpi 導入に対する銀行側の負担感は抑制されたものとなる。

3. TSU-BPO 取引自体の要因

(1)TSU-BPO 取引の与信管理上の懸念

国内融資取引等の与信取引を行う場合に比べ、銀行は貿易金融を行う際に締結する約定書において、輸出入者が取り扱う荷物そのものを担保物件と位置付ける⁷⁻⁵⁵⁾。有事の際、スムーズに担保物件（荷物）の確保と売却を行う為に、荷為替手形に含まれる船荷証券を活用する。他方、銀行は前述の約定書により譲渡された荷物に対して寄託物返還請求権が認められるのであるが、万一輸入者が善意の第三者に荷物を売却してしまうと、第三者に荷物の所有権を主張できなくなるリスクに曝される⁷⁻⁵⁶⁾。

信用状取引と同様の貿易金融として取り扱われ、信用状取引枠と合算で与信管理することも可能な TSU-BPO 取引はデータのみ取り扱い、B/L 等を取り扱わない為、上記リスクが常時懸念される状況であり、既存の貿易金融対比与信管理面で劣後するといわざるをえず、銀行が中小企業宛 TSU-BPO 取引の採り上げに躊躇する原因となったと思料する。

前述の通り TSU-BPO 取引は結果として、一部の大手金融機関グループが、それぞれの

主要顧客である大手企業宛に、オーダーメイド的に提供するサービスに留まり、金融機関側も大手企業宛に推進していた様子が窺える。しかし SWIFT や ICC が意図したように、既存の決済方法に比肩するまで普及する為には、(大手企業の取引先でもある) 中小企業にも広く利用を勧奨する必要があったと指摘したい。

(2)銀行の事務処理体制構築負担

銀行は TSU-BPO 取引の事務処理体制を構築する必要があり、TSU-BPO 取引運用スキルを有する要員の育成や、TSU-BPO 取引導入コスト、例えば専用端末の導入や、行内システムの構築に伴うコストを負担する必要があった。実際に年 6 回の TSU-BPO 取引を実施する為に SWIFT 宛に 12,000 ユーロの手数料負担が発生したベトナムの事例について報道があった⁷⁻⁵⁷⁾。

(3)貿易当事者の事務処理体制構築負担

TSU-BPO 取引では、貿易当事者に加えそれぞれの取引銀行の参加が必須であり、TSU-BPO 取引導入に際しては、これら全ての当事者の協力が必要であった。更に貿易当事者は貿易事務処理体制を、既存の信用状取引(荷為替手形取引)とは別に、TSU-BPO 取引用に新たに構築する必要もあり、当事者の TSU-BPO 取引採用を躊躇させる原因になったと思料する⁷⁻⁵⁸⁾。

4. イノベーション普及理論による検討の必要性

ここまで、主として技術的、実務上の問題について指摘してきたが、最後にイノベーション普及理論や、クリティカル・マス理論に基づく検討の必要性を指摘したい。長沼(2014)⁷⁻⁵⁹⁾は電子運送書類の普及プロセスを、Rogers の普及理論⁷⁻⁶⁰⁾が示す双方向イノベーションの普及過程に基づき論じている。電子運送書類の普及に際して、取引先間の力関係や、競争戦略が影響を与えることや、組織内部の普及も必要であると指摘している。また、BOLERO 等の普及が停滞する要因として、採用企業の電子運送書類に対する国の支援や法整備に対する不満・不安が原因であると指摘した。本節で論ずる TSU-BPO 取引も双方向イノベーションであることから、その普及停滞についても大いに示唆を与えるものとなっている。本件については、今後の研究課題としたい。

終章 将来への示唆

本章では、TSU-BPO 取引失敗の原因から、今後の貿易代金決済電子化スキームに必要なとされる要件を検討する。第1節では、本研究が与える示唆として、9つの要件を指摘したい。第2節では、今後の研究課題を説明したい。

第1節 本研究が与える示唆

I. FinTech 時代の貿易代金決済電子化への示唆

TSU-BPO 取引失敗の要因は、FinTech を活用した貿易代金決済電子化スキームの成否にも大きな示唆を与える。いかなる貿易代金決済電子化スキームにおいても、輸出入者に対する支払保証機能や、ファイナンス機能等の貿易金融機能を円滑に提供できるか否か、輸出入者や物流企業、税関等の貿易当事者間のスムーズな情報共有、伝達ができるか否かは、当該スキーム普及の鍵ともいえ、TSU-BPO 取引の失敗は教訓となる。

1. 貿易代金決済の必要要件

いかなる貿易代金決済方法も、(1)迅速且つ確実な資金決済、(2)銀行間の取扱情報に関する真正性確保、(3)輸出者に対する取消不能な支払確約、(4)輸出入者に対するスムーズなファイナンス、(5)統一された規則、(6)銀行への信用補完、(7)B/Lに代わるスムーズな荷物引渡、(8)公的機関も含む貿易当事者の参入が容易であること、(9)マネー・ローンダリング防止等コンプライアンス対策、の9つの要件が必須である。各々の要件毎に指摘したい。

2. BC (DLT) 活用時の留意点

(1)迅速且つ確実な資金決済

BC (DLT) のメリットとして情報伝達スピードの高速化が指摘されている。但し高速化するのには情報のみであり、既存の法定通貨を利用する決済についてはファイナリティが

重要となる。将来的には暗号資産（仮想通貨）による資金決済を検討する可能性もある。

(2)銀行間の取扱情報に関する真正性確保

SWIFTを核とした既存の外国為替決済ではコルレス契約が果たす機能である。BC(DLT)のメリットとして取引情報の改竄が困難である点が指摘されるが、不正アクセス対策は必須である。この際重要となるのがBC(DLT)の類型選択である。BC(DLT)は、第7章で紹介した通り、参加者の公開範囲・制限内容によって、パブリック型、コンソーシアム型、プライベート型の3つの形態に分類される（図表8-1参照）。

図表8-1（図表7-13の再掲） BC(DLT)の3類型

	プライベート型	コンソーシアム型	パブリック型
管理者	単独の機関	複数のパートナー	存在せず
ノード参加者	管理者による許可制		制限なし
合意形成 〔コンセンサス アルゴリズム〕	厳格ではないことが可能 PBFT等の分散コンセンサス形成アルゴリズム（悪意のある参加者を前提としないコンセンサスアルゴリズムの採用が可能）		厳格であることが必要 PoW等、悪意のある参加者を前提とする方式
ファイナリティ	PBFT等のコンセンサスアルゴリズムを採用することで、ファイナリティを確保することが可能		チェーンが分岐し、ファイナリティが不確定となる（確率的となる）
取引速度	高速		低速

現在、金融業界が実証実験のターゲットとしているBC(DLT)

仮想通貨の基盤に利用されているBC(DLT)

出典：全銀協（2017a）⁸⁻¹⁾14頁【図表3】を基に加筆修正

(a) パブリック型

誰でも参加可能なオープンなBC(DLT)であり、悪意のある者が参加するリスクを排除できないため、それらが改竄等を行うインセンティブを削ぐ為に、コンセンサスアルゴリズムの採用が必要となる。BC(DLT)の活用事例でもよく知られる暗号資産は、パブリック型の一例である。

(b) コンソーシアム型

一定の条件を満たす者のみが参加資格を有する形態のBC(DLT)であり、参加者を信頼できる者に限定することで、悪意のある者が参加するリスクを低減し、よりユースケースに適した（例えば、処理速度の速い、ファイナリティが確保できる）コンセンサスアルゴリズムの採用が可能となる。企業間取引における活用に適している。

(c) プライベート型

単一組織内（社内システム等）で運営する形態のBC(DLT)であり、社外の者との間で情報共有を行わないため、情報の秘匿性の確保が可能となる。主には集中管理型システ

ムの代替として利用が検討されている。

これら3つの類型はユースケースに応じて適切な形態が選択され、また、公開範囲に制限を加えることによって、より金融機関のユースケースに適したコンセンサスアルゴリズムの採用が可能となる。

(3)輸出者に対する取消不能な支払確約

貿易金融には輸出者に対する取消不能な支払確約が必要となる。その基本的な要件はLC、BPOと不変であるが、取引の関係当事者にどこまで含めるのか検討する必要があると考える。例えばLCでは、銀行、輸出入者であるのに対して、BPOでは、銀行のみであった。これに対して、URBPO750に対して輸出者を受益者とする改訂の要望があったとの報道があった⁸⁻²⁾。

(4)輸出入者に対するスムーズなファイナンス

ファイナンスの基本的な要件は、(a)輸出金融（輸出手形または輸出データの買取）、(b)輸入金融（輸出者宛支払確約、輸入ユーザンス等）を中心とした、従来の貿易金融と変わることはないが、後述の信用補完に留意が必要だと考える。急速に成長を遂げているgpiは外国送金機能のみを対象とした技術革新である為、ファイナンス機能が具備されないという根本的な問題を抱えている。中小企業が抱えるファイナンスニーズに応える為に本項目は必須条件となる。

(5)統一された規則

we.trade (BPU) の事例のように、スキームごとに準拠法または規則が乱立するのは混乱の基である。現在は、丁度1920年代前後の信用状統一規則制定前の状況と類似していると考えられる。国際商業会議所による規則制定が必要だと考える。

(6)銀行への信用補完

銀行への信用補完機能の具備は難しい課題だと思料するが、これを解決する機能として、BC(DLT)のユースケースの一つである、スマートコントラクトに期待したい。スマートコントラクトとは、BC(DLT)上で契約を自動的に実行する仕組みであり、B/Lの有する受戻性に類似した効果を期待できるとされる。ただし、(2)と同様に、BC(DLT)の類型選択等、外部からの不正アクセス対策は必須であり、当該スマートコントラクトについてB/L同様の条約・法令・規則整備が必要となるのは言うまでもない。

(7)B/Lに代わるスムーズな荷物引渡

B/Lに代わるスムーズな荷物引渡についても、同様にスマートコントラクトが有望視されている。三井住友フィナンシャルグループの実証実験報告(2019)⁸⁻³⁾では、BC(DLT)を用いて貿易取引ワークフローシステムを構築し、(a)スマートコントラクト機能を用いて、貿易処理を自動化できるか、(b)銀行等、他システムと接続できるか、(c)貿易取引の手続時間を短縮できるか、の3点について、それぞれ検証した。具体的には、(a)コンテナに装着したIoTセンサーが取得した位置情報をトリガーとして実験システム上で自動処理、(b)実験システムから銀行のインターネットバンキングシステム宛に振込指図、(c)実際の貿易取引システムと同時に実験システムを操作し所要時間を比較した。この結果、貿易手続きの所要時間が1/40(書類運送時間を除いても1/4)に短縮できることが、確認された。

(8)公的機関も含む貿易当事者の参入が容易であること

これは最も難しい課題だと思料する。既に実用化されている貿易関連システム(わが国のNACCSシステム等)とのスムーズな情報交換や、TSU-BPO取引でもネックとなったデータの作成について、従来の荷為替手形(船積書類)をBC(DLT)で代替する場合、前章で指摘したように、複数のBC(DLT)を接続する技術であるASの活用が必要となると予想する。単一BC(DLT)での貿易金融スキーム構築には、(a)広範囲にわたるデータが必要、(b)(その結果)最大公約数的な質の情報量となる、(c)システム更新時に全ての当事者の了解が必要であり機敏な更新が困難、等の限界が想定される。ASを活用し複数のBC(DLT)による貿易金融ネットワークを構築することにより、(a)業界毎に必要なデータを取扱うBC(DLT)を構築可能、(b)各BC(DLT)毎にデータの内容充実、業界ニーズの変化に迅速に対応可能となる、等のメリットが予想される。また、システムの汎用性が高くなり、中小企業も参加し易くなると期待できる。

(9)マネー・ローンダリング防止等コンプライアンス対策

筆者は、FinTechとりわけBC(DLT)活用による外国為替業務に対する影響の一つとして外国為替コンプライアンスの強化を指摘した。従来のコンプライアンス管理体制は、各国政府による個別チェックに基づくもので、それぞれの国が当該国の金融機関を通じて法令遵守を図っており、国別に情報伝達・指導が行われることから、①即時情報共有

が不可能で、徹底までに時間がかかり、不徹底のリスクもあること、②相手国との連携が前提になっていない（国による温度差がある）ことを指摘した。BC（DLT）導入による改善が期待できる点として、①即時情報共有が可能で、各国政府自体が BC（DLT）に参加することも可能であること、②相手国とスムーズな連携が可能で、例えば国連安保理決議履行等に有効であること等を挙げた。

II. TSU-BPO 取引の遺産活用

最後に TSU-BPO 取引を通して SWIFT、ICC が実現した、貿易代金決済電子化に関する初の本格的国際規則である URBP0750 の条項について、今後の貿易代金決済電子化スキームに対応した国際規則（将来の規則）制定時に活用すべき点を挙げ、FinTech 時代への提言としたい。

1. URBP0750 の継承

BPU 等 FinTech 時代の貿易代金決済電子化スキームにおける輸出者宛支払確約は、基本的な要件は BPO と類似すると予想されることから、将来の規則における規定は、URBP0750 の関連規定がモデルケースとなると考える。典型的なものとして、支払確約及び補償履行の要件について指摘したい。

(1) 支払確約の要件

(a) 独立抽象性の原則

URBP0750 第 6 条では BPO はその原因関係（契約）と独立した別個の取引と規定されていた。独立抽象性は、信用状統一規則（UCP600）第 4 条等、支払保証に関する他の ICC 規則（URDG758、ISP98 等）に共通する原則でもあり、将来の規則についても、同様の規定が必要である。

(b) 取消不能な約束

URBP0750 第 3 条では BPO は発行した時点で取消不能の約束と規定されている。UCP600 第 2 条等、他の ICC 規則にも共通する規定であり、(a) と併せ、受益者からの請求に対して一義的な支払義務がある形となる。これについても、将来の規則にも必要な規定で

ある。

(c) 個別条件による規則の除外、修正

URBP0750 第 2 条では、確定したベースライン等による明示的な除外、修正がない限り、BPO は各参加銀行を拘束すると規定されている。UCP600 第 1 条等、他の ICC 規則にも共通する規定であり、規則に運用上のフレキシビリティを与える規定であり、将来の規則にも必要な規定である。

(2) 補償履行の要件

(a) 銀行の約束

URBP0750 第 10 条では、BPO 負担銀行の約束（補償履行の要件）として、BPO が組み込まれた確定済ベースラインに対して合致するデータ・セットが送信され、TSU からゼロ・ミスマッチ等の送信があった場合にのみ支払うと規定されており、将来の規則にも必要な規定である。尚、UCP600 に対して ISBP745 があるように、支払確約条件に対する条件充足か否かの基準を具体例と共に明示することも検討の価値があると考えられる。

(b) 有効期限

URBP0750 第 8 条では、BPO の期限管理は協定世界時ベース（Universal Time Coordinated—UTC）で行う旨規定され、有効期限当日の 23:59:59UTC に、マッチング結果は瞬時に判定される。将来の規則はデータを取扱うことを前提とすることから同様の規定が必要となる。

2. URBP0 の修正

TSU-BPO 取引では、ベースライン等データの照合を行うプラットフォームであるデータ照合システム（Transaction Matching Application—TMA）は、専ら SWIFT の TSU が担う設計となっていた。この為、URBP0750 は特定の TMA 利用を前提にした規則となっている。TSU に縛られない将来の規則では、異なる規定が必要となる。以下に典型的なものを 3 つ指摘したい。

(1) 用語・解釈の定義

URBP0750 は、TSU の利用を前提にした規則であり、詳細な用語の定義、解釈が可能で

あった。しかし今後は、様々な BC (DLT) を基盤としたスキームが登場すると予想されることから、将来の規則においては、支払確約の名称 (ex. BPO、BPU、e-L/C 等)、関係当事者を含め、柔軟且つ包括的・網羅的な規定が必要となる。これは、UCP600 第 2 条の規定が参考になると思われる⁸⁻⁴⁾。

(2)取扱対象

URBP0750 第 7 条では、データ (Data) のみを取り扱い、書類 (Documents)、物品 (Goods)、サービス (Services)、履行 (Performance) は取り扱わないという、「データ取引の原則」が規定されている。これは、「書類取引の原則」を規定する他の ICC 規則とは異なる規定である。

一方で、BC (DLT) を基盤としたスキームの場合、物流に関するスマートコントラクトが実装される可能性が大となる為、改めて取扱対象の範囲を規定し直しする必要があると考える。例えば、対象となる BC (DLT) 上の契約 (自動) 履行状況を取り扱う、所謂「スマートコントラクト取引の原則」が必要となると考える。

(3)受益者

URBP0750 第 3 条では、BPO の受益者は BPO 受益銀行と示される、売主側銀行と規定されていた。他方、他の ICC 規則では、その者の利益のために L/C や保証書が発行される当事者と規定されており、買主など商取引契約の当事者や、銀行が受益者となる。

一方で、BC (DLT) を基盤としたスキームの場合、商取引契約自体に関するスマートコントラクトが実装される可能性が大となる為、改めて受益者の範囲を規定し直しする必要があると考える。対象となる BC (DLT) 上の当事者 (輸出者) を受益者とするのが自然の流れだと考える。

第2節 おわりに—今後の研究課題

今後の研究課題であるが、大きく3つを展望している。まず、FinTech時代の貿易代金決済電子化スキームについて、引き続き研究を進め、そのメリット・デメリットを明らかにすることである。TSU-BPO取引の失敗要因は、これらFinTech、BC（DLT）を活用した貿易代金決済電子化スキームの成否にも大きな示唆を与えると考える。なぜなら、前節で述べたように、いかなる貿易代金決済電子化スキームにおいても普及に必要な要件は共通であると考えられ、TSU-BPO取引の失敗要因は教訓となる為である。

次に、ICCは電子商取引の拡大に対応する為、2019年7月に、信用状統一規則(UCP600)及び、取立統一規則（URC522）に追補する形で、『電子呈示に関する<UCP600>への追補第2.0版(UCP600 Supplement for Electronic Presentation Version 2.0—eUCP2.0)』、『電子呈示に関する<URC522>への追補第1.0版（URC522 Supplement for Electronic Presentation Version 1.0—eURC1.0）』を制定した⁸⁻⁵⁾。更に2021年10月には、『電子商取引統一規則（Uniform Rules for Digital Trade Transactions VERSION 1.0—URDTT1.0）』を制定した⁸⁻⁶⁾。これらの新時代のICC規則について、そのメリット・デメリットを明らかにすることである。これらに加えて、貿易代金決済電子化に関する初の本格的な国際規則であったURBPO750の規定をモデルケースとして、将来の規則制定に活用すべきと考える。

最後に、受託専門銀行に関する詳細な制度設計が挙げられる。例えば、委託行・受託専門銀行間の債務保証の形態や顧客・委託行・受託専門銀行間の契約関係を整理・検討する必要がある。また、資金決済については、集中決済機関との協働が必要であり、外貨との通貨交換に関しては外国為替市場との関係を検討する必要がある。これに加えて、貿易金融以外の銀行業務への応用も課題としたい。銀行の機能は社会インフラといえ、これを必要に応じて解体（Unbundle）、再編成（Rebundle）することについて検討するのは意義があると考え。これは今後発展が期待されるFinTechとの親和性が高いと考えており、これらについて今後研究を進めて参りたい。

脚注・文献

序章

脚注（本文中「^x」と表示）

¹)Global Trade Review HP, “*Exclusive: Swift calls time on TSU*”, at <https://www.gtreview.com/news/global/exclusive-swift-calls-time-on-tsu/> (as of January 31, 2022)

²)essDOCS 社 HP, ” *Cmatch to enable Bank Payment Obligation (BPO) continuity & facilitate fully digital trade finance*”, at <https://www.essdocs.com/press-room/cmatch-enable-bank-payment-obligation-bpo-continuity-facilitate-fully-digital-trade>(as of January 31, 2022)

第1章

脚注（本文中「^{1-x)}」と表示）

¹⁻¹⁾SWIFT FIN Traffic document centre, “SWIFT IN FIGURES December 2021 YTDS”

SWIFT HP, <https://www.swift.com/ja/node/12891> (as of January 31, 2022)

¹⁻²⁾中島真志（2009年）、『SWIFTのすべて』、東洋経済新報社

¹⁻³⁾日本貿易保険（2022年）『輸出手形保険』

¹⁻⁴⁾日本貿易保険（2022年）『貿易一般保険（個別）』

¹⁻⁵⁾日本貿易保険（2022年）『企業総合保険』

¹⁻⁶⁾ICC（2016）“ICC Global Survey on Trade Finance 2016 edition” ICC HP,

<https://iccwbo.org/content/uploads/sites/3/2016/10/ICC-Global-Trade-and-Finance-Survey-2016.pdf> (as of January 31, 2022)

参考文献

高安昭之助（1993年）『新・信用状統一規則 Q&A:1993年改訂版の内容と実務上の留意点』、東銀リサーチインターナショナル

F. アイゼマン（1994年）『荷為替信用状の法理概論』、九州大学出版会

八尾晃（2001年）『貿易・金融の電子取引』、東京経済情報出版

後藤守孝、吉野弘人（2008年）『信用状統一規則の実務 Q&A』、三菱UFJリサーチ&コンサルティング

浦野直義（2009年）『輸出入と信用状取引』、経済法令研究会

橋本喜一（2010年）『銀行保証状論』、中央公論事業出版

国際商業会議所日本委員会（2013年）『ICC 荷為替信用状に基づく書類点検に関する国際標準銀行実務 ISBP745』、国際商業会議所日本委員会

中島真志、宿輪純一（2013年）『決済システムのすべて 第3版』、東洋経済新報社

亀田尚己、平野英則、岸田勝昭、長沼健、吉川英一郎（2013年）『現代国際商取引』文眞堂

橋本喜一（2015年）『荷為替信用状・スタンバイ信用状各論』、九州大学出版会

経済法令研究会編（2018年）『外国為替の実務』、経済法令研究会

第2章

脚注（本文中「^{2-x)}」と表示）

²⁻¹⁾伊澤孝平（1946年）『商業信用状論』有斐閣及び、伊澤孝平（1955年）『商業信用状論 増補』有斐閣

²⁻²⁾八木功治（1992年）「信用状生成史—その1—旧式信用状の史的展開—」、『松山大学論集』4巻3号、257-290頁

²⁻³⁾小峯登（1967年）『信用状統一規則（上）』外国為替貿易研究会及び、小峯登（1966年）『信用状統一規則（下）』外国為替貿易研究会

²⁻⁴⁾小峯登（1977年）『1974年信用状統一規則：逐条解説とその問題点（上）』外国為替貿易研究会及び、小峯登（1979年）『1974年信用状統一規則：逐条解説とその問題点（下）』外国為替貿易研究会

²⁻⁵⁾八木功治（1977年）「貿易決済論—信用状付荷為替手形による決済について—」、『松山商大論集』28巻1号、37-77頁

²⁻⁶⁾宮田美智也（1989年）「南北戦争前アメリカの対イギリス貿易金融および決済制度の分析(1)：1830年代初期アメリカにおけるベアリング商会の金融業務」、『金沢大学経済学部論集』10巻1号、23-52頁

²⁻⁷⁾宮田美智也（1990年）「南北戦争前アメリカの対イギリス貿易金融および決済制度の分析(2完)：ブラウン商会の金融業務（1834～1860年）」、『金沢大学経済学部論集』10巻2号、47-91頁

²⁻⁸⁾八木功治（2001年）「信用状生成史—その2—マーチャントバンクと荷為替信用状の誕生—」、『松山大学論集』13巻1号、65-116頁

²⁻⁹⁾八木功治（2004年）「信用状生成史—その3—荷為替信用状の誕生とその後の発展—」、『松山大学論集』16巻1号、293-315頁

²⁻¹⁰⁾八木功治（2007年）「信用状生成史—その4—ブラウン商会グループの貿易と貿易金融—」、『松山大学論集』19巻1号、65-116頁

²⁻¹¹⁾経済法令研究会（1983年）『外国向為替手形取引約定書ひな型の解説』経済法令研究会、2-22頁及び、松本貞夫（1983年）「外国向為替手形取引約定書ひな形の制定について」、『金融』434号、13-25頁

²⁻¹²⁾全国銀行協会連合会（1989年）「信用状取引約定書ひな型の制定」、『金融』502号、22-31頁。

²⁻¹³⁾朝岡良平（1985年）『逐条解説信用状統一規則』金融財政事情研究会

²⁻¹⁴⁾鈴木暁（2001年）『国際物流の理論と実務』成山堂書店

²⁻¹⁵⁾飯田勝人（2003年）『ISBP(国際標準銀行実務)の解説：荷為替信用状に基づく書類の点検』東京リサーチインターナショナル、12-14頁参照

²⁻¹⁶⁾ISBP681「まえがき」及び、

元ICC特別委員会共同議長Donald Smith宛インタビュー記事、ICC(2008年)“Relating the ISBP to the UCP”, Insights into UCP 600 Collected Articles from DCI 2003 to 2008 ICC Publication No. 682, pp269-273. 参照。

²⁻¹⁷⁾付従性とは、保証債務の成立、変更、消滅は、主たる債務の成立、変更、消滅に従うことを意味する。具体的には、保証債務は、主たる債務がなければ成立せず、主たる債務より重い債務となることはなく（民法448条）、また主たる債務が消滅すればともに消滅すると定められる。また、補充性とは、保証債務は主たる債務者が債務不履行に陥って初めてその補充のため履行する義務が生じる二次的な債務であるとされる（民法446条）。そして、これに基づき、保証人に対して催告の抗弁権と検索の抗弁権が認められていると解釈されている。

²⁻¹⁸⁾URDG458 起草過程において、わが国の産業界からICCに対する交渉経緯及び、定義した問題点については、日本側窓口であった、「請求払保証拡大委員会」委員長の高柳一男氏が、「ICC URDGの成立過程と今後の対応について」として、『請求払保証に関する統一規則—Uniform Rules for Demand Guarantees (ICC Publication No.458)』、国際商業会議所日本国内委員会、1992年11月、61-90頁に、取り纏めている。当時のわが国産業界側の、請求払保証に対する強い懸念が見て取れる。

²⁻¹⁹⁾現在の保証状発行状況であるが、複数のメガバンクからの情報によれば、URDG758 準拠の保証状発行依頼は、徐々に増加しつつあるものの、新規発行件数の10%内外に留まっている模様である。

²⁻²⁰⁾『請求払無因保証取引約定書試案』の採用状況であるが、わが国のメガバンク三行においても対応が異なる。みずほコーポレート銀行では、『請求払保証取引約定書』として制定している（2010年6月時点）。これに対して、三菱東京UFJ銀行では、約定書としての採用はせず、URDG 準拠の保証状発行の際に、個別に念書を取り交わす形式をとる（2010年11月時点）。三井住友銀行においては、従来から約定書、念書共に制定していなかった。しかし、最近になって個別の保証状発行依頼書上にURDGに準拠する旨の約定文言を挿入した。地域金融機関では、採用されるケースは殆どないものと思わ

れる。

²⁻²¹⁾URDG 改訂内容については、既に多くの先行研究や著書がある。

後藤守孝、橋本 徹（2010 年）『ICC 請求払保証に関する統一規則（URDG758）の概要と留意点』三菱UFJリサーチ&コンサルティング に詳述されている。

また、新旧 URDG 及び、ISP98、UCP600 の諸規則がそれぞれ後続の規則に与えた影響については、

水口久仁彦（2011 年）「ISP98 が信用状取引と保証実務に与えた影響と課題」、『国際商取引学会年報』第 13 号、125-139 頁 参照

²⁻²²⁾ICC, “Uniform Rules for Forfaiting ICC Publication No. 800”, 2012, pp3

²⁻²³⁾Joseph F. Singer, “A Small Business Exporter’s Guide To Forfaiting Practices In International Finance”, Small Business Institute Director’s Association (SBIDA), 1985, pp1-2

²⁻²⁴⁾輸出手形買取を行う際、輸出者とその取引金融機関間で、『外国向為替手形取引約定書』が締結され、その第 15 条（買戻債務）1 項 2 に、「外国向為替手形の支払義務者について銀行取引約定書第 5 条第 1 項各号の事由が一つでも生じた場合には、その者が支払義務者となっているすべての外国向為替手形。」を買い戻す規定されている。

²⁻²⁵⁾URF800 発効以前ではあるが、フォーフェイティング取引の全体的な流れと、当事者間の契約内容については、以下に 1980 年代初頭の事例と共に解説されている。

Joseph F. Singer, 前掲著 2-23) , pp2-11

参考文献

高安昭之助（1993 年）『新・信用状統一規則 Q&A:1993 年改訂版の内容と実務上の留意点』東銀リサーチインターナショナル

F. アイゼマン（1994 年）『荷為替信用状の法理概論』九州大学出版会

東京銀行システム部（1996 年）『貿易と信用状』東銀リサーチインターナショナル

八尾晃（2001 年）『貿易・金融の電子取引』東京経済情報出版

後藤守孝、他（2008 年）『信用状統一規則の実務 Q&A』三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

浦野直義（2009 年）『輸出入と信用状取引』経済法令研究会

橋本喜一（2010 年）『銀行保証状論』中央公論事業出版

八尾晃、他（2010 年）『貿易と信用状』三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

佐藤武男、他（2014年）『新貿易取引—基礎から最新情報まで』経済法令研究会
橋本喜一（2015年）
ICC, “Uniform Rules for Contract Guarantees (ICC Publication No. 325)”, 1978
ICC, “Uniform Rules for Contract Bonds (ICC Publication No. 524)”, 1994
橋本喜一（1979年）「銀行保証状 Bankgarantie の法律関係(一)、(二)、(三・完)」『民
商法雑誌』Vol. 79, No. 4-6、473-483頁、693-706頁、819-833頁
喜志幸之佑（1992年）「請求払保証の経済的効果—信用状統一規則改訂に関連して—」、
『大阪商業大学論集』93号、大阪商業大学商経学会、195-118頁
喜志幸之佑（1992年）「請求払保証の経済的効果について—ICC 請求払保証状統一規則
の制定に関連して—(上)、(中)、(下)」、『国際金融』891-893号、外国為替貿易研究会、
34-39頁、34-37頁、40-47頁
金融法務事情編（1994年）「特集—請求払無因保証取引約定書試案の制定」、『金融法務
事情』No1395、38-41頁
飯田勝人（1994年）「請求払無因保証取引約定書試案の制定について」、『ジュリスト』
No. 1056、105-110頁
柴崎暁（1999年）「請求払補償の原因、自律性および濫用」、『山形大学法政論叢』第
14号、75-104頁
相澤吉晴（2003年）『銀行保証状（スタンドバイ信用状）と国際私法』、大学教育出版
飯田勝人（2010年）「改訂された「請求払保証に関する統一規則(URDG)」の概要」、『金
融法務事情』No. 1897、70-74頁
飯田勝人（2010年）「新「請求払保証に関する統一規則(URDG758)」における重要条文の
要旨」、『金融法務事情』No. 1899、48-54頁
国際商業会議所日本委員会（2010年）「URDG758 導入に係わる留意事項等について」国
際商業会議所日本委員会銀行技術実務委員会
Citi Bank, “Navigating the URDG758”, Citi Bank Global Transaction Services,
July 2010
後藤守孝、橋本 徹（2010年）「ICC 請求払保証に関する統一規則の改訂のポイント〈上
〉、〈下〉」、『経理情報』No1254-5、61-63頁、51-54頁
後藤守孝、橋本 徹（2010年）「速報解説 ICC 請求払保証に関する統一規則(ICC Uniform
Rules for Demand Guarantees 略称 URDG758) の改訂について (上)、(下)」『銀行法務
21』No719-720、44-47、40-46頁

後藤守孝、橋本 徹（2010年）「改訂 ICC 請求払保証に関する統一規則（ICC Uniform Rules for Demand Guarantees 略称 URDG758）について」『国際金融』No1215、32-39 頁

第3章

脚注（本文中「^{3-x)}」と表示）

³⁻¹⁾ 『銀行取引約定書』の位置づけ及び主要条項については、以下を参照。

天野佳洋（2014年）『銀行取引約定書の解釈と実務』経済法令研究会、14-24ページ。

³⁻²⁾ 『外国向為替手形取引約定書』の位置づけ及び主要条項については、以下を参照。
経済法令研究会（1983年）『外国向為替手形取引約定書ひな型の解説』経済法令研究会、2-22ページ。及び

松本貞夫（1983年）「外国向為替手形取引約定書ひな形の制定について」、『金融』434号、13-25ページ。

³⁻³⁾ 『信用状取引約定書』の位置づけ及び主要条項については、以下を参照。

全国銀行協会連合会（1989年）「信用状取引約定書ひな型の制定」、『金融』502号、22-31ページ。

³⁻⁴⁾ 民法の根拠条文として、662条（寄託者による返還請求）「当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる」及び、466条（債権の譲渡性）「債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。2 前項の規定は、当事者が反対の意思表示をした場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。」が挙げられる。

³⁻⁵⁾ 平野英則（2008年）「外為法務入門講座（第7回）特殊な信用状の発行時における実務上の留意点（その3）」、『銀行法務21』690号、62-71ページ。及び、

平野英則（2008年）「外為法務入門講座（第8回）船荷証券に関する信用状条件の設定方法」、『銀行法務21』691号、71-79ページ。

³⁻⁶⁾ 平野英則（2008年）「外為法務入門講座（第43-45回）輸入担保荷物の貸渡し（その1-3）」、『銀行法務21』734、737-738号、各66-71ページ。

³⁻⁷⁾ 金融庁（2015年）「金融仲介の改善に向けた検討会議」の設置について、

<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20151218-2.html>

（最終閲覧日：2022年1月31日）

³⁻⁸⁾ 金融庁（2016年）「金融仲介の改善に向けた検討会議（第5回）議事要旨及び配付資料」、<http://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/siryoku/20160627.html>

（最終閲覧日：2022年1月31日）

- ³⁻⁹⁾ 日本銀行 (2015 年) 『人口減少に立ち向かう地域金融—地域金融機関の経営環境と課題—』 12-14 頁, <https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/data/fsrb150529.pdf>
(最終閲覧日: 2022 年 1 月 31 日)
- ³⁻¹⁰⁾ 全国銀行協会 (2016 年) 『地方創生に向けた銀行界の取組みと課題』 10-12 頁,
http://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news280329_1.pdf
(最終閲覧日: 2022 年 1 月 31 日)
- ³⁻¹¹⁾ 金融庁 (2016 年) 『金融仲介機能のベンチマーク』,
<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160915-3/01.pdf>
(最終閲覧日: 2022 年 1 月 31 日)
- ³⁻¹²⁾ 金融庁 (2016 年) 「金融仲介機能のベンチマークについて～自己点検・評価、開示、対話のツールとして～」 「1. ベンチマーク策定の趣旨」 参照,
<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160915-3.html>
(最終閲覧日: 2022 年 1 月 31 日)
- ³⁻¹³⁾ 金融庁 (2016 年) 「企業ヒアリング・アンケート調査の結果について～融資先企業の取引金融機関に対する評価～」 3、15-16 頁,
<http://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/siryoku/20160523/01.pdf>
(最終閲覧日: 2022 年 1 月 31 日)
- ³⁻¹⁴⁾ 金融庁 (2016. 10) 『平成 28 事務年度金融行政方針』 18 頁,
<http://www.fsa.go.jp/news/28/20161021-3/02.pdf> (最終閲覧日: 2022 年 1 月 31 日)
- ³⁻¹⁵⁾ 金融庁、前掲書 3-13)、15 頁
- ³⁻¹⁶⁾ 金融庁、前掲書 3-12) 「2. ベンチマークの活用」 参照
- ³⁻¹⁷⁾ 金融庁、前掲書 3-14) 20-22 頁
- ³⁻¹⁸⁾ 金融庁 (2015. 7) 『円滑な資金供給の促進に向けて』 3 頁,
<http://www.fsa.go.jp/news/27/ginkou/20150730-1/01.pdf>
(最終閲覧日: 2022 年 1 月 31 日)

第4章

脚注（本文中「^{4-x)}」と表示）

⁴⁻¹⁾ 輸出入・港湾関連情報処理センター(株)「海上貨物の輸出入等関連手続イメージ」、同社 HP, https://www.naccs.jp/aboutnaccs/naccs_gyoumu.pdf

（最終閲覧日：2022年1月31日）

⁴⁻²⁾ 三菱 UFJ 銀行「BizSTATION」、三菱 UFJ 銀行 HP,

<https://bizstation.bk.mufg.jp/service/index.html#gaitame>

（最終閲覧日：2022年1月31日）

⁴⁻³⁾ 八尾晃（2007年）『貿易取引の基礎』東京経済情報出版社、131-138頁

⁴⁻⁴⁾ 奈良順司（2015年）「貿易金融電子化の系譜」、『日本貿易学会誌』第52号、28-38頁

⁴⁻⁵⁾ 佐藤武男、『貿易電子化で変わる中小企業の海外進出』、中央経済社、2013年1月、183-190頁

⁴⁻⁶⁾ 森毅（2007年）「金融業務で利用される通信メッセージの国際標準化動向－XML標準ISO20022 (UNIFI)による統合化の動き」、『IMES DISCUSSION PAPER SERIES』No. 2007-J-5、1-26頁及び、

柳原将男、木下智博（2010年）「国内主要決済機関及び金融機関のISO20022対応」、『金融情報システム』No. 307、27-55頁

⁴⁻⁷⁾ イトーヨーカ堂の実証実験については、多数の報告、先行研究がなされている。

佐藤武男、前掲書 4-10)、191-205頁

小林二三夫、「小売業の国際調達と電子 L/C の方向性」、『日本貿易学会「年報」』第46号、2009年、177-183頁

⁴⁻⁸⁾ SWIFT, “*Bank Payment Obligation (BPO) Case study - Getting paid on time and increase competitiveness using the BPO and SWIFT’s TSU*”,

⁴⁻⁹⁾ SWIFT, Siam Commercial Bank, “*Bank Payment Obligation-Trade Finance Goes Digital-Case Study -First BPO Service in Southeast Asia*”,

⁴⁻¹⁰⁾ URBPO750 採択までの過程については、以下を参照

釜井大介（2013年）「BPO 統一規則 (URBPO) の概要」、『金融法務事情』1974号、60-61頁

⁴⁻¹¹⁾ 釜井大介、前掲著 4-10)、60-61頁

⁴⁻¹²⁾ ケーブル・ネゴについては、

平野英則 (2010 年) 「外為法務入門講座 第 32 回 ディスクレパンシーへの実務対応」
『銀行法務 21』720 号、58-63 頁を参照

⁴⁻¹³⁾ ICC “*Bank Payment Obligation*”,

⁴⁻¹⁴⁾ 輸出手形買取を行う際、輸出者とその取引金融機関間で、『外国向為替手形取引約定書』が締結され、その第 3 条 (担保) に、「付帯荷物および付属書類は、外国向荷為替手形の買取によって負担する手形上、手形外の債務ならびにこれに付随する利息、割引料、損害金、手数料および諸費用の支払の担保として貴行に譲渡します。」とある。

⁴⁻¹⁵⁾ 信用状の発行を行う際、輸入者とその取引金融機関間で、『信用状取引約定書』が締結され、その第 3 条 (担保) に、「付帯荷物および付属書類は、信用状取引によって私が負担する債務ならびにこの取引に付随する利息、割引料、損害金、手数料、保証料および諸費用の支払の担保として、貴行に譲渡します。」とある。

⁴⁻¹⁶⁾ OFAC 規制については、以下の米国財務省公開情報を参照

<http://www.treasury.gov/about/organizational-structure/offices/Pages/Office-of-Foreign-Assets-Control.aspx> (as of January 31, 2022)

参考文献

中島真志 (2009 年) 『SWIFT のすべて』、東洋経済新報社

佐藤武男 (2008 年) 「貿易の電子化で進む新しい貿易決済」『金融法務事情』No. 1846、10-20 頁

渡部吉昭 (2012 年) 「SWIFT のサービスとその新展開」、『金融ジャーナル』、60-63 頁

西口博之 (2013 年) 「新しい貿易金融サービス—SWIFT/ICC による電子信用状の行方—」、『国際金融』1250 号、外国為替貿易研究会、66-73 頁

檜垣拓也 (2013 年) 「L/C に代わる TSU/BPO の動向、有効性、並びに推進課題の考察」、『国際商取引学会年報』第 15 号、34-47 頁

檜垣拓也 (2013 年) 「「銀行支払確約」付 TSU の仕組み・現状と SME 利用への考察」、『国際金融』1249 号、外国為替貿易研究会、74-81 頁

第5章

脚注（本文中「^{5-x)}」と表示）

⁵⁻¹⁾SWIFT, Vale International S.A., The Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ, Ltd.,
” Trade Services Utility (TSU) Bank Payment Obligation (BPO) Case Study - First
Forfeiting on TSU/BPO in the world” MUFJ HP,

https://www.bk.mufj.jp/global/newsroom/featuredarticle/pdf/trade_case_study_vale_bank_of_tokyo_mitsubishi.pdf

(as of January 31, 2022)

⁵⁻²⁾高柳一男（1992年）「ICC URDG の成立過程と今後の対応について」、『ICC 請求払保証に関する統一規則』国際商業会議所日本委員会、61-90 頁

⁵⁻³⁾藤井俊正（2008年）「イラク未回収ボンド（銀行保証状）問題総括報告」、日本機械輸出組合『JMC ジャーナル』56 巻 8 号、53-56 頁

⁵⁻⁴⁾柴崎暁（2000年）「ダイヤモンド・ギャランティーまたはスタンバイ信用状における“extend or pay”による請求と発行委託契約の機能」、『山形大学法政論叢』19 号、1-67 頁

⁵⁻⁵⁾SWIFT “Case Study Inaugural BPO Transaction by China Merchants Bank”

⁵⁻⁶⁾URBP0750 第 5 条後段「参加銀行の異なる国に所在する支店は、別個の銀行と解される。」の規定をそのまま適用すれば、同一国内の支店は同一銀行と解され、BPO 負担銀行と BPO 受益銀行が同一銀行となる。しかし第 2 条 a 項「本規則は、確定済ベースラインまたは別個の契約によって明示的に修正または除外されない限り、参加銀行を拘束する。」の規定により、同一国内支店が別個の銀行として取り扱うという BPO 条件による明示的修正が加えられているものと推測されている。

⁵⁻⁷⁾森山佳夫（2009）「信用状付荷為替手形の決済リスク評価に基づく輸出与信戦略の見直し」、『国際商取引学会年報』第 11 号、155-172 頁

⁵⁻⁸⁾井上泰伸（2010）「貿易金融の事例検証と銀行の与信管理」、『国際商取引学会年報』第 12 号、99-109 頁

⁵⁻⁹⁾高砂謙二、本多康作（2011）「中小企業の効率的な国際化と金融機関選択に関する一考察－発話行為論の観点から見た中小金融機関とメガバンクにおける与信審査条件の相違－」、『国際商取引学会年報』第 13 号、34-46 頁

⁵⁻¹⁰⁾民法の譲渡担保に関する根拠条文として、662 条（寄託者による返還請求）「当事者

が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる」及び、466条（債権の譲渡性）「債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。」が挙げられる。

⁵⁻¹¹⁾平野英則（2008）「外為法務入門講座（第43-45回）輸入担保荷物の貸渡し（その1-3）」、『銀行法務21』734、737-738号、各66-71頁。

⁵⁻¹²⁾関税の延納手続き及び、関税延納保証については、以下を参照、
税関「1302 関税等の納期限延長制度の概要（カスタムスアンサー）」、税関HP、
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1302_jr.htm

（最終閲覧日：2022年1月31日）

⁵⁻¹³⁾財務省統計表一覧「令和2年度 3年3月末租税及び印紙収入、収入額調」、財務省HP、

https://www.mof.go.jp/tax_policy/reference/taxes_and_stamp_revenues/202103.pdf（最終閲覧日：2022年1月31日）

⁵⁻¹⁴⁾わが国のTSU-BPO取引後継スキームの一つ、株式会社トレードワルツの運営する貿易プラットフォーム「TradeWaltz®」においても、NACCSとの連携が予定されている。

株トレードワルツHP、
<https://www.tradewaltz.com/ecosystem/>

（最終閲覧日：2022年1月31日）

参考文献

ICC, “*The ICC Guide to the Uniform Rules for Bank Payment Obligations*”, 2014
中村中、佐藤武男（2013年）『貿易電子化で変わる中小企業の海外進出』、中央経済社
中島真志（2009年）『SWIFTのすべて』、東洋経済新報社

西口博之（2013年）「新しい貿易金融サービス—SWIFT/ICCによる電子信用状の行方—」、
『国際金融』1250号、外国為替貿易研究会、66-73頁

檜垣拓也（2013年）「L/Cに代わるTSU/BPOの動向、有効性、並びに推進課題の考察」、
『国際商取引学会年報』第15号、34-47頁

檜垣拓也（2013年）「「銀行支払確約」付TSUの仕組み・現状とSME利用への考察」、『国際金融』1249号、外国為替貿易研究会、74-81頁

檜垣拓也（2014年）「TSU/BPO取引の概要と「銀行支払確約に関する統一規則」」、『国際

商事法務』Vol. 42, No. 1 (通巻 619 号)、国際商事法務研究所、49-60 頁

橋本喜一 (2015 年) 『荷為替信用状・スタンバイ信用状各論』九州大学出版会

釜井大介 (2015 年) 「BPO 発展に向けた実務面からの考察—商品性、リスクおよびその発展性について—」、『金融法務事情』2016 号

檜垣拓也 (2015 年) 「ICC による銀行支払確約に関する統一規則 (URBPO) の特徴とその推進」、『国際商事法務』Vol. 43 No. 1

釜井大介 (2014 年) 「貿易データマッチング基盤への参加により最短 3 日で決済可能に」、『金融財政事情』2014 年 7 月 21 日号

石原 伸志、小林 二三夫、佐藤 武男、吉永 恵一 (2014 年) 『新貿易取引—基礎から最新情報まで』経済法令研究会

西口博之 (2013 年) 「貿易取引の変化と代金決済方法の多様化—ICC による銀行支払保証統一規則 URBPO750 に関連して」、『NBL』1015 号

釜井大介 (2013 年) 「BPO 統一規則 (URBPO) の概要」、『金融法務事情』No. 1974

橋本喜一 (2010 年) 『銀行保証状論』中央公論事業出版

第6章

脚注（本文中「^{6-x}」と表示）

⁶⁻¹SWIFT, “*Digitising Trade Finance Facilitating trade finance digitisation through technology-based messaging and legal industry standards*”

⁶⁻²Commerzbank, “*Bank Payment Obligation Case studies for the new payment assurance and multibank instrument in Trade Finance, Commerzbank BPO Case Studies, April 2015*”

⁶⁻³essDOCS 社の電子 B/L を利用した TSU-BPO 取引の概要は、以下を参照した。

SWIFT, “*Market adoption of BPO, SWIFT’s Corporates and Supply Chain team, August 2015*”, pp6-7 及び、

Trade and Forfaiting Review, “*Baby BPO is born from essDOCS in four-corner BPO+ transaction involving BHP Billiton, Westpac, Cargill & ANZ*”, 2015

⁶⁻⁴Polytrade GMBH の情報については、同社 HP を参照した。

<http://www.polytrade.de/english/default.html>

(as of September 22, 2015)

⁶⁻⁵SWIFT FIN Traffic document centre, “SWIFT IN FIGURES December 2021 YTDS”

SWIFT HP, <https://www.swift.com/ja/node/12891> (as of January 31, 2022)

⁶⁻⁶民法 466 条、662 条によって譲渡された担保物件に対する返還請求権を認められるが、善意の第三者に対する対抗はできない。

民法 466 条（債権の譲渡性）

債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当事者が反対の意思を表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。

民法 662 条（寄託者による返還請求）

当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。

⁶⁻⁷IFC, “*BANK PAYMENT OBLIGATION: FINANCIAL INSTRUMENTS TO MANAGE RISK IN THE OPEN ACCOUNT TRADE*”, pp5-8

⁶⁻⁸奈良順司、「貿易金融電子化の系譜」、『日本貿易学会誌』第 52 号、日本貿易学会、

2015年3月、30-33頁

⁶⁻⁹⁾長沼健(2015年)『国際運送書類の歴史的変遷と電子化への潮流』、文真堂、22-24頁、東証一部・二部上場企業186社の海上運送書類の使用状況。

⁶⁻¹⁰⁾公益社団法人商事法務研究会(2013年)『運送法制研究会報告書』、63頁にて、海上運送状に対する法的規律を設けるべきとの提言がなされている。

https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/126833/unso_report.pdf/ed423b9f-268b-458c-926f-d8a74158e408 (最終閲覧日:2022年1月31日)

尚、SWBに関する法的規律については、2014年4月より、法制審議会商法(運送・海商関係)部会にて審議され、2015年3月11日「商法(運送・海商関係)等の改正に関する中間試案」が決定された。

法務省HP 法制審議会 - 商法(運送・海商関係)部会

http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_syoho.html

(最終閲覧日:2022年1月31日)

法務省民事局参事官室、『商法(運送・海商関係)等の改正に関する中間試案』、9-15頁、2015年3月

法務省民事局参事官室(2015年)『商法(運送・海商関係)等の改正に関する中間試案の補足説明』、43-44頁

法制審議会商法(運送・海商関係)部会(2014年)「法制審議会 商法(運送・海商関係)部会 第4回会議 議事録」、43-50頁

⁶⁻¹¹⁾山口修司(2013年)「平成25年度JASTPROセミナーより「海上運送書類(B/LとSea Waybill)の法的問題点と将来の展望について」(後編)」、『JASTPRO』第39巻、第6号(通巻第420号)、日本貿易関係手続簡易化協会、2-5頁に「海上運送状に関するCMI統一規則」に詳しい。

⁶⁻¹²⁾税関HP掲載の税関様式C第1100号「保証書」記載要領参照のこと。保証書に押捺する銀行の印鑑について、事前に届け出ることを明記している。

http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C1100k-1106k.pdf

(最終閲覧日:2022年1月31日)

⁶⁻¹³⁾わが国銀行による外為EBでは、輸入書類到着時の「書類到着案内(Arrival Notice - A/N)」や、被仕向信用状の通知等をPDF形式等で電子的に顧客に送信する体制が確立している。

代表的な外為EBサービス事例

三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行 HP

http://www.bk.mufg.jp/houjin/it/gaitame/web_banking/BizSTATION/index.html

<http://www.smbc.co.jp/hojin/eb/e-trade/index.html>

(最終閲覧日：2022年1月31日)

⁶⁻¹⁴⁾佐藤武男 (2013年)『貿易電子化で変わる中小企業の海外進出』、中央経済社

⁶⁻¹⁵⁾檜垣拓也 (2014年)「電子船荷証券を用いた essDOCS の電子貿易取引スキームについて」、『国際金融』1266号、58-64頁

⁶⁻¹⁶⁾檜垣拓也 (2015年)「ICCによる銀行支払確約に関する統一規則 (URBPO) の特徴とその推進」、『国際商事法務』Vol. 43 No. 1 (通巻 631号)、50-59頁

⁶⁻¹⁷⁾檜垣拓也 (2017年)「報告シラバス 拡大する essDOCS の電子貿易取引と、電子海上運送状活用の提言」、『国際商取引学会年報』第 19号、118-131頁

⁶⁻¹⁸⁾釜井大介 (2015年)「BPO 発展に向けた実務面からの考察—商品性、リスクおよびその発展性について—」(『金融法務事情』2016号、43-51頁

⁶⁻¹⁹⁾受託業務の典型的な事例として、三菱東京 UFJ 銀行の「外為受託サービス」を挙げたい。同サービスの内容は、①業務体制の整備、②コストの削減、③事務負担の軽減、の3点について課題を抱える委託行に提供するとしており、同サービスの特徴として、①利用する委託行側の事務フローに準拠、②委託行とのウェブによる正確・迅速な事務連絡、③受託専任体制によるサービスの提供、の3つを挙げている。

詳細は、「三菱東京 UFJ 銀行 外為受託サービス」, at

<http://www.bk.mufg.jp/houjin/kinyu/gaitame/index.html>

(最終閲覧日：2017年12月29日)を参照。

また、SWIFT 以外の、代表的な委託のケースとして外為円決済制度が挙げられる。これは、SWIFT によって送受信される支払指図等に基づく円カバー資金決済を行うシステムであり、2017年6月末現在の外為円決済制度の参加銀行は、日銀ネットに直接参加して外為円決済事務を行う加盟銀行(26行)、加盟銀行に外為円決済事務を委託して間接的に参加する決済制度事務委託銀行(173行)およびCLS銀行の合計200行である。

ここでは、決済制度事務委託銀行が委託行、加盟銀行が受託行の立場となる。詳細は、全国銀行協会「2017年外国為替円決済制度に関する情報開示」(2017年7月)2頁、at

<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news290731.pdf>

(最終閲覧日：2022年1月31日)参照。

⁶⁻²⁰⁾SWIFT では信用状発行は電文雛形 700 番—Message Type 700 (MT700) Issue of a Documentary Credit に基づき発信される。SWIFT は、MT700 の基本的な役割を、Indicates the terms and conditions of a documentary credit と規定している。詳細は

“*Message Reference Guide Category 7 - Documentary Credits and Guarantees for Standards MT November 2021*”, p. 17, 23 Jul 2021, at

https://www2.swift.com/knowledgecentre/rest/v1/publications/us7m_20210723/2.0/us7m_20210723.pdf?logDownload=true

(as of January 31, 2022) 参照。

⁶⁻²¹⁾SWIFT では信用状転送は電文雛形 710 番—Message Type 710 (MT710) Advice of a Third Bank’s or a Non-Bank’s Documentary Credit に基づき発信される。SWIFT は、MT710 の基本的な役割を、This message is sent by an advising bank, which has received a documentary credit from the issuing bank or the non-bank issuer, to the bank advising the beneficiary or another advising bank. と規定している。SWIFT、前掲著 20), p. 91.

⁶⁻²²⁾SWIFT、前掲著 20), p. 17-18, 91-92.

⁶⁻²³⁾信金中央金庫は、信用金庫の業務機能の補完を行っており、本稿に関連する部分では、①市場関連業務のサポートとして、信用金庫との間でデリバティブ取引、外国為替・外貨資金取引および有価証券取引、②決済業務のサポートとして、内国為替・外国為替のほか、資金中継等の決済業務を取扱う。

詳細は、<http://www.shinkin-central-bank.jp/about/profile/information.html>

(最終閲覧日：2022 年 1 月 31 日) 参照。

⁶⁻²⁴⁾取引関係管理ツール (Relationship Management Application—RMA) とは、SWIFT にアクセスする際に銀行間の通信許可を管理するシステムであり、従来の 2 者間の鍵交換 (Bilateral Key Exchange—BKE) を置き換える形で 2008 年に導入された。SWIFT が、de facto standard となって以降、コルレス契約締結は、RMA 上で相手との通信を許可することを意味している。詳細は、

中島真志 (2009 年) 『SWIFT のすべて』、東洋経済新報社、257-264 頁 参照。

⁶⁻²⁵⁾本件に関しては、2017 年 12 月 26 日に、TSU-BPO 取引を行っている金融機関等に架電ヒアリングを実施し確認した。

⁶⁻²⁶⁾URBP0750 の規定については以下を参照。

西口博之 (2013 年) 「貿易取引の変化と代金決済方法の多様化—ICC による銀行支払保

証統一規則 URBPO750 に関連して」、『NBL』第 1015 号、25-32 頁、及び、
釜井大介（2013 年）「BPO 統一規則（URBPO）の概要」、『金融法務事情』1974 号、60-61
頁

⁶⁻²⁷⁾ 『外国向為替手形取引約定書』、の第 3 条（担保）、第 15 条（買戻債務）に関する部
分については、以下を参照。

松本貞夫（1983 年）「外国向為替手形取引約定書ひな型の制定について」、『金融』434
号、13-25 頁、及び

経済法令研究会（1983 年）『外国向為替手形取引約定書ひな型の解説』、経済法令研究
会

⁶⁻²⁸⁾ 『信用状取引約定書』の第 3 条（担保）、第 11 条（償還債務）に関する部分につい
ては、以下を参照。

全国銀行協会「信用状取引約定書ひな型の制定」（『金融』第 502 号、1989 年 1 月）22-
31 頁

⁶⁻²⁹⁾ 外為 EB のデータ送受信機能の典型的な事例として、三井住友銀行の「Global e-Trade
サービス」の輸入 LC サービス（輸入決済機能）を挙げたい。同機能では、輸入商が、
海外から到着する輸入書類の内容を記した輸入手形書類到着案内通知書－Arrival
Notice を郵送受領ではなく、電子メールで輸入手形書類到着通知、画面上で Arrival
Notice 及び、Invoice 等、輸入書類の内容確認が可能となる。

詳細は、「三井住友銀行の「Global e-Trade サービス」、輸入 LC サービス」
<http://www.smbc.co.jp/hojin/eb/e-trade/service2.html>

（最終閲覧日：2022 年 1 月 31 日）及び、

三井住友銀行の「Global e-Trade サービス」、導入事例、輸入 LC サービス（輸入決済機
能）の利用例(2)」

<http://www.smbc.co.jp/hojin/eb/e-trade/jirei.html>

（最終閲覧日：2022 年 1 月 31 日）参照。

⁶⁻³⁰⁾ 金融庁は、2016 年 9 月のベンチマーク発出により、地域金融機関に地域経済活性化
へ一層の貢献を求める方針を明確化した。

詳細は、金融庁『金融仲介機能のベンチマーク』

<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160915-3/01.pdf>

（最終閲覧日：2022 年 1 月 31 日）及び、

金融庁 HP「金融仲介機能のベンチマークについて～自己点検・評価、開示、対話のツー

ルとして～」

<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20160915-3.html>

(最終閲覧日：2022年1月31日) 参照。

⁶⁻³¹⁾ 財務省「国際収支総括表【年度・半期】」、2021年、

https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/bp_trend/bpnet/sbp/s-1/6s-1-2.csv

(最終閲覧日：2022年1月31日)

⁶⁻³²⁾ ICC, ” 2018 GLOBAL TRADE - SECURING FUTURE GROWTH ”, 2018年, pp31-34,

<https://iccwbo.org/publication/global-survey-2018-securing-future-growth/>

(最終閲覧日：2022年1月31日)

⁶⁻³³⁾ 井上泰伸 (2010年)「貿易金融の事例検証と銀行の与信管理」、『国際商取引学会年報』第12号、99-109頁

⁶⁻³⁴⁾ 井上泰伸、前掲書33)、102-105頁

⁶⁻³⁵⁾ 井上泰伸、前掲書33)、105-106頁

⁶⁻³⁶⁾ 井上泰伸、前掲書33)、106頁 図5

⁶⁻³⁷⁾ 外国為替円決済制度・外国為替円決済システムについては、以下を参照。

中島真志 (2013年)『決済システムのすべて (第3版)』東洋経済新報社、290-297頁

⁶⁻³⁸⁾ 全国銀行協会 (2019年)「外国為替円決済制度に関する FMI 原則にもとづく情報開示について 別添資料 2019年 外国為替円決済制度に関する情報開示」、4ページ、

<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news310731.pdf>

(最終閲覧日：2022年1月31日)

⁶⁻³⁹⁾ 前掲書38)、2頁

⁶⁻⁴⁰⁾ 日本銀行 (2019年)『金融システムレポート (2019年4月)』、88-90頁、

<http://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/data/fsr190417a.pdf>

(最終閲覧日：2022年1月31日)

⁶⁻⁴¹⁾ ICC, 前掲書32)、pp75-80

⁶⁻⁴²⁾ ICC, 前掲書32)、pp33-34

⁶⁻⁴³⁾ ICC, ” 2016 ICC TRADE REGISTER REPORT GLOBAL RISKS IN TRADE FINANCE ”, 2016年, pp21-56,

<https://www.icc-switzerland.ch/images/8.ICC-Trade-Register-Report-2016.pdf>

(as of January 31, 2022)

⁶⁻⁴⁴⁾ 日本経済新聞電子版「三菱 UFJ 平野社長、ATM 開放「共同運営会社も」、2018 年 11 月 13 日、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ037707570T11C18A1EE9000/>

(最終閲覧日：2022 年 1 月 31 日)

⁶⁻⁴⁵⁾ 日本経済新聞電子版「マネロン対策で「特需」、セブン銀に地銀が順番待ち」、2019 年 3 月 6 日、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ042104750W9A300C1EE9000/>

(最終閲覧日：2022 年 1 月 31 日)

参考文献

- Comité Maritime International, “*CMI Uniform Rules for Sea Waybills*”, 1990
- ICC, “*The ICC Guide to the Uniform Rules for Bank Payment Obligations*”, 2014
- 中村中、佐藤武男、『貿易電子化で変わる中小企業の海外進出』、中央経済社、2013 年 1 月
- 中島真志 (2009 年) 『SWIFT のすべて』、東洋経済新報社
- 西口博之 (2013 年) 「新しい貿易金融サービス—SWIFT/ICC による電子信用状の行方—」、『国際金融』1250 号、外国為替貿易研究会、66-73 頁
- 檜垣拓也、「L/C に代わる TSU/BPO の動向、有効性、並びに推進課題の考察」、『国際商取引学会年報』第 15 号、2013 年 5 月、34-47 頁
- 檜垣拓也 (2013 年) 「「銀行支払確約」付 TSU の仕組み・現状と SME 利用への考察」、『国際金融』1249 号、外国為替貿易研究会、74-81 頁
- 釜井大介 (2013 年) 「BPO 統一規則 (URBPO) の概要」、『金融法務事情』1974 号、60-61 頁
- 山口修司 (2013 年) 「平成 25 年度 JASTPRO セミナーより「海上運送書類 (B/L と Sea Waybill) の法的問題点と将来の展望について」(前篇)・(後編)」、『JASTPRO』第 39 巻、第 5・6 号 (通巻第 419・420 号)、日本貿易関係手続簡易化協会、1-13 頁・1-15 頁
- 檜垣拓也 (2014 年) 「TSU/BPO 取引の概要と「銀行支払確約に関する統一規則」」、『国際商事法務』Vol. 42, No. 1 (通巻 619 号)、国際商事法務研究所、49-60 頁
- 檜垣拓也 (2015 年) 「ICC による銀行支払確約に関する統一規制 (URBPO) の特徴とその推進」、『国際商事法務』Vol. 43, No. 1 (通巻 631 号)、国際商事法務研究所、50-59 頁
- 佐藤武男 (2015 年) 「「電子貿易決済サービス (TSU・BPO) による貿易ビジネスの革新」(上) 一貿易円滑化とビジネスの迅速化で日本と世界の貿易発展につなげる—」、『貿易と関税』、通巻第 743 号、日本関税協会、42-52 頁

佐藤武男（2015年）「電子貿易決済サービス（TSU・BPO）による貿易ビジネスの革新」
（下）「貿易円滑化とビジネスの迅速化で日本と世界の貿易発展につなげる」、『貿易
と関税』、通巻第744号、日本関税協会、4-14頁

第7章

脚注（本文中「^{7-x)}」と表示）

⁷⁻¹⁾ Jamie Dimon, “*Letter for Shareholders FY2014*”, JPMorgan Chase, 2015, pp29

⁷⁻²⁾ フィンテック企業に関する定義については、既存の金融 IT 関連企業や、大手 IT 企業等を含めるか否かで様々な定義がある。本稿以外の定義については、以下を参照。

楠真（2016年）『FinTech 2.0—金融と IT の関係がビジネスを変える』、中央経済社、11-26 頁

⁷⁻³⁾ アクセンチュア（2016年）『フィンテック 金融維新へ』、日本経済出版社、51-67 頁

⁷⁻⁴⁾ John McCarthy, “*A Proposal for the Dartmouth Summer Research Project on Artificial Intelligence*”, August 31, 1955

<http://www.aaai.org/ojs/index.php/aimagazine/article/view/1904/1802>

(as of January 31, 2022)

⁷⁻⁵⁾ ブロックチェーンの構造、その代表的取組事例である仮想通貨での活用方法については、以下を参照。

岡田仁志他（2015年）『仮想通貨』、東洋経済新報社、31-75 頁

増島雅和（2016年）「ブロックチェーンのビジネス応用について」、『月刊資本市場』第368号、資本市場研究会、4-10 頁

⁷⁻⁶⁾ R3CEV LLC（2015年）プレスリリース “*R3’s distributed ledger initiative grows to 42 bank members and looks to extend reach to the broader financial services community*”, December 17, 2015

⁷⁻⁷⁾ R3CEV LLC（2016年）プレスリリース “*R3 TACKLES TRADE FINANCING CHALLENGES WITH DISTRIBUTED LEDGER TECHNOLOGY*”, August 10, 2016

⁷⁻⁸⁾ SWIFT HP, Find a SWIFT gpi member

<https://www.swift.com/our-solutions/swift-gpi/about-swift-gpi/join-payment-innovation-leaders>

(as of January 31, 2022)

⁷⁻⁹⁾ SWIFT（2016年）“*The global payments innovation initiative factsheet*”

⁷⁻¹⁰⁾ アクセンチュア（2016年）「SWIFT と分散型台帳技術」、3-4 頁

SWIFT HP https://www.swift.com/file/27596/download?token=U_kdqhl1

（最終閲覧日：2022年1月31日）

⁷⁻¹¹⁾ 金融審議会（2015 年）『決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告』、21-25 頁

金融庁 HP, http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-2/01.pdf

（最終閲覧日：2022 年 1 月 31 日）

⁷⁻¹²⁾ 金融審議会（2015 年）『金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告』、10-15 頁

金融庁 HP http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-1/01.pdf

（最終閲覧日：2022 年 1 月 31 日）

⁷⁻¹³⁾ 経済産業省、野村総合研究所（2016 年）『平成 27 年度 我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査）報告書』、44 頁

⁷⁻¹⁴⁾ 輸出手形買取にあたり、輸出商と取引金融機関間で締結される『外国向為替手形取引約定書』第 3 条（担保）に、「付帯荷物および付属書類は、外国向荷為替手形の買取によって負担する手形上、手形外の債務ならびにこれに付随する利息、割引料、損害金、手数料および諸費用の支払の担保として貴行に譲渡します。」、信用状発行にあたり、輸入商と取引金融機関間で締結される『信用状取引約定書』第 3 条（担保）に、「付帯荷物および付属書類は、信用状取引によって私が負担する債務ならびにこの取引に付随する利息、割引料、損害金、手数料、保証料および諸費用の支払の担保として、貴行に譲渡します。」と規定される。

⁷⁻¹⁵⁾ 金融審議会、前掲書 11)、21-25 頁、

⁷⁻¹⁶⁾ 全国銀行協会（2017 年）『ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会報告書ーブロックチェーン技術が銀行業務に変革をもたらす可能性を見据えてー』、

<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news290346.pdf>

（最終閲覧日：2022 年 1 月 31 日）

⁷⁻¹⁷⁾ 経済産業省、野村総合研究所、前掲書 13)

⁷⁻¹⁸⁾ 三菱総合研究所（2017 年）『平成 28 年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（ブロックチェーン技術を活用したシステムの評価軸整備等に係る調査）調査報告書』、

http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000345.pdf

（最終閲覧日：2022 年 1 月 31 日）

⁷⁻¹⁹⁾ 日本総合研究所（2018 年）『平成 29 年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基

盤整備（分散型システムに対応した技術・制度等に係る調査）報告書』,
<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180723004/20180723004-2.pdf>

（最終閲覧日：2022年1月31日）

⁷⁻²⁰⁾ 全国銀行協会（2017年）『第4回決済高度化官民推進会議資料1 決済高度化に向けた全銀協の取組状況について』,

https://www.fsa.go.jp/singi/kessai_kanmin/siryoku/20171220/01.pdf

（最終閲覧日：2022年1月31日）

⁷⁻²¹⁾ SBI Ripple Asia（2016年）「「国内外為替の一元化検討に関するコンソーシアム」発足のお知らせ」,

http://www.sbigroup.co.jp/news/pdf/2016/1025_a.pdf

（最終閲覧日：2022年1月31日）

⁷⁻²²⁾ SBI Ripple Asia（2017年）「内外為替一元化コンソーシアムにおいて「RCクラウド」構築完了及び実証実験実施のお知らせ」,

http://www.sbigroup.co.jp/news/pdf/group/2017/0302_a.pdf

（最終閲覧日：2022年1月31日）

⁷⁻²³⁾ SBI Ripple Asia（2017年）「「内外為替一元化コンソーシアム」参加金融機関追加のお知らせ～三井住友銀行、ゆうちょ銀行が新たに参加し、参加金融機関は61行に～」,

http://www.sbigroup.co.jp/news/pr/pdf/2017/0711_a.pdf

（最終閲覧日：2022年1月31日）

但し参加行数については2018年3月に地方銀行11行が同コンソーシアムを離脱し50行まで減少したとの一部報道がなされている。

⁷⁻²⁴⁾ SBI Ripple Asia（2017年）「内外為替一元化コンソーシアムにおける「日韓送金実験」に関するお知らせ」,

https://www.sbigroup.co.jp/news/pdf/2017/1213_a.pdf

（最終閲覧日：2022年1月31日）

⁷⁻²⁵⁾ SBI Ripple Asia（2018年）「内外為替一元化コンソーシアムにおけるスマートフォン向け送金アプリ「Money Tap（マネータップ）」提供に関するお知らせ」,

http://www.sbigroup.co.jp/news/pdf/2018/0307_a.pdf

（最終閲覧日：2022年1月31日）

⁷⁻²⁶⁾ 日本経済新聞（2018年）「貿易リスク軽減にブロックチェーン、米中摩擦で脚光（CBINSIGHTS記事）」,

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ035263430S8A910C1000000/>

(最終閲覧日：2022年1月31日)

⁷⁻²⁷⁾ CBINSIGHTS, “How Banks Are Teaming Up To Bring Blockchain To Trade Finance”,

<https://www.cbinsights.com/research/banks-regulators-trade-finance-blockchain/>

(as of January 31, 2022)

⁷⁻²⁸⁾ SWIFT は gpi 導入効果として、①資金の即日利用が可能、②銀行間手数料の透明性と予測可能性が改善、③依頼人から受益者に至る決済の流れを追跡可能、④充実した決済情報を送信可能の4点を挙げている。gpi 導入状況等、基本的情報は以下を参照されたい：

SWIFT (2018年), “SWIFT global payments innovation”,

<https://www.swift.com/our-solutions/global-financial-messaging/payments-cash-management/swift-gpi/swift-gpi-document-centre>

(as of January 31, 2022)

⁷⁻²⁹⁾ SWIFT (2018年) プレスリリース「SWIFT— 転機となる DLT の実証実験を完了」,

⁷⁻³⁰⁾ 中島真志、「ビットコインの将来性」、日本金融学会 2017 年度秋季大会報告、2017 年 10 月 30 日、報告中のデータは、以下を参照

三菱総合研究所 (2017 年) 『平成 28 年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備 (ブロックチェーン技術を活用したシステムの評価軸整備等に係る調査)』、43 頁
脚注 15

https://www.meti.go.jp/english/press/2017/pdf/0329_004b.pdf

(最終閲覧日：2022年1月31日)

⁷⁻³¹⁾ 日本銀行 (2018 年) 『決済動向 (2018 年 3 月)』,

<http://www.boj.or.jp/statistics/set/kess/release/2018/kess1803.pdf>

(最終閲覧日：2022年1月31日)

⁷⁻³²⁾ 日本経済新聞、「禁忌に触れた仮想通貨「ザ・ダオ」の教訓」、2017 年 1 月 7 日,

https://www.nikkei.com/news/print-article/?R_FLG=0&bf=0&ng=DGXMZ011028470T21C16A2I10000&uah=DF311220161590

(最終閲覧日：2022年1月31日)

⁷⁻³³⁾ AS については、仮想通貨業者 (交換所運営企業等) や、関連する HP 等で説明があるが、統一された定義は確立していない状態である。

⁷⁻³⁴⁾ (株)富士通研究所 (2017年)「PRESS RELEASE (技術)「ブロックチェーン同士を安全につなげるセキュリティ技術を開発」」,

<http://pr.fujitsu.com/jp/news/2017/11/15.html> (最終閲覧日:2022年1月31日)

⁷⁻³⁵⁾ (株)NTTデータ (2017年)「ブロックチェーン技術を活用した貿易情報連携基盤の実現に向け、13社でコンソーシアムを発足」,

http://www.nttdata.com/jp/ja/news/services_info/2017/2017081501.html

(最終閲覧日:2022年1月31日)

⁷⁻³⁶⁾ (株)NTTデータ (2018年)「ブロックチェーン技術を活用した貿易情報連携基盤の実証事業を開始」, <http://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2018/082300.html>

(最終閲覧日:2022年1月31日)

⁷⁻³⁷⁾ (株)トレードワルツ HP

沿革 <https://www.tradewaltz.com/achievements/>

概念図 <https://www.tradewaltz.com/ecosystem/>

(最終閲覧日:2022年1月31日)

⁷⁻³⁸⁾ (株)三井住友フィナンシャルグループ、日本アイ・ビー・エム(株)他 (2017年)「貿易実務の高度化におけるブロックチェーン技術の適用可能性に関する実証実験開始について」, http://www.smfg.co.jp/news/pdf/j20171212_01.pdf

(最終閲覧日:2022年1月31日)

⁷⁻³⁹⁾ eTradeConnect HP, “Leading banks in Hong Kong are working to bring blockchain trade finance platform from proof-of-concept to production”, at

<https://www.etradeconnect.net/Portal/NewsDetail?id=7>

(as of January 31, 2022)

⁷⁻⁴⁰⁾ eTradeConnect HP, “Announcement on collaboration between eTradeConnect and we.trade”, at

<https://www.etradeconnect.net/Portal/NewsDetail?id=6>

(as of January 31, 2022)

⁷⁻⁴¹⁾ we.trade HP, “we.trade consortium becomes Joint Venture and gets ready to make its trade platform available to clients”, at

https://cms.wetrade.stag.prophets.me/app/uploads/we.trade_.press_.release.09.April.18.final.pdf

(as of January 31, 2022)

⁷⁻⁴²⁾we.trade プレスリリース, “*we.trade blockchain platform completes multiple real-time customer transactions*”

⁷⁻⁴³⁾we.trade, “*Announcement on collaboration between we.trade and eTradeConnect*”
内容は、eTradeConnect 前掲著 44) 参照。

⁷⁻⁴⁴⁾we.trade HP, “*we.trade are delighted to be a founding member of the new International Association of Trusted Blockchain Applications (INATBA)*”, at https://cms.we-trade.com/app/uploads/INATBA-Press-release_APRIL_3_2019-1.pdf (as of January 9, 2020)

⁷⁻⁴⁵⁾we.trade プレスリリース, “*Proud of having completed our first BPU based transaction through we.trade...*”, at <https://we-trade.com/article/proud-of-having-completed-our-first-bpu-based-transaction-through-we-trade> (as of January 9, 2020)

BPUに関する情報は、FAQの形で次のように記載されていた。

(最終閲覧日：2020年1月9日)

Q: How is Bank Payment Undertaking regulated, to what laws or regulations would it be subject?

A: The enrolling bank will issue a Bank Payment Undertaking upon the request of its customer, as a buyer. The Bank Payment Undertaking is issued in favour of the seller and constitutes an irrevocable and absolute undertaking by the Bank to make a payment directly to the seller, following the satisfaction of the Settlement Conditions defined in the Smart Contract. The Bank Payment Undertaking is governed by the law of England. It is very similar to the Bank Payment Obligation, governed by ICC’s Uniform Rules for BPO. However the difference is that BPU is based on fulfilment of settlement conditions in the smart contracts and payment is in favour of seller (not seller’s Bank).

we.trade HP, “*Frequently Asked Questions How is Bank Payment Undertaking regulated, to what laws or regulations would it be subject?*”, at <https://we-trade.com/faq/business> (as of January 9, 2020)

⁷⁻⁴⁶⁾奈良順司 (2015年) 「貿易金融電子化の系譜」、『日本貿易学会誌』第52号、2015年、28-38頁

1983年の米国B/L電子化プロジェクト (SeaDocs) の事例を挙げ、失敗原因として、①

システム構築コスト、②参加者の責務が不明で保険費用が多額、③登録機関への情報登録忌避、④B/Lの受渡が残る場合、これを忌避、⑤民間企業が登録機関になることへの懸念、⑥法的不備、⑦登録機関の情報公開制限、の7点を挙げている。

⁷⁻⁴⁷⁾Global Trade Review HP, “*Swift in talks about future of trade services utility*”, at

<https://www.gtreview.com/news/global/swift-in-talks-about-future-of-trade-services-utility/>

(as of January 31, 2022)

⁷⁻⁴⁸⁾Global Trade Review, “*Exclusive: Swift calls time on TSU*”, at

<https://www.gtreview.com/news/global/exclusive-swift-calls-time-on-tsu/>

(as of January 31, 2022)

Marc Delbaere 氏 (global head of corporates and trade at Swift) が次のコメントを述べている。 “*TSU has been a very niche success and important for banks and corporates using it, however its adoption has been limited, and as a cooperative we have to focus on solutions with wider adoption and application.*”

⁷⁻⁴⁹⁾essDOCS 社 HP, “*Cmatch to enable Bank Payment Obligation (BPO) continuity & facilitate fully digital trade finance*”, at

<https://www.essdocs.com/press-room/cmatch-enable-bank-payment-obligation-bpo-continuity-facilitate-fully-digital-trade>

(as of January 31, 2022)

⁷⁻⁵⁰⁾essDOCS の eBL、BPO+の概要については、以下を参照

檜垣拓也 (2014 年)「電子船荷証券を用いた essDOCS の電子貿易取引スキームについて」、『国際金融』1266 号、58-64 頁

檜垣拓也 (2017 年)「報告シラバス 拡大する essDOCS の電子貿易取引と、電子海上運送状活用の提言」、『国際商取引学会年報』第 19 号、118-131 頁

⁷⁻⁵¹⁾SWIFT HP, “*The digital transformation of cross-border payments Join the payment innovation leaders*”, at

<https://www.swift.com/our-solutions/swift-gpi/the-digital-transformation-of-cross-border-payments/members?tl=en#topic-tabs-menu>

(as of January 31, 2022)

⁷⁻⁵²⁾SWIFT HP, “*SWIFT announces global payments innovation initiative*”, at

<https://www.swift.com/news-events/press-releases/swift-announces-global-payments-innovation-initiative>

(as of January 31, 2022)

⁷⁻⁵³⁾ SWIFT, “*SWIFT GPI Making your cross-border payments faster, more transparent and traceable*”, pp10-23

⁷⁻⁵⁴⁾ SWIFT, 『SWIFT gpi : gpi ビジネスケース立案ガイド』

⁷⁻⁵⁵⁾ 貿易金融の内、輸出金融に関する『外国向為替手形取引約定書』の位置づけ及び主要条項については、以下を参照。

経済法令研究会 (1983 年) 『外国向為替手形取引約定書ひな型の解説』経済法令研究会、2-22 頁。

松本 貞夫 (1983 年) 「外国向為替手形取引約定書ひな形の制定について」、『金融』434号、13-25 頁。

輸入金融に関する『信用状取引約定書』の位置づけ及び主要条項については、以下を参照。

全国銀行協会連合会 (1989 年) 「信用状取引約定書ひな型の制定」、『金融』502 号、22-31 頁。

⁷⁻⁵⁶⁾ 民法の根拠条文として、662 条 (寄託者による返還請求) 「当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる」及び、466 条 (債権の譲渡性) 「債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない。2 前項の規定は、当事者が反対の意思表示した場合には、適用しない。ただし、その意思表示は、善意の第三者に対抗することができない。」が挙げられる。

⁷⁻⁵⁷⁾ Global Trade Review HP, “*Why some banks still back BPO*”, at

<https://www.gtreview.com/news/fintech/why-some-banks-still-back-bpo/>

(as of January 31, 2022)

⁷⁻⁵⁸⁾ 2019 年 11 月に TSU-BPO 取引を推進しているメガバンク 1 行にヒアリングを実施した。その際、同行担当者より、「TSU-BPO 取引の提案時に、全ての信用状取引商流の完全な代替が実現できるならば導入しても良いが、全量移行できず信用状取引が一部でも残る場合は、事務が二分化し、大きな負担になるとの反応が多く、導入の最大のハードルとなった。」との発言があった。邦銀の TSU-BPO 取引推進状況については、以下を参照のこと。

釜井大介（2013年）「BPO 統一規則（URBPO）の概要」、『金融法務事情』1974号、55-65頁

釜井大介（2014年）「貿易データマッチング基盤への参加により最短3日で決済可能に」、『金融財政事情』1950号、20-26頁

釜井大介（2015年）「BPO 発展に向けた実務面からの考察—商品性、リスクおよびその発展性について—」、『金融法務事情』2016号、43-51頁

⁷⁻⁵⁹⁾長沼健（2014年）「国際商取引における電子運送書類の必要性とその普及理論」、『同志社商学』第66巻1号、302-324頁

⁷⁻⁶⁰⁾Rogers、三藤利雄訳（2007年）『イノベーションの普及』第6章「普及ネットワーク」翔泳社、255-336頁

参考文献

辻庸介他（2016年）『FinTech 入門』、日経BP社

隈本正寛（2016年）『Fintech とは何か—金融サービスの民主化をもたらすイノベーション』、きんざい

宿輪純一（2015年）『決済インフラ入門』、東洋経済新報社

中島真志（2016年）『外為決済とCLS銀行』、東洋経済新報社

野口悠紀雄（2014年）『仮想通貨革命—ビットコインは始まりにすぎない』、ダイヤモンド社

齊藤賢爾（2015年）『未来を変える通貨 ビットコイン改革論』、インプレス R&D

齊藤賢爾（2014年）『これでわかったビットコイン：生きのこる通貨の条件』、太郎次郎社エディタス

野村総合研究所（2016年）『IT ロードマップ 2016年版—情報通信技術は5年後こう変わる!』、東洋経済新報社

経済産業省（2016年）『産業・金融・IT融合に関する研究会（FinTech研究会）発言集』

経済産業省（2016年）『産業・金融・IT融合(FinTech)に関する参考データ集』

トーマツ（2016年）『金融・IT融合(FinTech)の産業金融等への影響に関する調査研究』

中島真志（2017年）『アフター・ビットコイン：仮想通貨とブロックチェーンの次なる覇者』、新潮社

楠真（2016年）『FinTech 2.0—金融とITの関係がビジネスを変える』、中央経済社

岡田仁志他（2015年）『仮想通貨』、東洋経済新報社

翁 百合、柳川 範之、岩下 直行（2017年）『ブロックチェーンの未来 金融・産業・社会はどう変わるのか』、日本経済新聞出版社

森・濱田松本法律事務所 増島 雅和（2017年）『FinTech の法律 2017-2018』、日経 BP 社

松尾真一郎（2018年）『ブロックチェーン技術の未解決問題』、日経 BP 社

久保田 隆（2018年）『ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法』、中央経済社

Government Office for Science, “*FinTech Futures The UK as a World Leader in Financial Technology*”, Mar. 2015

Government Office for Science, “*Distributed Ledger Technology beyond block chain*”, Jan. 2016

World Bank Group, “*Distributed Ledger Technology (DLT) and Blockchain*”, Dec. 2017

終章

脚注（本文中「^{8-x)}」と表示）

⁸⁻¹⁾ 全国銀行協会（2017年）『ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に関する検討会報告書ーブロックチェーン技術が銀行業務に変革をもたらす可能性を見据えてー』,

<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news290346.pdf>

（最終閲覧日：2022年1月31日）

⁸⁻²⁾ Global Trade Review HP, “*Why some banks still back BPO*”, at

<https://www.gtreview.com/news/fintech/why-some-banks-still-back-bpo/>

(as of January 31, 2022)

⁸⁻³⁾ 金子雄介、田村浩気、河合伸浩、田中俊太郎、岡知博（2019年）「貿易実務のブロックチェーン利用、実践と課題」（『デジタルプラクティス』第10巻3号、492-505頁

⁸⁻⁴⁾ UCP600 第2条（定義）に以下のように規定されている。

「信用状 (Credit)」とは、いかなる名称が付されまたは表示がなされているかを問わず、取消不能（撤回不能：irrevocable）であって、充足した呈示をオナー（honour）することの発行銀行の確約となる取決め（arrangement）をいう。

⁸⁻⁵⁾ ICC HP, “*The International Chamber of Commerce (ICC) Banking Commission has issued new electronic rules (eRules) to advance the digitalisation of trade finance practices.*”, at

<https://iccwbo.org/media-wall/news-speeches/icc-banking-commission-releases-new-erules-use-electronic-documents/>

(as of January 31, 2022)

⁸⁻⁶⁾ ICC HP, “*Uniform Rules for Digital Trade Transactions (URDTT) Version 1.0*”

<https://2go.iccwbo.org/uniform-rules-for-digital-trade-transactions-urdt-version-1.html>

(as of January 31, 2022)

謝辞

本論文の作成に当たり、多くの先生方のご指導を賜りました。多大なご支援・ご指導の下、ここに論文を完成させることができました。

はじめに、博士論文審査の主査をお引き受け頂いた、経営学部教授の勝田英紀先生に御礼を申し上げます。一実務家であった私に、貿易実務に関する研究領域の広さと奥深さについて気づく機会を与えて頂きました。また、長年実務経験を積んだ銀行外国為替業務に関する研究を始めた頃より、学会での研究報告、投稿論文へご指導を賜りました。その後、研究、教育の道に進む際にも、多くのご助言を賜り、近畿大学へ奉職したのちも公私を問わず親身にご指導、ご助言を賜りました。これまで私の研究者としての道程をお示し頂いたこと、改めて感謝申し上げます。

また、博士論文審査の副査をお引き受け頂いた、経営学部教授の渡辺泰明先生、稲葉浩幸先生にも感謝申し上げます。両先生におかれましては、近畿大学奉職後に、右も左もわからない私に、研究、教育、校務それぞれの面で、多くのご指導、ご助言を賜りました。主査、副査の先生方によるご指導、ご助言にも拘わらず、甚だ稚拙な論文となりましたが、完成の日を迎えることができました。ここに改めて感謝の意を表すと共に、今後ともご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

さらに、学会活動を通して様々なご指導を賜りました日本貿易学会、国際商取引学会、日本港湾経済学会所属の先生方、実務家の皆様にも感謝申し上げます。とりわけ、日本大学平野英則先生、麗澤大学中島真志教授、同志社大学長沼健教授、元三菱 UFJ 銀行の佐藤武男様、水口久仁彦様、後藤守孝様、桧垣拓也様、三菱 UFJ 銀行の釜井大介様、三井住友銀行の井上泰伸様には、研究に際して多大なご指導、ご助言を賜りました。

なお昨年ご逝去された、元大阪商業大学教授の八尾晃先生には、銀行実務家の大先輩として研究を始めた当初様々なご助言、ご指導を賜りました。ここに心よりご冥福をお祈りすると共に、感謝申し上げたいと存じます。

最後に妻敬子に対して感謝をしたいと存じます。26 年間の多忙な銀行員時代を通し献身的に支えてくれました。また研究者へ転身する際にも快く背中を押してくれました。近畿大学奉職後も変わらず支えてくれました。私事で誠に恐縮ですが、ここに感謝の意を表したいと存じます。

2022 年 2 月

花木 正孝